

**神奈川県**

自治総合研究センター

平成18年度部局共同研究チーム報告書

## 地方公共団体における市場化テスト

---

～ 公共サービス改革法に基づく手続きを中心に～

2007（平成19）年3月



## まえがき

神奈川県自治総合研究センターでは、研究事業の一環として、地方公共団体の行政運営上の課題を研究テーマに設け、テーマに関する部局の職員と当センターの職員等で研究チームを設置して研究を行っています。

平成18年度は、自治総合研究センターの自主的な研究である独自研究を進めるとともに、部局共同研究チームを2チーム発足させています。

本報告書は、このうち部局共同研究チームによる「市場化テスト」を研究テーマとした調査研究の成果をまとめたものです。

全国の地方公共団体は、厳しい財政状況に対応するため「簡素で効率的な政府」の実現を目指すとともに、高度・多様化する住民ニーズにこたえるべく限られた財源の「選択と集中」による配分を可能とするため、様々な行財政改革に取り組んできています。

こうした取組は、例えば、公共サービス提供業務の外部委託化、提供業務自体の民営化や民間移譲、PFI、指定管理者制度等の各制度の実施、構造改革特区の活用といった住民の皆さんへの公共サービスの提供という部分でも進んでいます。

平成18年6月に、こうした取組の集大成として、これまで行政に限られていた公共サービスの提供の分野に「競争環境」を作り出し、最適な担い手に公共サービスを提供してもらうことによって公共サービスのコストと質の双方を向上させることを目的として「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が公布され、同年7月から施行されました。この法律により、地方公共団体が行っている公共サービスのうち法に規定された公共サービスを外部委託する場合には、法律に規定された手続にのっとり対応が求められることとなりますが、その具体的な手続については地方公共団体自らが条例等により具体的に決定しなければなりません。

本研究では、法律の施行を踏まえ、市場化テストを進めるためのハンドブックになればという思いで、地方公共団体が法に基づく市場化テストや独自の市場化の取組を進めようとする場合に検討しなければならない課題や対応を地方公共団体職員の目線で検討しています。

本報告書が、今後の行政施策を進める上で参考となれば幸いです。

最後になりましたが、今回の研究に際して、助言をいただいた関係者の皆様に対し、心より感謝します。

2007（平成19）年3月

神奈川県自治総合研究センター  
所長 小宮久雄



# 目 次

---

概要編	1
本編	17
第1章 地方公共団体にとって公共サービス改革法とは	
第1節 公共サービス改革法と市場化テスト	19
1 市場化テストをめぐって～本研究の目的	19
2 我が国における市場化テスト導入に向けた動き～公共サービス改革法成立の背景	19
3 市場化テストの本質	21
第2節 公共サービス改革法の概要	24
1 公共サービス改革法の趣旨及び基本理念	24
2 公共サービス改革法における国の実施プロセス	26
3 地方公共団体における公共サービス改革法	30
4 本研究における「市場化テスト」	36
第3節 法制度導入の検討に向けて	39
1 地方公共団体における民間活力の活用の状況	39
2 公共サービス改革法の成立を踏まえた公共サービスの最適な実施主体・担い手の 選択	40
第2章 地方公共団体における新たな競争入札制度実施プロセス	
第1節 法に基づく実施のプロセス	47
1 特定公共サービスの実施のプロセス	47
2 特定公共サービスを追加する場合・都道府県が法に基づく制度を導入する場合の 実施のプロセス	55
3 プロセスを検討した結果	56
第2節 想定される課題と対応の方向	61
制度導入の決定まで（基本的方針の決定）	65
対象事業選定まで（対象の特定化）	72
入札の実施に向けて（入札の準備）	91
落札者の決定まで（入札の実施）	118
業務開始まで（落札者決定後の対応）	127
事業の実施から（事後の対応）	137
第3節 実施に向けた条例等の整備について	161
1 法で条例・規則事項とされている事項	161
2 法令の規定との見合いで実務上、条例又は規則で規定を検討すべき事項	165
3 法施行条例・規則の検討	168

第4節 法に基づく官民競争入札等の総括的な効果と課題～地方公共団体の視点から	177
1 公共サービス改革法の総括的な効果	177
2 公共サービス改革法に基づく市場化テストを導入する場合の条件整備～業務開始までに要する期間と業務分析、行政コストの算出と費用対効果	177
3 円滑な制度導入のための課題～地方公共団体自らでは対応できない課題	178
第3章 市場化テストの活用に向けて	
第1節 地方公共団体における市場化テスト活用の状況	183
1 市場化テストをめぐる地方公共団体の現状	183
2 各地方公共団体の具体的な状況	185
3 いわゆる「自治体版市場化テスト」の姿	188
第2節 地方公共団体における市場化テストの活用の可能性	191
1 自治体版市場化テストの種類	191
2 地方公共団体が市場化テストを導入する場合に検討すべき事項	194
3 まとめ	200
参考資料編	201
公共サービス改革法対照表	203
研究チーム員名簿等	235

# 概 要 編





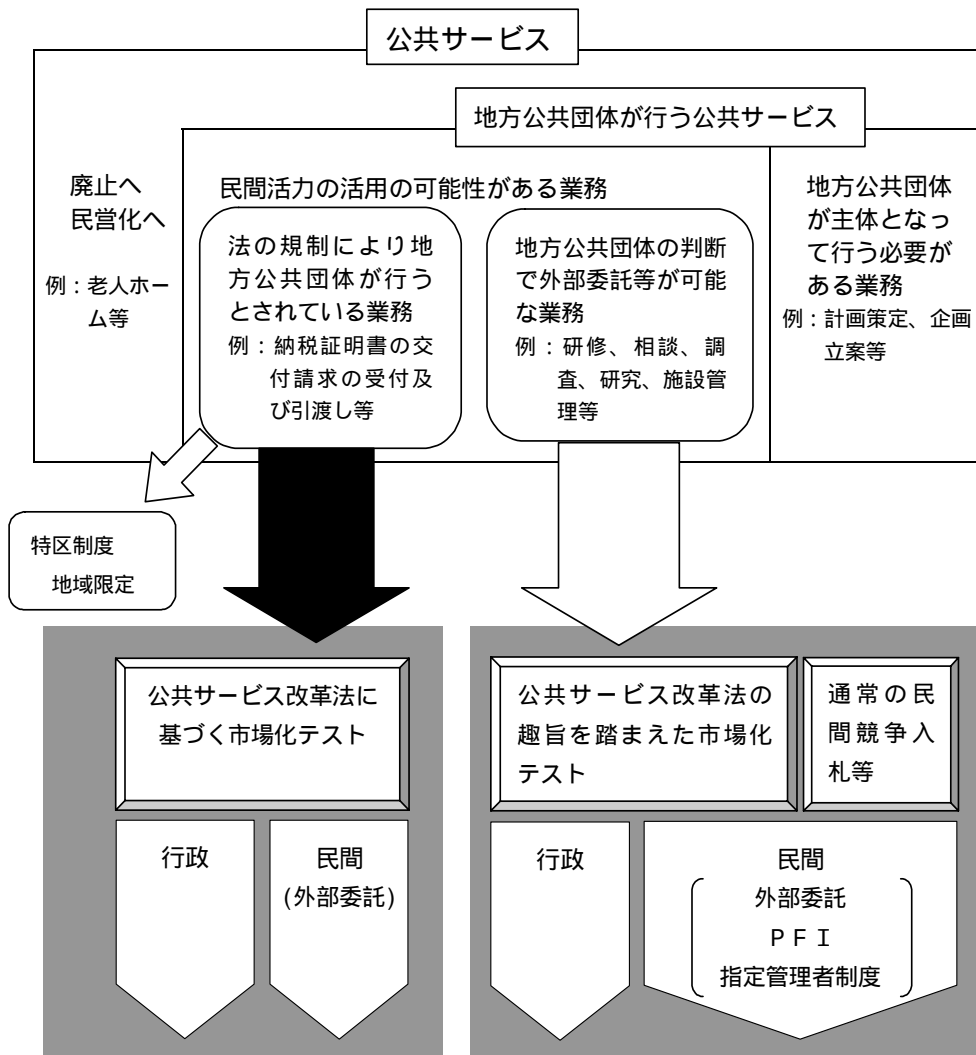
# 報告書の概要

## 【研究の目的】

新たな行政運営手法の一つとして「市場化テスト」という言葉が注目を集めている。この市場化テストは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以下、「公共サービス改革法」又は「法」という。)が平成18年7月に施行されたことにより、本格的な導入の段階に入ったといえる。実際、地方公共団体においても、いくつかの積極的な団体においては、試行的に制度の導入を開始しており、今後、さらに本格的な制度導入も予想される。

そこで、本研究においては、こうした状況を踏まえ、いわゆる「市場化テスト」の中に位置付けられる仕組みの中でも、このたび成立した公共サービス改革法に基づく新たな競争入札制度を研究の主な対象とし、地方公共団体がこの仕組みを導入する際に必要となる手続やそれに伴う課題を整理することを主な目的とする。

図 公共サービスの提供と最適な担い手のイメージ



## 【報告書の構成】

### 第1章 地方公共団体にとって公共サービス改革法とは

公共サービス改革法と市場化テストの関係、公共サービス改革法の概要、円滑な法制度導入の検討に向けた基本的な考え方について整理

### 第2章 地方公共団体における新たな競争入札制度実施プロセス

法に基づく実施のプロセス、そのプロセスごとに想定される課題と対応の方向、実施に向けた条例等の整備及び地方公共団体の視点から法に基づく官民競争入札等の総括的な効果と課題について提起

### 第3章 市場化テストの活用に向けて

地方公共団体における市場化テスト活用の状況、地方公共団体における市場化テストの活用の可能性について検討し、その結果を整理

## 第1章 地方公共団体にとって公共サービス改革法とは

### 第1節 公共サービス改革法と市場化テスト

国と地方の財政は厳しい状況にあり、「簡素で効率的な政府」の実現を図っていくことが喫緊かつ最重要な課題とされている一方で、国民のニーズの多様化、高度化にこたえるために限られた財源を「選択と集中」により適切に配分していくなど、公共サービスの提供の在り方自体の見直しが迫られている。

国や各地方公共団体においては、業務の外部委託、事業の民営化、PFI(Private Finance Initiative)、指定管理者制度等の各制度の導入・実施、構造改革特区の活用等に取り組んできたところであるが、これらの制度については、対象が限定されていることや法律の規制等の制約があること、また民間の創意工夫を發揮した規制緩和が全国展開できないことなど、社会経済環境が急速に複雑多様化していく中で、横断的な公共サービス改革を実施するには不十分な点があることが指摘されている。

そこで、これらが抱える限界を克服するための手法として注目されたのが、既に多くの先進諸国で導入されているいわゆる「市場化テスト」であり、導入の本格的検討が平成16年以降続けられた。その結果、「民間にできることは民間に」の観点から、民間の創意工夫が生かされる環境整備を行い、公平・公正な官民競争入札及び民間競争入札(以下両者を合わせて「官民競争入札等」という。)の導入を実現するための新たな法律として、公共サービス改革法が平成18年6月2日に公布され、同年7月7日に施行された。

市場化テストは、諸外国においては「官民競争入札制度」を意味することが多いが、導入している国々においても実践する政策論に多様な考え方があり、必ずしも一様ではない。しかしながら、その中で共通した理念となっているのが、公共サービスを競争環境に置くことでより良いサービス提供の実現を目指すという点である。このような「競争の重要性」という考え方が、市場化テストの根本にある。

市場化テストの目的は、これまで独占的であった公共サービスの分野に競争環境をつくり出すことにより、コストに見合った最善の価値の実現が確保されることを目指すことにあることから、我が国の公共サービス改革法においては、特に官民競争入札に限定せず、民間競争入札も含んだ制度設計となっている。

表 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等とPFI制度、  
構造改革特区制度、指定管理者制度等の既存制度との違い

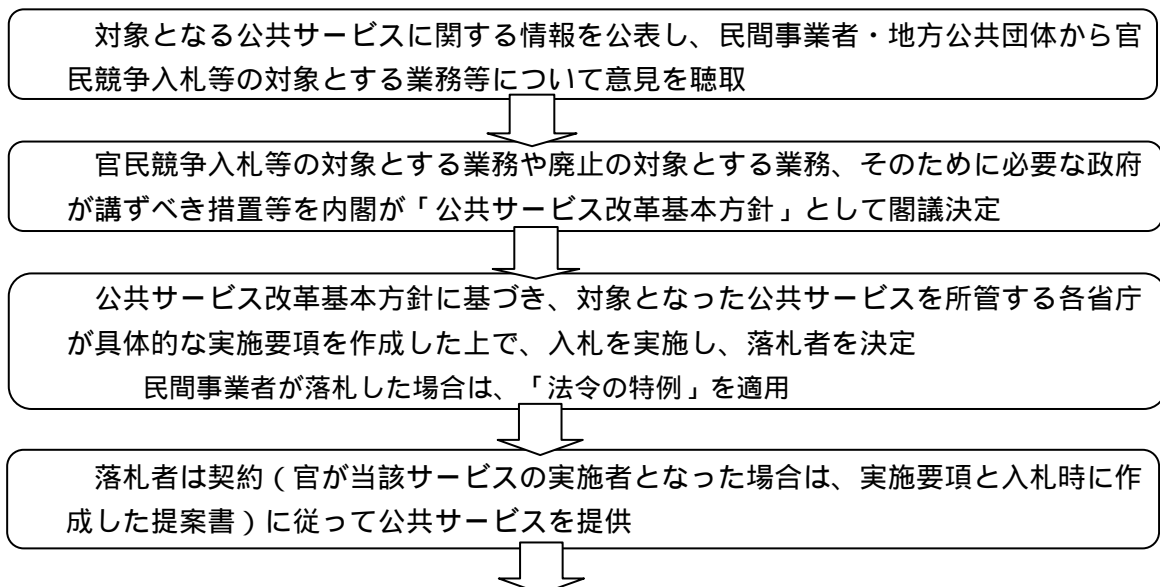
項目	官民競争入札等	PFI	構造改革特区制度	指定管理者制度
根拠法	公共サービス改革法	PFI法	特区法	地方自治法
対象	公共サービス (公共サービス改革法による法令の特例措置により、行政処分も対象となり得る。)	公共施設等の整備等に関する事業	規制対象分野	「公の施設」の管理(行政処分が含まれる場合がある)
民間事業者等との関係	民法上の契約関係を基本としつつ、法により、当該契約関係に一定の制限を課す仕組み	民法上の契約関係	民間事業者との契約を要する場合は、民法上の契約関係を基本としつつ、特区法の規定により、当該契約関係に一定の制限等を課す仕組み	地方公共団体による「指定」(行政処分)により管理権限の委任を行う仕組み
担い手の決定	入札により決定(官も入札に参加可能)	入札により決定	特区計画の認定による	指定による

(出典：内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法入門編」・34頁)

市場化テストとは、一般的には公共サービスの提供に際し、競争環境をつくり出し、透明、中立、公正な条件の下に質、価格で競い、より優れた主体が当該サービスを提供するという考え方を可能とする制度とされているが、本研究では、公共サービスの担い手の決定方法としての法に基づく官民・民間競争入札だけでなく、地方公共団体独自の制度としての官民・民間競争入札や、広く公共サービスの提供について民間から提案を受け付ける制度等、市場化テストの趣旨を生かしてその一部の手続を取り入れた独自制度等も「市場化テスト」と表現する。

## 第2節 公共サービス改革法の概要

公共サービス改革法における国の官民競争入札等の流れは次のようなものである。



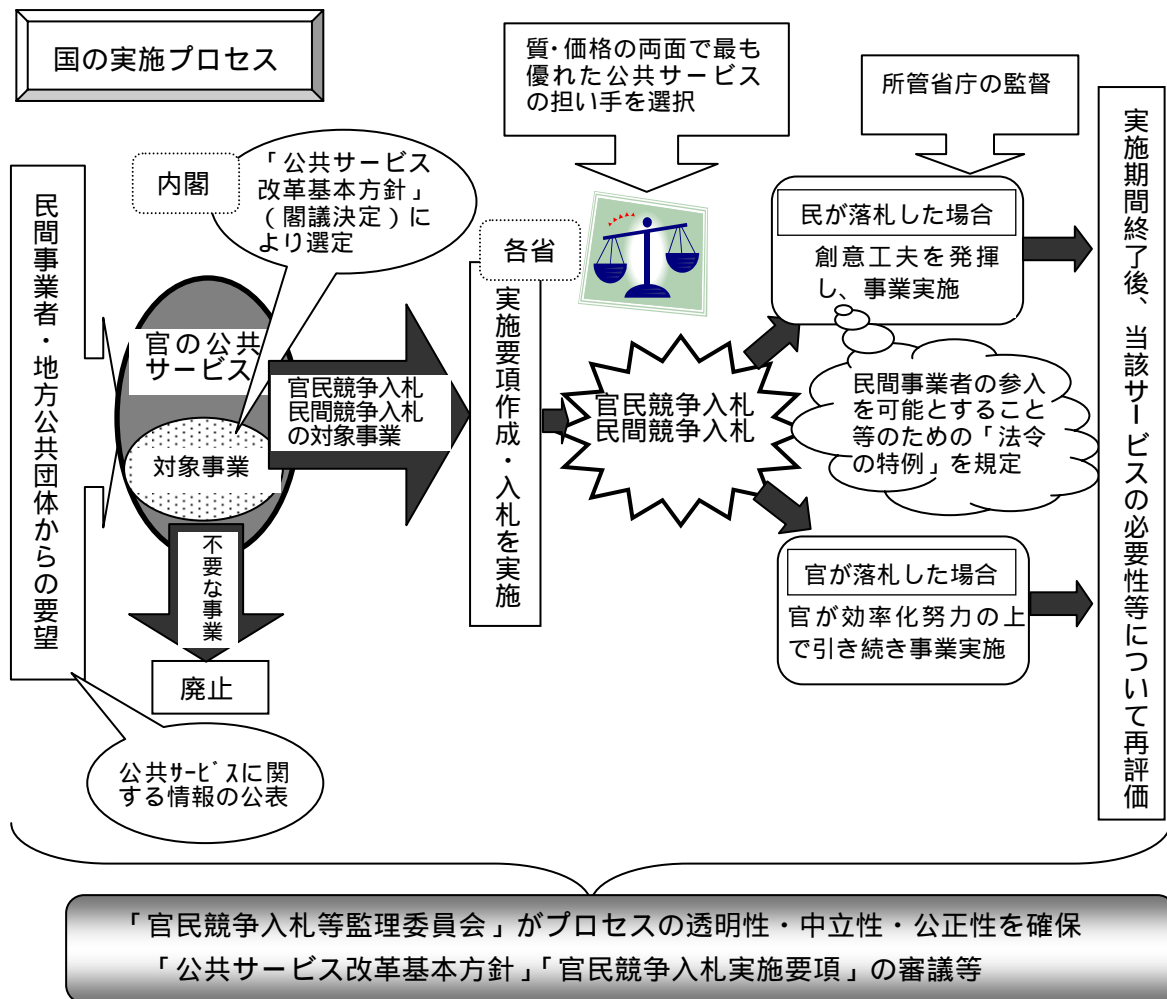
所管する各省庁は、対象となった公共サービスが適正かつ確実に実施されているか、必要な監督（モニタリング）を実施

実施期間の終了に際して、実施状況の評価を行い、再度官民競争入札等を実施するか、廃止するかなど、実施期間終了後の公共サービスの実施の在り方を判断

一連の実施プロセスの透明性、中立性及び公正性を担保するために、有識者から構成される第三者機関（官民競争入札等監理委員会）が必要な関与

この流れを図にすると以下のとおりとなる。

図 国の実施プロセス



(出典：内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』(2006)・9頁)

公共サービス改革法においては、地方公共団体が「特定公共サービス」(官民競争入札等の結果民間事業者が公共サービスを実施する場合に必要なような法律の特例が適用される業務)について官民競争入札等を実施しようとする場合の環境整備について規定されているが、実際に実施するか否かについては、各々の地方公共団体の判断にゆだねられている。また、法に定められた手続においても、地方公共団体の工夫の余地が残された制度設計がなされている。このように、官民競争入札等の実施について、それぞれの団体の自発性、自主性にゆだねられていることが法の大きな特徴であるといえる。

表 法が対象としている公共サービス

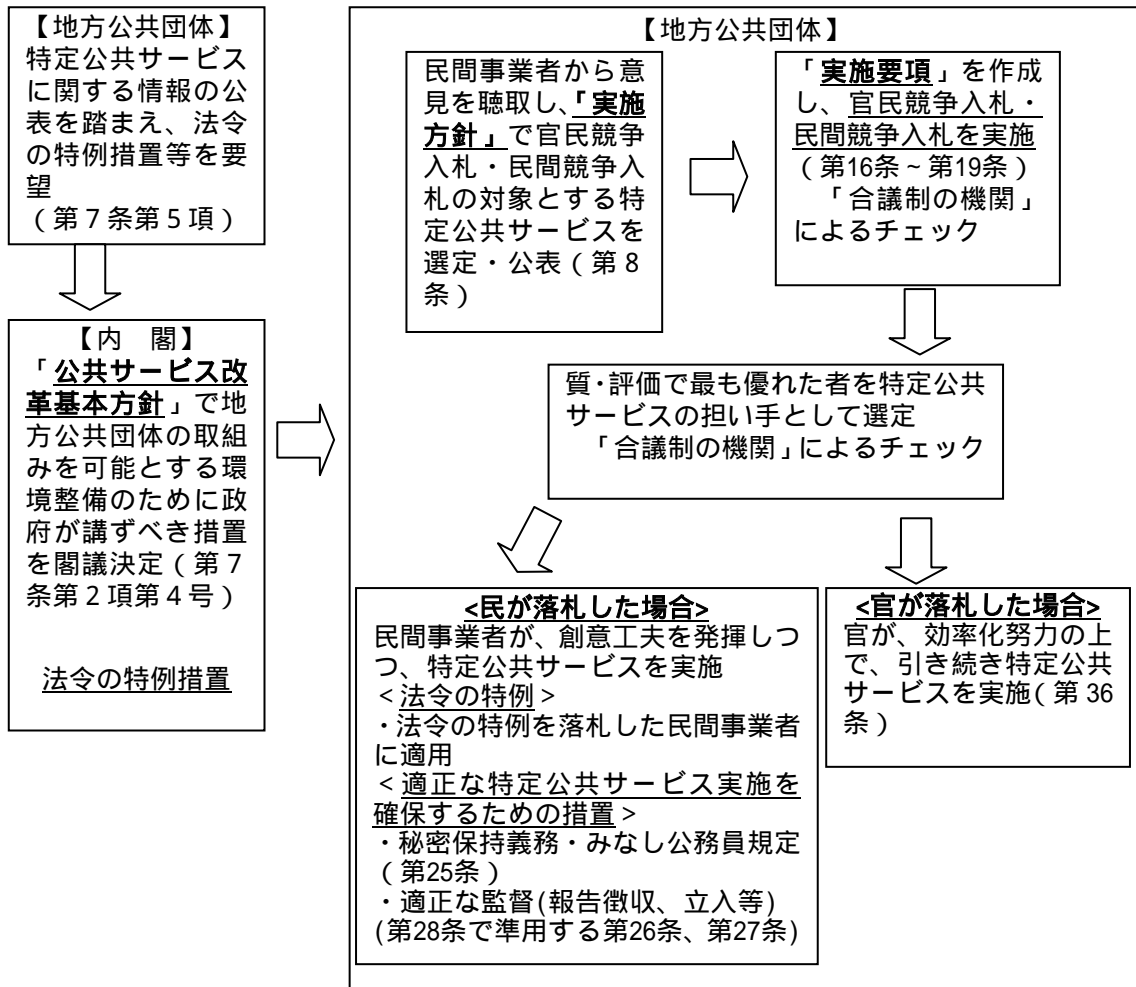
区分	特例の適用が必要なもの		特例の適用が必要ないもの	
対象業務	法の規制がある業務等で、法の特例を適用せず、官自らが実施すべきとした業務等  (例：行政処分等)	法の規制がある業務等だが、法の特例を適用して、民間へ委託が可能となる業務等  <特定公共サービス> (例：納税証明書の交付請求の受付及び引渡し等)	法の規制はない業務で、内容・性質等から実施が国等でなくともよい業務等  (例：既に実施されている委託業務等)	法の規制はない業務等だが、内容・性質等から国等で実施すべきとした業務等
国	×	(注1)		×
地方公共団体	×	(注1,2)	×	×

- 注1 法の規定による特例を適用しなければ、外部委託が行えない業務  
国は、環境整備のための措置として、民間事業者の入札参加・業務実施を阻害している法令等の規制改革の措置を行う。  
今後も、地方公共団体等からの要望を踏まえて追加される。
- 2 既に法に盛り込まれている地方公共団体の窓口6業務  
納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し  
戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し  
外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し  
住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し  
戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し  
印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 3 市場化テスト推進協議会作成資料(「都市ガバナンス・経営研究会」配布資料)を参考に作成

地方公共団体の「特定公共サービス」を対象とする官民競争入札等の実施プロセスは、次図のように整理できる。

地方公共団体の自主性、自立性の尊重、また、地方公共団体の組織の在り方が国と異なることから、地方と国の官民競争入札等の仕組みについては、第三者機関、実施期間終了時の見直し、基本方針、実施方針、実施要項に違いがある。

図 特定公共サービスの官民競争入札等の実施のプロセス



(出典：内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法入門編」・63頁)

### 第3節 法制度導入の検討に向けて

各地方公共団体では、公共サービス改革法の成立により可能となった市場化テストの導入に当たっては、市場化テストを行政改革の業務改善の流れの中に位置付けた検討も考えられるが、本研究では、実務的にみて、市場化テストが、民間活力の活用の検討過程の中で、行政が自ら実施すべきとされた事務・事業について、最適な担い手と提供手法を選択し、公共サービスの維持・向上と経費の削減を図るという視点で進められていくであろうという考えに基づいて、メリット、デメリットを含めた制度研究をすることが、実態に合った対応と考えた。

そこで、各地方公共団体において統一的な視点で民間活力活用の可能性を検討するためには、市場化テストも含めた判断の目安となる基準を作成し、検討していくことが有効と考え、民間活力活用の可能性の判断指標として、「行政関与の在り方等の検討」及び「公共サービスの担い手の検討プロセス」のようなモデルプロセスを作成した。

図 行政関与の在り方等の検討

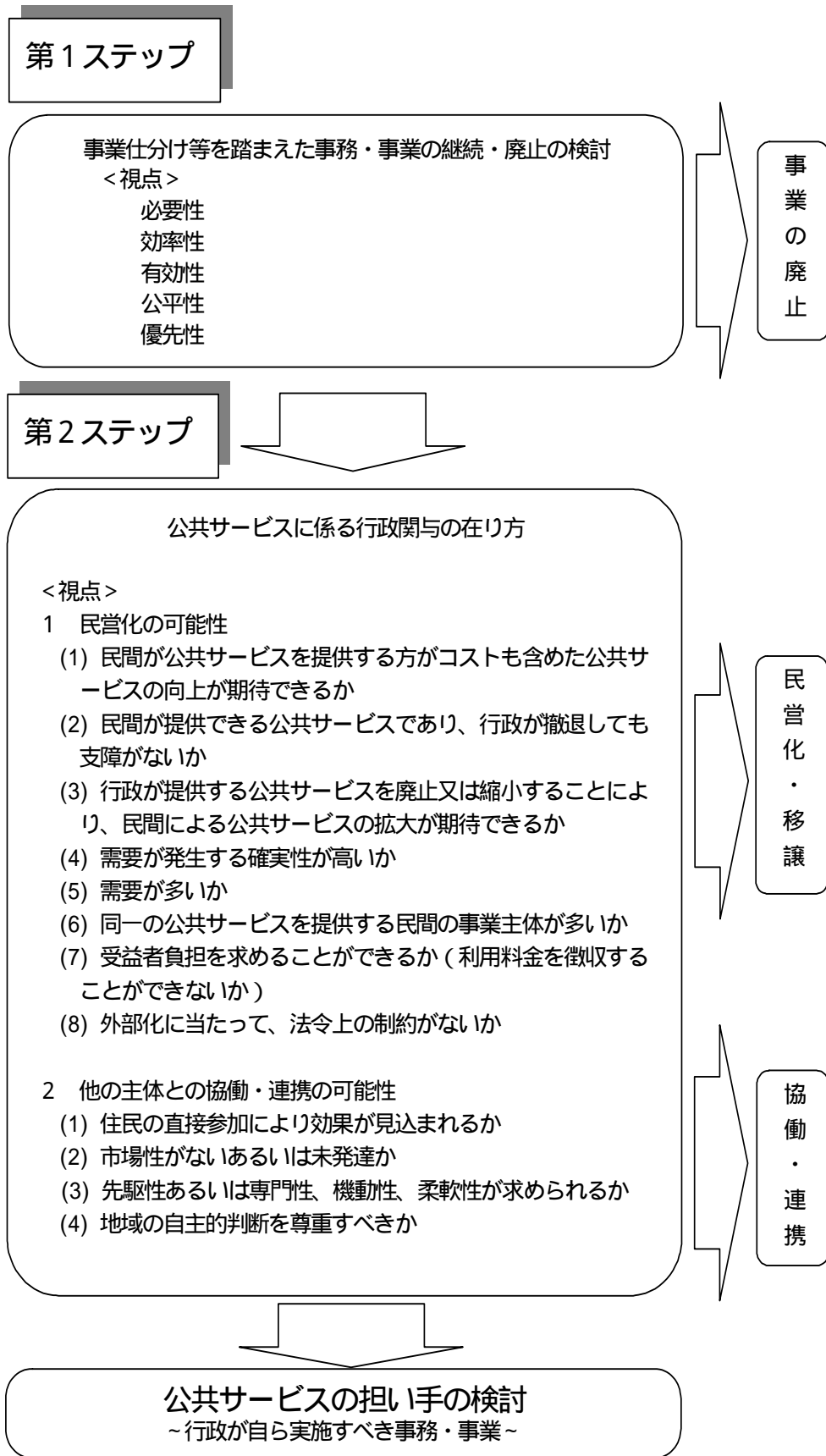
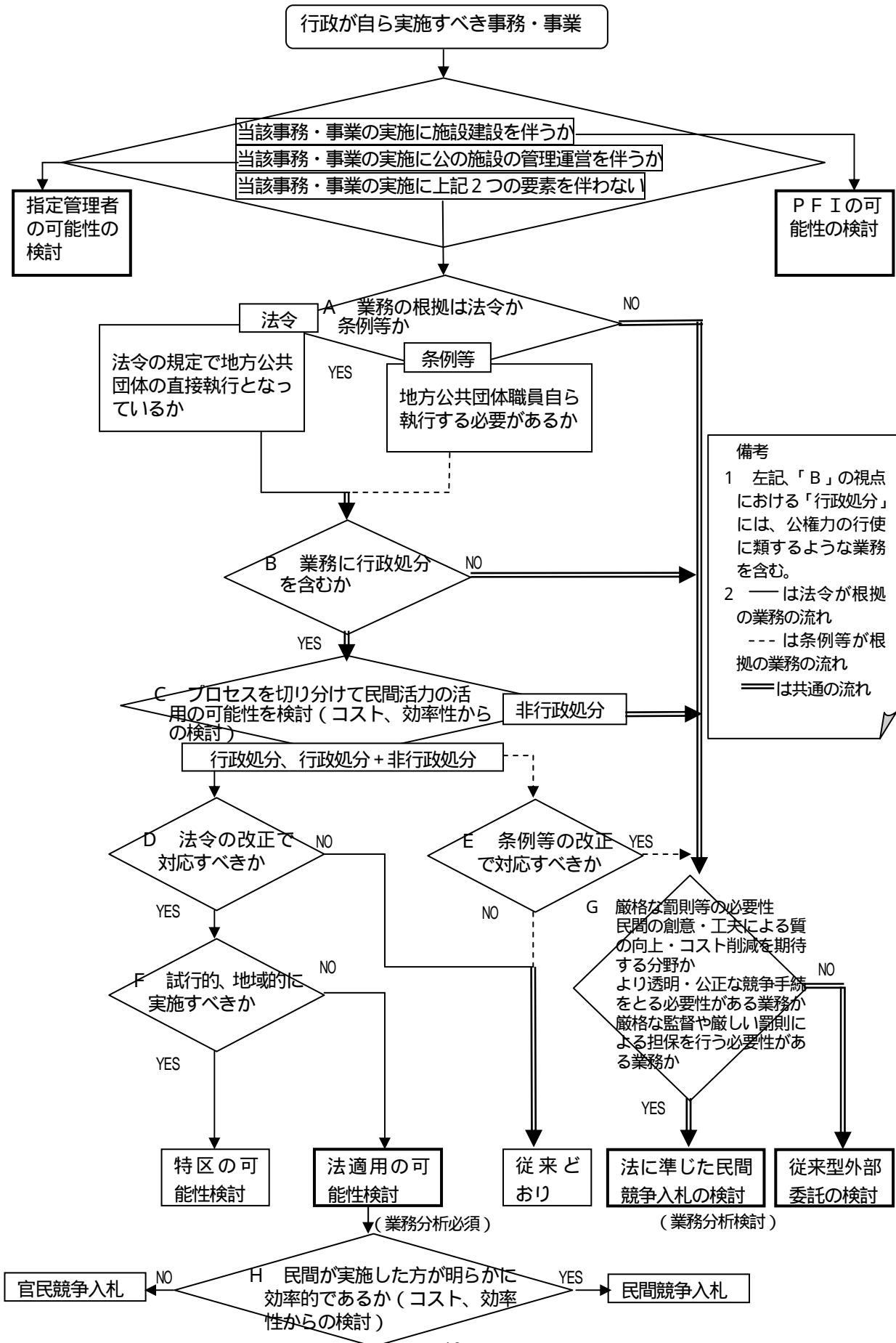


図 公共サービスの担い手の検討プロセス





## 第2章 地方公共団体における新たな競争入札制度実施プロセス

### 第1節 法に基づく実施のプロセス / 第2節 想定される課題と対応の方向

地方公共団体が法に基づく市場化テストを導入するに当たって、どのようなプロセスとタイムスケジュール（本編52頁の図表2 - 1及び57頁の図表2 - 2参照）で事業実施に至るのかを検討し、その実施のプロセスに沿って、その手順と抽出した課題、課題の具体的な内容や対応の方法について整理した。

#### 市場化テストのプロセスにおいて想定される課題

プロセス		具体的な作業内容	想定される課題	頁
制度導入の決定まで	1 公共サービス改革の方向性等の検討	市場化テストを踏まえ、行政改革全体の中での公共サービス改革の方向性等を検討	事務・事業見直し・廃止の検討プロセス	65
	2 民間活力導入指針等の策定	市場化テストを含めた民間活力の活用の可能性を検討するに当たって、取組の方針や導入手法、具体的作業等を明確にするため、民間活力導入指針等を策定・見直し	共通認識を持った作業方法	66
	3 事務・事業の見直し	民間活力導入指針等の策定を受けた事務・事業の見直しの実施を検討	事務・事業の見直しの手法	67
	4 公共サービスの担い手の検討	事務・事業の見直しを踏まえて、最適な公共サービスの担い手を選択 公共サービス改革法に基づく制度導入の決定	市場化テストの導入を想定した対応 行政コストの算出 合議制機関の設置の検討	69
対象事業選定まで	1 国に対する法令の特例措置の要望	法に基づく市場化テストの導入が決定された業務のうち、特定公共サービスとなっていないものについて、国に法令の特例措置を要望		72
	2 実施方針の検討	実施方針案の具体的な内容の検討 制度導入に必要な環境整備に向けた検討	実施方針案の公表	74
			実施方針に規定すべき内容	
			入札手法の選択	
			対象事業の選定、実施方針の決定における体制整備及び合議制機関の活用	
実施方針の検討開始時期				
3 情報の公表	実施方針の検討に当たって行われる民間事業者からの意見聴取に必要な特定公共サービスの情報を公表	情報の公表方法と公表に係る期間	81	
		情報公表の要請		
		公表情報の具体的内容		
4 民間事業者からの意見聴取	民間事業者から特定公共サービスのうち自ら担うことができると考える業務の範囲について意見聴取聴取後の聴取結果の効果的な活用の可能性を検討	聴取事項等	85	
		聴取された意見及びそれに対する回答とその公表		
		対象業務の選定理由の明確化 聴取結果の活用に向けた検討の必要性とそのため検討体制等の整備		
5 実施方針の決定・公表	意見聴取結果等を踏まえ、具体的な対象事業を選定し、実施方針を決定・公表		90	

入札の実施に向けて	1 関連条例・規則等の制定・改正の検討	法に基づく市場化テスト導入に伴い必要となる関連条例・規則等の整備の検討		91
	2 合議制機関の設置	法に基づく合議制機関の設置条例の制定	合議制機関の設置に関する条例制定の手法	93
			条例の構成内容	
			条例制定の時期・機関の設置の時期	
			合議制機関の運営予算と報酬	
	3 予算の確保に向けた検討	債務負担行為の設定、入札経費及び合議制機関運営経費の要求等に向けた検討	債務負担行為の設定時期の考え方	97
			長期継続契約の可能性はあるのか	
			業務に係る予算議決の時期（債務負担行為と歳出予算の議決時期の違い）	
			議会に対する説明責任	
	4 入札事前準備	入札に係る庁内体制の整備及び具体的な準備作業の実施	官民競争入札に係る「情報隔壁」の考え方～証券関連業界の事例から～	99
			当該事業執行職員の処遇の原則	
			民間事業者への職員の転籍・派遣・人事交流について	
			【入札関係事務の準備】 入札方式のモデルの検討（評価方式）	
			【入札関係事務の準備】 官民競争入札を実施する場合の入札手順	
			【入札関係事務の準備】 入札事務のタイムスケジュール	
			【入札関係事務の準備】 要求すべきサービス水準の設定	
			【入札関係事務の準備】 民間事業者へのインセンティブとペナルティ	
			【入札関係事務の準備】 情報開示と手続の透明性の確保	
			【入札関係事務の準備】 入札参加資格	
			【入札関係事務の準備】 官側の提案方式	
5 実施要項等の検討	実施要項案の具体的な内容及び周知の方法の検討 仕様書等の入札に伴う一連の書類の検討	実施要項等の検討時期	111	
		実施要項に規定される具体的な内容		
		民間事業者が実施者になった場合の官民のリスク分担		
		契約の締結期間と契約期間の長期化に関する手だて		
		履行不能に陥った場合		
で 落札者の決定まで	1 実施要項の公表	各対象事業ごとに実施要項を決定し、インターネット等により公表		118
	2 入札の公告/実施要項の配布及び説明会の開催等	総合評価一般競争入札制度に基づき入札手続を開始	入札公告の内容	119
	3 入札と入札期限	実施要項に従って、入札期限までに書類を提出		121

落札者の決定まで	4 入札内容の審査及び落札者の決定	評価基準等に基づき評価し、官民競争入札の場合は合議制機関の議を経て、落札者を決定 民間競争入札の場合は業者選定委員会等を活用して決定	【民間委託先の選定方法の在り方】 民間委託先の安定性の評価について 【民間委託先の選定方法の在り方】 民間の創意工夫を評価できる選定方法の採用について 民間競争入札の場合における合議制機関の役割	122
	5 落札者の公表	落札者名等必要な事項を公表（官が実施者となった場合には、その理由等を公表）	落札結果の公表内容の検討 提出された入札関係書類の取扱い	125
業務開始まで	1 契約事項・内容の調整・合意	契約書の具体的な内容を落札者と調整し、合意		127
	2（特定6業務の場合）議会による議決	契約締結前にあらかじめ議会の議決を経る	議決の時期	129
	3 契約の締結	議決後正式に落札者と契約締結		132
	4 事務の引継ぎ	事業移管までの間、又は業務の開始と併行して当該業務の事務を引継ぎ	事務引継ぎの時期及び期間 具体的な引継ぎ方法及び引き継ぐべき内容 委託先事業者の事業継続が困難になった場合に備えたバックアップ体制の必要性とその方法 （民間に委託した事業について）官としてノウハウ継続のための具体策	134
事業の実施から	1 民が落札した場合：業務移管・業務開始 官が落札した場合：業務開始（業務継続）	民が落札した場合には契約書に基づき、業務を開始 官が落札した場合には提案書に基づき、業務を継続	業務委託と労働者供給及び労働者派遣との違い 官の提案書の提案内容の担保	137
	2 モニタリング	サービス水準を維持、向上させるために効果的なモニタリングの具体的な仕組みを整理し、業務開始後モニタリングを開始	【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】サービス水準や委託料の支払いの条件の合意（SLAの導入） 【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】モニタリングに当たってのKPIの考え方の導入 【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】財務状況のモニタリング（財務諸表等の確認の必要性） 【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】合議制機関の役割 評価結果の公表の内容と方法 【モニタリング結果の反映】インセンティブとペナルティの付与 【モニタリング結果の反映】年間事業計画やサービス水準に見直し 官がサービス提供者となった場合のモニタリングの実施体制とその具体的手法	141
	3 事後評価	地方公共団体には評価の義務づけはなく、自らの判断で実施を検討	事後評価の具体的な方法、手続と公表 事後評価における合議制機関の役割 官がサービス提供者となった場合の事後評価の体制とその手続	154
	4 次回入札	次回入札までの具体的なプロセスの検討	【類似業務の一部継続の必要性】 次回入札時の行政コスト算定方法 【類似業務の一部継続の必要性】 民間が落札した事業について、次回入札で官民競争入札を実施する可能性	158

### 第3節 実施に向けた条例等の整備について

第1節及び第2節の整理から、各地方公共団体において法に基づく官民競争入札等を実施する場合に整備しなければならない条例や規則等の規定の整備について整理した。

### 第4節 法に基づく官民競争入札等の総括的な効果と課題～地方公共団体の視点から

これまでのプロセスごとの課題と対応の検討を踏まえ、公共サービス改革法の総括的な効果と地方公共団体の立場に立って、より円滑に法を運用、活用していく観点から次のような課題への対応の必要性を指摘した。

長期継続契約の可能性の再検討

特定公共サービスの契約締結の前提となる議案及び議決の項目

特定公共サービスの業務と地方公共団体の行う監査

円滑な業務実施のための退職手当の特例と職員の民間派遣の可能性（職員の処遇）

## 第3章 市場化テストの活用に向けて

### 第1節 地方公共団体における市場化テスト活用の状況

現状での特定公共サービスの設定は、法令の制限のある事務・事業のうち、一連の業務を切り分けた一部分や、一括で処理することが効率的である事務・事業の一部が対象となっているなど、導入までの手続に要する作業と期間という負担に対してあまりにメリットが少ないといわざるを得ない。本制度を今後積極的に活用していくためには、地方公共団体が活用しやすいような特定公共サービスの設定が期待される。

法に基づく市場化テストの導入が進まない一方で、既にいくつかの地方公共団体は、「民間が担うことができることは民間にゆだねる」という考え方で、法の成立前から自らの発意・工夫により外部化の検討を始めていたところや、法の制定を踏まえ、その趣旨を生かしつつ、さらに広い範囲で市場化の検討を行っているところ（「自治体版市場化テスト」）など、様々な動きが見受けられる。

そこで、いわゆる「自治体版市場化テスト」の具体的な姿を探る意味で、公共サービス改革法における市場化テストの枠組みと比較することにより、実際に各地方公共団体で行われている制度の状況を確認した。

#### <法に基づく競争入札制度の特色>

競争原理の導入

情報開示

合議制機関の設置

総合評価一般競争入札方式の採用

秘密保持義務やみなし公務員規定の適用、監督規定の設置

民間提案の採用

これらの法に基づく競争入札制度の特色と、いわゆる「自治体版市場化テスト」は、どのような点で一致しているのか、といった観点から整理したのが次表である。

表 自治体版市場化テストと法に基づく競争入札制度の特色

法の特 色	北海道 (北海道版市場化テスト(仮称))	東京都 (東京都版市場化テストモデル)	大阪府 (大阪版市場化テスト)	和歌山県 (和歌山県版市場化テスト)	足立区
官民競争入札の実施	なし		なし 注2		制度としては可能
情報開示					
合議制機関の設置	(要綱設置予定)	(要綱設置)	(要綱設置)	(要綱設置)	(条例設置)
総合評価一般競争入札の実施	なし (一般競争入札)				
秘密保持義務規定、みなし公務員規定等の代替措置	なし	なし	なし	なし	
対象事業の選定における民間提案の採用		なし 注3		なし	

注1 は、法の特徴として掲げた事項が制度の中に取り込まれていることを示す。

2 ただし、平成17年度に策定された「大阪府市場化テストガイドライン」においては、「官民競争型」を想定している。

3 ただし、対象モデル事業の都立技術専門学校における求職者向け公共職業訓練業務のうちの対象とする科目の選定に当たっては、専門学校等へのアンケートを実施している。

4 本表は、平成19年2月時点で公表されている制度のみを対象としている。これらの中には、本格実施を前提としたモデルケースとして実施しているものもある。したがって、平成19年度以降の制度変更は当然あり得るが、本表においてはその点は考慮していない。

5 我孫子市等の民間提案型の制度については、事業の担い手の選択の手法までは制度化されていないことから、この表からは除いている。

## 第2節 地方公共団体における市場化テストの活用の可能性

「自治体版市場化テスト」といわれる取組は、地方公共団体の実情を踏まえ、創意工夫を働かせながらつくり上げられてきた仕組みであるが、この具体的な仕組みづくりの作業においては、(1)対象事業の選定、(2)市場化に至るプロセスの設定、という2点が大きなポイントになる。そこで、既に動き始めた地方公共団体独自の市場化テストの事例をこの2点から分類し、今後、各地方公共団体が市場化テストを活用していく上でのヒントを得る。

### (1) 対象事業の選定手法による分類

#### ア 地方公共団体があらかじめ特定

##### (ア) 事務・事業の見直し(仕分け)等の中で一定の基準に基づき絞り込む

倉敷市

(1) 首長の発意等により特定の事務・事業を選定する

東京都、和歌山県、足立区

イ 民間提案を受けて選定 大阪府、我孫子市等

(2) プロセスの設定による分類

ア 法に準じた実施プロセスを取り入れた制度の導入（フルセット型）

東京都、和歌山県、足立区

イ 法の趣旨を生かして、そのプロセスの一部を取り入れた制度の導入（プロセスの一部活用型）

次の要素を制度に取り入れる。

官民競争入札制度の採用

情報開示

合議制機関の設置

総合評価一般競争入札方式の採用

秘密保持義務、監督規定及びみなし公務員規定の代替措置の設置

民間提案の採用

地方公共団体が市場化テストを導入する場合にあっては、特定公共サービスと一体化して事務・事業を市場化するのか、特定の事務・事業を市場化するのではなく、相談、研修、調査、窓口といった事務・事業全般を対象とするのか、事業者決定に際して、透明性、公平性等、客観性を持たせる必要があるのか、当該業務の特殊性から特に秘密保持義務を課したり、みなし公務員規定の代替措置や監督措置が必要なのか、地方公共団体の判断として、民間活力活用の基本姿勢を示す必要があるのかなどを、それぞれの地方公共団体の実情に合わせて、市場化しようとする公共サービスの特徴や、今後市場化する公共サービスの動向等を総合的に勘案し、条例化に向けた検討を行うことになる。

地方公共団体では、地域住民へのサービスの向上という目標の中で求められる行政改革のための一つの手法として、既に導入されている制度と併存する形で市場化テストは存在しているものにすぎない。

ただし、市場化テストという手法を地方公共団体の創意工夫の中でうまく使いこなすことによって、公共サービスの質と効率性を向上させるという本来の目的だけでなく、行政の透明性の確保や、職員の意識改善、住民参加の向上、一層のサービスの向上のための官民協働の促進等の様々な副次的な効果が図られる可能性を持っている。

このような可能性に着目し、法の適用対象となっていない公共サービスにまで広げようとする地方公共団体独自の市場化テストの取組について、PFI、指定管理者制度等の様々な改革手法の導入と相まって新たな公共サービスの担い手の育成につながり、ひいては地方公共団体の公共サービス全体の改革につなげていく手法として注目していきたい。

# 本 編





# 第1章 地方公共団体にとって公共サービス改革法とは

---

## 第1節 公共サービス改革法と市場化テスト

### 1 市場化テストをめぐって～本研究の目的

新たな行政運営手法の一つとして「市場化テスト」という言葉が注目を集めている。市場化テストとは、公共サービスの提供に際し、競争環境をつくり出し、透明、中立、公正な条件の下に質、価格で競い、より優れた主体が当該サービスを提供するという考え方を可能とする制度である。公共サービスの質の向上とコストの削減を目指すもので、公共サービスの担い手は、官民間わず、最も適した者に任せることを目的としている。

この市場化テストは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以下、「公共サービス改革法」又は「法」という。)が平成18年7月に施行されたことにより、本格的な導入の段階に入ったといえる。実際、地方公共団体においても、いくつかの積極的な団体においては、試行的に制度の導入を開始しており、今後、さらに本格的な制度導入も予想される。

そこで、本研究においては、こうした状況を踏まえ、いわゆる「市場化テスト」の中に位置付けられる仕組みの中でも、このたび成立した公共サービス改革法に基づく新たな競争入札制度を研究の主な対象とし、地方公共団体がこの仕組みを導入する際に必要となる手続やそれに伴う課題を整理することを主な目的とする。

なお、積極的な地方公共団体の動きを見ると法の成立前から自らの工夫により「市場化」を検討してきたところ又は法の趣旨を生かしつつ、さらに広い範囲で「市場化」の検討を行っているところなど、様々な動きがある。そこで、こうした「自治体版市場化テスト」ともいえる独自の取組も追いつつ、市場化テストの地方公共団体における新たな可能性についても探っていくこととする。

以下、本章においては、この公共サービス改革法の制度の概要を確認するとともに、法に基づく当該制度の導入を検討する際に必要な対象業務の選定の考え方を整理する。

### 2 我が国における市場化テスト導入に向けた動き～公共サービス改革法成立の背景

本項では公共サービス改革法がどのような背景の中で制定されたのかを確認する<sup>1</sup>。

我が国の経済は、着実な景気回復を見せてはいるものの、平成18年度末には国と地方の長期債務残高が約775兆円に達する見込みであるなど、財政は依然として厳しい状況にあり、行政部門の徹底した効率化、経費節減による「簡素で効率的な政府」の実現を図っていくことは、喫緊かつ最重要な課題とされている。

また、社会の成熟化に伴い、国民のニーズは多様化、高度化しているが、これにこたえるためには、限られた財源を「選択と集中」によって適切に配分していく必要がある。これに伴い、公共サービスについても、効率的な提供といった「量」の観点だけでなく、その効果的な提供といった「質」の向上も求められており、「バリュー・フォー・マネ

---

<sup>1</sup> 本項の記述に当たっては、内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』(2006)・2頁以降を参考としている。

一」の視点を取り入れるなど、公共サービスの提供の在り方自体の見直しが迫られている状況にある。

こうした中で、国や各地方公共団体においては、業務の外部委託、事業の民営化、PFI (Private Finance Initiative)<sup>2</sup>、指定管理者制度<sup>3</sup>等の各制度の導入・実施、構造改革特区<sup>4</sup>の活用等の取組に力を注いでおり、その結果、既に一定の効果をあげてきたところである。しかしながら、これらの制度については、対象が限定されていることや法律の規制等の制約があること、また民間の創意工夫を發揮した規制緩和が全国展開できないことなど、社会経済環境が急速に複雑多様化していく中で、横断的な公共サービス改革を実施するには不十分な点があることが指摘されている<sup>5</sup>。

そこで、これらが抱える限界を克服するための手法として注目されたのが、既に多くの先進諸国で導入されているいわゆる「市場化テスト」である。

市場化テストは、諸外国においては、官民競争入札制度として発展し、公共サービスについて、透明・中立・公正な競争条件の下、官民競争入札を実施することにより、価格と質の両面でよりすぐれた主体に当該公共サービスを提供させるものとして、1970年代以降、構造的な不況に陥った各国政府が導入した新公共経営 (New Public Management : NPM)<sup>6</sup>の流れの中で生み出された行政改革手法の一つとされている。既に、英国や米国、豪州をはじめとする諸外国の中央・地方政府では、行政改革の有効な手法の一つとして公共サービスの質の維持・向上、コスト削減に活用されている。

これまで官が担ってきた公共サービス全般について、分野横断的にその必要性を検証し、効率性と質の向上を実現するための手段として、諸外国において様々な実績をあげ

<sup>2</sup> 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定され、平成12年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)の議を経て、内閣総理大臣によって策定されPFI事業の枠組みが設けられた。(内閣府PFIホームページによる：<http://www8.cao.go.jp/pfi/>)

<sup>3</sup> 住民利用施設等「公の施設」の管理に、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減等を促し、その適正かつ効率的な運用を図ることを目的として、平成15年の地方自治法の改正により導入された制度。従来の「管理委託制度」では、委託先が公共的団体等に限定されていたが、この制度では、指定管理者の範囲に特段の制約を設けず、民間事業者等も含まれる。

<sup>4</sup> 地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めることを目的として、平成14年12月に制定された「構造改革特別区域法」により導入された制度。

<sup>5</sup> 規制改革・民間開放推進会議の報告書では、それぞれの限界を具体的には次のように指摘している。  
PFI制度 「国や地方公共団体等の公的主体を『管理者』と位置付けた、いわゆる『公物管理法』に基づく道路、河川、空港、港湾、都市公園、下水道等については、PFI法に基づく選定事業者であっても、公共施設等の管理運営等のうち行うことができない事務がある」こと。「国や地方公共団体によるPFI選定事業者の選定手続や選定基準が、PFI法の趣旨である民間の創意工夫が發揮できる制度とは必ずしもなっていない」こと。指定管理者制度 「地方公共団体の施設に限定されており、国等の施設は対象外となっている」こと。「公物管理法等との法的整理が行われていないため、すべての地方公共団体の公の施設について管理・運営を行うことができるわけではない」こと。構造改革特区 「当面の間はあくまで地域における特例措置に止まる」こと。「民間は、地方公共団体に対し、特区計画の案の作成について提案は可能であるが、認定申請は、地方公共団体のみで、民間が直接行うことはできない」こと。

<sup>6</sup> 1980年代半ば以降、行政実務の現場主導で形成されたマネジメント論であり、民間企業の経営の考え方・手法を公共部門に導入することにより、公共部門の効率化・活性化を図ることを目的としている(杉田定大外編『日本版PPP(公共サービスの民間開放)』(2002) )。

てきた市場化テストについて、我が国への導入の本格的検討が平成16年以降続けられ<sup>7</sup>、その結果、「民間にできることは民間に」の観点から、民間の創意工夫が生かされる環境整備を行い、公平・公正な官民競争入札及び民間競争入札（以下両者を合わせて「官民競争入札等」という。）の導入を実現するための新たな法律として、公共サービス改革法が平成18年6月2日に公布され、同年7月7日に施行されたものである。

### 3 市場化テストの本質

前述のとおり、市場化テストは、諸外国においては「官民競争入札制度」を意味することが多い<sup>8</sup>が、導入している国々においても実践する政策論に多様な考え方があり、必ずしも一様ではないとされており、それぞれの国の制度的背景や政治的意思によってその政策的ツールとしての活用の在り方も異なっている<sup>9</sup>。その中で共通した理念となっているのが、公共サービスを競争環境に置くことでより良いサービス提供の実現を目指すという点である。このような「競争の重要性」という考え方が、市場化テストの根本にあるといえる<sup>10</sup>。

この「競争の重要性」とは、公共サービスの担い手が誰であるか（官か民か）ということより、競争環境をつくり出すということが重要なのであり、サービス提供の在り方が独占的・非競争的であるか、開放的・競争的であるかに着目し、最も効率的・効果的にサービスを提供するものがその業務を担うという考え方ともいえる。つまり、競争の結果として、官・民のいずれが勝ったとしても、独占的な状況にある官業を民業との競争にさらすことで、事業の効率性を向上させることが、「市場化」の本来の目的ということになる。したがって、この市場化テストでは、「はじめに民営化ありき」ではなく、官民競争入札を実施した結果民間事業者が勝った場合に、結果として「民営化」が選択されるということとなる<sup>11</sup>。

このように、市場化テストの目的は、これまで独占的であった公共サービスの分野に競争環境をつくり出すことにより、コストに見合った最善の価値の実現が確保されることを目指すことにあることから、我が国の公共サービス改革法においては、特に官民競争入札に限定せず、民間競争入札も含んだ制度設計となっていると考えられる。

<sup>7</sup> 総合規制改革会議（現：規制改革会議の前々身）の答申を受けて、平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、本格的な検討課題に上ったものとされている（内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』（2006）・226頁）。

<sup>8</sup> 例えば、市場化テストの原型となったイギリスのCCT（強制競争入札：Compulsory Competitive Tendering）は、地方公共団体が提供するサービスのうち、定められたサービスについて、強制的に官民競争を課し、民間が勝った場合には、地方公共団体はそのサービスを提供できなくなる仕組みであり、「官民競争入札」として制度設計がなされている。（本制度については、22頁トピックス参照。）

<sup>9</sup> 八代尚宏編『官製市場改革』（2005）・189頁（美原融執筆部分）。この中で、次の3つの考え方が例示されている。スリムな政府を思考し、サービス提供の効率化を推進するとともに、行政府の事務・事業を競争的環境に置くことにより生産性向上を図るという行政改革の手法、官が独占的に担う官業の効果的な民移転・民移管推進のための一手法、官と民を一切差別せず同等の主体として、同一の競争環境に置き、サービスのより効果的・効率的な提供を実現する一つの手段

<sup>10</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法入門編」・5頁（<http://www5.cao.go.jp/koukyo/kaisetsu/nyumon/nyumon.html>）

<sup>11</sup> 八代尚宏編『官製市場改革』（2005）・10頁（八代尚宏執筆部分）

## トピックス : イギリスの強制競争入札<sup>12</sup>

地方公共団体における市場化テストを考える場合、イギリスの強制競争入札 (Compulsory Competitive Tendering: CCT) が参考となる。

1970年代、英国は、政府の財政赤字の増大、官僚機構の硬直化、ストライキの多発、政府の業務の非効率性等が社会問題となり、国民の政府不信を招くとともに、従来の福祉国家的な国家運営は大きな行き詰まりに直面した。こうした中、1979年、新保守主義を掲げるサッチャー保守党政権が成立し、肥大化した福祉国家を解体して「小さな政府」を実現するため、市場メカニズムの導入を基本とした様々な改革を開始した。

その一つとして、肥大化した地方政府のコスト削減を目的に「1980年地方政府計画土地法」により、地方行政による公共サービスの提供に導入されたのが「強制競争入札」であり、市場化テストの原型となるものである。この制度は、地方政府が法により特定された公共サービスを提供する際には、「官民競争入札」を義務付けるというものであり、民間が勝った場合には、地方政府はそのサービスを提供できなくなるという仕組みであった。1980年の導入時には道路管理等を対象として限定的に実施されたが、1988年の地方政府法改正によりゴミ処理、庁舎の維持管理、給食配達等、幅広い現業部門に適用範囲が拡大され、1992年の地方政府法改正には財務等のホワイトカラー業務にも分野が拡大した。

CCTでは、民間側に自治体と競争できる市場が育っていなかったということもあって、当初は、官側の落札比率が高かったものの、その導入により、地方公務員数の抑制、コスト削減効果が見られるとともに<sup>13</sup>、公共サービスの価格と質の可視化により、自治体の経営改革へつながることとなった。

しかしながら、一方で、この強制競争入札については、自治体が調達方法を決定するのは、自治体の裁量によるものであり、入札を強制されることは自治権の侵害に当たること、官民の公正な競争を確保しようとするあまり、制度が複雑化していったために入札や契約等に関する書類作成が大量に発生したこと、強制競争入札で自治体側が落札しようと、人員を大幅に削減したり、勤務時間等の条件を厳しく設定したり、また落札できなかった場合は地方公務員の身分を失うことがほとんどであったことから、自治体職員の士気が低下してしまったこと、などが指摘され、批判されていた。

その後、1997年に保守党から労働党のブレア政権に変わり、CCTの強制的側面は「1999年地方政府法」により廃止された一方で、投下したコストに最も見合うサービス提供を目指す「ベストバリュー」という施策を用いて、コストと質の両面からの公共サービスの質の維持・向上、効率性向上を図り、市場化テストはその中に位置付けられることとなり、官と民を比較して最もふさわしい公共サービスの提供者を選択するという手法は、保守党、労働党という政党の違いを超えて継続している。

<sup>12</sup> 本文は、規制改革・民間開放推進会議 市場化テスト・ワーキング・グループ『市場化テストに関する海外事例調査報告書』、稲沢克祐著『自治体の市場化テスト』43頁以降を参考としている。

<sup>13</sup> こうした強制競争入札の「効果」に疑問を提示する研究もある（稲沢克祐著『自治体の市場化テスト』(2006)・72頁参照）。

トピックス : 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等とPFI制度、構造改革特区制度、指定管理者制度等の既存制度との違い<sup>14</sup>

公共サービス改革法に基づく官民競争入札等は、一定の公共サービスの実施を民間事業者等に行わせることを可能とするという点で、PFI、構造改革特区制度、指定管理者制度と共通するが、その目的、対象等で異なるといえる。

官民競争入札等（公共サービス改革法）

国又は地方公共団体等の実施する公共サービスについて、「民間にできることは民間に」との観点から見直しを行い、選定された公共サービスを官民競争入札等に付すことによって、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を共に実現する。

PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営及び技術的ノウハウを活用して行う手法であり、事業コストの削減やより質の高い公共サービスの提供を目指す。

構造改革特区制度

地域の特性に応じて地域を限定して、法律や政令、通達等の規制緩和等規制の特例措置を導入することで、地域経済の活性化や、全国的な規制緩和への波及による我が国全体の経済活性化を実現する。

指定管理者制度

地方公共団体の保有する「公の施設」の管理事務を、従来の第三セクター等だけでなく広く民間事業者等へ開放する。

図表 1 - 1 各制度の比較表

項目	官民競争入札等	PFI	構造改革特区制度	指定管理者制度
根拠法	公共サービス改革法	PFI法	特区法	地方自治法
対象	公共サービス (公共サービス改革法による法令の特例措置により、行政処分も対象となり得る。)	公共施設等の整備等に関する事業	規制対象分野	「公の施設」の管理(行政処分が含まれる場合がある)
民間事業者等との関係	民法上の契約関係を基本としつつ、法により、当該契約関係に一定の制限を課す仕組み	民法上の契約関係	民間事業者との契約を要する場合は、民法上の契約関係を基本としつつ、特区法の規定により、当該契約関係に一定の制限等を課す仕組み	地方公共団体による「指定」(行政処分)により管理権限の委任を行う仕組み
担い手の決定	入札により決定(官も入札に参加可能)	入札により決定	特区計画の認定による	指定による

<sup>14</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ『公共サービス改革法 入門編』(2006)・34頁

## 第2節 公共サービス改革法の概要

### 1 公共サービス改革法の趣旨及び基本理念

#### (1) 法の趣旨

公共サービス改革法の趣旨については、第1条において次のように規定されている。

公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施

本条によれば、法の目的は、「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化するために、公共サービスを不断に見直し、公共サービスの実施の領域に競争原理を導入することにより、「公共サービスの質の維持向上」と「経費の節減」を共に実現するということが出来る<sup>15</sup>。つまり、法の目的は行政改革の一環として公共サービスの効率化を図るとともに、民間でできることは民間にとの原則の下、従来の官による公共サービスの提供の在り方自体を不断に見直し、公共サービスの改革を図ることにある。これを具体化し、改革を不断に推進していくための手段、手法として、従来、官がその大部分を担ってきた公共サービスの実施について、官と民が対等に競争し、質及び価格の両面で最も優れた者にそのサービスの実施を担わせる仕組みである「官民競争入札」制度を導入するとともに、公共サービスを不断に見直ししていくための様々な措置を規定しているものである。

本条では「民間が担うことができるものは民間にゆだねる」と規定しているが、これは、これまでの「公共的な仕事や公益の追求は、官にしかできない」という固定観念を捨て去り、最も適したものが公共サービスを担うという柔軟な考え方を表している。

さらに、官民競争入札という競争原理を導入したことにより、「公共サービスの民への丸投げ」ということではなく、官民間で公共サービスの提供に関し、適切な役割分担を行っていくということが出来る。このような役割分担によって、官の側の人的資源をより必要とされる分野に振り分けていくことも可能となり、官民競争入札の対象となった公共サービスだけでなく、他の公共サービスの質の向上も図ることが期待でき、結果的には公共サービス全体の底上げが可能となってくる。

以上のとおり、我が国の最重要課題ともいえる「簡素で効率的な政府」への道筋をより確かなものとするために、「官から民へ」という考え方を法の趣旨として明示し、そこに競争原理を導入させることにより、国や地方公共団体の行政経営の在り方や職員意識の変革がもたらされていくことが期待されているといえる。

#### (2) 法の基本理念

基本理念については、法第3条で規定されているが、第1項において、前述の法律

<sup>15</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』(2006)・4頁

の趣旨を受け、競争の導入による公共サービスの改革については、以下の3つの観点を踏まえてあたるべきということを明確化している<sup>16</sup>。

「簡素で効率的な政府」(国又は地方公共団体)を実現するという観点  
官民競争入札等の透明かつ公正な実施の確保の観点  
官民競争入札等により落札した民間事業者が有する創意と工夫が効果的に業務の実施に反映されるようにする観点

また、本条第2項においては、官民競争入札等だけでなく、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスの全般について見直しを行うことを通じ、それぞれの責任において行う必要がない業務については、廃止することも規定している。これにより、既存の業務をそのまま継続して行うのではなく、時代の変化や国民のニーズの変化等を踏まえ、不要な業務を廃止することにより、経費を削減し、より必要性の高い公共サービスへ集中することを可能とする。

以上のとおり、官自らが実施している業務について官民競争入札等を実施することに加え、不要な業務の廃止や既に外部委託されている業務も対象としていくことで、聖域なく公共サービス全体を見直していくことを基本理念としているといえる。

### (3) 法と地方自治法等との関係

公共サービス改革法は、官民競争入札等の手続等を定めているが、公共調達については、会計法や地方自治法が規定しており、これらと法との関係を整理しておく必要がある<sup>17</sup>。

法では、公共調達の対象のうち一定のものについて、法特例措置や手続・監督規定等を定めており、その意味で、法は会計法や地方自治法の特別法と位置付けられる。その際、留意する必要があるのは、法は、地方自治法等が規定する一般競争入札、指名競争入札等とは異なる独自の入札方式を創設したのかという点である。これについては、法は、従来の競争入札を前提とした上で、その手続や法特例措置、監督措置に関する特則を定めたものであり、独自の競争入札方式を創設しているものではないと解すべきである、との指摘がある<sup>18</sup>。

したがって、法に規定のない事項については、一般法である地方自治法等に戻って対応を考えるのが適当である。

<sup>16</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』(2006)・6頁

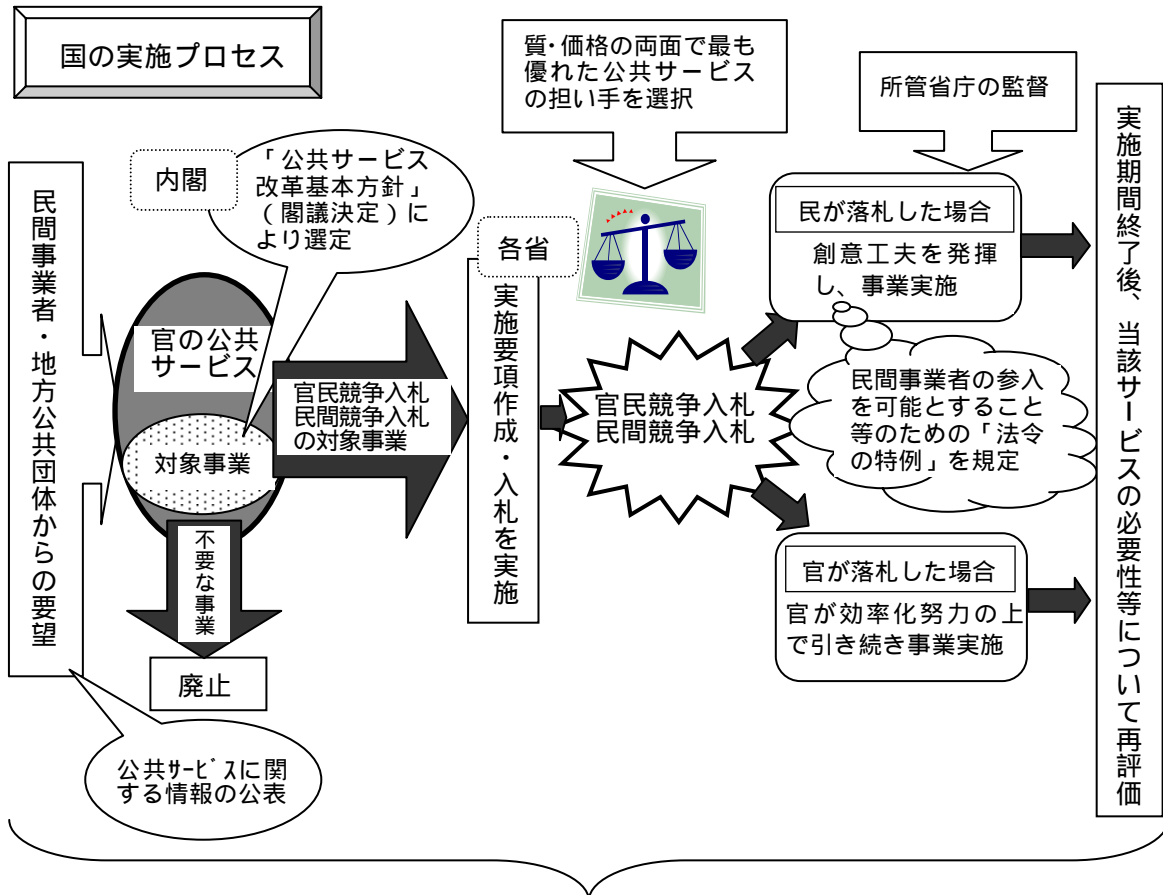
<sup>17</sup> 市場化テスト推進協議会編『市場化テスト』(2007)・66頁

<sup>18</sup> 同・67頁

## 2 公共サービス改革法における国の実施プロセス

法で規定する国の官民競争入札等の流れは次のようなものである。

図表 1 - 2 国の実施プロセス



「官民競争入札等監理委員会」がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保  
 「公共サービス改革基本方針」「官民競争入札実施要項」の審議等

(出典：内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』(2006)・9頁)

対象となる公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者・地方公共団体から官民競争入札等の対象とする業務等について意見を聴取

- 官民競争入札等の対象となる公共サービス（法第2条関係）
- 「公共サービス」とは・・・
    - 行政処分を除く国の行政機関等の業務のうち、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がないもの及び「特定公共サービス」
  - 「特定公共サービス」とは・・・
    - 官民競争入札等の結果民間事業者が公共サービスを実施する場合に必要なような法律の特例が適用される業務
  - 「行政処分」・・・
    - 国の行政機関等又は地方公共団体が法令上の権利義務を設定する単独行為<sup>19</sup>

<sup>19</sup> この「行政処分」に当たる業務についても、法に基づき、法令の特例が適用される「特定公共サービス」



官民競争入札等の対象とする業務や廃止の対象とする業務、そのために必要な政府が講ずべき措置等を内閣が「公共サービス改革基本方針」として閣議決定

公共サービス改革基本方針（法第7条関係）

民間事業者・地方公共団体からの意見を踏まえ、内閣府が関係府省庁等と協議の上、官民競争入札等監理委員会の議を経た上で作成し、閣議決定する。

なお、継続的に公共サービスの改革を行っていく観点から、毎年度見直しを行い、必要に応じて対象事業の追加・拡大等を行うこととされている。

< 「公共サービス改革基本方針」に盛り込むべき事項 >

- ・ 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標
- ・ 競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- ・ 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置についての計画
- ・ 地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画
- ・ 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置
- ・ 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置
- ・ 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置

公共サービス改革基本方針に基づき、対象となった公共サービスを所管する各省庁が具体的な実施要項を作成した上で、入札を実施し、落札者を決定

民間事業者が落札した場合は、「法令の特例」を適用

官民競争入札実施要項等（第9条及び第14条関係）

「基本方針」において選定された対象公共サービスについて、以下の項目を主な内容とする「実施要項」を官民競争入札等監理委員会の議を経て決定する。

- ・ 対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項
- ・ 官民競争入札等に参加する者に必要な資格に関する事項
- ・ 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準に関する事項

法令の特例（第29条 - 第33条関係）

公共サービスの実施を民間事業者が行う上で必要となる法制上の措置（参加資格、監督上の措置、規制の緩和等）について、法第5章で規定されている。

落札者は契約（官が当該サービスの実施者となった場合は、実施要項と入札時に作成した提案書）に従って公共サービスを提供

民間事業者が公共サービスを担うこととなった場合の措置（第20条 - 第22条、第24条及び第25条関係）

公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため、民間事業者の役員等について、秘密保持義務、みなし公務員規定が適用されるほか、監督、契約解除等の措置、民間事業者が倒産した場合の装置等が規定されている。

ス」に位置付けることによって、官民競争入札等の対象とすることができる。（内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法入門編」・21頁）

所管する各省庁は、対象となった公共サービスが適正かつ確実に実施されているか、必要な監督（モニタリング）を実施

監督（第26条及び第27条関係）

国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要と認められるときは、民間事業者に対し、報告を求め、若しくは民間事業者の事務所に立ち入り、又は必要な措置をとるべきことを指示することができるが規定されている。

実施期間の終了に際して、実施状況の評価を行い、再度官民競争入札等を実施するか、廃止するかなど、実施期間終了後の公共サービスの実施の在り方を判断

一連の実施プロセスの透明性、中立性及び公正性を担保するために、有識者から構成される第三者機関（官民競争入札等監理委員会）が必要な関与

官民競争入札等監理委員会（第37条 第47条）

法では、競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、第三者として関与する官民競争入札等監理委員会を内閣府に設置している。実施の各プロセスにおいて、当該監理委員会の「議を経る」ことと規定されているが、このような手続を法的に求めることで、その機能が担保されることとなる。

< 監理委員会の役割と権能 >

- ・ 官民競争入札・民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを具体的に定める「公共サービス改革基本方針」の審議
- ・ 官民競争入札等の対象事業等の具体的な内容、確保するサービス水準、落札者選定の評価の基準等を含む「実施要項」の審議
- ・ 官民競争入札の落札者の決定に係る評価についての審議
- ・ 公共サービス実施民間事業者との間の契約の変更、解除後の措置についての審議
- ・ 国の行政機関等の長等が、公共サービス実施民間事業者に対し、報告の徴収、指示等の措置を講じた際の監理委員会への通知
- ・ 官民競争入札等を実施する国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出要求
- ・ 内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する行政機関等の長等への必要な勧告

\* これらの所掌事務の遂行を実行あるものとするため、必要に応じ、国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

< 組織 >

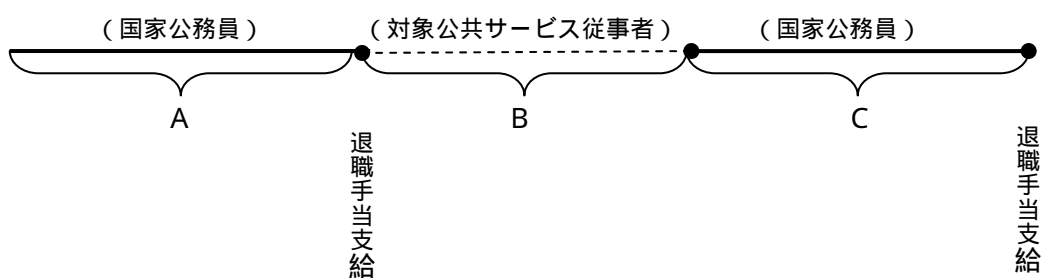
- ・ 公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員 13 人以内をもって組織。委員の任期は 3 年（再任可。）
- ・ 専門の事項を調査審議させるため、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する非常勤の専門委員を置くことができる。

## トピックス : 国家公務員退職手当法の特例<sup>20</sup>

本法で規定する法令の特例の一つに「国家公務員退職手当法の特例」（法第31条）がある。これは、官民競争入札等で落札した民間事業者が、事業の円滑な実施、業務遂行の方法について様々な創意工夫を行う観点から、それまで公共サービスの実施に従事していた公務員の受入れを希望する場合を想定した規定であり、この中では、人の移動を円滑化するための措置として、任命権者の要請に応じて、国家公務員を退職し、落札事業者に雇用されて公共サービスの実施に従事した後、再び国家公務員となった者について、退職手当の計算方法の特例を設けている。具体的には以下のような内容となっている。

### < 国家公務員退職手当法の特例 >

国家公務員を退職し、一時的に落札企業に雇用されて公共サービスの実施に従事した後、国家公務員に復帰した場合に、退職手当の算定については、先の国家公務員としての期間と後の国家公務員であった期間を通算することとする。



の時点では、任命権者の要請に応じて退職（勸奨退職）し、Aの期間の退職金を支給。

落札企業で公共サービスに従事（当該企業から給与等）。

国家公務員として再採用。

の退職時には、AとCの期間を通算した額から先に受領した額（及びB Cの期間の利息）を差し引いた退職金を支給。

なお、地方公務員の退職手当は、各地方公共団体の条例に基づいて支給されるため、本法では特例等は定められていない。各団体において、このような特例が必要と判断した場合には、条例で同様の措置を講ずることとなる。

<sup>20</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法入門編」・54頁

### 3 地方公共団体における公共サービス改革法

#### (1) 法における地方公共団体の扱い

地方公共団体も、国と同様に、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を同時に実現していくことが求められている。こうした中で、自ら率先して官民競争入札等を実施しようとする地方公共団体については、これを可能とし、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現することが可能となる制度的な環境整備を行うことが重要であり、法ではこのための手続に関する規定等、所要の措置を講じている。

#### ア 特定公共サービス

現在、法律で「公務員が行う」こととされている地方公共団体の業務を官民競争入札等の対象とするためには、それらの業務を民間事業者でもできるようにする法令の特例を設ける必要がある。法は、このように公共サービスを民間事業者が担う場合に必要となる資格や規制緩和等の措置に関する法令の特例を設けることにより、こうした業務についても、官民競争入札等を実施し、民間事業者等が公共サービスを実施することを可能としている。

官民競争入札等の結果、国の法令についての「特例」を落札民間事業者に適用する場合は、当該落札者の選定に当たり、特にその透明性・公正性を確保し、当該落札者に要求する資格や監督上の措置を厳格に適用することが必要であることから、国が実施する官民競争入札等と同様の厳格な手続等の規定を本法において設け、適用するとしているものである。

法では、地方公共団体関連のものとしては、法第34条第1項において次の窓口6業務を規定している。

#### < 地方公共団体：窓口6業務の特例 >

戸籍謄本等の交付の請求の受付及び引渡し  
納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し  
外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し  
住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し  
戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し  
印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し

なお、法令の特例については、これらの窓口6業務に今後も限定されるというものではない<sup>21</sup>。特定公共サービスについては、地方公共団体の要望を受け付け、各省庁と調整の上、官民競争入札等監理委員会の審議を経て、閣議決定し、公共サービス改革法の改正を行うという手続を踏むことにより、法令の特例の範囲を広げていくことが可能となっている。したがって、各地方公共団体が特例の範囲を広げることにについて、積極的な働き掛けをすることによって、地方公共団体にとって、より使いやすい法律となる可能性を秘めているといえる。

<sup>21</sup> なお、平成18年12月の公共サービス改革基本方針の改正においては、地方公共団体に関わる法令の特例の追加はなかった。

イ 法令の特例を講ずる必要のない業務

一方、法令の特例を講ずる必要のない業務については、地方自治法及び同法施行令に基づき、条例又は規則に所要の手續等を規定することにより、現時点でも自発的に官民競争入札等を実施することができる。したがって、官民競争入札等を自ら率先して積極的に実施しようとする地方公共団体は、それぞれの地域の実情等を踏まえ、地方自治法の下、規則の整備等の環境整備をすることによりこれを行うこととなる。

以上のとおり、地方公共団体が特定公共サービスについて官民競争入札等を実施しようとする場合の環境整備については法において規定されているが、イギリスにおける強制競争入札と異なり、実際に実施するか否かについては、各々の地方公共団体の判断にゆだねられている。また、法に定められた手續においても、地方公共団体の工夫の余地が残された制度設計がなされている。このように、官民競争入札等の実施について、それぞれの団体の自発性、自主性にゆだねられていることが法の大きな特徴であるといえる。

こうした点を踏まえ、ここで、法が対象としている公共サービスについて、国の場合と比較するために、次表により、改めて整理しておく。

図表 1 - 3 法が対象としている公共サービス

区分	特例の適用が必要なもの		特例の適用が必要ないもの	
対象業務	法の規制がある業務等で、法の特例を適用せず、官自らが実施すべきとした業務等  (例：行政処分等)	法の規制がある業務等だが、法の特例を適用して、民間へ委託が可能となる業務等 <特定公共サービス> (例：納税証明書の交付請求の受付及び引渡し等)	法の規制はない業務で、内容・性質等から実施が国等でなくともよい業務等  (例：既に実施されている委託業務等)	法の規制はない業務等だが、内容・性質等から国等で実施すべきとした業務等
国	×	(注1)		×
地方公共団体	×	(注1、2)	×	×

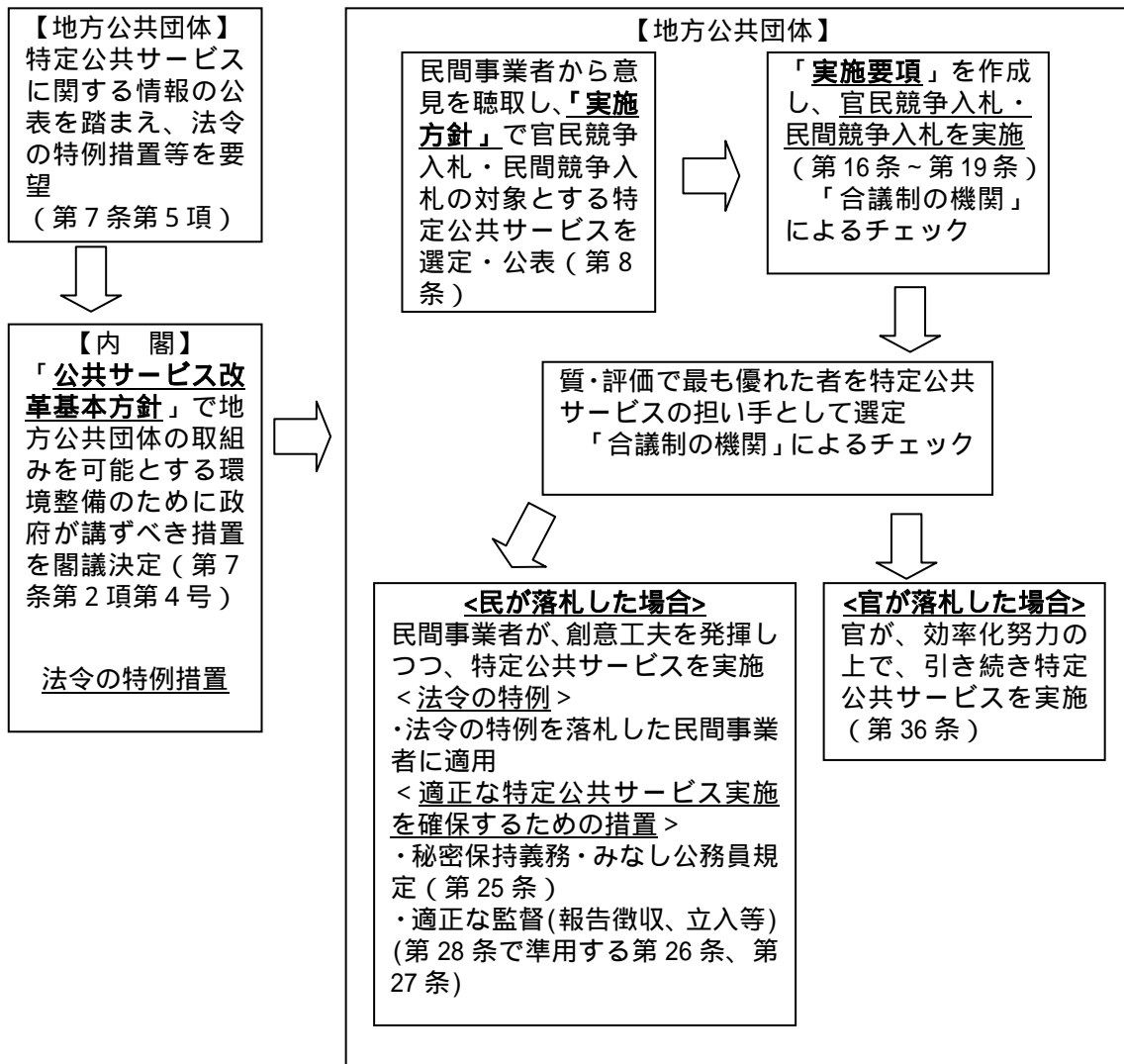
- 注 1 法の規定による特例を適用しなければ、外部委託が行えない業務  
国は、環境整備のための措置として、民間事業者の入札参加・業務実施を阻害している法令等の規制改革の措置を行う。  
今後も、地方公共団体等からの要望を踏まえて追加される。
- 2 既に法に盛り込まれている地方公共団体の窓口 6 業務  
納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し  
戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し  
外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し  
住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し  
戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し  
印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- 3 市場化テスト推進協議会作成資料(「都市ガバナンス・経営研究会」配布資料)を参考に作成

(2) 地方公共団体の官民競争入札等の実施プロセス

前述のとおり、地方公共団体が実施する官民競争入札等のうち、(1) アの「特定公共サービス」を対象とするものについては、法に規定する手続にしたがって実施することとなり、そのプロセスは次図のように整理できる。

なお、実施プロセスの詳細については、第2章を参照されたい。

図表1 - 4 特定公共サービスの官民競争入札等の実施のプロセス



(出典：内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法入門編」・63頁)

(3) 国との手続の違い

地方公共団体の自主性、自立性の尊重、また、地方公共団体の組織の在り方が国と異なることから、地方と国の官民競争入札等の仕組みについては、法においては、次のような違いがある。

## ア 第三者機関

国の行政機関等が実施する官民競争入札等について、そのプロセスの透明性、中立性及び公正性を確保するため、官民競争入札等監理委員会が担うこととされている機能は、地方公共団体の長が実施する官民競争入札等においては、条例によって定められる合議制機関が担うこととしている。合議制機関の制度設計については、条例に大幅にゆだねられており、地方公共団体における自由度が高くなっている。

なお、地方公共団体において法に基づく官民競争入札等を実施する場合、必ずしも新たな合議制機関を設置する必要があるものではなく、第三者機関を設置する趣旨、つまり官民競争入札等の手続の透明性、中立性及び公正性を担保できる場合には、既存の合議制機関を活用することも否定しているわけではない<sup>22</sup>。

なお、参考までに国と地方公共団体の合議制機関に係る法上の規定の比較表を掲載する。

図表 1 - 5 国と地方公共団体の合議制機関の比較表

	国		地方公共団体	
名称	官民競争入札等監理委員会		審議会その他の合議制の機関(合議制機関)	
趣旨	実施過程の透明性・中立性及び公正性の確保			
設置根拠	内閣府設置法、国家行政組織法第8条		(法の授権に基づく)各自治体の条例 地方自治法第138条の4、第202条の3	
所掌事務 権能	官民競争	民間競争	官民競争	民間競争
	基本方針を定める場合及び変更する場合(第7条3項)			
	実施要項を定める場合及び変更する場合(第9条5項、第15条で準用)			
	落札者の決定の評価		落札者の決定の 評価	
	契約を変更しようとするとき(法第21条第2項、第23条で準用)			
	契約の解除の措置を講じようとするとき(法第22条3項、第23条で準用)			
	報告の徴収等の措置を講じたとき(法第26条4項、第28条で準用)			
			窓口業務の全部又は一部停止時における 通知(法第34条7項)	
	国への勧告権、勧告に対する措置の 通知(法第38条2項、4項)			
	専門委員による専門事項の審議(法 第43条)			
	国・民間事業者に対する報告の徴収 (法第45条)			
内閣総理大臣が作成したサービス期 間終了後の評価案の審議(基本方針5 (2))				
構成	公共サービスに優れた識見を有する委 員13人以内(非常勤)		公共サービスに関して優れた識見を有する 者により構成	
	内閣総理大臣が任命・任期3年		組織・運営は条例により定める	

(市場化テスト推進協議会作成資料(「都市ガバナンス・経営研究会」配布資料)を参考に作成)

<sup>22</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』(2006)・149頁

イ 実施期間終了時の見直し

国については、公共サービス改革基本方針において、その見直しのプロセスの中で対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて業務の全般にわたる評価を行うことと規定されている（法第7条第8項）。他方、地方公共団体については、その自主性及び自立性を考慮し、国と同様に評価を必ず行わなければならないこととする制度とはなっていない。

したがって、こうした評価を制度として取り入れるか否かについては、それぞれの地方公共団体の判断にゆだねられることとなる。

ウ 基本方針、実施方針、実施要項

国において官民競争入札等を実施するに当たっては、政府全体の取組の共通の指針を示すとともに、官民競争入札等の対象とする公共サービスを盛り込んだ「公共サービス基本改革方針」を策定することとなる。

一方、地方公共団体が官民競争入札等を実施する場合には、官民競争入札等の実施に関する方針である「実施方針」を策定する。

この実施方針においては、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標を規定することにより、当該地方公共団体の取組の方向性を示すこととされている。また、実施方針には、官民競争入札等の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容を具体的に定めることとされている。

国の基本方針と地方公共団体の実施方針には、図表1-6のように記載事項に違いがある。このうち、国の基本方針と異なり、地方公共団体の実施方針では、公共サービスの「廃止」についての言及がないが、地方公共団体が実施方針に自主的に廃止対象事業を載せることを否定したのではなく、自主的な事業見直しの取組は当然なされるべきものと解される。

なお、基本方針については、継続的に公共サービス改革を行っていく観点から、毎年度見直し、必要に応じて対象事業の追加・拡大等を行うこととされている。これに対して地方公共団体の実施方針については、こういった規定はないが、これについても地方公共団体の自主的な判断の中で見直しを実施していくこととなる。

図表1-6 基本方針・実施方針の記載事項

記載事項	基本方針	実施方針
	国	自治体
競争による公共サービスの改革の意義・目標		
政府が実施すべき施策に関する基本的な方針		
政府が講ずべき措置(範囲の見直しや法令の制定改廃を含む)の計画		
地方自治体の市場化テスト環境整備のため講ずべき措置の計画		
官民競争入札対象公共サービスの内容及び講ずべき措置		内容のみ
民間競争入札対象公共サービスの内容及び講ずべき措置		内容のみ
廃止の対象とする公共サービスの内容及び講ずべき措置		
そのほか実施に関し必要な事項		

(出典：市場化テスト推進協議会編『市場化テスト』(2007)・79頁)



また、国においては、公共サービス基本方針において官民競争入札等の対象とされた公共サービスについて、個々の公共サービスごとの具体的態様等を踏まえ、「実施要項」を策定し、詳細な入札の設計を行っていくこととなる。同様に、地方公共団体においても、実施要項の策定が規定されているが、これらの記載事項についても、図表1-7のような相違点がある。このうち、終了時の見直しのための業務評価に関する事項の記載が地方公共団体については求められていない。これについては、前述した「実施期間終了時の見直し」のとおり、地方公共団体については、その自主性及び自立性を考慮し、国と同様に評価を必ず行わなければならないこととする制度とはなっていないことによる。したがって、こうした評価を制度として自主的に取り入れる場合には、地方公共団体の実施要項においても記載されることとなる。

図表1-7 実施要項の記載事項とその違い

記載事項	国		地方公共団体	
	官民	民間	官民	民間
対象の詳細な内容と質に関する事項				
実施期間に関する事項				
入札参加者の資格に関する事項				
入札参加者の募集に関する事項				
評価の基準その他決定（落札）に関する事項				
発注担当職員と入札参加担当職員の情報遮断措置				
対象サービスの従来状況の情報開示事項				
民間が使える国有（公有）財産に関する事項				
民間への出向者に関する事項				
法令の特例に関する事項				
報告義務、守秘措置その他民間が講ずべき事項				
第三者への賠償責任等に関する事項				
終了時の見直しのための業務評価に関する事項				
その他実施に関し必要な事項				

（出典：市場化テスト推進協議会編『市場化テスト』（2007）・82頁）

(3) 地方公共団体にとって、公共サービス改革法とは

前述したとおり、地方公共団体の多くの業務は、地方自治法及び同法施行令に基づいて規則に手続を規定することなどの整備を行うことにより、各々独自の判断で、総合評価一般競争入札により官民競争入札等を行うことは可能である。しかしながら、一方で、国が定める法律により、公共サービスの担い手が地方公共団体の公務員に限定されている業務も依然として残されており、これらの業務に「競争原理」を導入することについては、法に基づく特例措置が必要となってくる。

こうした特例措置が講じられた結果、地方公共団体が官民競争入札等を活用することによって、当該公共サービスの提供において地方公共団体の独自性を発揮することが可能となり、多様化、高度化した地域住民のニーズにこたえた効率的で質の高い事

業展開が可能となることが期待できる。このように、地方公共団体が法をうまく活用することによって、国の規制の枠を外して地方公共団体による事業展開の裁量の余地を与えることが、より効率的、効果的な事業実施へつながることを実証する機会にもなり得るものといえる。

また、地方公共団体の行政運営においては、行政の透明化や住民への説明責任が常に問われている現状にある。法において、官民競争入札等は、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させ、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を目的として実施するものであり、その実施過程においては、住民からの意見聴取や行政情報の公開の機会が与えられるような制度設計がされている。このように、法は、地方公共団体の積極的な情報公開や住民参加の機会を提供する場ともなり得る。

こうした法の持つ様々な可能性を踏まえ、本研究においては、これまで地方公共団体において取り込まれてきた民間活力の活用の現状の中で、指定管理者制度等と同じように新たな制度の一つとして、市場化テスト制度の導入に当たって必要となる手続や認識すべき課題等にテーマを絞り、検討していくこととしたい。

また、既にいくつかの地方公共団体では、公共サービス改革法の趣旨を踏まえた地方公共団体独自の市場化テストの検討・導入がなされているが、こうした動きを踏まえ、この「市場化テスト」の可能性、有効性を検証していくこととする。

#### 4 本研究における「市場化テスト」

第1節において前述したとおり、「市場化テスト」という言葉の使われ方や解釈は一様ではない。日本でその導入が検討された当初は、国でも市場化テストという用語を使用していたが、市場化テストという用語からストレートに意味が伝わってこないことや、「テスト」という言葉のために、ある公共サービスを民間に任せることができるかどうかを判定（テスト）するということのように誤解されたことから、現在、法を所管する内閣府では、市場化テストという用語の使用は控えている。

しかしながら、一方で、既に日本においても、新聞の報道等では市場化テストという表現が一般的に使用されており、広く社会的に認知され始めているといえる。

こうした状況を踏まえ、本研究においては、公共サービス<sup>23</sup>の提供に際し、広く民間からの提案等により、公共サービスの質の向上とコスト削減を目指すもので、公共サー

---

<sup>23</sup> 「公共サービス」については、公共サービス改革法第2条第4項において次のように定義されている。

- 一 国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち次に掲げるもの
  - イ 施設の設置、運営又は管理の業務
  - ロ 研修の業務
  - ハ 相談の業務
  - ニ 調査又は研究の業務
  - ホ イからニに掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務
- 二 特定公共サービス

したがって、法に係る記述部分については、本定義によることとするが、その他の記述においては広く国や地方公共団体が行う行政活動全般を指すこととする。

ビスの担い手について、競争入札制度等の競争環境をつくり出すことを通じて、官民間問わず、最も適した者に任せることを目的とした手法を広く「市場化テスト」と表現することとする。したがって、本研究では、公共サービスの担い手の決定方法としての法に基づく官民・民間競争入札だけでなく、地方公共団体独自の制度としての官民・民間競争入札や、広く公共サービスの提供について民間から提案を受け付ける制度等、市場化テストの趣旨を生かしてその一部の手続を取り入れた独自制度等も「市場化テスト」と表現する。

ただし、前述したとおり、本研究は公共サービス改革法に基づく制度に係る課題を中心に検討を進めていることから、法に基づく入札手続についての記述においては、「官民競争入札等」という表現を用いている。

トピックス : 「民間競争入札」と従来の外部委託との違い<sup>24</sup>

法に基づく「民間競争入札」（法第2条第7項等）においては、サービスの質の維持向上と経費の削減を共に実現し、その履行を確実にするため、特に的確かつ厳正な規定を設けている。具体的には、次のような特徴がある。

法令の特例が適用されることにより、従来民間事業者に委託することができなかった業務について、委託することが可能となること

対象となる公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示を行うこととしており（法第14条第4項等）、従来のコストやサービスの内容と、新たに「民間競争入札」の結果その公共サービスを実施することとなった者によるコストやサービスの内容を、国民・住民の目から見て透明な形で比較検証できるようにしていること

サービスのコストの削減だけでなく質の維持向上も実現するため、「民間競争入札実施要項」（法第14条等）において、従来のコストやサービスの内容を踏まえ、確保すべきサービスの質や落札者を選定するための評価基準等を十分検討し明確化する制度としており、その「民間競争入札実施要項」の策定に当たり、地方公共団体においては、「合議制の機関」の議を経て決定することとしていること（法第14条第5項等）

価格、質を評価する総合評価一般競争入札方式を採用していること（法第15条で準用する第12条及び第13条）

適正な事業実施を確保するため、対象公共サービスを実施することとなった民間事業者に、法令上の秘密保持義務（法第25条第1項）やみなし公務員規定（法第25条第2項）が適用されるとともに、事業者への監督規定（報告徴収、立入検査、措置の指示）、それらに違反した場合の罰則や契約解除の規定を設けていること（法第26条、第27条等）

なお、本法では、地方公共団体が実施する官民競争入札等のうち、特定公共サービスを対象とするものについて、その手続に関する規定の整備等の所要の措置が講じられているものであり、既に民間委託・請負によって実施しているような法律の特例を講じる必要のない業務については、本法にのっとり官民競争入札等を実施する必要はない。

ただし、各地方公共団体の判断で、例えば、民間の創意・工夫による質の向上・コスト縮減を期待する分野の業務や、より透明・公正な競争手続をとる必要性がある業務、厳格な監督や厳しい罰則による担保を行う必要性がある業務等を委託する際に、本法の趣旨を踏まえ、本法の仕組みを取り入れた手続を採用することは可能である。

<sup>24</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「地方公共団体における官民競争入札等について」・5頁を参考としている。（<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/qa/qa.html>）

### 第3節 法制度導入の検討に向けて

#### 1 地方公共団体における民間活力の活用の状況

厳しい財政状況の中、多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、公共サービスの質の維持向上を図りながら、効果的、効率的な事務・事業等の展開に向けた組織や事務・事業等の不断の見直しは、すべての地方公共団体に求められている。

団塊の世代が退職を迎える「2007年問題」や民間企業的な経営理念や手法を用いるNPM（New Public Management）型の経営等、地方公共団体の運営に当たり様々な課題が投げ掛けられる中、多くの地方公共団体では、行政改革方針や行政改革大綱等（以下「行政改革方針等」という。）に基づき、計画期間を設定して具体的な改革の数値目標を掲げるなど、それぞれに行財政改革に取り組んでいるところである。

多くの地方公共団体において、官民の役割分担の見直しを踏まえて民間の持つ知識やノウハウ、あるいは柔軟性を活用した公共サービスの質の維持向上や業務の効率化による経費の削減を目指して民間活力の活用を進めてきており、一部の地方公共団体では、行政改革方針等を踏まえ、役割分担、公共サービス改革の方向性、外部委託に適した業務の考え方及び外部委託における課題等を盛り込んだ民間活力の活用に向けた導入指針やガイドライン等（以下「民間活力導入指針等」という。）も策定し、取り組まれてきた。

こうした中、国においては平成18年6月に簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を施行し、その基本理念（第2条）では、「民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠である」、「地方公共団体が実施する必要性の減少した事務・事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑える」と規定し、また、公共サービス改革法の基本理念（第3条）では、「透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する」と規定しているように、民間活力の活用や経費の削減、公共サービス水準の維持向上の視点を盛り込み、地方公共団体についても、国の動向に留意しつつ、こうした法律の理念等を踏まえた民間活力の活用や公共サービスの改革に向けた一層の取組を求めている。

また、同年8月、総務省は都道府県、政令指定都市の「集中改革プラン」の取組状況を公表した。

この調査結果では、都道府県及び政令指定都市における事務・事業の民間委託の実施状況や民間委託の推進に向けた主な取組として、民間委託の推進・拡大に向けた目標設定を行っている地方公共団体が紹介されており、民間活力の活用は、行財政改革を進める取組の大きな柱として、入札方式等による事務・事業の委託やVFM（Value for Money）<sup>25</sup>によるPFI、民間主体の公共サービス提供能力を前提とした指定管理者制度

<sup>25</sup> VFM（Value for Money）とは、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のこと。事業手法を選択する際の判断基準となるもので、PFIで事業を実施した方が低廉で良質なサービスの提供が可能であると見込まれた場合、PFIが適切であると判断される。（内閣府PFIホームページによる）

等の手法により実施されてきた状況や新しい官民の協働・連携の形態である P P P (Public Private Partnership)<sup>26</sup>を掲げて推進に取り組んできた地方公共団体が示されている。

こうした動きを神奈川県を例にみると、早くから民間活力の活用に向けた取組を進めてきているが、特に平成 9 年 5 月に、「かながわ新総合計画 2 1」の策定と推進に呼応した行財政改革を推進するため、達成すべき目標を掲げた取組が必要であるとの視点から、財政の健全化を図り、新たな県民ニーズにこたえられる簡素で効率的な行政システムの実現に向けて、行財政改革のシンボリック目標である「3つの10%目標」を掲げた「行政システム改革推進本部取組方針」を定め、また、平成 14 年度からは、アクション・プログラムを策定して改革の実現に努めるとともに、平成 16 年 3 月には、平成 18 年度を目途とした「行政システム改革中期方針」(平成 18 年 3 月改訂)を策定するなど、民間活力の積極的な導入に取り組んでいる。

## 2 公共サービス改革法の成立を踏まえた公共サービスの最適な実施主体・担い手の選択

各地方公共団体では、前述のように、それぞれの行政改革方針等に基づき、事務・事業の廃止や見直しとともに民間活力の活用に取り組んできたが、公共サービス改革法の成立により、公共サービスの提供に当たって最適な担い手<sup>27</sup>を選択する仕組みとして、市場化テストがクローズアップされることとなった<sup>28</sup>。こうした公共サービス改革法の成立後の地方公共団体における最適な公共サービスの担い手の選択に当たって、P F I や指定管理者制度等の従来手法を含めた仕組みの全体像を俯瞰したのが図表 1 - 8 (44 頁)である。

「市場化テストは競争による行政の改革ツールであり、民間開放だけを目的としたツールではない」という見解<sup>29</sup>もあるように、市場化テストを実施することにより、最適な公共サービスの担い手が選択され、さらに公共サービス水準の向上も期待される手法という側面を有する一方、民間活力の活用の可能性を開く側面も有している。こうしたことから、市場化テストを行政改革の業務改善の流れの中に位置付けることも考えられるが、本研究では、実務的にみて、市場化テストが、民間活力の活用の検討過程の中で、行政が自ら実施すべきとされた事務・事業について、最適な担い手と提供手法を選択し、公共サービスの維持・向上と経費の削減を図るといった視点で進められていくであろうという考えに基づいて、メリット、デメリット<sup>30</sup>を含めた制度研究をすることが、実態に

<sup>26</sup> P P P (Public Private Partnership パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、公共サービス分野での官民パートナーシップによる公共サービスの民間開放をいう。(日本版 P P P 研究会(経済産業省・経済産業研究会)「日本版 P P P の実現に向けて(中間とりまとめ)」・1頁)

<sup>27</sup> この報告書では、現実に公共サービスの提供を行うものを「担い手」と表現している。したがって、民営化や民間委譲により公共サービスを担うことになったものも「担い手」であるが、自らその公共サービスの実施の責任を持っているという意味において「実施主体」と表現することとした。

<sup>28</sup> 既にいくつかの地方公共団体では、公共サービス改革法の成立と前後して独自の市場化テストに取り組んでいる(この動きについては、第3章参照)。

<sup>29</sup> 市場化テスト推進協議会編『市場化テスト』(2007)・55頁

<sup>30</sup> 例えば、地方公共団体の特定公共サービス(既に法に盛り込まれている公共サービスだけでなく、今後、提案等により法律の特例を適用する公共サービスを含む。)について、公共サービス改革法に定め

合った対応と考えた。

各地方公共団体において統一的な視点で民間活力活用の可能性を検討するためには、市場化テストも含めた判断の目安となる基準を作成し、検討していくことが有効と考えられる。そこで、本研究では、民間活力活用の可能性の判断指標として、「行政関与の在り方等の検討」(図表1-9、45頁)及び「公共サービスの担い手の検討プロセス」(図表1-10、46頁)のようなモデルプロセスを作成してみた。

このうち、「行政関与の在り方等の検討」(図表1-9)は、公共サービスについて行政評価<sup>31</sup>の結果等を踏まえ不断の見直しを行って行く中で、その必要性や実施主体の適否(行政以外の実施主体の選択)等から民間活力活用の可能性を検討していくプロセスを示したもので、また、「公共サービスの担い手の検討プロセス」(図表1-10)は、図表1-9のプロセスによる検討を踏まえ、行政が自ら実施すべき事務・事業について公共サービスの提供手法(行政を含めた最適な担い手の選択)を検討するに当たり、様々な視点から適否を検討するプロセスを示した図となっている。また、図表1-10は提供手法の検討に当たりすべての事務・事業について行政コストの算出等を行った上で検討を行うことは、業務負担の面から非現実的ではないかという判断から、行政コストの算出等を行う事務・事業については、前提として何らかのスクリーニングを行うことが望ましいという考え方に基づいて作成したものである。

なお、これらのモデルプロセスの具体的な活用方法(場面)については、第2章第2節の 3も参照されたい。

#### (1) 行政関与の在り方等について(公共サービスの実施主体の検討)

図表1-9に基づいて、公共サービスの必要性及び行政以外の主体による実施等の可能性を検討する。

##### ア 第1ステップ(行政評価の視点 廃止すべき事務・事業の選別)

事業仕分けや業務棚卸し等による行政評価の結果や委託対象の事務・事業の選定を目的とした個別選定作業等の結果を踏まえて、公共サービスの継続・廃止について、次のような視点から総合的な検討が必要になると考えられる。

- (ア) 必要性
- (イ) 効率性
- (ウ) 有効性
- (エ) 公平性
- (オ) 優先性

##### イ 第2ステップ(行政関与からの評価の視点 民営化、民間移譲、協働事業の選抜)

---

られた手続を踏まえることのメリット、デメリットを考えた場合、メリットとしては、透明性、公正性の確保の他、秘密保持義務に関する罰則の適用や見直し公務員としての罰則の適用等が挙げられるが、反面、公共サービス改革法に定められた手続を実施するための関係規定等の改正等の準備作業に係る業務負担や何らかの事由により委託が中断した場合の公共サービスの確保の難しさなどのデメリットが挙げられる。

<sup>31</sup> 本研究では、「行政評価」を広く「行政活動を一定の基準・視点にしたがって評価し、その結果を改善に結びつける手法」ととらえ、政策評価や事務・事業評価等も含むものとして整理する。

第1ステップの検討を経た上で、継続が望ましい事務・事業について、公共サービスに係る行政関与の在り方等を、次のような視点から検討する必要があると考えられる。

(ア) 民営化の可能性

- (a) 民間が公共サービスを提供する方がコストも含めた公共サービスの向上が期待できるか
- (b) 民間が提供できる公共サービスであり、行政が撤退しても支障がないか
- (c) 行政が提供する公共サービスを廃止又は縮小することにより、民間による公共サービスの拡大が期待できるか
- (d) 需要が発生する確実性が高いか
- (e) 需要が多いか
- (f) 同一の公共サービスを提供する民間の事業主体が多いか
- (g) 受益者負担を求めることができるか(利用料金を徴収することができないか)
- (h) 外部化に当たって、法令上の制約がないか

(イ) 他の主体との協働・連携の可能性

- (a) 住民の直接参加により効果が見込まれるか
- (b) 市場性がないものあるいは未発達か
- (c) 先駆性あるいは専門性、機動性、柔軟性が求められるか
- (d) 地域の自主的判断を尊重すべきか

(2) 公共サービスの担い手について(市場化テストの選択の可能性)

図表1-9のプロセスによる検討を踏まえ、行政が自ら実施すべき事務・事業について、図表1-10のプロセスにより、様々な選択や検討に基づいて公共サービスの提供手法の選択の可能性を検討する。

本来、市場化テストは、民間活力の活用を前提とするツールではないが、最適な公共サービスの提供手法の選択の可能性を幅広く探るという視点から、民間活力の活用の可能性を有する業務はどのような業務なのか、さらには市場化テストの実施など最適な公共サービスの提供手法はどのような手法なのかについて、このプロセスに基づいて検討を行う。

A 業務の根拠

PFIや指定管理者制度の可能性を検討する業務以外の業務について、地方公共団体が自ら制度見直しをできるかどうかの視点から、対象となる業務が法令に基づくのか条例等に基づくのかを検討する。

行政以外の担い手による公共サービスの提供が可能かどうかの視点から、行政が実施している業務について、法令に基づき実施している業務なのか、条例に基づき実施している業務なのか、あるいは根拠法令等に基づかず実施している業務なのかを検討する。

B 行政処分

法令に基づく業務で当該法令の規定で地方公共団体が直接実施することとなって



いる業務、又は条例等に基づく業務で地方公共団体職員が自ら実施する必要のある業務とされた事業について、地方公共団体が自ら担う必要があるかどうかを一義的に判断する視点から、行政処分を含むか含まないかを検討する。

C 業務のプロセスの切り分け

行政処分を含む業務について、民間活力の活用の可能性の視点から、行政処分を含む業務と行政処分を含まない業務とに切り分けが可能かどうかを検討する。

D 法令の改正の必要性

法令に基づく業務で業務のプロセスの切り分けの検討の結果、行政処分を含む一連の業務あるいは行政処分に関わる業務について、法令の改正により特例措置を講じた上で民間活力を活用すべきかどうかの視点から、法令の改正を検討する。

E 条例等の改正の必要性

条例等に基づく業務で業務のプロセスの切り分けの検討の結果、行政処分を含む一連の業務あるいは行政処分に関わる業務について、条例等の改正により特例措置を講じた上で民間活力を活用すべきかどうかの視点から、条例等の改正を検討する。

F 試行性、地域性

法令の改正により特例措置を講じた上で民間活力を活用する業務について、試行的、地域的に実施すべきかどうかの視点から、特区により可能性を検討すべき業務か公共サービス改革法の適用により可能性を検討すべき業務かを検討する。

G 厳格な罰則等

地方公共団体職員が自ら実施する必要のない業務等について、公共サービス水準の維持・向上等の視点から、厳格な罰則等の必要性について検討する。

H 提供主体

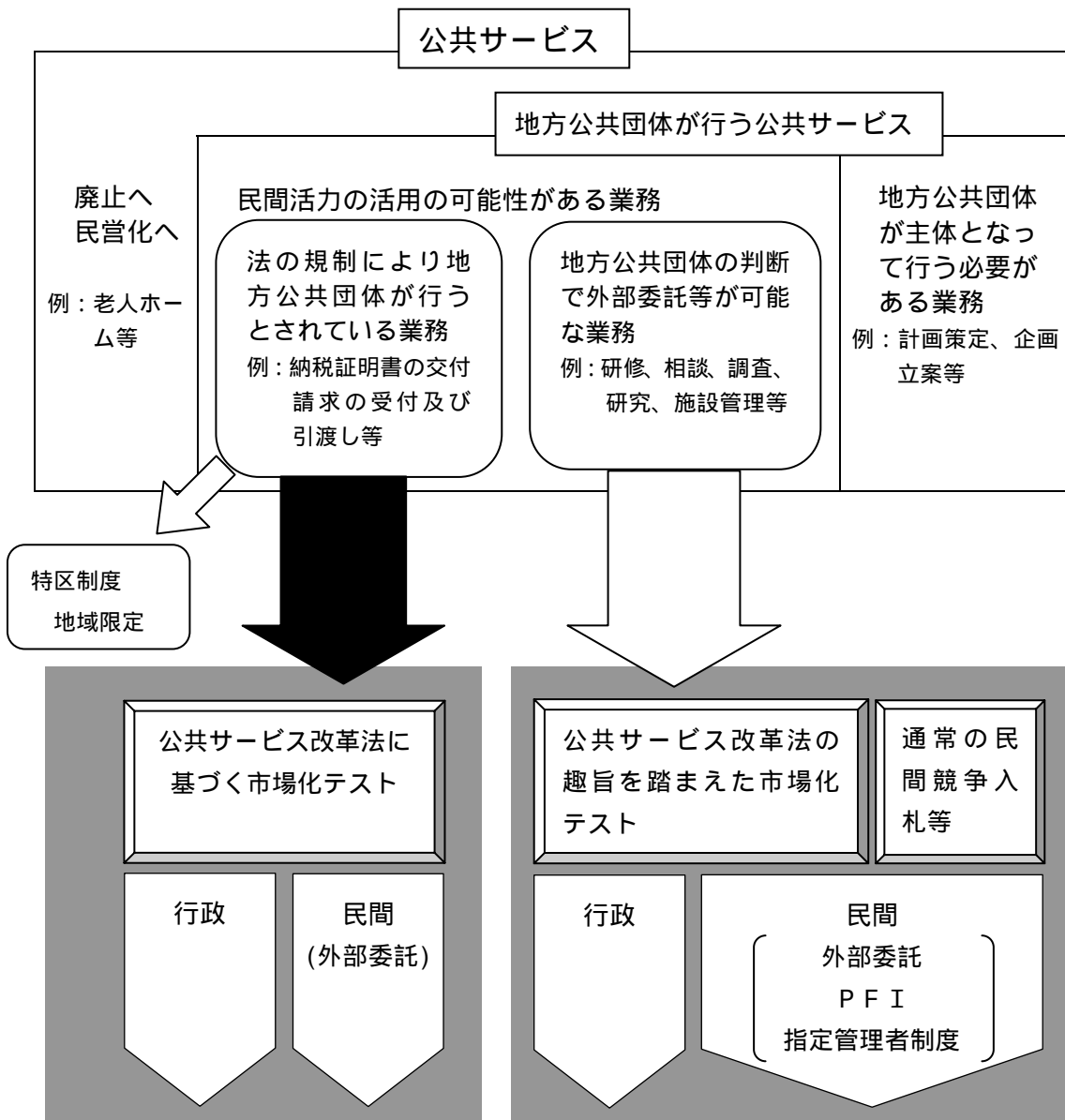
公共サービス改革法の適用により民間活力を活用する業務について、行政と民間のどちらが業務を効率的に実施できるのかという視点から、官民競争入札にすべきか民間競争入札にすべきかを検討する。

以上、公共サービス改革法の成立を踏まえ、公共サービスの実施主体・提供方法の検討を通じ最適な担い手を選択するための検討の一つの考え方を整理してきたが、こうした検討は、行政評価と同様、毎年度全事務・事業について行うという考え方から、首長の政治判断により選定された事務・事業や、これまでの行政改革の取組により改善すべきものとして認識された事務・事業、民間からの提案を踏まえ抽出した事務・事業等について行うという考え方まで幅があり<sup>32</sup>、実際にはそれぞれの地方公共団体の状況により異なってくるものと考えられる。

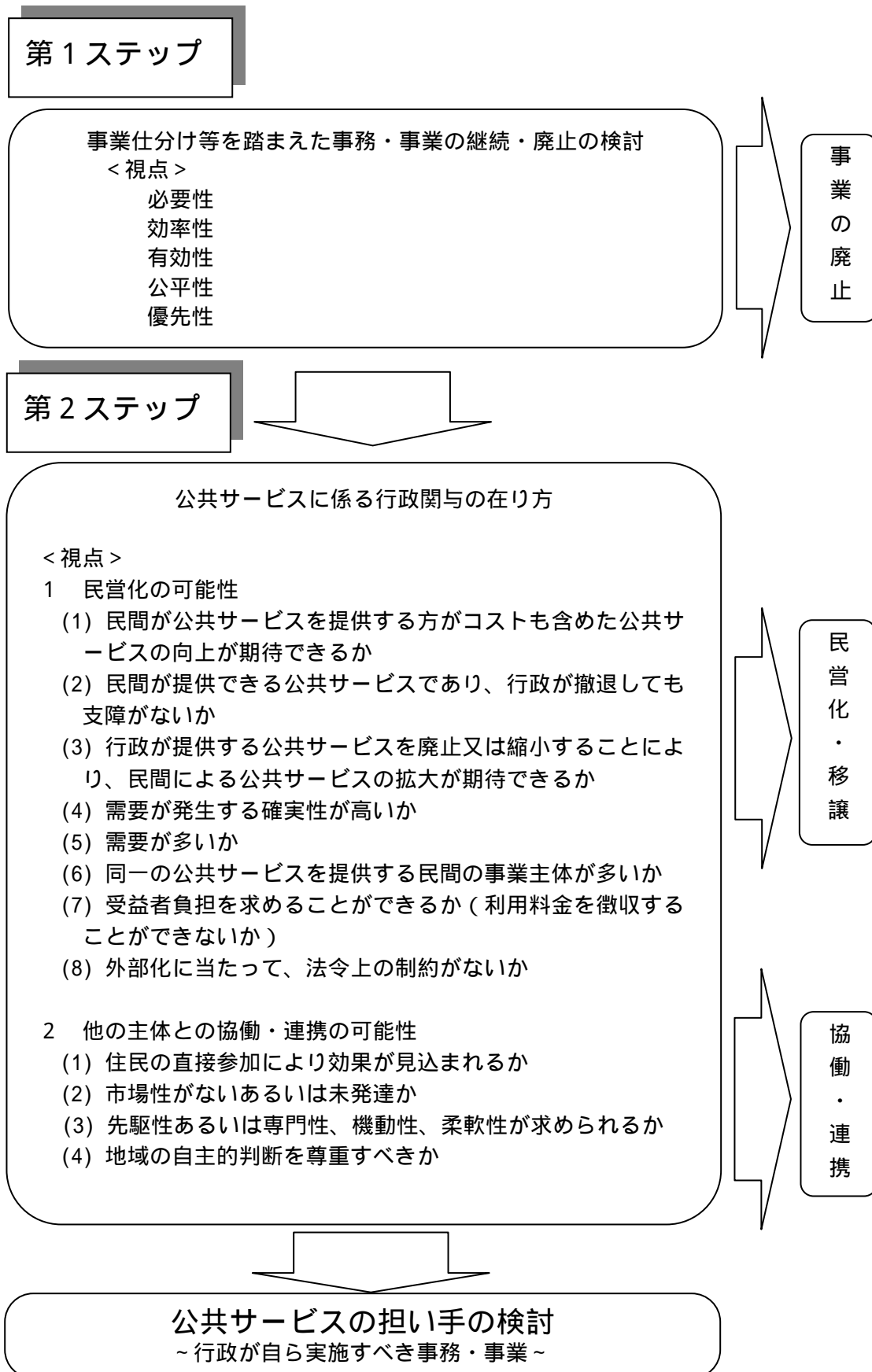
<sup>32</sup> これについて、市場化テスト推進協議会編『市場化テスト』(2007)では、対象事業選定の考え方として一定の基準に基づき絞り込む方法(=「客観的アプローチ」)と、特定の事業を一本釣りの形で選定する方法(=「主観的アプローチ」)とに整理している。このうち、主観的アプローチは、「選定の煩雑さを大幅に回避でき、対象事業選定の結果について関係者の納得が得られるならば非常に有用な方法」と指摘されている(同、74、75頁参照)。

このように、第1章では、最適な公共サービスの実施主体と提供手法とともに、新たな民間活力の活用の可能性を検討する制度である市場化テストの制度的な背景と、各地方公共団体における活用の可能性について、検討を行ったところであるが、これらの検討を踏まえ、次章以降では、市場化テストの実施に当たって想定される様々な場面での課題等について、検討を行っていく。

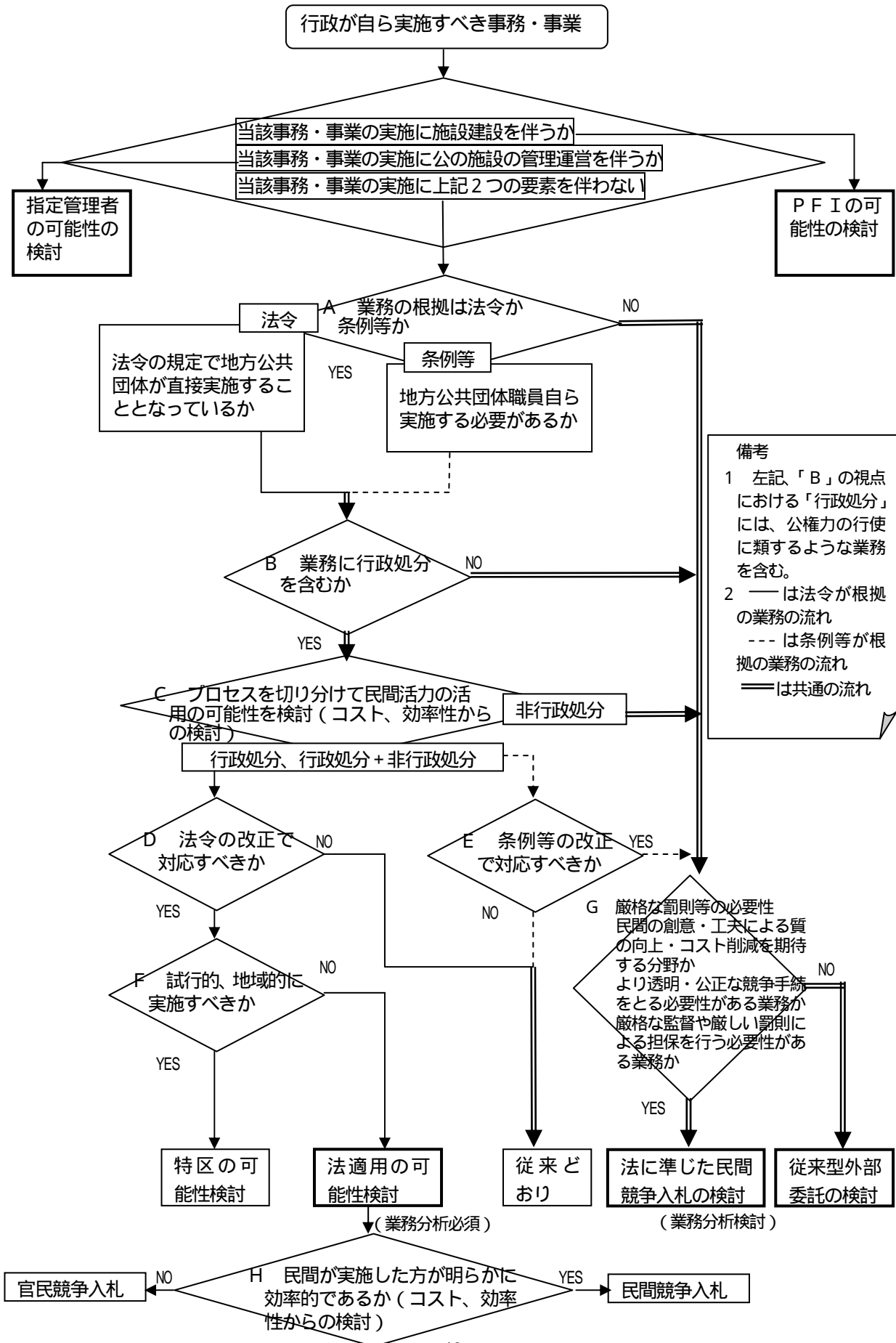
図表1 - 8 公共サービスの提供と最適な担い手のイメージ



図表 1 - 9 行政関与の在り方等の検討



図表 1 - 10 公共サービスの担い手の検討プロセス



## 第2章 地方公共団体における新たな競争入札制度実施プロセス

### 第1節 法に基づく実施のプロセス

#### 1 特定公共サービスの実施のプロセス

地方公共団体が法に基づく手続に沿って特定公共サービスを市場化する場合に、どのようなプロセスを経て事業実施に至るのかについては、様々な文献や資料等で示されているが、タイムスケジュールとの見合いでどの程度の期間を要するのかについては明らかになっていない。事務・事業を市場化しようとする地方公共団体にとっては、むしろどの程度の期間を要し、どういう検討がどのセクションで行われ、どのような調整を図るかということが実務的に重要である。

そこで、本節では、どのようなプロセスとタイムスケジュールで事業実施に至るのかを検討した。その結果を以下に示すが、この検討を通じて明らかになったことは、実際に法に基づくプロセスに入る前の段階での各地方公共団体の事務・事業の分析、検討がどのような熟度をもって行われているのかということが重要であるということである。この部分の検討は、地方公共団体ごとのこれまでの取組に違いがある。したがって、実際に市場化する場合にあっては、この前段階での取組状況によってその後のプロセスに要する期間が異なってくることになる。

##### (1) 法に基づく制度導入の決定まで（初年度前）

法に基づく手続に沿って官民競争入札等を実施する場合、直ちに法に基づく手続に入ることができるわけではなく、地方公共団体内部での法に基づく制度導入決定のための条件整備、検討が求められる。

具体的には、

まず、国における基本方針の閣議決定を踏まえて、実施しようとする事務・事業がどのような作業工程を経て行われているのか、その業務量は現時点でどの程度か、その業務ごとの法的な根拠はどうなっているのか<sup>33</sup>、その業務にどの程度の事業費や人件費がかかっているのかをできるだけ正確に把握すること<sup>34</sup>である。

また、その結果を踏まえて市場化することが適当かどうか、事業担当セクションとしての判断を加えておく必要がある。

この作業は、将来的に行うことになる実施方針の策定に関わる民間への情報提供

<sup>33</sup> 法では個別の法律の特例が必要なものを特定公共サービスとして規定しており、その考えで特定6業務が整理されていることから、この作業は省略することが可能であるが、例えば将来的に国への要望につなげたり、特区申請の活用により一連の業務として委託を検討する場合等を考えると、地方公共団体ごとに把握しておくことが必要と考えられる。

<sup>34</sup> 業務を分析する手法としては、事務・業務の活動量に資源（人件費や原価償却費）を当てはめて最終的に特定の対象事務業務のコストを把握する活動基準原価計算（ABC：Activity-Based Costing）分析や企業活動に関するある目標（売上高、収益率等）を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化するBPR（Business Process Reengineering）分析（大抵の場合は組織や事業の合理化が伴うため、高度な情報システムが取り入れられる場合が多い。）が考えられるが、いずれの場合も多額の経費と相当な期間を要することが考えられる。そのため、地方公共団体においては、分析対象を抽出したり、期間を限定したりする簡易型ABCが用いられるケースが多い。

や民間からの情報公表の要請に対応する基礎資料ともなる。

しかしながら、事務・事業を所管しているセクションが自ら積極的にこの作業の検討に入るといことは難しい。したがって、公共サービス改革を担当する行政改革担当セクションが全庁的な視点で取組方針を示して事業担当セクションと協力、連携の下で事業担当セクションが取り組むべきものと考えられる。

分析結果及び事業担当セクションの判断等今後の検討については、適切な時期の議会等への報告<sup>35</sup>にも留意が必要である。

次に、上記の事業担当セクションにおける作業や判断が妥当かどうかを全庁的な立場で次のような検討を加える。

事業担当セクションを中心に行われた検討結果を基に、

- ・ これまでどおり直営で実施した場合のコストと民間に業務を委託した場合のコスト比較や効率性の検討
- ・ 事業担当セクションの判断の妥当性の検証、全庁的な判断

こうした検討に当たっては、専門的な検討が求められ、また住民生活への影響等も考慮してできるだけ透明な手続をとることが望ましいことから、既存の行政改革に係る庁内会議や専門家で構成する第三者機関を活用して検討することも考えられる。

最終的には、このような検討、判断を通して法に基づく制度導入を決定することになる。

の決定と前後して、事務的に事務・事業の市場化のために法に基づき策定することとなる実施方針の検討作業に入る。なお、この検討に当たってはその後のプロセスも念頭において、行政改革、人事、財政、出納、事業等、市場化を実施する場合に係る各セクションの実務者による作業グループを編成して、制定、改正が必要となる条例や規則の洗い出しや条例・規則等の制定、改正案の検討に入ることも考えられる。

以上が制度導入の決定までに必要となるプロセスであり、制度導入の前提となる重要なプロセスであるが、先進地方公共団体においてはこの部分の検討が既になされているところもあり、その場合は簡略化して、次のプロセスに入ることができる。

## (2) 1年度目（実施要項案の検討まで）

法に基づく制度導入の決定を踏まえ、行政改革担当セクション、事業担当セクション等を中心として法に基づく手続等が具体的に行われることになる。

なお、以降のプロセスも同様であるが、検討結果を予算化等に反映させる必要があることから、自ずと年度内に実施できる作業に制約がある。また、法に基づく手続を行うために、その準備として必要な取組もある。こうした作業上の制約や必要となる取組を含めて法に基づく手続を検討した。

<sup>35</sup> この研究に当たっては、執行機関の検討の状況をできるだけ住民代表である議会に説明していくことが重要であるとの考え方に立って議会説明の機会を多く確保しているが、無論、こうした機会はそれぞれの地方公共団体の議会報告の慣例にしたがって判断されたい。

まず、行政改革担当セクションが中心となって初年度に引き続き各地方公共団体全体で策定する実施方針案の検討を行う。この検討の中で、市場化する事務・事業についてどのような情報をあらかじめ参考情報として開示するかを事業担当セクションと検討しておく。

この検討は、(1) で記述したように、既存の行政改革に係る庁内会議や専門家で構成する第三者機関を活用して検討することも考えられるが、当該地方公共団体の条例で法に基づく合議制機関の検討事項とすることも可能である<sup>36</sup>。この場合は、早い時期に合議制機関の設置条例等の条例案の議決を得ておく必要がある。

この実施方針案ができた段階で、公表し、民間事業者からの意見聴取、提案、情報公表の要請の受付を行う。

この後、民間から公表の要請があった情報については、事業担当セクションと調整の上公表を行い、民間から寄せられた意見・提案については必要な回答を行う。なお、民間から寄せられた意見・提案を踏まえ、実施方針案に必要な修正を加えて事務局案を固める。そして、その事務局案については、民間から寄せられた意見・提案と併せて議会に報告し、その審議を踏まえて、実施方針の決定・公表を行うことになる。

これと並行して、行政改革担当セクションにおいては、関係するセクションと調整して合議制機関の設置条例や退職手当の特例に関する規定の必要性、官民競争入札の場合の財務規則の特例あるいは準用に関する規定等、実施に当たって必要となる条例等の規定整備事項を洗い出し、制定・改正の必要性を検討しておく。

また、事業担当セクションにおいては、実施方針案の公表に併せて官民競争入札等を実施するに当たって必要となる業務の仕様書や落札者決定の評価基準等の事務的な検討（将来的にはこれが法で定める実施要項になっていく。）を進め、法で定める実施要項の事務局案を作成しておく。なお、事業担当セクションにあっては、実施方針案の公表に併せて、円滑な事業実施に向けて職員組合との交渉等も予定に入れておくことが望ましい。

実施方針の決定後、合議制機関の設置等、必要となる条例案を議会に提案して議決を受けるとともに、必要な規則改正を行う。

合議制機関の設置条例議決後、速やかに合議制機関を立ち上げ、実施要項、仕様書、落札者決定の評価基準等の検討を行い、年度内に決定しておくことが望ましい。

なお、適切な時期に予算上の措置をとっておくということがある。例えば、当該年度中に合議制機関を立ち上げる場合（この検討においては、年度途中に合議制機関を立ち上げることを想定している。）には、合議制機関の運営経費の補正予算、次年度当初予算においては、合議制機関の通年の運営経費や入札執行事務に要する経費、そして、委託期間が複数年になる場合の債務負担行為の設定等が考えられる。

<sup>36</sup> 法では合議制機関の権能として、実施方針の検討を予定していないが、地方公共団体の条例で合議制機関の権能（事務）とすることは可能であり、法で禁止されていない。しかし、これはあくまで個々の地方公共団体の判断であり、ここでは問題の指摘に止め、以降は法の規定どおり実施方針の検討に合議制機関を関与させないということで整理している。（なお、詳細は、第3節 - 2 - 課題 参照。）

(2) 2年度目・3年度目（事務の引継ぎ、事業の実施・モニタリングの開始まで）

実施方針の決定・公表、関連条例の制定改正、事業費の予算化等を踏まえて、事業実施に向けて作業を行い、事業の実施・モニタリングの開始となる。

まず、合議制機関における実施要項等の決定を受けて、官民競争入札等の入札手続を行うことになる。具体的にいうと、事業担当セクションにおいて実施要項の公表、入札の公告・実施要項の配布、入札者に対する説明会等の開催、入札・開札となる<sup>37</sup>。

入札・開札の後、落札者決定の評価基準に基づき評価し、落札者を決定、公表する。法では、官民競争入札の場合は評価結果について合議制機関における議を経て落札者を決定することになるが、民間競争入札の場合は地方公共団体内部での業者選定委員会等を通じて決定すれば足りることになる<sup>38</sup>。

その後、契約事項・内容の検討、落札者との調整、市場化テストの落札者の議案提出、議会の議決を経て、落札者と契約を締結することになる。

特に、契約書は業務開始後、当該地方公共団体と事業者を拘束することになることから、どのような内容を規定し合意するか非常に重要な問題であるが、事務・事業の内容等、個別・多岐にわたることから、標準的なものを示すことは困難である。なお、一般的に規定しなければならない事項（例えば、契約期間、業務の内容、業務の範囲、事業準備、再委託の禁止、委託料の支払いの方法・期日、保険、管轄裁判所、使用する用語等）以外に業務実施に当たって規定しなければならない事項を列記すれば、次のようなものが考えられる<sup>39</sup>。

< 委託契約書において規定を検討すべき事項の例 >

- ・ 委託料の経理の区分
- ・ 事故・火災への対応、苦情への対応
- ・ 秘密保持義務や個人情報保護
- ・ 物品類の使用、帰属に関する事項
- ・ 各種のリスク（物価や金利変動、委託料の支払い遅延による費用の負担、不可抗力による損害や費用の増加、制度変更によって生じた費用の増加等）分担やリスクによる業務の一部免除
- ・ 第三者への損害に対する賠償、内部求償
- ・ モニタリングの実施に関する事項（SLA等）、改善勧告、加給（インセンティブ）や減額（ペナルティ）に関する事項
- ・ 利用者からの意向調査（満足度調査）及びその費用
- ・ 実績書類や財務状況の報告
- ・ 契約の解除、それによる損害の負担
- ・ 委託する事務・事業の内容に応じて要求又は達成すべき水準（仕様書として添付）

<sup>37</sup> 実施要項の公表・入札の公告から入札・開札までの期間は、民間事業者が入札に当たって金額だけではなく提案内容を検討する時期であることを考えると、ある程度（2ヶ月程度）の期間を確保することが必要である。

<sup>38</sup> この部分についても、実施方針のところでも記述したように当該地方公共団体の条例の中で透明性、公平性や説明責任を考慮して合議制機関の審議とすることも可能であるが、このプロセスの検討では、法の規定どおりとした。

<sup>39</sup> これらの事項の多くは、実施要項の中に明記しておく事項でもある。



契約締結の後、契約内容の公表及び告示を行うとともに事務の引継ぎを事業者との間で適当な期間を設定して行い、事業が開始され<sup>40</sup>、当該地方公共団体は事業の実施状況をモニタリング<sup>41</sup>することになる。

こうした一連の手続と並行して、適切な時期に委託料の予算要求と議会の議決が必要となる。また、事業開始に当たっては、従前その業務に当たっていた職員の人事異動があることから、事業内容や事業開始時期、職員の処遇等について、適当な時期に職員組合と交渉し、合意しておくことが必要となる。

#### (4) まとめ～事業実施までの一連のプロセス

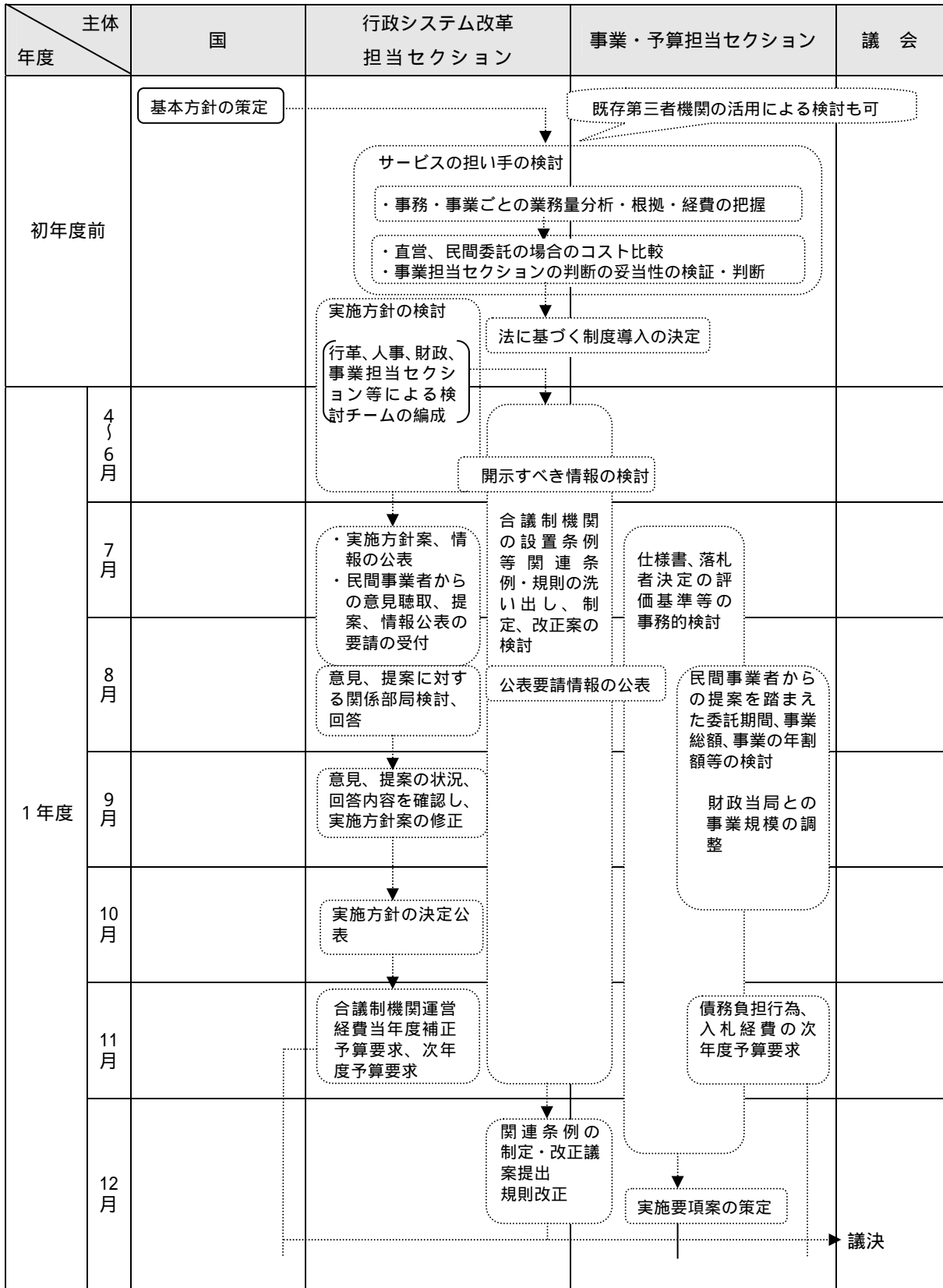
これまで示したプロセスを全体として示すと、図表2 - 1のとおりとなる。なお、実線は法に基づく手続で、点線は各地方公共団体で必要と考えられる独自の手続である。

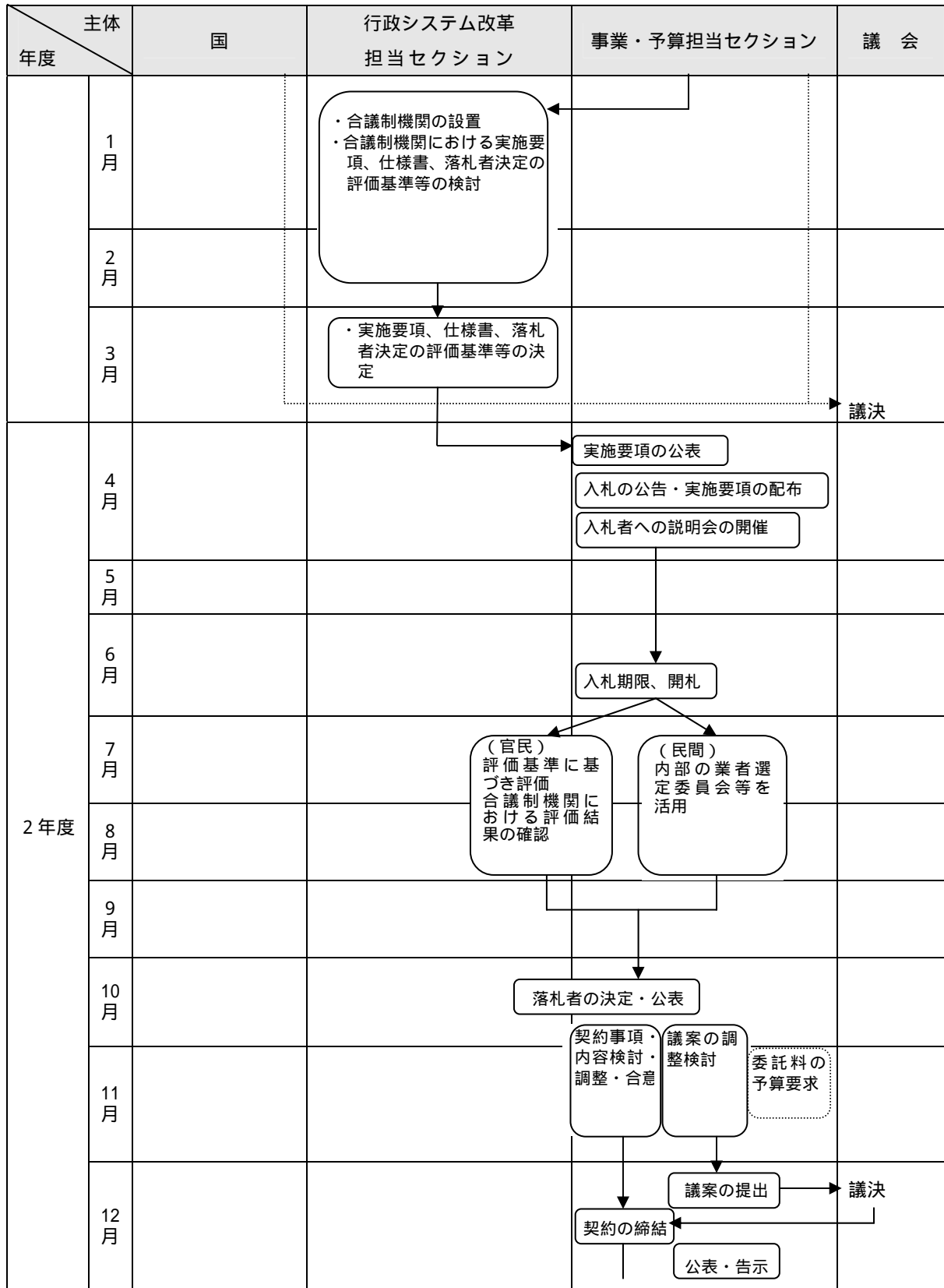
---

<sup>40</sup> この検討においては、新年度4月から業務開始を想定し、そこから遡って必要なプロセスを検討している。

<sup>41</sup> モニタリングについては、神奈川県自治総合研究センター「指定管理者制度（平成17年部局共同研究チーム報告書）」（2005）も参照されたい。

図表2-1 公共サービス改革法に基づくプロセス(既に決まった特定公共サービスを実施する場合、2年度目以降の特定公共サービスの拡大のための手続は考慮に入れていない。)





主体		国	行政システム改革 担当セクション	事業・予算担当セクション	議 会
年度					
	1 ~ 3 月			<pre> graph TD     A[事務の引継ぎ] --&gt; B[当初予算案提出]     B --&gt; C[議決]           </pre>	
3年度	4 月			<pre> graph TD     D[特定公共サービスの実施モニタリングの開始]           </pre>	

## 2 特定公共サービスを追加する場合・都道府県が法に基づく制度を導入する場合の実施のプロセス

特定公共サービスを追加する場合は、国の基本方針の変更と法の改正が必要となる。

加えて、どの業務で市場化するのか、当該地方公共団体において十分な検討を行い、国に要望し、調整する必要があることから、既に市場化が可能となっている窓口6業務以上に業務に関する分析が求められる。

### (1) 法に基づく制度導入の決定まで（初年度前）

まず、市場化が可能な事務・事業の選択を行う必要がある。

検討の対象とする事務・事業の選択については、前述したように幅があるが、一般的には、国が策定した基本方針を踏まえて、当該地方公共団体において実施している公共サービスの改革の基本的な考え方や方向、外部化手法の位置付け、外部化手法の選択の考え方、公共サービスの最適な提供手法の選択という市場化の考え方等を記載した、例えば「民間活力導入指針」<sup>42</sup>のような全庁的な方針を行政改革担当セクションが中心となって策定することが考えられる。この場合、策定過程の中で、指針案を公表し、民間からの意見・提案を募集していくことも考えられる。この指針を受けて、全庁的な取組として各事業担当セクションにおいて実施している事務・事業の見直しを必要に応じて行い<sup>43</sup>、市場化が検討可能な事務・事業を選び出すことになる。

次に、選抜した事務業務の分析、全庁的な検証をした上で法に基づく制度導入となるが、このプロセスは1 - (1) - 以降と同様の流れとなる。

### (2) 1年度（基本方針の変更・法律改正まで）

各地方公共団体の制度導入の決定後、国では民間への情報公表の要請・受付、意見聴取と併せて法に基づく地方公共団体への意見聴取が行われることから<sup>44</sup>、この時期を捉えて当該地方公共団体は国に法令の特例措置の要望を行うことになる。

国では、地方公共団体や民間からの意見・提案、情報公表の要請を踏まえた情報の公表結果を取りまとめて、

地方公共団体や民間からの要望・提案への回答

法令の特例措置を妥当とする事項に関する関係省庁等との協議

官民競争入札監理委員会での審議

を経て

基本方針変更の閣議決定

<sup>42</sup> こうした方針は、名前は異なるが既に様々な地方公共団体で策定されているが、国の基本方針との整合や指定管理者制度や法に基づくいわゆる市場化手法の登場等を踏まえて、見直す必要、付加する項目はないか検証する必要があると考えられる。

<sup>43</sup> こうした見直しは、行政評価と同様、毎年度全事務・事業について行うという考え方から抽出した事業について行うという考え方で幅があるということについては、43頁参照。

<sup>44</sup> プロセスの検討に当たっては、この時期を年度当初の4月と想定したが、肝心なのは、国の地方公共団体への意見聴取までに、法に基づく制度導入の決定（法令の特例措置の項目、それを含む事務業務のプロセスの検証を含む。）を終えておくとともに、国に対し規制緩和を要望する項目とそれが求められる理由・根拠を十分に整理しておくことである。

それに基づく関連法律の改正  
というプロセスを踏むことになる。

この間に、当該地方公共団体は、国の審議の状況を踏まえて実施方針の事務的な検討を行うことになる。

そして、法改正がされた後の検討については、1(2)以降と同様のプロセスとなる。

なお、国の意見募集から法改正までの期間は1年を想定した。このため、特定公共サービスを追加する場合には、1で検討した期間と比べて事業実施までに1年多く期間を要することになる。

### (3) まとめ

これまで、検討したプロセスを事業実施まで示すと図表2-2のとおりとなる。

## 3 プロセスを検討した結果

これまで特定公共サービスを実施する場合と新たに制度導入を図る場合のプロセスを検討してきたが、いずれの場合も、制度導入決定まで(いわゆる初年度前)の条件整備、検討に期間を要することが分かった。

この期間は、地方公共団体ごとのこれまでの検討の熟度が異なることから一概には言えないが、事務・事業の分析が必要なことを考慮すれば、1年以上の期間が必要となると考えられる。

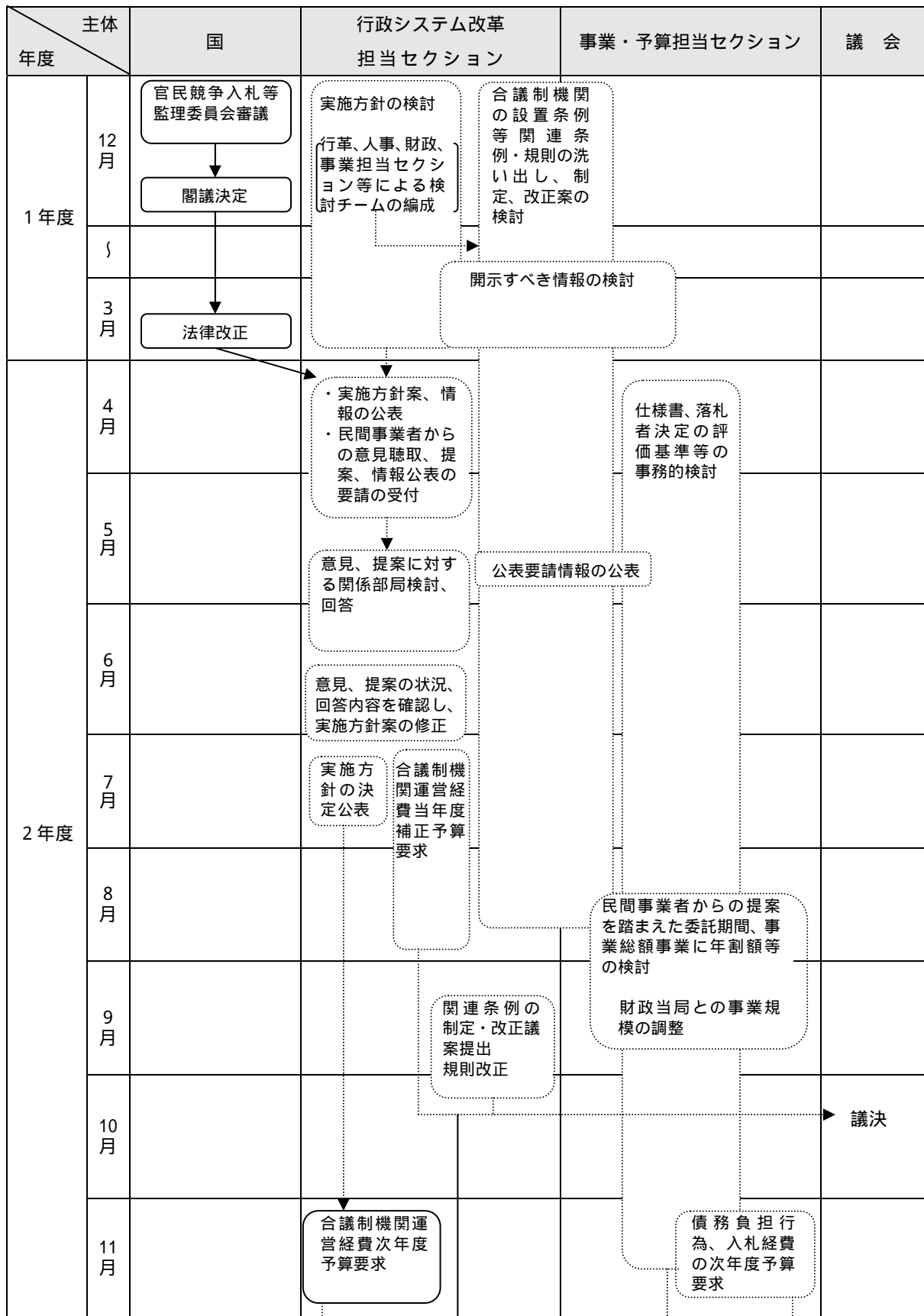
さらに、新たに制度導入を図る場合には、国の検討状況に左右されることが多いことから、その期間を見る必要がある。

実施方針の策定以後は、各地方公共団体の努力の中で短縮が可能と考えられるが、議会との関係や予算作業との関係を考えると、極端に短縮することは難しいと考えられる。

その結果、既に法で規定された公共サービスを実施する場合には、初年度前の取組を1年として少なくとも3年、新たに制度導入をする場合には4年以上を要することになり、この制度を活用するに当たっては、この期間の短縮が課題となると考えられる。

図表 2 - 2 公共サービス改革法に基づくプロセス（特定公共サービスを追加する場合、2年度目以降の特定公共サービスの拡大のための手続は考慮に入れていない。）

主体 年度	国	行政システム改革 担当セクション	事業・予算担当セクション	議 会
初年度前	基本方針の策定	<p>公共サービス改革の方向性等検討（「民間活力導入指針（仮称）の検討」）</p> <p>↓</p> <p>民間への意見募集、提案の受付</p> <p>↓</p> <p>民間活力導入指針（仮称）の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共サービス改革の基本的考え方</li> <li>・外部化手法、市場化テストの位置付け</li> <li>・手法選択の基本的考え</li> </ul>	<p>事務・事業の見直し（棚卸し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 指針等で示された考え方に基づく評価・検証</li> <li>・事業根拠からみた主体の検証</li> <li>・事業根拠からみた外部化、市場化の適否</li> <li>・外部化手法、市場化テストの比較検討</li> <li>・法に基づく手続導入の判断</li> </ul>	
		<p>サービスの担い手の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・事業ごとの業務量分析・根拠・経費の把握</li> <li>外部化の対象とする業務（プロセス）の検討</li> </ul> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営、民間委託の場合のコスト比較</li> <li>・事業担当セクションの判断の妥当性の検証・判断</li> </ul>		
1年度	4 ～ 6月		法に基づく制度導入の決定	
	7月	<p>情報公表の要請、受付、民間事業者からの意見聴取</p> <p>↓</p> <p>地方公共団体への意見聴取</p>	<p>国に対する法令の特例措置の要望</p>	
	8月	<p>情報の公表</p> <p>↓</p> <p>民間事業者からの提案・要望への回答</p> <p>↓</p> <p>関係省庁等協議</p>		
	9 ～ 11月			





年度	主体	国	行政システム改革 担当セクション	事業・予算担当セクション	議 会	
	12月			実施要項案の策定		
	1月		・合議制機関の設置 ・合議制機関における 実施要項、仕様書、 落札者決定の評価基 準等の検討			
	2月					
	3月		実施要項、仕様書、落札 者決定の評価基準等の 決定		議決	
3年度	4月			実施要項の公表 入札の公告・実施要項の配布 入札者への説明会の開催		
	5月					
	6月			入札期限、開札		
	7月		(官民) 評価基準に基づき評価 合議制機関における評価結 果の確認	(民間) 内部の業者選 定委員会等を 活用		
	8月					
	9月					
	10月			落札者の決定・公表		
	11月			契約事項・ 内容検討・ 調整・合意	議案の調 整検討 委託料の 予算 要求	

主体		国	行政システム改革 担当セクション	事業・予算担当セクション	議 会
年度					
	12月				
	1 3月				
4年度	4月				

注) このプロセスの検討に当たって、新たに追加される特定公共サービスに関わる契約についても、現行の特定公共サービス(窓口6業務)と同様に議決が求められるとしたが、議決事案とされた理由は「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」で郵便局に業務を委託する際に議決事項とされていたためであり、今後追加される特定公共サービスの契約の締結が議決事項とならないことも考えられる。

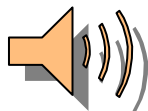
## 第2節 想定される課題と対応の方向

前節では、地方公共団体が市場化テストを導入するに当たって、どのようなプロセスとタイムスケジュールで事業実施に至るのかを検討した。

しかしながら、法において新たに導入された「官民競争入札」は、実際には国においてはまだ実施されておらず、地方公共団体においてもモデル的に施行されている段階であり、実際に導入していく際には、様々な課題が発生することが想定される。

そこで本節では、前節の「2 特定公共サービスを追加する場合・都道府県が法に基づく制度を導入する場合の実施のプロセス」において整理したプロセスに沿って、実務的に発生し得る課題を抽出し、その課題の解決に向けた対応方法について検討を行う。

はじめに、実施のプロセスに沿って、その手順と抽出した課題を次のとおり一覧に整理している。なお、課題の具体的な内容や対応の方法については、表の左端の該当頁以降に記載されているので、そちらを参照されたい。



### 第2節における留意点

第2節については、次頁以降で整理した課題整理表に記載されているプロセスのうち、必要な箇所だけ参照したい場合にも対応できるよう、できる限りそれぞれの箇所において記述を完結させるよう心掛けた。

そのため、同趣旨の内容が箇所を変えて何度か記述されているので、あらかじめご留意いただきたい。

市場化テストのプロセスにおいて想定される課題

プロセス	具体的な作業内容	想定される課題	頁	
制度導入の決定まで	1 公共サービス改革の方向性等の検討	市場化テストを踏まえ、行政改革全体の中での公共サービス改革の方向性等を検討	事務・事業見直し・廃止の検討プロセス	65
	2 民間活力導入指針等の策定	市場化テストを含めた民間活力の活用の可能性を検討するに当たって、取組の方針や導入手法、具体的作業等を明確にするため、民間活力導入指針等を策定・見直し	共通認識を持った作業方法	66
	3 事務・事業の見直し	民間活力導入指針等の策定を受けた事務・事業の見直しの実施を検討	事務・事業の見直しの手法	67
	4 公共サービスの担い手の検討	事務・事業の見直しを踏まえて、最適な公共サービスの担い手を選択 公共サービス改革法に基づく制度導入の決定	市場化テストの導入を想定した対応 行政コストの算出 合議制機関の設置の検討	69
対象事業選定まで	1 国に対する法令の特例措置の要望	法に基づく市場化テストの導入が決定された業務のうち、特定公共サービスとなっていないものについて、国に法令の特例措置を要望		72
	2 実施方針の検討	実施方針案の具体的な内容の検討 制度導入に必要な環境整備に向けた検討	実施方針案の公表	74
			実施方針に規定すべき内容	
			入札手法の選択	
			対象事業の選定、実施方針の決定における体制整備及び合議制機関の活用	
実施方針の検討開始時期				
3 情報の公表	実施方針の検討に当たって行われる民間事業者からの意見聴取に必要な特定公共サービスの情報を公表	情報の公表方法と公表に係る期間 情報公表の要請 公表情報の具体的内容	81	
4 民間事業者からの意見聴取	民間事業者から特定公共サービスのうち自ら担うことができると考える業務の範囲について意見聴取 聴取後の聴取結果の効果的な活用の可能性を検討	聴取事項等	85	
		聴取された意見及びそれに対する回答とその公表		
		対象業務の選定理由の明確化 聴取結果の活用に向けた検討の必要性とそのため の検討体制等の整備		
5 実施方針の決定・公表	意見聴取結果等を踏まえ、具体的な対象事業を選定し、実施方針を決定・公表		90	

入札の実施に向けて	1 関連条例・規則等の制定・改正の検討	法に基づく市場化テスト導入に伴い必要となる関連条例・規則等の整備の検討		91
	2 合議制機関の設置	法に基づく合議制機関の設置条例の制定	合議制機関の設置に関する条例制定の手法	93
			条例の構成内容	
			条例制定の時期・機関の設置の時期	
			合議制機関の運営予算と報酬	
			合議制機関の委員構成	
	3 予算の確保に向けた検討	債務負担行為の設定、入札経費及び合議制機関運営経費の要求等に向けた検討	債務負担行為の設定時期の考え方	97
			長期継続契約の可能性はあるのか	
			業務に係る予算議決の時期（債務負担行為と歳出予算の議決時期の違い）	
			議会に対する説明責任	
4 入札事前準備	入札に係る庁内体制の整備及び具体的な準備作業の実施	官民競争入札に係る「情報隔壁」の考え方 ～証券関連業界の事例から～	99	
		当該事業執行職員の処遇の原則		
		民間事業者への職員の転籍・派遣・人事交流について		
		【入札関係事務の準備】 入札方式のモデルの検討（評価方式）		
		【入札関係事務の準備】 官民競争入札を実施する場合の入札手順		
		【入札関係事務の準備】 入札事務のタイムスケジュール		
		【入札関係事務の準備】 要求すべきサービス水準の設定		
		【入札関係事務の準備】 民間事業者へのインセンティブとペナルティ		
		【入札関係事務の準備】 情報開示と手続の透明性の確保		
		【入札関係事務の準備】 入札参加資格		
【入札関係事務の準備】 官側の提案方式				
5 実施要項等の検討	実施要項案の具体的な内容及び周知の方法の検討 仕様書等の入札に伴う一連の書類の検討	実施要項等の検討時期	111	
		実施要項に規定される具体的な内容		
		民間事業者が実施者になった場合の官民のリスク分担		
		契約の締結期間と契約期間の長期化に関する手だて		
		履行不能に陥った場合		
で 落札者の決定まで	1 実施要項の公表	各対象事業ごとに実施要項を決定し、インターネット等により公表		118
	2 入札の公告/実施要項の配布及び説明会の開催等	総合評価一般競争入札制度に基づき入札手続を開始	入札公告の内容	119
	3 入札と入札期限	実施要項に従って、入札期限までに書類を提出		121

落札者の決定まで	4 入札内容の審査及び落札者の決定	評価基準等に基づき評価し、官民競争入札の場合は合議制機関の議を経て、落札者を決定 民間競争入札の場合は業者選定委員会等を活用して決定	【民間委託先の選定方法の在り方】 民間委託先の安定性の評価について 【民間委託先の選定方法の在り方】 民間の創意工夫を評価できる選定方法の採用について 民間競争入札の場合における合議制機関の役割	122
	5 落札者の公表	落札者名等必要な事項を公表（官が実施者となった場合には、その理由等を公表）	落札結果の公表内容の検討 提出された入札関係書類の取扱い	125
業務開始まで	1 契約事項・内容の調整・合意	契約書の具体的な内容を落札者と調整し、合意		127
	2（特定6業務の場合）議会による議決	契約締結前にあらかじめ議会の議決を経る	議決の時期	129
	3 契約の締結	議決後正式に落札者と契約締結		132
	4 事務の引継ぎ	事業移管までの間、又は業務の開始と併行して当該業務の事務を引継ぎ	事務引継ぎの時期及び期間 具体的な引継ぎ方法及び引き継ぐべき内容 委託先事業者の事業継続が困難になった場合に備えたバックアップ体制の必要性とその方法 （民間に委託した事業について）官としてノウハウ継続のための具体策	134
事業の実施から	1 民が落札した場合：業務移管・業務開始 官が落札した場合：業務開始（業務継続）	民が落札した場合には契約書に基づき、業務を開始 官が落札した場合には提案書に基づき、業務を継続	業務委託と労働者供給及び労働者派遣との違い 官の提案書の提案内容の担保	137
	2 モニタリング	サービス水準を維持、向上させるために効果的なモニタリングの具体的な仕組みを整理し、業務開始後モニタリングを開始	【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】サービス水準や委託料の支払いの条件の合意（SLAの導入）	141
			【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】モニタリングに当たってのKPIの考え方の導入	
			【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】財務状況のモニタリング（財務諸表等の確認の必要性）	
			【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】合議制機関の役割	
			評価結果の公表の内容と方法	
			【モニタリング結果の反映】インセンティブとペナルティの付与	
			【モニタリング結果の反映】年間事業計画やサービス水準に見直し 官がサービス提供者となった場合のモニタリングの実施体制とその具体的手法	
3 事後評価	地方公共団体には評価の義務づけはなく、自らの判断で実施を検討	事後評価の具体的な方法、手続と公表 事後評価における合議制機関の役割 官がサービス提供者となった場合の事後評価の体制とその手続	154	
4 次回入札	次回入札までの具体的なプロセスの検討	【類似業務の一部継続の必要性】 次回入札時の行政コスト算定方法 【類似業務の一部継続の必要性】 民間が落札した事業について、次回入札で官民競争入札を実施する可能性	158	

## 制度導入の決定まで（基本の方針の決定）

1	公共サービス改革の方向性等の検討
---	------------------

### (1) プロセス～市場化テストを踏まえた公共サービス改革の方向性の検討

多くの地方公共団体では、行政改革の方針として策定している行政改革方針等に民間活力の活用の方針を盛り込み、事務・事業の見直しや廃止の検討とともに、外部委託等に取り組んでいるが、これまでの民間活力の活用に加え、新たな民間活力の活用の可能性をひらく制度である市場化テストについて、どのような業務・事務への導入が有効なのか、導入に当たっての課題は何かなど、メリットやデメリットを含めた研究・検証を行う必要がある。

制度の活用の前提として、公共サービス改革法では、「公共サービス」を定義（特定公共サービスとそれ以外の公共サービス）しているが、地方公共団体においても、公共サービス改革の方向性の検討を進めるに当たり、その対象となる公共サービスや市場化テストの活用の可能性、活用手法等について整理及び検討が必要となる。

### (2) 留意点

一部の地方公共団体においては、既に官民の役割分担、公共サービス改革の方向性、外部委託に適した業務の考え方及び外部委託における課題等を盛り込んだ民間活力の活用に向けた民間活力導入指針等も策定されているが、今後の検討に当たり、新たな制度である市場化テストも含めた当該指針等の作成が必要になると考えられる。

課題 事務・事業見直し・廃止の検討プロセス
< 検討の内容・方向 > 質素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第3条の基本理念や公共サービス改革法第3条の基本理念では、不断の事業の見直しによる事務・事業廃止の検討についても述べられているが、各地方公共団体でどのような手法で、また、どのようなサイクルで事務・事業の見直しを行い、外部委託や廃止を進めていくのか、そのプロセスや方向性について、行政改革方針や民間活力導入指針等に具体的に盛り込むなど、職員の共通認識や行政手続等の透明性や公正性を図る仕組みづくりが求められる。

制度導入の決定まで（基本の方針の決定）

2	民間活力導入指針等の策定
---	--------------

(1) プロセス～民間活力導入指針等の必要性

前述 1 の公共サービス改革の方向性等の検討を受け、これまでの民間活力活用の手法に加え、市場化テストを含めた民間活力の活用の可能性を検討するに当たっての取組の方針や導入手法、具体的作業等を明確化するため、民間活力導入指針等の策定、また既に策定済みの場合には、公共サービス改革法の制定を踏まえた見直しを検討する必要があると思われる。

民間活力導入指針等を策定する場合には、

- ・行政に求められる役割
  - ・行政が実施すべきあるいは行政に求められる事務・事業（公共サービス）の考え方
  - ・活用指標の設定の要否
  - ・民間活力を活用する事務・事業及び業務の考え方
  - ・行政コストの算出方法
  - ・対象となる業務の選定方法
  - ・公共サービスの提供手法（市場化テスト活用の判断基準）
  - ・業務情報の公表
  - ・公共サービス水準の確保のためのモニタリングの手法
- などの項目を盛り込むことが必要と思われる。

(2) 留意点

民間活力導入指針等の策定は、全庁的な取組の方向性並びに制度や手法等が内外に明らかにされることにより、職員の共通認識や行政手続等の透明性や公正性を確保することができるというメリットが考えられる。一方、このような指針等が策定されていない場合には、民間活力の活用を図ろうとする事務・事業ごとに個別に方針を決定するなどして実施することとなるが、時代適合性や制度適合性等での面で柔軟な対応が可能になるというメリットも考えられる。

こうした点から各地方公共団体における行政改革方針等の内容等を踏まえ、必要に応じた民間活力導入指針等の策定の検討が必要になる。

課題 共通認識を持った検討作業
< 検討の内容・方向 > 市場化テストは、民間活力の活用を前提としたツールではないが、民間活力の活用の検討を進めるに当たり、新たな重要な選択肢の一つとして、これを含めて全庁的に統一した視点により共通認識を持った検討をすることが望ましい。その際、判断の目安となる基準を整理したフロー図の作成等が有効と考えられる。なお、本研究では検討に当たり、第 1 章第 3 節第 2 項の図表 1 - 9 及び 1 - 10 でモデルプロセスを提案している。



制度導入の決定まで（基本の方針の決定）

3	事務・事業の見直し
---	-----------

(1) プロセス～見直しの手法

前述2の民間活力導入指針等の策定を受けて、全庁的な取組として各事業担当セクションにおいて行う事務・事業の見直しの実施を検討することとなる。

事務・事業の見直しは、各地方公共団体で策定している行政改革方針等や民間活力導入指針等に基づいて、「事業仕分け」や「業務棚卸し」等、工夫をこらした手法により、ニーズや時代要請を踏まえた必要性や事務・事業の実施主体としての適格性、他の事務・事業実施主体への代替性、業務軽減の可能性、経費削減の可能性等の視点から実施されている。

民間活力の活用の可能性を検討するに当たっての前提として、こうした不断の事務・事業の見直しや廃止の検討が改めて必要となる。

このための考え方として、第1章第3節第2項の図表1-9及び図表1-10において、行政関与の在り方等の検討及び公共サービスの担い手の検討のモデルプロセスを示している。行政関与のあり方等の検討は、公共サービスの実施主体を検討するものであり、まず、第1ステップとして、事業の「継続」又は「廃止」の視点から検討し、第2ステップとして継続するのであれば、「民間」が実施するのか、「行政と民間が協働・連携」を図り実施するのかといった行政関与の視点から検討を行う。

次に、こうした検討を通じ、「行政」が担うこととなった公共サービスをどのような手法を用いてどのように提供していくのかということ、例えば図1-10の公共サービスの担い手の検討を参考に検討する。

(2) 留意点

事務・事業の見直しを実施する場合には、不要な業務負担を生じさせないため<sup>45</sup>にも、行政改革方針や民間活力導入指針等に基づいて、結果の活用目的や見直しの手法について、検討を行った上で適切に実施することが望ましい。

特に、行政コストの算出や業務量の把握については、業務負担が大きいため、実施に当たり、十分な検討が必要と考えられる。

なお、公共サービス改革法に基づく手続を踏まえる場合、法規制の有無、行政コスト、業務量等を把握する必要がある。

課題 事務・事業の見直しの手法
< 検討の内容・方向 > 事務・事業の見直しの手法としては、「事業仕分け」や「業務棚卸し」等、様々な行政評価の手法が活用されているが、市場化テストを検討する上では、単に『事務・事業（公共サービス）の改善等の可能性』だけでなく、『公共サービスの最適な担い手の選択』の

<sup>45</sup> こうした観点から、事業の選定について幅があることについては43頁参照

視点から事業の評価や検証が必要になる。

また、特定の作業だけを切り分けて市場化テストの可能性を検討する場合には、事業別の視点だけでなく、作業別の視点（業務量の視点）を含めた行政管理の視点から評価や検証を行う必要がある。

なお、精緻な行政コスト算出や業務量分析は、業務負担が大きいため、実施に当たっては、十分な検討が必要と考えられる（「4 公共サービスの担い手の検討」参照）。

制度導入の決定まで（基本的方針の決定）

4	公共サービスの担い手の検討
---	---------------

(1) プロセス～公共サービスの担い手を探るプロセス

各地方公共団体では、事務・事業の見直しを踏まえて、行政が提供する公共サービスについて民間活力の活用の可能性を検討することとなるが、このプロセスは、最適な公共サービスの担い手を探るプロセスである。

誰が、どのようにサービスを提供することが、サービス水準の維持・向上あるいは経費の削減等の視点から最も望ましいのか検討を行う必要がある。

行政関与のあり方等の検討、公共サービスの担い手の検討の結果、公共サービス改革法に基づく市場化テストの導入が適当と判断した場合（法に基づかない地方公共団体独自の市場化テストを実施するとした場合を含む。）には、官民競争入札等を前提とした情報公表が予定されていることから、原則、当該サービスに係る業務量や行政コスト等の把握が必要になる。

行政コストには、事業費の他、給与費や退職手当引当金等の人件費、消耗品費や維持管理費等の間接経費等が含まれると考えられる。

また、業務量等の把握については、「ABC分析<sup>46</sup>」等の活用が考えられる。

(2) 留意点

検討の結果、市場化テストを実施する場合には、公共サービス改革法の適用の有無等によって、諸規定の改正等、整える環境も異なってくるが、新たな制度であることや将来的な視点から制度設計を行う必要があることから、行政改革や財政、人事、出納等を担当するセクションが組織横断的に検討チームを設けるなどして、具体的で制度の構築に向けた検討が必要になると思われる。

特に、業務分析、条例や規則の改正等の作業は、相当の期間を要することが想定されるため、計画的に実施に向けた検討を行うことが求められる。

課題	市場化テストの導入を想定した対応
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>市場化テストの導入を視野に入れて導入指針やガイドライン等を策定する場合は、次のような視点が必要と思われる。</p> <p>行政コストの算出は必要か。また、行政コストの算出を行う場合、特定の業務に絞らずに行うのか、特定の業務に絞った上で行うのか。</p> <p>&lt; -1 特定の業務に絞らず行政コスト算出を行う &gt;</p> <p>新たに外部委託を検討する場合等、速やかな対応が可能となり、また、行政コスト算出の結果が、市場化テストだけでなく、事業の見直しに活用できるメリットがあるが、業務負担が大きく、行政コスト算出が目的となる懸念がある。</p>	

<sup>46</sup> ABC分析については、47頁注34参照。

<-2 特定の業務に絞ってから行政コストの算出を行う>

行政コストの算出にかかる業務負担は少ないというメリットがあるが、事業見直しとの作業連携がなく、後日改めて別の事務・事業の市場化テストを検討する場合には、行政コストの算出が必要となる。

法で規制されている業務の市場化テストを行うのか。(公共サービス改革法を適用するのか。)

公共サービス改革法の対象とならない業務(特定公共サービスの対象とならない業務)の市場化テストを行う場合、法に準じたプロセスとするのか、法の趣旨を踏まえた当該地方公共団体独自の市場化テストプロセスとするのか、従来型の外部委託とするのか。また、条例を設けて罰則規定を盛り込むかどうか。

相手方の決定に当たって入札を実施するのか。また、入札を実施する場合、官民競争入札とするのか、民間競争入札とするのか。

市場化テストに当たって公共サービス水準をどのように確保するか。(入札に係る総合評価の基準の設定、業務の履行確認の方法等。)

合議制機関は設置するのか。

課題 行政コストの算出

<検討の内容・方向>

行政コストには、事業費のほか、給与費、退職手当引当金や共済費等の雇用主負担を含めた人件費、施設等の減価償却費、光熱水費等の間接経費等が考えられるが、どこまでを含め、行政コストを確定させるのか検討が必要になる。

行政コストの算出に当たっては、当然のこととして相応の業務が生じるが、算出すること自体が目的とならないためにも、算出の目的・必要性を明確にした上で実施すべきだと考えられる。

これについては、内閣府から官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針(入札額の調整に関する指針)が示されているので参考とされたい。

また、業務量分析や経費の把握については、目的を明確にした上で、どの段階で実施するのが適切なのか検討を行う必要がある。業務負担を考えた場合、簡易な参考経費の算出と異なり、詳細な行政コストの算出は業務負担も大きいいため、対象となる事業を特定した上で、法に基づく制度導入の決定のための最終的な判断材料として、経費削減の可能性を検討する段階で詳細なコストの算出を実施することが適当と思われる。

なお、市場化テストの導入等の有無にかかわらず、不断の事業の見直しによる活用を前提として、事業を特定せずに業務量や行政コストの算出を行うことも考えられるが、いたずらに業務負担を生じさせないためにも、算出の目的・必要性を明確にした上での計画的な実施が望ましい。

課題 合議制機関の設置の検討

< 検討の内容・方向 >

公共サービス改革法に基づき、特定公共サービス（当該法を適用して法律の特例を適用する公共サービス）について官民競争入札等を実施する場合には、「合議制の機関」を条例設置することになる<sup>47</sup>。

また、「合議制の機関」に付与される権能について、法の規定を超えた権能を付与する場合には、付与する事項について検討が必要となる。

法に規定された権能

- ・ 実施要項を定める場合及び変更する場合
- ・ 官民競争入札における落札者の決定の評価
- ・ 契約を変更しようとするとき
- ・ 契約の解除の措置を講じようとするとき
- ・ 業務の実施確保に向けた報告の徴収等の措置を講じたとき

法に規定された以外の権能

- ・ 地方公共団体への勧告権及び勧告に対する措置の通知
- ・ 専門委員による専門事項の審議
- ・ 地方公共団体又は特定公共サービス実施民間事業者に対する報告の徴収
- ・ 民間競争入札（官民競争入札ではない）における落札者の決定の評価

なお、「実施方針の決定（実施方針の変更）」の審議を「合議制の機関」の議を経るようにする場合、条例設置時期が大きく異なってくるため、注意が必要となる<sup>48</sup>。

<sup>47</sup> 合議制機関の設置については、 - 2（93頁）参照。

<sup>48</sup> 実施方針の決定における合議制機関の活用については、 - 2 - 課題（79頁）参照。

## 対象事業選定まで（対象の特定化）

1	国に対する法令の特例措置の要望
---	-----------------

### (1) プロセス

法においては、内閣総理大臣は地方公共団体が民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲について地方公共団体から意見・要望を受け、挙げられた要望について、当該業務を所轄する国の行政機関等と協議し、基本方針に規定する「競争の導入による公共サービスの改革のための措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画」の中に位置付けることにより、官民競争入札等を実施しようとする地方公共団体の取組を可能とする仕組みとなっている（法第7条第2項第4項及び第5項）。

したがって、当該地方公共団体において、ある公共サービスの官民競争入札等を実施しようとした際に、これを阻害している法令等の規制があり、当該公共サービスの官民競争入札等の実現のためにはその特例措置が必要と考えられる場合には、国の意見聴取時期に合わせて国に対して要望していく必要がある。

なお、平成18年度の公共サービス改革基本方針の策定に当たっては、平成18年7月11日から8月10日を「集中受付期間」と位置付け、地方公共団体からの意見・要望を受け付けて、それらを踏まえて最終的に12月に基本方針の改正が行われた。

### (2) 留意点

国の意見募集の時期は、制度導入の全体のスケジュールに影響を与えるおそれがあることから、十分に留意し把握しておく必要がある。特に、官民競争入札等の制度の導入の決定については、意見募集の時期に間に合うように配慮する。

## トピックス : 法令の特例措置の対象について

法第7条第5項により地方公共団体が要望する法令の特例措置を求める対象となる「規制」をどのように考えるか。

この対象となる「規制」について考えるに当たり、参考となると思われる構造改革特区制度に関する興味深い報告が東京市政調査会研究室から出されている<sup>49</sup>。構造改革特区制度とは、法令に定められている「規制」を特区の区域に限定して緩和する「規制の特例措置」を設ける制度であるが、この特区制度の特例措置のうち、自治事務に対する「通達・通知」を規制根拠としているケースが多数あるという指摘である。

平成12年の地方分権一括法施行による地方自治法の改正により、国の関与について法定主義がとられ（地方自治第245条の2）、国の自治事務への関与は法的拘束力をもたない「助言又は勧告」にとどまるべきものとされている。こうした意味で、「助言又は勧告」に位置付けられる通達・通知は、そもそも構造改革特区制度の特例措置の対象となる「規制」には該当しない、とこの報告では指摘しているのである。

公共サービス改革法第7条第5項に基づく地方公共団体への意見聴取について、国においては、地方公共団体からの要望に使用する様式の記入要領等では、「根拠法令等」という項目の説明の中で、「法律、政令、省令、通達、告示の別が分かるようにすること」としており、「通達」もその対象ととらえている。

地方公共団体においては、上記の改正地方自治法の趣旨を踏まえ、地方公共団体自らの法令解釈権に基づいて自主的に処理が可能である事項についてまで法令の特例措置の対象として要望することのないよう、十分留意する必要があるとともに、国においても地方分権一括法の趣旨を再認識した対応を望みたい。

<sup>49</sup> 東京市政調査会研究室「特区制度の運用における法律上の疑義について」都市問題 第97巻・第12号(2006)・92頁

対象事業選定まで（対象の特定化）

2	実施方針の検討
---	---------

(1) プロセス

官民競争入札等を実施するに当たっては、「官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を作成する必要がある（法第8条第1項）。

実施方針は、当該地方公共団体としての取組の方向性を示すとともに、官民競争入札等の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容を具体的に盛り込むものであり、国の「公共サービス改革基本方針」と同様、公共サービスの改革に対する基本姿勢と実行計画を明示するものであるといえる。

法が規定する実施方針の策定に係る一連の手続としては、実施している特定公共サービスの内容等、関連する情報を公表し（法第8条第4項、81頁参照）、民間事業者から特定公共サービスのうち自ら担うことができると考える業務の範囲について意見を聴取した上で（同条第3項、85頁参照）、官民競争入札等の対象とする特定公共サービスを選定し、実施方針として決定・公表（同条第5項、90頁参照）することとなる。なお、実施方針の案の公表については、法では特段の定めはないことから、各地方公共団体の判断にゆだねられている。

実施方針に盛り込むべき事項として法において規定されている項目は以下のとおりである（同条第2項）が、その具体的内容については、それぞれの地方公共団体で検討が必要である。

競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項 官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の公共サービスの内容 民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の公共サービスの内容 そのほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項
---

特に、この実施方針においては、新たな官民競争入札等の制度を実施する目的、趣旨を、民間事業者等に対して明確に示すことが重要であり、今後の制度設計等にも大きく影響するものとなってくる。したがって、その内容を検討するに当たっては、全庁的な取組としての体制整備を図るとともに、その後の入札の実施を見据えた制度導入における庁内体制の整備に係る準備作業も、この時期から併せて行っておく必要がある。

また、実施方針は本制度に係る当該団体の取組の方向性を示す指針であることを鑑みると、その作成・検討には十分な期間が必要となってくる。そのため、検討作業の開始時期の設定が重要といえる。

なお、実施方針の策定に当たっては、国の基本方針と異なり、合議制機関の審議は義務付けられていない。しかしながら、従来の入札制度と比べてより透明性・公平性を図るといふ本制度の趣旨を踏まえ、地方公共団体としての自主的な判断として合議制機関を関与させるという選択をする場合には、この検討時期の設定に留意する必要



がある。

この実施方針の検討は、新たな官民競争入札等の制度導入としての準備作業のスタートともいえる。したがって、実施方針の検討作業と平行して、制度導入に向けたスケジュールの想定作業や、さらに、長期的な視野に立って、制度導入後の組織体制や職員配置の在り方についても検討を開始していくことが望まれる。

## (2) 留意点

### ア 実施方針の見直し

法においては、国の公共サービス改革基本方針と異なり、実施方針は毎年度見直されることになっておらず、見直しについては地方公共団体の自主性にゆだねられているところである。地方公共団体においても、競争の導入による公共サービスの改革に向けた不断の見直しを心掛けることは必要であり、継続的に公共サービスの改革を行っていく観点から、基本方針と同様に毎年度見直しを実施することが望ましいものとする。

### イ 事業実施後の評価<sup>50</sup>

地方公共団体における実施方針には、国が作成する公共サービス改革基本方針において規定が義務付けられている事業実施後の「評価」に係る規定がない。これについては、国における基本方針では、その見直しプロセスの中で対象公共サービスの実施期間の終了に併せて業務の全般にわたる評価を行うこととする旨規定（法第7条第8項）する一方、地方公共団体については、地方自治の本旨を踏まえ、その実情に合わせて地方公共団体が適切に判断することが適当と考えられることから、法では、地方公共団体に業務の実施期間の終了に併せた評価を義務付けていないものとされている<sup>51</sup>。

法第7条第8項は、具体的には、対象公共サービスの評価の結果により、当該業務について再度官民競争入札等を実施するのか、あるいは、官の責任の下で対象公共サービスを実施する必要性がないものであり、廃止の対象とするのかなどの今後の取扱いを決定し、必要に応じ、対象公共サービスの実施の在り方について公共サービス改革基本方針を変更する旨を規定するものである。つまりこの評価を行うことによって、結果として、対象公共サービスの実施主体が「官」、「民」いずれの場合であっても、実施期間終了後も当該者が無条件に引き続いて当該対象公共サービスを実施するものではない点が明確化されることとなる。

このような「評価」の意味を踏まえれば、地方公共団体においても国と同様、実施期間の終了に合わせた業務全体にわたる評価を行うことが、法の趣旨にも合致するものとする。

仮に、地方公共団体において評価を実施する場合には、国の基本方針と同様に実施方針においても「評価」について具体的な方法・手続を規定し、あらかじめ民間

<sup>50</sup> これについては、 - 3 (154頁) も参照。

<sup>51</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「地方公共団体における官民競争入札等について」・10頁

事業者等に明示しておくことが適当であろう。

#### ウ 廃止

国が作成する公共サービス改革基本方針においては、「廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する内容」を規定することとされている（法第7条第2項第7号）一方で、地方公共団体における実施方針では、「廃止」については特に規定されていない。地方公共団体の場合、国が広く公共サービス全般を対象としているのとは異なり、法に基づく手続はあくまでも「特定公共サービス」を実施する場合に限られることから、特定公共サービスを廃止することは原則的には想定されない。したがって、法に基づく手続として実施方針を策定する場合には、「廃止」する公共サービスを規定する必要性は低いといえる。

なお、各地方公共団体が行う独自の市場化テストを、法に基づく手続と併せて一つの実施方針により実施する場合については、国の場合と同様に廃止の対象とする公共サービスの内容を項目として規定することも可能である。

課題 実施方針案の公表
<p data-bbox="247 1025 518 1059">&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p data-bbox="247 1070 1369 1373">法が規定する実施方針の策定に係る一連の手続は前述のとおりであり、官民競争入札等の対象とする特定公共サービスを選定することについて、民間事業者からの意見聴取は義務付けられているが、実施方針の検討の過程で事前に実施方針を公表することについては、特段の規定はなく、各地方公共団体の自主性にゆだねられている。したがって、方針案を公表することなく、まず広く特定公共サービスについての民間事業者の意見を聴取し、その結果を踏まえて実施方針を作成するという作業手順も一つの方法として想定される。</p> <p data-bbox="247 1384 1369 1597">しかしながら、国のようにすべての公共サービスが対象となっているのとは異なり、地方公共団体については、あらかじめ対象となるサービスが特定されていることに鑑みると、実施方針案を事前に公表し、その中で当該団体において官民競争入札等を実施したいと考えている特定公共サービスを明確にした上で民間事業者の意見を募る方が、より効果的と考えられる。</p> <p data-bbox="247 1608 1369 1686">その場合にあっては、実施方針案とともに、官民競争入札等を実施しようと考えている特定公共サービスの情報についても、自主的に公表するべきであろう。</p> <p data-bbox="247 1697 1369 1816">なお、法で規定された特定公共サービスのうち、一部についてのみ官民競争入札等を実施しようとするときは、当該地方公共団体として、民間事業者等に対してそれについての説明が果たせるようにしておく必要がある。</p>

課題 実施方針に規定すべき内容

< 検討の内容・方向 >

法第 8 条において実施方針に盛り込むべきものとして掲げられている事項については、前述したとおりであるが、それぞれの具体的な内容については、各地方公共団体で検討することとなる。そこで、平成18年 9 月に作成された国の基本方針等を参考に、特定公共サービスについて法律に基づく手続により官民競争入札等を実施する場合を前提として規定すべき事項を想定した。

ア 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項

当該団体における競争の導入による公共サービス改革の取組についての基本姿勢が明示されることとなる。

なお、国の基本方針においては、「国民の立場に立って、公共サービス全般について、不断に見直し、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させ、より良質かつ低廉な公共サービスの実現を目指す」こととされている。

イ 官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の公共サービスの内容

基本的事項として以下のような項目が想定される。

- ・ 官民競争入札の対象として選定された業務の概要及び入札等の対象範囲
- ・ 実施期間
- ・ 入札等の実施予定期間・時期
- ・ 入札等の対象事業所等の数、所在地

ウ 民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の公共サービスの内容

基本的事項として以下のような項目が想定される。

- ・ 民間競争入札の対象として選定された業務の概要及び入札等の対象範囲
- ・ 実施期間
- ・ 入札等の実施予定期間・時期
- ・ 入札等の対象事業所等の数、所在地

エ そのほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項

これについては、次のような内容が想定される。

- ・ 関係機関との連携・協力の在り方
- ・ 情報の収集・調査研究の推進の在り方
- ・ 住民への周知の進め方
- ・ 合議制機関の整備

なお、法では求められていない手続、例えば実施期間終了後の実施の在り方に関する「評価」の仕組み等を当該地方公共団体の自主的判断として導入する場合には、この中であらかじめ明示しておくべきものとする。

法に基づく制度導入としての実施方針について、法に定められている事項は以上のとおりであるが、当該地方公共団体の独自の制度としての市場化テストを併せて実施するような場合については、実施方針として公共サービス改革に係る施策全体の基本的な考え方を明示するとともに、官民競争入札等を実施しようとする公共サービスの内容や「廃止」の対象とするサービスの内容等を併せて明示することも想定される。

## 課題 入札手法の選択

### < 検討の内容・方向 >

前述したとおり、実施方針においては、「官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の公共サービスの内容」及び「民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の公共サービスの内容」を規定することとなっている（法第8条第2項第2号及び3号）。そのため、原則的には、実施方針作成の段階であらかじめ官民競争入札と民間競争入札のいずれの制度を導入するかを決定しておく必要がある。つまり、「官」としての当該地方公共団体においては、実施方針の作成時に自らの入札参加の可否を決定しなければならないこととなる。

法において、官民競争入札だけでなく、民間競争入札制度を導入した趣旨としては、官側に入札に参加する意向がない場合にまで、官民競争入札の実施を義務付けることは、行政コスト等の観点も踏まえると必ずしも適当とは考えられないこと、他方、従来から実施されてきた部分的な外部委託とは異なり、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務については、既存法令に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性・公正性を担保する入札手続（具体的には、「実施要項」における情報開示、「実施要項」の策定に当たっての合議制機関の関与等）により、一層透明・公正な競争を実現することが、法の趣旨（目的）である良質かつ低廉な公共サービスの実現に資するものと考えられること、などによるものとされている<sup>52</sup>。

このように、公共サービスの領域に競争環境をつくり出すことで公共サービスの質の向上とコスト削減を目指し、その提供は官民間問わず、最も適したものが行うというところに官民競争入札等の制度を導入する目的があるといえる。こうした観点に立てば、官民競争入札を原則としつつ、地方公共団体が当該サービスを実施するよりも、民間事業者が実施することにより公共サービスの質の向上とコスト削減が図れることが明らかな場合には、あえて官として入札に参加する必要はなく、民間競争入札を選択することとなると考えられる。

なお、実施方針においては、官民競争入札等の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容を規定することとなっているが、仮に「官民競争入札」と決定しているながら、その後の諸般の事情で「民間競争入札」へと変更したいという場合も想定できる。この点については、当初実施方針において官民競争入札の対象として選定し、その後、民間競争入札に変更することは可能であるが、その場合には、新たに実施方針の当該規定部

<sup>52</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解公共サービス改革法』（2006）・34頁

分を定めることになり、法第 8 条第 3 項、第 4 項に規定する情報の公表や民間事業者からの意見の聴取を再度行う必要がある<sup>53</sup>。

ただし、実施方針において、「官民競争入札又は民間競争入札を実施する」と選択的に定めることも解釈としては可能と考えられ、その場合には、実施方針を変更する必要はないこととなる<sup>54</sup>。<sup>55</sup>

課題 対象事業の選定、実施方針の決定における体制整備及び合議制機関の活用

< 検討の内容・方向 >

対象事業の選定及び実施方針の作成・決定は、法に基づく制度導入における骨格を形づくる作業であり、また公共サービス改革の基本姿勢を明示するものでもある。したがって、これらの一連の作業を実施するに当たっては、法に基づく制度導入を当該団体の行政改革における主要施策と明確に位置付けた上で、全庁的な取組として庁内の関係機関が参加した体制を整備しておく必要がある。なお、実質的なとりまとめについては、行政改革担当セクションが事務局となって、人事、財政、出納、事業等の関係機関の実務職員による作業グループ等を立ち上げて作業を行うことが想定される。

また、法が国の基本方針の策定に当たって官民競争入札等監理委員会の審議を義務付けている（法第 7 条第 6 項）のとは異なり、地方公共団体の実施方針の策定に当たっては、合議制機関の審議は義務付けられていない。しかしながら、当該実施方針は、当該地方公共団体における重要な政策目標の一つであり、当該地方公共団体の業務である特定公共サービスから官民競争入札又は民間競争入札の対象とするものを透明・中立・公正に選定していくことを制度的に担保するためには、「第三者機関」の関与が望ましいものと考えられる。この場合、実施方針の策定において法に基づく合議制機関を活用するとするならば、実施方針の検討を開始する前に、あらかじめ合議制機関の設置に係る条例を制定しておかなければならないことに留意する必要がある。なお、制度導入に係る全体スケジュールとの見合いで、法に基づく合議制機関をこの時点で設置することが困難な場合には、既存の要綱設置の第三者機関等を活用し、この第三者機関を法に基づく合議制機関に移行させることも想定される。

<sup>53</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「地方公共団体における官民競争入札等について」・10 頁

<sup>54</sup> 同上

<sup>55</sup> 入札手法の検討については、このほかに、競争入札手法としてのいずれの手法（「一般競争入札」又は「指名競争入札」）を用いるべきか、という点も論点となり得る。これについて、法は指名競争入札の利用を明示的に否定しているわけではなく、論理的には指名競争入札の利用も可能である。しかし、法の基本理念において透明かつ公正な競争を旨としていること、手続面でも民間提案や情報開示は事実上不特定多数を対象として広く行うものとされていることから、官民競争入札等では、一般競争入札の利用が「暗黙の前提」となっている、との指摘がある。（市場化テスト推進協議会編『市場化テスト』（2007）・107 頁）

課題	実施方針の検討開始時期
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>実施方針は、前述のとおり、新たな官民競争入札等の制度を実施する目的、趣旨を民間事業者を含めた住民に対して明確に示すものであり、ここで示される内容は、今後の制度設計等にも大きく影響する重要な指針となる。</p> <p>この実施方針の策定に向けた検討は、本来は当該地方公共団体として法に基づく制度導入の決定をした後に開始されるとも考えられるが、実施方針として盛り込むべき内容について、庁内で十分な検討・議論を行うための期間を確保する一方、制度の導入の決定後、早期に官民競争入札等を実施するためには、法に基づく制度導入の可否の検討作業と併行して、実施方針案の検討も事実上開始するべきものとする。</p> <p>なお、課題 にあるとおり、法に基づく合議制機関の審議を義務付けることとした場合には、その前に合議制機関の設置のための条例整備も行われている必要があることに留意する。</p>	

課題	検討対象業務に係る組織の改編・職員の処遇の検討
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>前述のとおり、実施方針の策定の検討に併せて様々な事項についても検討を開始する必要があるが、官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合を想定し、その際の、検討対象業務に携わっている組織の改廃及び職員の処遇についても、この時期から念頭において対応していくことが求められる。</p> <p>組織については、全体の業務量に占める当該業務の割合等にもよるが、場合によっては廃止することも想定される。ただし、民間事業者が落札し、業務が委託されたとしても、その後のモニタリングや事業終了後の評価等の実施や、委託された民間事業者が何らかの理由で業務を遂行できなくなった場合の対応等、官としての役割は残っていると見える。したがって、その際の具体的な対応方法は決めておく必要がある。</p> <p>一方、当該業務に携わっている職員の処遇については、官民競争入札等で落札した民間事業者が事業の円滑な実施、業務遂行の方法について様々な創意工夫を行う観点から、それまで公共サービスの実施に従事していた公務員の受入れを希望する場合も想定されるが、原則的には配置転換による庁内の内部吸収により対応することが基本となると考えられる<sup>56</sup>。したがって、対象事業の選定を検討する際には、こうした点も考慮に入れて、早めの庁内調整を開始する必要があると考えられる。</p>	

<sup>56</sup> 制度的には、地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号の職制、定数の改廃又は予算の減少による廃職による免職も可能である。なお、職員の処遇については、 - 4 (99 頁) も参照。

## 対象事業選定まで（対象の特定化）

3	情報の公表
---	-------

### (1) プロセス

地方公共団体の実施方針の作成手続としては、実施方針案を事前に公表するか否かは別にして、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットその他の方法により公表し（法第8条第4項）、それを参考とした民間事業者から特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると思う業務の範囲について、意見を聴いた上で（法第8条第3項）、官民競争入札等の対象とする特定公共サービスを選定し、実施方針として公表することとなる（法第8条第5項）。

このうち民間事業者からの意見聴取は、具体的には民間事業者が担うことができると考える範囲等について意見・要望を受け付けるという形で行われるが、民間事業者としては地方公共団体が現在実施している特定公共サービスの内容を把握していなければ、適切な意見・要望を提出することは困難であり、この意見・要望をより有益かつ具体的なものとするためには、意見・要望しようとする公共サービスの内容をまず把握するということが必要となる。そのため、意見聴取に先立って、必要な特定公共サービスの情報を公表することとしているものである。

この情報の公表に係る具体的な手順や、公表に係る期間については、各地方公共団体の判断で選択されることとなる。なお、国においては、後述する法律施行令により、民間事業者からの意見聴取と併せて民間事業者が意見・要望を出すに当たって必要となる公共サービスの情報について、民間事業者から「公表の要請」を受け付けた上で提供している。地方公共団体においてもこうした点を考慮に入れて、具体的な作業手順を検討する必要がある。

また、公表される情報の具体的な内容についても、法においては特に規定がないことから、各地方公共団体の判断で決定されることとなる。

なお、提供する情報については、具体的には当該サービスの担当セクションが提供することとなるが、この情報の公表に係る一連の作業について、行政改革担当セクションが窓口となって各関係セクションと調整し、とりまとめることも想定される。

### (2) 留意点～施行規則による規定について

国の基本方針案の作成に係る情報の公表については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」において、次のように規定されている。

#### （公共サービス改革基本方針の案の作成に係る情報の公表）

第二条 法第七条第四項の規定による情報の公表は、国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、民間事業者から書面により情報の公表の求めがあった業務について、遅滞なく、その具体的な実施体制及び実施方法その他の同条第三項の規定による意見の聴取を適切に実施するために必要と認められる情報を明らかにすることにより行うものとする。

地方公共団体においては、当該事項について規則等で規定することは法において義務付けられていないが、当該規定との見合いで、条例施行規則の中で同様の規定を設けることを検討する必要があるものとする。

課題 情報の公表方法と公表に係る期間

< 検討の内容・方向 >

ア 具体的な作業手順

情報の公表に関しては、法上は、民間事業者からの意見聴取が適切に実施されるよう、「当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表する」と規定されているだけである。そのため、具体的な作業手順は、各地方公共団体にゆだねられていると言える。そこで次のようなプロセスを想定した。

まず、当該地方公共団体としての実施方針の案を公表する。同時に、実施方針において選定しようとする特定公共サービスについての内容その他参考となる情報を公表する。あわせて、民間事業者から実施方針に関する要望を出すに当たって必要な特定公共サービスに係る情報公表についての要請を受け付け、その後民間事業者から要請のあった当該特定公共サービスについての内容その他参考となる情報を提供する。

官民競争入札等の対象が限定されていない国においては、前述の法律施行令に基づき、まず、民間事業者からの情報公表の要請を受け、それに回答する形で必要な情報を公表している（平成18年度の基本方針の作成時）。地方公共団体の場合、国とは異なり、法に基づく手続は特定公共サービスに限定され、あらかじめ対象となるサービスが特定されていることに鑑みると、実施方針案を事前に公表することにより当該団体において官民競争入札等を実施したいと考えている特定公共サービスを明確にし、それらの情報を自主的に提供した上で民間事業者の意見を募る方が、より効果的な意見聴取が可能となるものと考えられる。

このように地方公共団体からあらかじめ情報提供を行ったとしても、民間事業者としては、当該団体が選定しようとしていない特定公共サービスについても自らは担うことが可能との意見・要望を提出したいとの希望があることも想定され、その場合には、その他の特定公共サービスに係る情報の提供も必要となると考えられる。こうした場合を想定して、及びのプロセスも併せて実施しておくことが望ましいと考える。

イ 公表手段

上記の過程で提供される情報については、「インターネットの利用その他適切な方法により公表するもの」とされている（法第8条第4項）が、これは競争の実施を広く周知させることで競争原理がより適切に働くことを目的とするものと解される。

官民競争入札等の制度の実施に当たっては、民間事業者からの積極的な参入が不可欠である。そのためには参入しやすい環境を整備する意味から、より効果的な公表の方法により情報提供することが求められることとなる。したがって、インターネットに限らず、その他の様々な媒体についても、それに要するコストと得られる効果を比較考量し



た上で、積極的に活用することが望ましい。

#### ウ 情報公表の要請に係る期間

民間事業者からの情報公表の要請については、意見聴取に先立って、又は同時期に行われることが想定されるが、民間事業者に広く意見を提出してもらうための準備期間という意味合いから、その期間は意見聴取の期間とほぼ同程度（87頁参照）は確保しておくことが望ましいと考える。その際、平成18年度の国における情報公表の要請に係る受付期間である概ね1ヶ月程度が目安になるものと思われる。

また、要請を受けた情報に係る回答については、情報公開制度における公開請求の諾否の決定期間（本県の場合15日）、国の「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について（平成16年3月19日閣議決定改正）」における回答期限（30日）等が目安になると考えられるが、平成18年度の国における情報の公表要請における回答期間をみると、各省庁によって対応が異なるが、2週間前後で回答している例が多い。民間事業者の創意工夫を生かした意見・要望を積極的に提出してもらうという本手続の趣旨から考えると、2週間程度での回答を目指すのが望ましいものと思われる。

#### 課題 情報公表の要請

前述したとおり、国の基本方針案の作成に係る情報の公表については、法律施行令において、「民間事業者から書面により情報の公表の求めがあった業務について、遅滞なく、その具体的な実施体制及び実施方法その他の同条第3項の規定による意見の聴取を適切に実施するために必要と認められる情報を明らかにすることにより行うもの」とされている。地方公共団体においては、「情報の公表の求め」に係る規定はないことから、当該団体が策定する条例施行規則の中で同様の規定を設け、情報の公表の要請を待って情報提供するという手順が想定される。

しかしながら、国のようにすべての公共サービスが対象となっているのとは異なり、地方公共団体については、あらかじめ対象となるサービスが特定されていることに鑑みると、実施方針案を事前に公表することにより当該団体において官民競争入札等を実施したいと考えている特定公共サービスを明確にし、それらの情報を自主的に提供した上で民間事業者の意見を募る方が、より効果的な意見聴取が可能となるものと考えられる。

情報の公表について、こうした手続を前提とするならば、当該地方公共団体としては、官民競争入札等を実施しようとする特定公共サービスはもちろんであるが、そのほかの特定公共サービスについても、民間事業者からの情報公表の要請が出てくることが想定されることから、こうした要請に対応し情報を十分提供できるような体制を整えておく必要がある。

なお、法第8条第3項で規定している民間事業者からの意見聴取は、あくまでも「特定公共サービス」に限定されており、公表すべき情報も「特定公共サービス」に係る情報と解される（法第8条第4項）。しかしながら、民間事業者からは、特定公共サービス以外の公共サービスについての意見の提出や情報の公表要請があることも想定される。こうした要請等への対応については、各地方公共団体の判断にゆだねることとなる。

## 課題 公表情報の具体的内容

### < 検討の内容・方向 >

民間事業者への「情報の開示」は、「透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させる」という法の基本理念に鑑みると、法に基づく官民競争入札等の制度を導入するに当たっての重要な要素であるといえる。官と民とが対等な立場で競争できる環境を整えない限り、民間事業者からの積極的な参入は得られないであろう。そのためには、地方公共団体からの積極的な情報の開示が求められることとなる。公表情報の具体的な内容を検討するに当たっては、こうした点を十分に踏まえておく必要がある。

具体的には、次のような事項が想定される。

#### 想定される公表情報

- ・ 事業の内容（業務の目的、概要、主な業務内容、業務量、業務成果等）
- ・ 実施に要した経費（直接費 直接人件費、消耗品費等、間接費 間接人件費、維持管理費、減価償却費、退職給与引当金繰入額等）
- ・ 実施に要した人員
- ・ 事業所数・所在地
- ・ 実施に要した施設及び設備
- ・ 実施方法
- ・ 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項
- ・ 業務従事者に求められる知識・経験等
- ・ その他（関係法令等）

なお、参考までに国における「情報公表様式」（平成18年度）に記載されている項目を掲げておく。

#### 参考 国における「情報公表様式」の記載項目

- 1 事業の名称
- 2 所管府省等
  - (1) 所管府省・独立行政法人等
  - (2) 直接業務を実施する行政機関等
- 3 事業の内容
  - (1) 業務の目的及び概要
  - (2) 主要な業務及び業務量
- 4 実施体制
  - (1) 事業所数・所在地
  - (2) 人員（過去3年度分・直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で概数。）
- 5 実施方法
  - (1) 具体的実施方法
  - (2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項（業務従事者に求められる知識・経験等を含む。）
- 6 その他参考となる情報
  - (1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等
  - (2) 対象事業に関する法令
  - (3) 参考となるホームページ
  - (4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項

## 対象事業選定まで（対象の特定化）

4	民間事業者からの意見聴取
---	--------------

### (1) プロセス手順

地方公共団体の実施方針（法第8条第1項）の作成手続としては、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットその他の方法により公表し（法第8条第4項）、それを参考とした民間事業者から特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について、意見を聴いた上で（法第8条第3項）、官民競争入札等の対象とする特定公共サービスを選定し、実施方針として公表することとなる（法第8条第5項）。

法においては、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る改革を推進するために、「公共サービスについて、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねること」（法第1条）、「民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現すること」（法第3条第1項）が極めて重要と位置付けている。このため、実施方針の策定に当たって民間事業者の意見を聴取することとし、民間事業者がその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について要望を受け付け、民間事業者の創意と工夫の発揮の効果が高いと見込まれる業務について、重点的に官民競争入札等の対象を選定していくことにしているものである。

以上のとおり、法においては、地方公共団体は、「民間事業者が特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について」意見を聴くものとされているが、その具体的な内容については、各地方公共団体の判断にゆだねられている。そのため、意見聴取の内容については検討の必要がある。

法では、地方公共団体は、「民間事業者の意見を聴く」ことについてのみ規定されているが、従来の民間委託と比較して手続においてより厳正な透明性・公正性を求めるという法の趣旨を踏まえると、聴取された意見と併せて、それに係る地方公共団体としての回答・対応についても公表していくことが望ましいと考えられる。

なお、民間事業者への回答・対応に当たっては、官民競争入札等の対象事業の選定について、地方公共団体の説明責任が問われることとなる。その際、選定に至った理由についても、明確に説明する必要があるといえる。

また、本手続において聴取された意見・要望をどのように活用していくかを検討することも必要であり、こうした要望に対して、積極的な対応を図っていけるような全庁的な体制づくりが課題となる。

民間事業者からの意見への回答については、具体的には当該サービスの担当セクションが提供することとなるが、この民間事業者からの意見聴取に係る一連の作業について、行政改革担当セクションが窓口となって各関係セクションと調整し、とりまとめられることも想定される。

## (2) 留意点

### ア 対象事業の選定について

官民競争入札等の対象とする特定公共サービスは、民間事業者の意見を踏まえて定められることとなるが、民間事業者の要望がなければ対象事業として選定できないということではないことに留意する必要がある。仮に対象事業として選定しても、民間事業者からの応札がないという事態は避けたいという意味において、民間事業者の提案に基づくということは大事な要素の一つであるが、「簡素で効率的な政府」を実現するという観点に立ち、法の趣旨・基本理念を踏まえた上で、政策上、官民競争入札等の対象と考える業務とすべきか否かについて、業務に精通している各地方公共団体自らの責任において自主的に検討し、対象業務として選定することが重要である。

### イ 意見聴取に係る政令の規定について

国の基本方針案の作成に係る意見聴取については、法律施行令において、当該意見の聴取のための相当な期間を定めて書面の提出を受けることにより行うものとされていることから、各地方公共団体においても、条例施行規則の中で同様の規定を設けることについて検討する。

課題	聴取事項等
<p>&lt;検討の内容・方向&gt;</p> <p>ア 聴取事項</p> <p>(ア) 特定公共サービスについて～法に基づく手続</p> <p>法においては、聴取しなければならない内容としては、「民間事業者が特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると思う業務の範囲について」のみである。したがって、地方公共団体は、公共サービス改革法で特定公共サービスと定められているもの以外については民間事業者からの意見聴取の義務はない。</p> <p>このうち、当該地方公共団体として官民競争入札等の実施を見送った業務についても、民間事業者から自ら担うことができる業務として意見が出されることも当然想定される。この場合には、民間事業者の創意工夫を適切に反映させるという法の趣旨を十分踏まえ、改めて制度の導入の可能性を検討することとなる。</p> <p>(イ) その他の業務について～独自の手続</p> <p>民間事業者からの意見聴取の結果を積極的に活用する意味において、当該地方公共団体の自主的な判断により、特定公共サービス以外の業務についても国と同様に広く実施の可能性を聴くことも、当該団体の独自手続としては考えられる。その場合、次のような事項が想定される。</p> <p>a 地方公共団体等が官民競争入札等の対象とすべきと考えられる公共サービス</p> <p>官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意と工夫の発揮の効果が高いものと見込まれ、かつサービスの受益者である住民のため、より良質かつ低廉な業</p>	

務の実現が可能と考えられる具体的な公共サービス

b 上記に に関し、政府が講ずべき規制改革等の措置

官民競争入札等の対象とすべきと考えられる公共サービスについて、民間事業者の入札参加・業務実施を阻害している法令等の規制があり、官民競争入札等の実現のためにはその規制改革等の措置が必要と考えられる場合の具体的な措置の内容

のうち規制緩和等の対応が必要ではないものについては、当該地方公共団体内部でその取扱いについて改めて検討することとなる。 については、地方公共団体に対してではなく、法第7条第5項に基づき国に対する法令の特例措置の要望を行うということも民間事業者としては可能であるが、地方公共団体に対して要望するという道をつくっておくことにより、当該団体自らが民間事業者からの意見をくみ上げ、当該団体からの要望として適切に国に伝えるということも重要な責務であるとの判断も成り立ち得る。このほか、「廃止すべきと考えられる公共サービス」を聴取事項とすることも考えられる。

イ 聴取期間

民間事業者の創意工夫を生かした意見を広く求めるという趣旨を踏まえると、ある程度の期間を確保しておくことが望ましいと考える。その際、パブリックコメントにおける意見募集期間（本県の「かながわ県民意見反映手続要綱」では、30日以上）等が参考になると思われる。なお、平成18年度の国における意見聴取の受付期間は1ヶ月であった。

課題 聴取された意見及びそれに対する回答とその公表

< 検討の内容・方向 >

ア 民間事業者からの意見・要望の公表、地方公共団体の回答の公表

前述したとおり、民間事業者から出された意見・要望の公表については、法上、特段の規定はない。また、それに対する地方公共団体としての回答についても、同様に公表の義務はない。

しかしながら、手続の透明性、公平性を図るという法の趣旨からも、また、実施方針において当該地方公共団体としての公共サービス改革の考え方を明確に示すという意味においても、意見・要望の方針への反映の可否にかかわらず、提出された意見・要望と併せて回答を公表すべきものと考えられる。

イ 公表手段

上記のとおり、民間事業者から出された意見・要望及びそれに対する回答については、自主的に公表すべきものとするが、その手段としては、「情報の提供」と同様、競争の実施を広く周知させることで競争原理がより適切に働くよう、「インターネットの利用その他適切な方法により公表」することが適当と考えられる。

課題	対象業務の選定理由の明確化
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>実施方針に規定される官民競争入札等の対象である特定公共サービスについては、前述の1 - 4「公共サービスの担い手の検討」により、最終的に選定されることとなる。</p> <p>この対象業務の選定過程において、民間事業者の意見聴取を義務付けていることを鑑みると、公共サービスの質の維持向上や経費の削減を図る上で、民間事業者の創意工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるかどうか、といった観点からの検討が重要であり、こうした業務については積極的な姿勢で対応することが望まれる。</p> <p>なお、法においては、当該公共サービスの具体的態様等を十分踏まえつつ、法の趣旨・基本理念に照らし、下記の事項等に着目し、適切に選定されることを想定している<sup>57</sup>。</p> <p>その内容及び性質に照らして、必ずしも地方公共団体が自ら実施する必要がない業務であるか否か（法第2条第4項第1号ホ参照）</p> <p>その質の維持向上及び経費の削減を図る上で、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か</p> <p>このため、既存法規に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性・公正性を担保する入札手続（具体的には、「実施要項」における情報開示、「実施要項」の策定に当たっての合議制機関の関与等）により、透明・公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か</p> <p>このような厳格な入札手続により選定された民間事業者については、法令の特例（第5章）を適用することとして問題を生じない業務であるか否か</p> <p>同時に、当該業務を実施することとなった民間事業者については、その業務の公共性に鑑み、従来から外部委託の対象とされてきた業務に比し厳格な監督等を行うことが必要な業務であるか否か</p> <p>官側に入札に参加する意向があるか否か</p>	

課題	聴取結果の活用に向けた検討の必要性とそのための検討体制等の整備
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>公共サービス改革法における「民間が担うことができるものは民間に」、「民間事業者の創意と工夫を適切に反映させる」という基本的な理念・考え方を踏まえるならば、民間事業者から聴取した意見・要望については、可能な限り反映させていくというのが、地方公共団体としての基本的な姿勢であり、法第5条に規定された「地方公共団体の責務」とも合致するといえる。したがって、民間事業者から提出された意見・要望については、対象となった公共サービスの担当セクションはもちろんであるが、全庁的に受け止め、その活用の可能性を検討する必要がある、こうした要望に対して、積極的な対応を図っていけるような全庁的な体制づくりが課題となる。</p>	

<sup>57</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解公共サービス改革法』（2006）・33頁

具体的には、対象となった公共サービスの担当セクションが当該地方公共団体の民間活力導入指針等に基づいて、官民競争入札等の実施の可能性を検討し、回答する。これらを行政改革担当セクションがとりまとめ、実施方針の検討を行う全庁的な検討会議等の中で、個々の回答の適否を検証する。その際、これらの回答に至った理由が、民間活力導入指針等の考え方と一致しているか否か、法の趣旨に照らして民間事業者に対して明示し得るような説明となっているか否かなど、詳細な検証が必要となるであろう。

なお、実施方針の策定に当たっては、合議制機関の審議は法においては義務付けられていない。しかしながら、民間事業者からの意見・要望への回答の適否の判断を中立・公正に行うという意味において、第三者の関与が望ましいものと考えられる。

## 対象事業選定まで（対象の特定化）

5	実施方針の決定・公表
---	------------

### (1) プロセス

官民競争入札等の実施方針については、当該地方公共団体の情報の公表、民間事業者からの意見聴取を経た上で、最終的に決定し、定められた実施方針は遅滞なく公表されることとなる（法第8条第5項）。この一連の手続を経ることによって、官民競争入札の対象とすべき特定公共サービス及び民間競争入札の対象とすべき特定公共サービスが選定され、具体的な入札の実施に向けた準備作業へと移行していくこととなる。

### (2) 留意点～公表方法について

実施方針の公表を規定する法第8条第5項においては、公表の方法、手段については特に定めていない。これについては、情報の公表を規定する同条第4項がインターネットの利用を想定していることを踏まえると、実施方針の公表についても、同様にインターネットを利用した公表を基本として、その他媒体の活用についても検討するということになるものとする。



## 入札の実施に向けて（入札の準備）

1	関連条例・規則等の制定・改正の検討
---	-------------------

### (1) プロセス～制度導入に伴う関連例規の整備の必要性

法に基づく公共サービス改革を導入するに当たっては、官民競争入札制度等、従来の契約制度にない制度の整備が必要となる場合がある。さらに、入札の執行やその後の運営に当たっては、公平公正な競争を担保し、また適切な業務の執行がなされているかなどを監視する「合議制機関」の設置（次項で詳述）も必要である。

条例等の整備の詳細については、第3節で述べることとするが、以下のような規定があげられる。

#### ア 法において、条例・規則で定めることが必須とされている事項

合議制機関の設置並びに組織及び運営に関する事項（条例事項） - 法第47条

官民・民間競争入札で（民間）落札者決定時の申込みの内容に関する事項のうち公表すべき事項（規則事項） - 法第17条及び第19条で準用する第13条第3項

官民競争入札で官が実施者となった場合の官側の申込書類の内容に関する事項のうち公表すべき事項（規則事項） - 法第17条及び第19条で準用する第13条第3項

民間事業者との契約締結時に契約内容のうち公表すべき事項（規則事項） - 法第23条で準用する第20条第2項

民間事業者との契約変更時に契約内容のうち公表すべき事項（規則事項） - 法第23条で準用する第20条第3項

#### イ 法には明記されていないが、法令との規定の見合いで実務上、規程が必要とされる事項

##### (ア) 合議制機関の権能（法第38条、43条、45条関連）

地方公共団体への勧告権及び勧告に対する措置に関し通知を受ける権利  
専門委員の設置

地方公共団体又は特定公共サービス実施民間事業者から報告又は資料の提出を求める権利

これらの規定は、条例事項として制定することとなる。

##### (イ) 合議制機関の権能（法第7条関連）

国と同様に、実施方針案の審議を合議制機関の議を経ることとする場合にあっては、当該地方公共団体の公共サービス改革そのものの在り方、考え方を審議することとなる。

##### (ウ) 退職手当の特例に関する事項（法第31条関連）

国と同様の通算規定を設けるべきか否か。設けるのであれば条例事項（退職手当条例）

##### (エ) 廃止の対象とする事業の選定及び実施方針への規定

また制度の趣旨から、落札者の決定に当たっては、あくまでも価格だけではなく

その提案された事業フレームやサービス水準等、その内容や質までを問うものとなっている。そのため、地方自治法施行令第167条の10の2に定められた「総合評価一般競争入札」の導入等も（未導入の場合は）検討する余地がある。これら入札から契約に係る部分で想定される条例としては次のようなものが考えられる。

総合評価一般競争入札の導入に係る入札執行の規則

入札方式（官民競争入札若しくは民間競争入札）による入札執行の規則

財務規則あるいは契約規則、及び法に定められた事項を規定する新規の規則

契約の方法による条例（長期契約締結条例等の可能性がある場合）

その他、市場化にかかる業務関連条例で必要なもの<sup>58</sup>

これらについては、制度導入の決定がなされた後、その導入する制度の内容を踏まえて法的な枠組みの検討が必要となってくる。

## (2) 留意点

### ア 条例のスタイル

法の施行条例として法に定められた内容に沿って規定していく方法と、特定公共サービス以外の公共サービスについても独自に市場化をはかるための規定を加味する方法の2つが考えられる<sup>59</sup>。どのような方法によるかは、先に検討してきた公共サービス改革等の方向性によって自ずと決まってくる。

また、合議制機関についての規定については、組織のつくり方（新たに組織をつくるか、それとも既存の組織を合議制機関として位置付けるか）によっては、他の規定とは別に改めて条例で規定しなければならないケースも発生する可能性がある。

### イ 条例の議会上程の時期をどのようにするか。

新たに導入しなければならない制度が何かということにより定める規定も変化するため、議会への提案時期も異なる（第2章第1節参照）。方針と対象事業、市場化の手法が決まった段階で、今後導入すべき制度も見えてくることから、その段階で所要の規定を洗い出して、条例として整理する。

<sup>58</sup> 現段階で想定できるものとしては、印鑑登録証明書の発行業務の根拠規定となっている市町村の印鑑登録条例がある。特定公共サービスとして規定された部分に関し、各市町村印鑑登録条例の当該規定が、公務員以外の者が業務を提供できない形態になっていた場合、市場化するに当たっては、当該条項を改正する必要がある。

<sup>59</sup> 「独自の市場化をはかるための規定」には、法の趣旨やプロセスに準じる方法からその要素のうち必要なものを取り入れる方法まで幅がある。

## 入札の実施に向けて（入札の準備）

2	合議制機関の設置
---	----------

### (1) プロセス～法に基づく合議制機関の設置

入札(官民競争入札・民間競争入札)の実施等に当たり、その選定過程の透明性・中立性・公正性の確保を目的とし、その選考に当たる機関として法第47条には審議会等の合議制機関（地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関）の設置の規定が設けられている。

審議会の設置方法としては次の4つの手法が考えられる。

条例を制定し、新たな機関を設置

行政評価・行政改革等に関する審議会等が存在する場合、それらの機関を改組し、根拠条例を制定若しくは法に沿うように条例改正を行うことで、機能を付与複数地方公共団体で共同設置（地方自治法第252条の7）

他地方公共団体の合議制機関に事務委託（地方自治法第252条の14）

法に定められた合議制機関の事務としては、入札に際しての実施要領の決定（法第16条第5項）や官民競争入札に際しての落札者（実施者）決定に関する検討・審議（法第17条によって準用される第12条）をすることとされている。

合議制機関の所管部署（すなわち事務局となる担当課）としては、後に発生する官民競争入札等における情報隔壁の必要性から考えると、当初から当該業務担当部局に近い部署は避けるべきである。したがって、行政改革担当セクション等を専門に所管している部門が望ましいと考えられる。

### (2) 留意点

国の官民競争入札等監理委員会では、実施方針案の審議や、民間競争入札に際して落札者決定の検討・審議をはじめ、数多くの権能が規定されている。もちろん、地方公共団体において独自に条例によりこれらの権能を合議制機関に付与することは可能であるが、その権能の与え方によって、合議制機関の設置時期が変わってくることに注意しなければならない。

課題	合議制機関の設置に関する条例制定の手法
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>附属機関に関する定めとしては、まず「附属機関設置条例」がある。これは、各個別法に設置が義務付けられているものを除き、地方自治法第138条の4第3項に基づいて条例で定めるものである。附属機関設置条例で定められる内容は「<input type="text"/>に<input type="text"/>を置く」という条項（各機関は別表等で、属する執行機関・名称・担当事務・委員数等を提示）のみで、詳細は別途規則で定める。</p> <p>各個別法に機関の設置が定められ、その運営内容を条例に委任している場合は「機関条例」という手法をとる。機関の運営に関する所要の事項を条例中に定めることとなる。代表的なものとしては「都市計画審議会条例」等がある。</p>	

公共サービス改革法に基づく合議制機関の設置の場合は、同法第47条において条例で設置することが定められているために、後者の形態の条例によることとなる。

ただし既存の審議会等( 条例設置の機関に限る )に合議制機関の権能を付与する場合は、既存の条例を改正するか、あるいは別に条例をつくり、合議制機関として既存の機関を指定する方法が考えられる。

条例の制定方法については、公共サービス改革法で条例で定めなければならないとされている規定等と一括して「公共サービス改革条例」をつくる方法と、( 既存の機関を活用する場合等 ) 合議制機関条例を公共サービス改革条例と別枠でつくる方法とが考えられる。

#### 課題 条例の構成内容

##### < 検討の内容・方向 >

法第47条第2項には「合議制機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める」とあり、法で具体的に制定すべき内容として定められているのは、合議制機関の設置並びに組織及び運営に関する事項( 法第47条 ) だけである。

しかし、法令との見合いでいえば、法第37条から第46条までに定められている国における合議制機関に相当する「官民競争入札等監理委員会」に関する規定は、ほぼそのまま地方公共団体の合議制機関についても準用することとなる。これらのほか、各地方公共団体等に見られる各個別法を根拠とする附属機関に係る条例等に準じると、その構成は以下のようなものとなると想定される。

設置条項... 根拠法令、目的、名称

所掌事務・権限

組織・委員... 委員数と委員構成、選出方法、委員任期。専門委員及び臨時委員

委員長... 委員長の設置と選出方法、任務、職務代理者の規程

専門部会等の設置... 専門部会を設置する場合の運営

事務局... 所管する担当部局等

その他... 委任条項

なお、委員の報酬については、別途条例・規則等( 非常勤職員報酬条例等 ) で定めることが適当である。

#### 課題 条例制定の時期・機関の設置の時期

##### < 検討の内容・方向 >

条例制定の時期は、合議制機関の位置付けや権能に左右される。国の場合、法第7条において、基本方針を定める場合、「官民競争入札等監理委員会」の議を経なければならない、とされている。地方公共団体にはその定めはないが、国と同様に、実施方針案の審議を合議制機関の議を経るようにすべきか検討する余地がある。仮に国に準じた場合、いわゆる「市場化テスト」に基づく改革を実施するか否かにかかわらず、公共サービス改革そ

のものの在り方を合議制機関で論議することとなる。この場合、単に法に定められた合議制機関の権能を超えているため、その点についての規定を明確に設ける必要がある。

実施方針については、既存の審議会等（例えば行政システム改革推進協議会等）を活用することで透明性を確保する方法も十分に考えられる。その後に別途合議制機関を設置する方法、あるいは合議制機関としての権能を既存の審議会等に付与（条例設置のものか、要綱設置機関を条例設置機関に改組するなどの措置を要する）する方法もある。

いずれの場合も、どの段階から市場化テストを視野に入れて議論を行うかによって、条例制定の時期が変わってくるが、遅くとも実施要項の作成前には合議制機関を設置しなければならないため、市場化テストの導入の見通しが立った時点で、条例の議会上程のタイムスケジュールを念頭に置く必要がある。

#### 課題 合議制機関の運営予算と報酬

##### < 検討の内容・方向 >

合議制機関の設置時期にもよるが、年度途中に実施方針が決定し、具体的な実施要項の検討に入る場合は、年度途中に補正予算を組む必要も想定される。基本的に運営にかかる経費の主なものは機関の委員報酬である。附属機関の委員は地方自治法第202条の3第2項により非常勤である。非常勤職員の報酬は大抵例規で定めがあり、それを準用することで対応する。

#### 課題 合議制機関の委員構成

##### < 検討の内容・方向 >

合議制機関の委員の選定に当たっては、法の定める諸条件や公平性・公正性のほか、幅広い見地から検討を加えることができるよう、ある程度の分野の拡がりが必要である。

##### ア 委員の専門分野

まず必須なのは、提案された事業・運営計画をきちんと分析できる能力である。提示される収支計画等との兼ね合いから、会計士の資格を持った者が必要である<sup>60</sup>。

学識経験者としては他に、地方行財政に精通している者、公務員制度や労働関係に精通している者、経営マネージメントに精通している者等が考えられる。これらの委員は学界若しくは専門家からの参画を募ることになる。制度設計上法的な部分に対して意見を求める必要から、大学教員の他に、弁護士等で関連する法（行政法・商法・民法・労働法等）に精通している者、経営コンサルタント等が想定される。

また、民間事業者側からの意見を代表する者として、地元の経済界（経済団体のトップ等）からの委員もいることが望ましい。民間事業者に受け皿となるものがいなければ

<sup>60</sup> 特に公会計の知識も併せ持つ者であれば理想的であるが、現状では公会計の知識をもった会計士は不足している実態がある。

市場化は成り立たないこともあり、民間サイドの意見の反映は不可欠である（ただしファイア・ウォール<sup>61</sup>と法の規定上の欠格事由（法第17条において準用する第10条第12号）<sup>62</sup>には注意しなければならない）。

また、実施者決定においては、その提案の評価を見極めるために、市場化テストの対象となる事業に精通している者を専門委員としてすることも検討すべきである。

イ 常勤か非常勤か。職員（現職公務員）が委員として加わることが妥当か。

国における官民競争入札等監理委員会の委員は、既に他の職に就いている者も含め、様々な分野から広く登用することができるよう、非常勤としている（法第39条第2項及び第43条第4項）。地方公共団体においても設置する附属機関の委員は、地方自治法第202条の3第2項により非常勤職員である。

一般職・特別職を問わず、現職の常勤公務員が委員となることは、実施者選定過程の公正性・中立性・透明性に鑑みるといささか問題がある<sup>63</sup>。地方議会の議員についても同様である。

さらに、首長等が合議制機関の委員になると、第三セクターや外郭団体等の、首長等が代表権を有する役員を務めている団体が競争に参加できなくなる（法第17条において準用される第10条第12号の欠格条項に該当）ことから、現職公務員は委員となることを回避した方が望ましい。

ウ 議会の常任委員会等に代替させることは可能か。

合議制機関は、地方自治法第138条の4第3項に規定する知事の附属機関であり、議会の常任委員会等をもってその役割を代替させることはできない。

<sup>61</sup> 101 頁参照。

<sup>62</sup> 本号では、「官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者」については、官民競争入札に参加できないことが規定されている。

<sup>63</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「地方公共団体における官民競争入札等について」・28 頁参照。この中では、合議制機関の委員に知事や現職公務員等が就任する場合の問題点について指摘している。

入札の実施に向けて（入札の準備）

3	予算の確保に向けた検討
---	-------------

- (1) プロセス～債務負担行為の設定、入札経費及び合議制機関運営経費の要求  
実施方針において具体的に市場化テストを実施する事業が決定した段階で、当該事業の実施にかかる予算の算定に着手する必要がある。これは入札の執行前に債務負担行為の設定を要するためである。既に業務コストについては、制度導入の決定前に算出したものがあるが、それを参考にして金額を算出することが可能であると思われる。  
また入札を執行する部局は入札にかかる諸経費、そして合議制機関の事務局は運営にかかる経費をそれぞれ予算要求しなければならない。
- (2) 留意点  
ここでいう事業予算はあくまでも債務負担行為の設定に必要な予算であり、官民競争入札を執行する場合の官側の提案金額ではない。したがって、官民競争入札時に官側が提案する提案書においては、公共サービス改革の見直しの成果が反映された金額で提案されるということ言うまでもない。

課題	債務負担行為の設定時期の考え方
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>内閣府の「地方公共団体における官民競争入札等について」（公共サービス改革推進室ホームページ掲載）によれば、「債務を負担する行為である複数年度契約の締結が成立する時点、すなわち契約の応諾に当たる落札者決定の時点で、執行の予算上、債務負担行為が認められていること」とされている。しかし、落札者の決定は契約の締結と直結し、入札手続は支出負担行為の一部と解されていることからして、債務負担行為は入札手続以前に設定する必要がある。したがって、入札に係る手続、すなわち入札の公告前には委託期間・事業費の限度額等、所要の事項を明確にして債務負担行為の議決を得なければならない。</p>	

課題	長期継続契約の可能性はあるのか
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>業務の内容によっては、地方自治法第234条の3に規定されている長期継続契約締結の可能性も考えられる。長期継続契約は、従来は電気・ガス・水道の提供、電気通信役務の提供、不動産の賃借に限られてきたが、地方自治法の改正により、地方公共団体が長期継続契約をすることができる業務等を規定する条例に、商慣習上長期にわたって貸し付けを受ける物品（PCや複写機等）の賃貸借や、毎年度継続的に役務の提供を受ける業務委託（庁舎清掃や常駐警備等）を規定すれば、これらに関しても長期継続契約も可能とされた。この場合、債務負担行為の設定は不要であるため、手続が簡便になる。</p>	

だが、長期継続契約の場合、契約内容の変更が容易ではない。したがって、どの事業者が参入しても長期にわたって履行可能であることや、事業者によって大きくそのサービスの質に影響を受けない内容であること、なおかつ長期継続契約を締結した方が金額的に有利である場合、といった、極めて限定的な条件に限られる。一方、事業者側としても、長期継続契約には条項として予算留保条項(予算が議決されない場合、行政側の都合で契約を解除されたり、額が減額されたりする)があることが多く、事業側にとっては不安定要因を内包することから、予算に担保性がある債務負担行為の方が好まれる傾向がある。

これらの事情を勘案すると、現実には長期に安定してサービスを提供する必要がある公共サービスにおいては、長期継続契約は困難を伴うと言わざるを得ない。

課題 業務に係る予算議決の時期(債務負担行為と歳出予算の議決時期の違い)

<検討の内容・方向>

先に挙げたとおり、入札の公告の前までには債務負担行為を設定しなければならない。債務負担行為の設定には予算として議会の議決が必要であるため、公告を行う直前の定例会には議案を提出しなければならない。

しかし債務負担行為は年度の歳出予算として予算化されているものではなく、あくまでも支出の原因となる契約等の債務を負担するための権限に基づく行為に過ぎない。したがって、債務負担行為の設定後に、年度ごとに歳出予算として「現年度化」する必要がある。現年度化する予算については、実施者(落札者)との協議の中で決まってくる。

課題 議会に対する説明責任

<検討の内容・方向>

予算議決議会(通常は2月定例会)の時期に債務負担行為の設定を議決するのが理想である。しかし、制度導入のスケジュールをどのように描くかにもよるが、予算議会時期に債務負担行為の額が確定しない場合もあり、また額の確定から入札の公告の間が同一年度である可能性もある。その場合は直近の議会で議案を提出することになる。

上記の点を含め、議会に対しては制度導入や実施方針の検討段階から、折に触れ報告案件としてあげておくべきである。特に制度導入のスケジュールについては十分に説明し、議案がスケジュール上のどの段階において議決を要するものとして上程されたのかについて、理解が図られるようにしなければならない。



## 入札の実施に向けて（入札の準備）

4	入札事前準備
---	--------

### (1) プロセス～入札に係る庁内体制の整備と準備作業

#### ア 検討体制と情報隔壁の問題

合議制機関が設置されると、具体的に当該事業の市場化テストに向けた諸課題を検討し、実施要項の検討作業等、入札の準備を進めることとなる。その上で留意しなければならないのが、落札者の決定に至るまでの間、利害関係のある者との情報のやりとりなどの回避である。

これまでは入札については民間事業者によるものしかなかったため、情報隔壁は入札の実施者である公務員と、民間事業者の間でつくられるもの（ファイア・ウォール）のみに注視されてきた。しかし、市場化テストによって官民双方が競争し、その判定を官が行う、というフレーム（官民競争入札）になると、その利害関係の対立は官内部にも及ぶことになる。

したがって、その検討体制を確立するに当たっては、検討体制（合議制機関・同事務局担当部署・入札執行部署等）内部から入札に参加する者を排除して、決定プロセスを公平・公正・中立に保たねばならず、また内部における情報のコントロールも必要になってくる。

#### イ 執行職員の処遇

民間競争入札・官民競争入札を問わず、これまで当該事業に参画していた職員の処遇をどうするか、という点は重要な課題である。

民間競争入札の場合は、当該事業に携わる職員が不要になることが当初から明白であり、人事的な手当てを早期に打つことができる。そのため、可能な限り配置転換による吸収を目指し、それでも過員が生じる場合は早期退職を募るなどの措置を行う。

官民競争入札の場合、最も問題になるのは落札（若しくは実施者の決定）まで、その業務に携わる職員の処遇がはっきりしないことである。民間側が実施することになった場合、落札から事業の引継、そして事業の移管まではスケジュール的に短期間であり、配置転換等での吸収が不可能である。また業務によっては吸収が容易ではないケースも想定できる（例えば技能労務職や専門職等）。官民競争入札の実施に当たっては、こういった雇用問題に発展するケースが十分に想定されるため、労使間の説明責任と理解が十分になされなければならない。また仮に過員が発生する場合はその吸収方法や雇用の確保等の措置を事前に準備しておかなければならない。したがって、雇用問題を回避できないのであれば、退職者の不補充を目的とし、当初から当該事業に従事していた職員を他の事業に転換することを目指して実施することが適当であろう。

#### ウ 入札フレームの選定と入札モデル、入札手順

法制度のフレームとしては、既に述べられているように、これまで行政内部（公

務員)による直営で執行されていた業務を完全に民間事業者が実施することとし民間事業者相互で事業の実施者を決める「民間競争入札」と、直営と民間事業者による実施とどちらが優位かを比較することで実施者を決める「官民競争入札」とがある。

民間競争入札については、法制度の趣旨から、一般競争入札で実施することが望ましいと考えられる。競争入札については、既存の法(地方自治法)等での制度設計が十分になされているため、ここでは詳述しないが、今回の公共サービス改革法において導入された「官民競争入札」については我が国ではこれまで実施されたことがない新制度である。この入札のフレームは、民間の入札者は通常の入札であるが、官側は「入札・落札」という手段をとることができないため、仮に民間側の提案が官側の提案よりも劣っていた場合は、民間側の入札を不調とし、官側が引き続き事業の実施者となるというものである(「官の入札」というのは、事業提案書や競争を指す、あくまでも概念上の話である)。後段でそのプロセスについて詳述する。

なお、法には具体的な規定はないが、民間競争入札の場合であっても官民競争入札の場合であっても、法は価格のみならず質の面からの評価を要請していることから「総合評価方式」による入札が望ましいとされている<sup>64</sup>。

## エ 仕様の明確化

提案書の作成において最も重要なのは「実施するサービス内容について、どのようにその水準(質)を担保させるか」ということである。「安かろう悪かろう」のサービスにしないためには、契約上「この水準以上の成果をあげる」ということを明確にしなければならない。これはサービスの提供について契約を行う場合に共通していえることである。

そこで注目されているのがSLA(サービス品質保証契約: Service Level Agreement)である<sup>65</sup>。そもそもサービスは物理的な実態のある物品と異なり、サービスの提供者と委託者(顧客)の間で提供される品質に対する認識の食い違いが生じる可能性が高い。そこで、サービスレベルを数値的に明示的・定量的に定義することで、役割と責任の所在について「あいまいな解釈」を避けるのがSLAである。元来は通信サービス事業者(インターネットプロバイダなど)が、通信回線の品質(速度等)を保証しそれを下回った場合は利用料金を減額するという制度に端を発しているが、近年ではシステムやOA機器の保守をはじめとする各種メンテナンスサービス等にもSLAの導入が広まっている。

SLA導入のメリットは、サービスの内容/対価を可視化することによってコストの妥当性を明らかにでき、改善に向けた検討材料を双方に提供することにある。

<sup>64</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法 入門編」・24頁参照

<sup>65</sup> SLAについては、 - 2 - 課題 (144頁)も参照。

課題 官民競争入札に係る「情報隔壁」の考え方～証券関連業界の事例から～

<検討の内容・方向>

情報隔壁の考え方については、証券取引法第166条に規定されている厳しいインサイダー取引規制が証券関連業界で先行している。取引の公正・公平性を確保するために、当該会社の未公表の重大事実を基にした株取引を禁じる(法によっても厳しく罰せられ、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科、得られた財産の没収又は追徴、法人の場合は行為者を罰するほか当該法人も3億円以下の罰金が科せられる、といった刑に処せられる)もので、当該情報に事前に接する機会が多い証券関連業界では厳しく取り扱われている。

トピックス : ファイア・ウォールとチャイニーズ・ウォール

証券会社や上場企業の組織外にある、利益相反する組織同士の情報隔壁をファイア・ウォール(Fire Wall)という。また、社内の利益相反する部署間においても情報隔壁が設けられ、こちらは中国の万里の長城になぞらえてチャイニーズ・ウォール(Chinese wall)と呼ばれている。たとえば、証券会社の引受部署はファイナンス情報等株価に影響を与えるような情報を事前に知り得る立場にあるが、それが営業部門に回り顧客勧誘に利用されればインサイダー取引となる。より顕著なのが平成16年から証券仲介業務に参画できるようになった銀行業で、融資関連業務部署は融資先企業のファイナンス情報や経営展開戦略情報を詳細に知り得る立場にあるわけだが、証券仲介業務部署がその情報を利用すれば明らかにインサイダー取引になる。したがってこのような業界では、利益相反する部署が情報を利用することができないよう、できる限り交流を断つなどの対策をしている。

これまでの偽計入札妨害に関する情報漏洩対策は、証券業界における情報隔壁にあてはめるとファイア・ウォールに属するもので、こちらについてはこれまでも様々な取組がなされてきた(懲戒処分の対象でもある上、刑法犯罪)。だが、官民競争入札において求められる情報隔壁は、むしろチャイニーズ・ウォールに属するもので、こちらについては行政内部の認識や取組が十分であるとはいえない(仮に事件が発生した場合、偽計入札妨害罪の適用にはなるとは思われるが)。そのような状況を未然に防ぐためには、少なくとも入札執行に係る決裁ルートと、入札参加に係る決裁ルートが重複する(同じ稟議者・決裁権者がいる)などの事態は避けなければならない。

課題 当該事業執行職員の処遇の原則

< 検討の内容・方向 >

入札の対象となる業務に配置されている職員（あるいは職員定数）は、民間競争入札の場合は必然的に、官民競争入札の場合も民が実施者として決定（落札）した場合には、その職員の処遇が問題となる。

具体的には次のようなパターンが考えられる。

他部門への配置転換・定数振り分け

廃職又は過員による分限免職（地方公務員法第28条第1項第4号）

民間事業者への派遣ないしは転籍

このうち、の免職については、同条第3項の規定に基づき分限処分の手続と効果を条例で定めていれば、生じた余剰人員を免職させることは法的には可能である。ここで重要なのは「職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合」という規定の解釈である。職制とは条例及び規則によって設置されている地方公共団体の内部組織を指す。民間事業者が実施者となった場合は「定数の改廃」「職制の改廃」を生じることになる。後段の「廃職又は過員」の部分の解釈であるが、ある職制若しくは業務が廃止になったことにより、当該業務に専従する職の職員が不要になった場合には、その職にある者が明らかに廃職に相当するといえる（例えば保育園を完全に民間委譲した場合における保育士等）。しかし、どの職が過員なのか具体的に特定できないようなケース（例えば事務職のように行政内部に残存する職場においても同一の職種の職員がいる場合等）における処分基準については十分に注意を要する。人事異動が常に繰り返されている地方公共団体において、たまたまその職場に異動していただけて身分が不安定な状況になるのは、職員間の不公平感を招くおそれがある。

法律上は平等取扱の原則（同法第13条）及び公正の原則（同法第27条第1項）に抵触しない限り任命権者の裁量を許すものとは解釈されているが、「過員整理の必要性、目的に照らし、任命権者において被処分者の配置転換が比較的容易であるにもかかわらず、配置転換の努力を尽くさずに分限免職処分をした場合に、権利の濫用となる」とした判例（昭和62年1月29日福岡高裁・北九州市病院局職員分限免職事件の判決理由）もある。

したがって、分限免職以外にその措置が考えられない状況（例えば、廃職が明らかな場合で職の転換が困難で、なおかつ業務を引き継いで履行する民間事業者への転向を拒否された場合）を除いては、最初から分限免職をとるべきではない。

まず優先すべき措置としては に挙げた組織内での吸収を行い、大幅な過員が生じる場合にあっては、早期退職等の希望退職を募る措置を講じることになろう。当該職種が吸収できないようなケースの場合にあっては、まずは に挙げる民間事業者への派遣ないしは転籍を優先すべきである。

ただ、配置転換に当たって内部吸収を行う場合には、職種の変更等の際における能力の実証（地方公務員法第15条）をどのようにするか、という課題もある（特に技能労務職を一般行政職に任用する場合等）。また、任命権者が異なる場合は、転任ではなく「採用」となるため、競争試験又は選考を実施しなければならない（地方公務員法第17条第3項、同第4項）。

課題 民間事業者への職員の転籍・派遣・人事交流について

< 検討の内容・方向 >

民間事業者が公共サービスの実施主体となった場合、課題 で述べたように当該事業に従事している職員の処遇をどうするかを考えなければならない。そのなかで「民間事業者への派遣ないしは転籍」という選択肢をとる場合には、次のような課題がある。

公務員が民間での職務に従事する場合、理論的には下記のような取扱いが考えられる。

派遣（在籍出向）…当該団体の公務員としての地位・身分を保持したまま民間に一定期間、派遣出向する。この場合、公務員としての職務専念義務（地方公務員法第35条）の免除を要する。

派遣（退職出向）…公務員としての地位・身分を辞すものの、一定期間の後に再び任用をうけて公務員として復職することが担保された形で、民間に退職出向をする。

退職（完全移籍）…公務員としての地位・身分を辞し、民間事業者に雇用される。この場合、再度公務員として復職できる担保は全くない。もし公務員としての地位・身分に復する場合には、再度選考等を経た後に新たに任用を受けることになる。

国家公務員においては「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（官民人事交流法）」という法律があり、この制度の枠組みで行われる人事交流は の在籍出向が可能である<sup>66</sup>。ところが地方公務員においては原則的に 若しくは のケースを取り得るのは公益法人や第三セクターに限られている（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律）。 の場合は公益的法人、 の場合は第三セクター等、当該地方公共団体が出資している特定法人に限られる。 の場合においては地方公務員法第17条第5項の規定に基づく復職の規定を設けなければならない。

そもそも、市場化テストにおいて民間事業者が業務を執行することになった場合において、これまで当該事業を執行していた職員が民間事業者に關与するケースというのは、これまで長期にわたって事業を執行していた職員による民間側へのノウハウの移転を行う場合である。先に挙げた民間での職務従事の場合のルールを勘案すると、次のようなスタイルが考えられる。

長期派遣研修制度（地方公務員法第39条に基づく研修制度）等を利用し、民間事業者側のノウハウを官側が「吸収」という目的で民間事業者側に派遣し、実質的には官側ノウハウとの「交換」を行う。

完全に民間事業者側に移籍（転職）する。

<sup>66</sup> ただし、国においては、一旦官民競争入札等を実施して特定公共サービスの担い手として官以外が選択されたという状況から見て、公務員の身分を残したまま民間企業等の業務に従事することは法の趣旨にそぐわないということで、「交流派遣」という考え方を採らず、公務員の身分を外し、再雇用された場合の特例を設ける形を取っている。

のケースが大規模に行われることになるのが、郵政公社の民営化である。郵政事業庁が郵政公社になったときには、自動的に身分が移り（日本郵政公社法施行法第4条）かつ国家公務員の身分はそのまま保持した（日本郵政公社法第50条）。しかし郵政公社解散による新会社設立の場合には、「公社職員の雇用を確保する（郵政民営化法第6条第4項）」とされているものの、公社のときとは異なり身分を自動的に移すのではなく、原則として雇用は確保されるものの、形態としては「国家公務員の任用を解く」とともに「郵便会社に就職」する形をとる。海外の市場化テスト先行例では雇用契約自体を官から民に移すといったケースもあるが、我が国の現行制度では公務員の身分（任用）の問題があるため、このような形態となる（専売・電電・国鉄の三公社が民営化されたときは、当初から三公社の職員は国家公務員法の適用外だったので身分の問題は発生しなかった）。

事業を職員共々民間事業者に譲渡する場合、公務員としての身分保障がなくなる問題もあるため、その取扱いには慎重にならざるを得ない。少なくとも移籍に関しては本人同意がなければならないと考えられる。

公共サービス改革法の第31条に定められた「国家公務員退職手当法の特例」という規定の考え方は、完全退職のケースにおいて、退職出向派遣の制度を当てはめる場合の特例である。つまり官民競争入札で民間側に当該事業が移った後、何らかの事情で官側が再び当該事業の実施主体となった場合（次回入札時での「落札」、若しくは倒産等途中で民間事業者の事業継続ができなくなった場合）に、経験を有した人材を官側に確保できる余地を残すためである。ただ、注意しなければならないのは退職出向のケースと異なり、完全に復職が補償されているわけではない、ということである（次回入札で別の事業者が落札した場合等、次の事業者に転職することは社会通念上容易ではなからう）。

もし、地方公共団体で同様の制度を導入する場合は、国と同様、退職手当条例の特例を設けなければならない。

#### 課題 【入札関係事務の準備】

##### 入札方式のモデルの検討（評価方式）

###### < 検討の内容・方向 >

事業者の選定に当たっては、先に述べたように価格とサービスの質の双方を評価する観点から、特定公共サービスの場合、実質的に総合評価一般競争入札の実施を求めていると考えられる<sup>67</sup>。

評価の方式には次の2つがある。

除算方式…提案内容の総合点を価格で割る。価格あたりの効果に重点を置いた評価ができるが、「高コスト高内容」と「低コスト低内容」の提案の差別評価が困難である。したがって、場合によっては低コスト低内容の事業が選定され、思った効果が得られない場合も考えられる。

<sup>67</sup> PFI事業においては、国はすべて総合評価一般競争入札、地方では公募プロポーザル方式も併せて採用されている（都道府県及び指定都市でWTO政府調達協定対象サービスの場合は総合評価一般競争入札が義務）ことが多い。前者は評価点の最も高い事業者を落札者とし、後者は同様の者を優先交渉者とすることから、後者の方が事業者との折衝がより柔軟に行うことが可能であることから採用されていると考えられるが、入札方式を採らない公募型プロポーザルは法の手続としては採用できない。

加算方式...何らかの基準を設けて価格を点数化し、提案内容の総合点に加える。評価項目の配点にメリハリをつけることで、当該事業がどのような点を重点目標とするのかを明確にした選定ができるが、反面、価格の点数化の方式や、配点の比重等をどのように定めるかによって結果が大きく左右されるため、評価に対する合意形成が難航するケースが考えられる。

国のPFI事業はすべて除算方式に依るが、地方公共団体の事業ではむしろ加算方式を採用するケースが増えている<sup>68</sup>。

除算方式の問題点を回避するには、加算方式における提案内容の比重を上げる方法と、除算方式を採用する場合でも要求水準書等で詳細に規格を提示し、実体上性能発注の性格に乏しい事業フレームとする方法がある。また加算方式を採用した場合、配点の比重が敏感に反応するため、その配点の重み付けについても明確な説明責任が求められる。

#### 課題 【入札関係事務の準備】

##### 官民競争入札を実施する場合の入札手順

###### < 検討の内容・方向 >

官民競争入札を行う場合、次のようなパターン<sup>69</sup>が考えられる。

###### 行政と民間とが同一手順で入札（同一手順型）

この方式による場合、入札の実施者は行政内部においても完全に隔離されている必要がある。したがって情報隔壁はもちろんのこと、決定のプロセスにおいても透明・中立・公正であることが求められるため、徹底的に第三者機関による関与（ないしは入札の実施）が必須となる。特に官側が実施者となった場合、決定プロセスに疑念を差し挟まれるような状況があってはならない。したがって、落札者決定の基準をはじめ、すべての入札プロセスが徹底して開示されなければならない。また、官民で業務に関する情報格差が生じると民間側の応札がのぞめなかったり、入札額や提案内容に著しい差が生じたりすることも考えられる。この場合民間側が著しく不利になる。したがって最低限、募集要項の開示と共に、業務フローやプロセス、現段階での業務コスト等は民間側にも公開しておかなければならない。

なお、先に述べたとおり、官側の「入札」は概念上の話であり、実質は民間に提出を求めたものと同様の、事業計画書・改善提案書・経費を明記した書類一式等を入札執行機関に提出し、同様の審査を行って実施者を決定するものである。

###### 行政のコスト・質をベースに民間企業が入札（行政提示型）

先に官側のコスト<sup>70</sup>や業務内容、改善方策を開示し、それを基に民間側が応札す

<sup>68</sup> 駒井正晶「PFI事業の事業者選択における価格と提案内容」日本計画行政学会第26回全国大会研究報告要旨集(2003)・267-270頁

<sup>69</sup> 本間正明監修・著/市場化テスト研究会著『概説 市場化テスト』(2005)(美原融執筆部分)、彩の国さいたま人づくり広域連合 自治人材開発センター『自治体版 市場化テスト(平成17年度行政課題研究報告書)』を参考に整理した。なお、これらの中では、この他に「民間側の優秀な提案と行政とを比較(民間提示型)」する方法が示されているが、民間側に大きく不利に働くことになり、現実的には実施できないと思われることから、引用を避けた。

る方式も考えられる。民間側から官側の提案よりも優れたものが出なかった場合は、引き続き官側が実施者となる。この方法の場合、事前に官側の改善内容が開示されているため、民間側の方が圧倒的に有利である。また改善内容を事前に示していることから、金額面に着目した提案（民間側が官側と同一の改善内容を低コストで提案する）に偏りがちである可能性もある。

官側の一方的な不利を防ぐためには、開示するコストはあくまでも現段階の行政コストとし、官側が業務改善を検討した後のコストについては、アと同様に非開示として民間側の応札時にはじめて開示するという方法も考えられる。

どのモデルをとるにしてもそれぞれ長所短所が顕著であるため、その実施に当たっては十分な検討がなされなければならない。

#### 課題 【入札関係事務の準備】

##### 入札事務のタイムスケジュール

###### <検討の内容・方向>

まず、入札事務としては、合議制機関における審議を経て決定された実施要項を公表することから始まる。これを受けてはじめて入札の公告が可能になる。

入札に係る一連のプロセスは、以下のとおりである。

実施要項の公表と入札の公告 / 実施要項の配布

入札予定者に対する説明会の開催

入札

開札 / 地方公共団体の長による評価

合議制機関等における地方公共団体の長による評価の審議

地方公共団体の長による落札者（実施者）決定

落札者（実施者）の公表

ここで重要なのは から にかけての期間設定である。これまで一般的に民間事業者で行われてきたものと同様の業務（例えば建物の清掃管理等）とは異なり、行政だけがこれまで担ってきた業務の場合は、その業務のプロセスや内容への理解と、それを踏まえた提案内容の検討等に十分に時間をかける必要がある（第2章第1節で示したとおり、2ヶ月程度は要すると考えられる）。

<sup>70</sup> 予定価格の公表の是非は各地方公共団体の規則等によって定められていることから、各地方公共団体の規則を参照されたい。



<p>課題 【入札関係事務の準備】</p> <p>要求すべきサービス水準の設定</p>
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>サービス水準を設定するに当たって、次の10点を中心に検討をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の目標との整合性</li> <li>方針</li> <li>業務プロセスの概要</li> <li>品質評価の評価点と尺度</li> <li>業務における秘密保持等のセキュリティ管理</li> <li>トラブル発生時における危機管理</li> <li>業務のプライオリティ（重要度）</li> <li>目標達成度合いによるインセンティブやペナルティ等</li> <li>パフォーマンスレポートの構成内容</li> <li>S L A<sup>71</sup>を変更する場合の手順</li> </ul> <p>ここで重要なのが、 の変更手順である。当初から双方にとって最適な S L A を得ることができれば問題はないが、現実的には困難であることが予想される。適切な測定ができなければ、マネジメントの効果は得られない。そこで、業務の骨格となるような S L A の基本指針はそのままにしたとしても、S L A の詳細（指標の測定方法等）については、モニタリングの結果等を踏まえて、双方の合意によって、継続的かつ定期的により目標や方針に即した形に見直す（S L M（サービスレベルマネジメント：Service level Management）の実施）ことができるようにしておく必要があると思われる。</p>

<p>課題 【入札関係事務の準備】</p> <p>民間事業者へのインセンティブとペナルティ</p>
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>前項で挙げたインセンティブやペナルティをどう与えるか、の考え方については、基本的には次のとおりと考えられる<sup>72</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブ</li> <li>達成目標を超えた場合、その比率に応じた支払額の加給を行う。</li> <li>ペナルティ</li> <li>目標を達成できなかった場合、その比率に応じた支払額の減額を行う。</li> </ul> <p>どちらか一方、若しくはその双方の併用によって、実施者に対して目標の達成及び目標値以上の成果を促す要因とするものである。</p> <p>いずれの場合についても、S L A の設定とそれが達成されているかというモニタリングの結果によってなされるものである。課題としては次の点が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加給若しくは減額を行う場合における、その実施方法と時期</li> </ul>

<sup>71</sup> S L A の詳細については、 - 2 - 課題 （144 頁）も参照。

<sup>72</sup> インセンティブとペナルティの付与については、 - 2 - 課題 （151 頁）も参照。

通常、支払（支出命令）に際しては、モニタリング結果の報告（検査検収）額の確定と合意 相手方の請求 支払（支出命令） となると思われるが、モニタリング結果が速やかにまとまらない場合、それだけ額の確定が遅くなり当然に請求や支払が遅延する。特に年度末等においては出納整理期間に間に合わなければ支払ができないこととなる。

したがってSLAを定める際には、モニタリング実施時に明確かつ速やかにその結果を取りまとめできる内容でなければならないことを念頭に置く必要がある。

加給額の範囲（限度額の必要性）

加給額の限度については、質の向上が図られたという実績から支給が可能である。しかし、加給の結果、予算額がこれまでの業務コストを超えてしまうようでは、市場化テストの意味が失われかねないことから、加給と契約額の総額がこれまでの業務コスト（ないしは提示した計画額）と契約額の間になまるようにすることが望ましいと考えられる。

実施に伴う予算措置（予算科目の設定等）

加給・減額双方の場合に問題として発生するのが、その予算の科目である。

契約そのものを執行する予算科目は委託料となると考えられるが、契約金額に上積みする加給額を委託料から支出することが妥当かどうかは議論の余地がある。

同様に減額を反映する場合において、契約で定められた委託料を減額する条項の設定は非常に困難である（額を明示しない契約はできるかどうか）ことや、先に挙げたようにモニタリング結果を支払に反映するためには時間的余裕が厳しいこともある。したがって委託料は契約金額どおり支払い、その上でペナルティ分を戻入させる、あるいは別途納付させるという手法が考えられる。

これらの問題を鑑みると、加給・減額の予算は委託料とは別の予算（歳出・歳入）として計上するという方策も視野に入れる必要がある。加給の場合は報償費・減額の場合は雑入等の科目が考えられる。ただし、（特に加給の場合等）予算要求時に「執行するか否か不明な予算」が要求できるか、という点も議論の余地がある。仮に加給分の予算を当初予算で要求しなかった（できなかった）場合、年度末に履行状況を確認してから予算要求することになってしまう。つまり次年度の早期（6月の定例議会等）に補正予算を組んで支払う形となる。

## 課題 【入札関係事務の準備】

情報開示と手続の透明性の確保

<検討の内容・方向>

市場化テストの効果を最大のものとし、また公平かつ公正に実施者を選定するためにも、入札の実施プロセスでは適宜情報を開示し、また説明をしなければならない。

まず、民間事業者にとっては、これまで同様の業務を実施したことがない業務であるため、その業務内容についての情報は、官と民とで大きな格差がある。したがって、入札の公告や実施要項の公表と同時に、現状の業務内容については可能な限り情報提供を行う必要がある。

また、検討事項、決定事項等については、入札結果に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り開示すべきである。特に官民競争入札の場合にいえることであるが、完全な第三者による決定でない限りにおいて、その決定プロセスに疑義が発生するようであってはならず、それを回避するためにも、可能な限りその決定の過程を開示し、またその理由を明確に説明しなければならない。

情報の提供方法については、事業者にはもちろんのこと、可能であればインターネット等を用いて広くプロセスを開示することで、結果的に当該決定プロセスが住民の監視の下で公明正大になされることとなる。

その一方で、課題 において情報開示の必要性を挙げたが、民間競争入札の場合はファイア・ウォールの確保、官民競争入札の場合は、ファイア・ウォールとチャイニーズ・ウォールの双方が確保されなければならない。

#### 課題 【入札関係事務の準備】

##### 入札参加資格

###### <検討の内容・方向>

入札参加資格については、まず一般的な内容として、

地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札への参加資格)に該当しないこと<sup>73</sup>

その他の規定によって指名停止期間中でないこと

経営不振(会社更生法や民事再生法に基づく手続がなされている)による履行能力不安のないこと

などが考えられるが、市場化テストによる入札の場合には次の条項が加わる。

公共サービス改革法第10条各号に該当しないこと(法第17条及び第19条の準用)

具体的には次の内容が掲げられている。

- 1 成年被後見人、被補佐人。若しくは外国の法令上これらと同等に取り扱われている者
- 2 破産者若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 3 禁固以上の刑若しくは公共サービス改革法違反による罰金刑に処せられて、執行後5年を経過しない者
- 4 暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 公共サービス改革法第22条第1項の規定によって契約を解除された日から5年を経過しない者
- 6 未成年者、及びその代理人が ~ までに該当する者
- 7 法人の場合、役員の中に ~ までに該当する者がいる場合

<sup>73</sup> 一般競争入札への参加資格を定めた地方自治法施行令第167条の4と法第10条の欠格事由との関係については注意を要する。具体的には、法と施行令との関係では下位である施行令に法が優先することから、地方自治法第167条の4第1項との関係では同様の規定が法第10条第1項及び第2項にもあることからこの関係で地方自治法第167条の4第1項は適用されず、それ以外の項目については重複がないことから相互補完して参加資格を定めているものと考えられる。

(なお、法に基づかない市場化テストを条例を制定して実施する場合には、必要に応じ地方自治法第167条の4第2項の規定と法第10条に準じた参加資格(欠格事由)を定める必要がある。)

- 8 -4に該当する者がその事業活動を支配する者
- 9 親会社等(その者の経営を実質的に支配可能な者)が前号までに該当する場合
- 10 その者若しくは親会社等が他の業務活動を行っており、当該業務活動に参加することによって、他の業務活動との兼ね合いで、国民の信頼の確保に支障をきたすおそれのある者
- 11 法に定める公共サービスの実施主体としての要件を満たさない者
- 12 合議制機関の委員、又は委員と政令で定める利害関係のある者

特に留意すべきは -10～ -12に該当する者である。

-10は例えば検査業務の委託に際して当該検査対象となる業務を実施している者等、業務の利害が対立する者である。

-11は具体的(地方公共団体の実施する特定公共サービスの場合)には法第34条第2項に該当する者であるが、即ち業務に必要な資格や設備を有しない者である。

-12で定める利害関係のある者は、委員が代表権を有する法人、若しくは総株主又は総出資者の議決権の過半数を有する法人である。また法規定にはないが、と同様の観点から、例えば委員の親族及びその者が関係する法人等も欠格の対象にするなどの措置も考えられる。

また、入札参加者相互が資本関係や人的関係を有したりすると、公正な競争が妨げられるおそれがあるため、これらも欠格事由の対象とすることも検討の余地がある。

#### 課題 【入札関係事務の準備】

##### 官側の提案方式

##### < 検討の内容・方向 >

先に挙げた入札方式にもよるが、いずれの場合においても、民間に求めた書類と同様に作成された事業計画書や改善提案書、事業経費を明記した書類を、入札執行機関に提出する。

またその評価についても、民間事業者と同様に採点されなければならない。

## 入札の実施に向けて（入札の準備）

5	実施要項等の検討
---	----------

### (1) プロセス～実施要項案等の具体的な内容及び周知の方法の検討

入札の実施において最も重要な書類となるのが、入札に付する業務の内容や仕様、そして入札の方法と決定基準等を公告し、競争の前提となり、また今後当該業務の「指針」ともいえる実施要項等の一連の書類である。以下の一連の書類が、入札を公告する際に同時に提示される。

入札公告

入札説明書（公告を補足するもの）

仕様書

事務処理マニュアル（最低限必要な業務プロセスやフローを示したもの）

実施要項

サービス水準書（SLAを明示したもの）

～ が従来から通常の業務委託等に必要とされてきた書類と考えられるものである。公共サービス改革法独自の法定書類が の実施要領である。 のサービス水準書については で定める下記のa - (a)の「確保されるべき質に関する事項」を詳述し、質の測定について記載するものである。必須のものではないが先に述べたように、質に関する適切なモニタリングを行い、必要に応じて内容を検討し改定することもあり得ることから、別途作成することが望ましいと考えられる。

の実施要項に定めるべき事項として法に定められているものは次のとおりである。

#### a 官民競争入札の場合

- (a) 当該サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質（及びその評価）に関する事項
- (b) 実施期間に関する事項
- (c) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (d) 入札参加者の募集に関する事項
- (e) 実施者を決定するための評価基準、その他実施者の決定に関する事項
- (f) 情報開示に関する事項
- (g) 当該サービスの従来の実施状況に関する情報開示に関する事項
- (h) 民間事業者が実施する場合において、使用させることができる公有財産に関する事項
- (i) 地方公共団体職員のうち、当該公共サービスの実施者が民間になった場合には、当該事業者が使用されサービスに従事することを希望するものの措置に関する事項
- (j) 民間事業者が当該公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例にする事項
- (k) 民間事業者から地方公共団体の長への報告事項、秘密の適正な取扱いに必要な事項、その他講ずべき事項
- (l) 当該公共サービスにおいて第三者に損害を与えた場合の賠償に関し、民間

事業者が負うべき責任に関する事項

- (m) その他必要な事項
- b 民間競争入札の場合
  - (a) 当該サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質（及びその評価）に関する事項
  - (b) 実施期間に関する事項
  - (c) 入札参加者に必要な資格に関する事項
  - (d) 入札参加者の募集に関する事項
  - (e) 落札者を決定するための評価基準、その他落札者の決定に関する事項
  - (f) 当該サービスの従来の実施状況に関する情報開示に関する事項
  - (g) 民間事業者が実施する場合において、使用させることができる公有財産に関する事項
  - (h) 民間事業者が当該公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項
  - (i) 民間事業者から地方公共団体の長への報告事項、秘密の適正な取扱いに必要な事項、その他講ずべき事項
  - (j) 当該公共サービスにおいて第三者に損害を与えた場合の賠償に関し、民間事業者が負うべき責任に関する事項
  - (k) その他必要な事項

～ の書類の内容が、今後、民間事業者が事業を実施する場合には、契約書の内容として構成されることとなる。また官が実施する場合においても、当然その履行が行われていることが確認されなければならない。

課題 実施要項等の検討時期
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>実施要項の検討に向けた動きは、ある意味では初年度前にサービス提供手法を検討している段階から既に始まっていると言える。当初の検討段階において、実施している業務の業務内容や業務量を分析し、精査し、課題や改善の方向を探ることは、最終的には今後の業務仕様の方向付けを形づくるプロセスであるとも言える。</p> <p>具体的な実施要項の検討を行うのは、前述の業務内容や業務量の分析を踏まえて、仕様書の検討という形で進められると考えられるが、その決定は合議制機関の設置後、その議を経て行うことになる。既に実施方針の中でこういった事業のこういった業務が市場化テストの対象となるのが明示されており、そこで示された改革の方向に沿って、それを具体化するために、これまで収集してきた情報や、そこで見い出された課題等を基に、「業務の骨組みの再編」を行っていくことが、実施要項とそれに付随する仕様書、サービス水準書、事務処理マニュアルの策定といえる。</p>

課題	実施要項に規定される具体的な内容
	<p data-bbox="244 327 520 356">&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p data-bbox="244 369 1366 448">実施要項に定められる内容として法に定められている事項は前述のとおりだが、具体的にどのような内容を定める必要があるかを、それぞれの項目に沿って検討する。</p> <p data-bbox="244 504 1366 801"> <b>ア 当該サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項</b>  まず、内容としては、業務の趣旨、規模、サービスの対象、サービスの提供場所、サービスの提供期間（業務時間等）、サービスの主な提供内容、その他付随して発生する事務及び留意点が挙げられる。  質については、業務の要求水準を提示し、その測定方法を示す。実施要項においては根幹となる部分についてのみ提示し、詳細は別途水準書によることとする、という規定を設け、前項の課題 で触れた S L M を実現する方法もある。 </p> <p data-bbox="244 857 1366 981"> <b>イ 実施期間に関する事項</b>  民間事業者の創意工夫を生かしたサービスの実施という観点を踏まえて期間を設定する必要がある。 </p> <p data-bbox="244 1037 794 1115"> <b>ウ 入札参加者に必要な資格に関する事項</b>  前項の課題 で前述したとおりである。 </p> <p data-bbox="244 1171 1366 1384"> <b>エ 入札参加者の募集に関する事項</b>  入札の方式（総合評価一般競争入札等）、官民競争入札の場合は官も参加することとその方法を明記する。実施要項の配布や、入札説明会等の開催、質問事項の提出と回答方法、入札書等の提出手順や記載内容等を明示する（入札説明書を作成していれば、それによることがも可能）。 </p> <p data-bbox="244 1440 1366 1697"> <b>オ 実施者を決定するための評価基準、その他実施者の決定に関する事項</b>  加算方式か除算方式かを明示し、またそれぞれの評価項目とその配点等を示した上で、価格点も含めた得点の算出方法を明示する。その上でどのような条件を満たしたものが落札者として決定されるかを記載する。  官民競争入札の場合は、官か民かの決定方法についても明記する。  また、決定後の引継ぎや契約方法等も明記する。 </p> <p data-bbox="244 1753 1366 1877"> <b>カ 情報隔壁に関する事項（官民競争入札の場合）</b>  入札参加部署並びに入札執行部署を明示し、相互の情報交換の禁止を定める。また違反が発覚した場合の措置（提案の無効等）も明記する。 </p> <p data-bbox="244 1933 1366 2004"> <b>キ 当該サービスの従来の実施状況に関する情報開示に関する事項</b>  業務の内容、業務フロー、要した経費、人員、施設や設備、事業実績や成果等を明示 </p>

する。

経費については、直接経費（直接人件費、消耗品費等の需用費）、間接経費（間接人件費、光熱水費等維持管理経費、備品の減価償却費、建物の減価償却費、退職手当引当金）ごとに算出し明示する。

ク 民間事業者が実施する場合に、使用させることができる公有財産に関する事業の実施場所や施設、備品等について明示する。

ケ 地方公共団体職員のうち、当該公共サービスの実施者が民間事業者になった場合、当該事業者に使用されサービスに従事することを希望する者の措置に関する事項(官民競争入札の場合)

雇用受け入れを求める職種や人数、処遇等をプライバシーに留意しつつ明示する。

コ 民間事業者が当該公共サービスを実施する場合に適用される法令の特例に関する事項

特定公共サービスの場合、戸籍法等の特例(法第34条)等が適用になる旨を明示する。

サ 民間事業者から地方公共団体の長への報告事項、秘密の適正な取扱いに必要な事項、その他講ずべき事項

報告事項としては、業務日報(処理件数等)や、SLA等に定められたモニタリング事項等を定める。

秘密の適正な取扱いについては法第54条の適用になる旨を明記する。その他、情報の適正な取扱いを定めた規定(個人情報保護条例やISO/IEC 17799等の取得)があればそれに従う旨を明記する。

シ 当該公共サービスにより第三者に損害を与えた場合の賠償に関し、民間事業者が負うべき責任に関する事項

委託者と受託者の役割分担やリスク分担(次頁課題 参照)を明示する。また、賠償責任の分担等を明記する。

ス その他必要な事項

一般的な契約に必要と考えられる契約変更や解除の要件、再委託に関する定め、契約方法や支払い方法を明記する必要がある。またモニタリングの実施に関する規定、業務不履行の場合の対応(履行責任の担保)等も必要かと思われる。また、契約期間が長期にわたることから、場合によっては官側にノウハウをフィードバックする方法(116頁課題 参照)を担保するための事項を明記することも検討に加える余地がある。

これらの内容は、ほぼそのまま契約書の骨子となる。落札者が決定した後、落札者の提案内容を加えた形で再編成し、落札者との協議の中で契約書を作成することとなる。



課題 民間事業者が実施者になった場合の官民のリスク分担

< 検討の内容・方向 >  
 考えられるリスクとしては、次のようなものが挙げられる。その他、それぞれの事業に固有のリスクを検討し、リスク分担を検討する。

図表 2 - 3 リスク分担表

リスク分類	リスクの内容	リスク分担	
		委託者 (官)	受託者 (民)
契約に伴うリスク	委託者の責に帰すべき事由によって契約締結ができないもの		
	受託者の責に帰すべき事由によって契約締結ができないもの		
	上記以外の事由によって契約締結ができないもの		
業務運営リスク	実施要項等の明確な誤りや不備によるもの		
	運営体制の不備によるもの		
	運営上の処分によるもの		
資金調達リスク	必要な事業運営資金の調達が確保できないもの		
第三者賠償リスク	委託者の行為によるもの		
	受託者の行為によるもの		
環境リスク	制度変更によるもの		
	物価変動		
	その他社会的情勢の変化によるもの		
債務不履行リスク	委託者の責に帰すべき事由によるもの		
	受託者の責に帰すべき事由によるもの		
	天災・戦乱等の不可抗力によるもの		
支払い遅延リスク	委託費の支払い遅延・支払い不能		
サービス利用者間におけるリスク	管理監督責任の不備によって発生したリスク (行政側からの求償権を明確にしておくことが必要)		
情報漏洩リスク	漏洩元が委託者の場合		
	漏洩元が受託者の場合		

注1 ……リスクを負うもの、 ……リスク分担について協議し、リスクを負うもの  
 2 特定公共サービスの場合、「資金調達リスク」の発生は考えにくい。

#### ア 国家賠償責任法の考え方

当該事業において第三者に損害を与えた場合(事業によるもの・公物管理の瑕疵によるものの両方)民間事業者が行政からの委託で業務を執り行っていた場合にあっては、第一義的責任としては行政が負わなければならない<sup>74</sup>。

また、民間の受託者に対して求償権を行使することはできるが、そのことは契約書において明確にしておかなければならない。特に発生が予想されるリスクに対しては、保険をかけさせるなどの措置も講じさせる必要がある。

#### イ 行政不服審査法・行政事件訴訟法の可能性

現段階では、市場化テストに係る民間事業者の業務部分は非権力的行為に限定されており、これらの法の対象にはあたらない。しかし、仮に今後同法による市場化テスト対象業務が拡充され、処分行為に相当する内容が付与された場合、民間事業者は「行政庁」に相当し、審査請求は民間事業者に対してなされることになってしまう。このような状況を避けるためにも、然るべき機関に審査請求できるように何らかの定めを設けるか、行政事件訴訟の場合は、同法第23条第1項(第38条での準用も含む)に規定された地方公共団体の申し立て(若しくは裁判所の職権)で訴訟に参加するなどの措置が必要であろう<sup>75</sup>。

#### 課題 契約の締結期間と契約期間の長期化に関する手だて

##### <検討の内容・方向>

契約期間が長期化することについては、メリットとデメリットの双方がある。

メリットとしては、長期的に安定した業務の履行によって、受託者のノウハウが蓄積され、結果的に業務品質の向上が望まれるということと、経費が単年度契約の委託に比べて相対的に安くなる傾向があるということの2点が挙げられる。

一方でデメリットとしては、民間事業者が長期に業務を履行した結果、官側のノウハウが失われたり、新たな参入事業者の参入が困難になったりすることが考えられる。前者については、たとえば官側との研修派遣等の形を取ることによってそのノウハウの交換と習得を図るなどの措置が考えられる。後者については、委託側である地方公共団体はモニタリングや報告等で常にその業務の改善内容とその成果を把握、分析すると同時に、実施者に対し、後述する危険性に対する担保も含めて独自のマニュアル作成等、事務引継ぎの体制を確保させる必要がある<sup>76</sup>。

<sup>74</sup> 国家賠償責任法第1条の公務員には、公務員法上の公務員だけではなく、職務としての公務(非権力的業務も含む)に就いていたならば身分上の私人であっても公務員と見なされる。また、同法第2条の公の施設の設置者は行政であり、たとえ管理が民間事業者であってもその責は行政が負う(内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革』(2006)・159頁)。これに対して、実施要項や契約書において前述のリスク分担を含めて、内部求償の規定を定めておくことが適当であるが、民間事業者はこの他に秘密保持義務やみなし公務員規定、監督規定、入札参加に当たったの欠格事由等、厳しい統制がなされていることから、過度の求償規定は民間事業者の事業参加意欲を減衰させる可能性があることに留意する必要がある。

<sup>75</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革』(2006)・157、158頁

<sup>76</sup> 事務の引継ぎについては、 - 4 を参照(134頁)。

課題 履行不能に陥った場合

< 検討の内容・方向 >

リスクの中で特に留意すべき事態が、受託した事業者の破綻（倒産等）により業務の履行不能が発生した場合である。行政の業務の場合、天災や戦災等に罹災して庁舎が失われるなど、業務の履行が不可能なことが明白な場合等を除けば、原則としてサービスは継続して実施されなければならないのが原則であり、サービスの提供者が誰であっても、契約の対象となったサービスそのものは最低限提供されなければならない。

これらのリスクを回避するためにも、少なくとも最低限のサービスが提供できる程度の体制とノウハウを官側に留保しておかなければならない。例えば住民票の写しの発行業務を民間委託した場合でも、当該地方公共団体の当該サービスすべてを委託するのではなく、支所は委託しても本庁はそのまま残し、万が一の場合は本庁から急きょ支所に職員を派遣して業務に当たらせることができる、といったようなバックアップ機能は残しておく必要がある。

## 落札者の決定まで（入札の実施）

1	実施要項の公表
---	---------

### (1) プロセス～実施要項の公表

地方公共団体において実施要項を決定したときは、遅滞なくこれを公表しなくてはならない。この公表に当たっては地方公共団体の財務及び会計規則等に基づいて公告、告示するとともに、インターネット等を活用し広く情報の開示に努めるべきである。（法第16条及び法第18条で準用する第9条）

なお実施要項の公表目的は広く一般の参加により競争を行わせることを通じて公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図り民間事業者等により良質な提案を促すものである。

### (2) 留意点

官民競争入札等は、実施要項を決定・公表し、広く一般の参加により競争を行わせることを通じて公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るものであるが、全く無制限に参加を求めたのでは、公共サービスの適正かつ確実な履行が確保されないこととなる懸念も払拭しきれない。

このため、法では官民競争入札等に参加するものの資格に関する事項について、すべての対象公共サービスに共通して必要な資格と、個々のサービスごとに実施要項で定める資格の両方を設定することとしており、さらに対象公共サービスごとに定める資格を法定する必要があるれば「法令の特例」において定めることとしている<sup>77</sup>。

<sup>77</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』（2006）・86頁。  
入札参加資格については、 - 4 - 課題 も参照（109頁）。

落札者の決定まで（入札の実施）

2	入札の公告 / 実施要項の配布及び説明会の開催等
---	--------------------------

(1) プロセス～入札の公告

公共サービスの受託者を決定するには、総合評価一般競争入札制度に基づき入札を実施する。（地方自治法施行令第167条の6及び第167条の10の2第5項）

入札の実施に際しては、法で特段の規定はないことから地方自治法第167条の6の規定に基づき地方公共団体の規則等の規定にしたがって公報等で公告することになるが、併せてインターネット等を活用し広く公表することが望ましい。

この場合、入札の実施手続及びスケジュールを具体的に明らかにし、できる限り創意工夫が発揮されるように配慮する必要がある。そのため入札書類の提出期限前に、入札に参加する者に対し実施要項についての質問の機会を与え、質問に対する回答及び関連情報は公表するなど、競争条件を損なうことのないよう公正に行うこととする。

なお、実施要項の配布方法及び説明会の開催、質疑事項の手続等の内容については入札の公告事項に明記することが望ましい。この場合実施要項の配布については配布場所及び期間等、説明会においては開催日時及び場所、現地見学の有無や参加手続の方法及び留意事項等、質疑事項においては受付期間や提出場所及び回答方法等を明記する。

(2) 留意点

入札参加資格について、全く無制限に参加を求めたのであれば公共サービスの適正かつ確実な履行が確保されないこととなる懸念がある。

このため、以下のような四層構造で入札参加資格<sup>78</sup>が設けられている。

- ・ すべての対象公共サービスに共通して入札に参加できない事項（欠格事由）（法第17条及び第19条で準用する第10条）
- ・ 地方自治法施行令（第167条の4第2項）の一般競争入札資格要件
- ・ 特定公共サービスごとの個別具体的な参加資格（例：法第5章第2節）
- ・ 個々の対象公共サービスごとに実施要項において定める入札参加資格（法第16条第2項第3号及び第18条第2項第3項）

したがって実施要項において定める入札参加資格は、対象公共サービスの具体的な内容等を踏まえ、追加的に設定する必要がある場合に個別具体的に設定される参加資格となる。当該参加資格については、知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎、その他必要な事項を考慮して、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならないとしている（法第16条第3項、第18条第3項）。

<sup>78</sup> 入札参加資格については、 - 4 - 課題 も参照（109頁）。

課題 入札公告の内容

< 検討の内容・方向 >

入札の実施の手続については、従来の総合評価一般競争入札を参考とする。

入札公告の記載項目としては、対象公共サービスの名称と委託・業務の仕様書等（あらかじめ公表された実施要項に定めたもの）、実施時期、予定価格、入札に参加できる者の資格要件、提出書類・提出方法、提出期間、参加資格の決定、質問の方法、入札方法、入札（改札時期）、入札保証金、その他必要な項目である。

なお、入札者にとってみれば誰が評価を行うのか、またどういった評価判断基準で落札者を決定するのかということは、透明性、中立性、信頼性の確保の観点からも必要となる。そのため、実施要項にはあらかじめ落札者を決定するための評価基準を定めることとなっているが、これを入札時に公表することは当然のことである。

これらを含め提供すべき項目についてのガイドラインを作成し、入札公告時に活用することが必要である。

落札者の決定まで（入札の実施）

3	入札と入札期限
---	---------

(1) プロセス～入札と入札期限

入札に参加する民間事業者は実施要項に従って、対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法並びに入札金額を記載した書類を、入札期限までに地方公共団体の長に提出することにより、申込みを行うこととしている。（法第17条及び第19条で準用する第11条第1項）

なお、官民競争入札の場合、入札に参加する地方公共団体の長は実施要項に従って、対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法及び人件費、物件費その他の対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類を入札期限までに作成し、その写しを民間事業者からの申込書類の写しと合わせて遅滞なく合議制機関に送付する（同項第2項及び第3項）。

(2) 留意点

対象公共サービスの情報を開示する地方公共団体側と情報を必要とする民間事業者とでは、必要と考える情報項目について認識のずれが生じている可能性も高い。また、対象公共サービスは多様であり、民間が必要とする情報も多種多様である。入札期間を通じて情報開示の要望を受け付けるものとし、情報の補足的な提供を積極的かつ適切に行っていくべきである。したがって、期間中に質問の手段を講じることは当然であるが、できる限り説明会の開催、現地見学会を開催することが望ましい。

入札期限の設定については民間事業者等により良質な提案を促すものであることから、できる限り創意工夫が発揮されるよう対象公共サービスの質や規模に応じて、入札書類の作成時間が十分確保されるよう配慮すべきである。

落札者の決定まで（入札の実施）

4	入札内容の審査及び落札者の決定 （合議制機関における検討・審議 / 内部の業者選定委員会等での検討）
---	---

(1) プロセス～入札内容の審査及び落札者の決定の手順

官民競争入札の場合、落札者の決定手続については、以下のとおりの手順となる。

地方公共団体の長は、評価基準に従い入札関係書類のすべての評価を行い<sup>79</sup>、その評価を合議制機関に提出する。

既にすべての民間事業者からの入札関係書類及び地方公共団体の長からの入札関係書類の写しの送付を受けている合議制機関は、当該書類を踏まえ、地方公共団体の長の評価について審議する。

地方公共団体の長は、その審議を経た評価の結果に従い、

- 1 地方公共団体の長が作成した入札関係書類の内容よりも有利な申込みをした民間事業者があった場合は、そのうち最も有利な申込みをした者を落札者として決定する。
- 2 地方公共団体の長が作成した入札関係書類の内容よりも有利な申込みをした民間事業者がなかった場合は、地方公共団体の長が対象公共サービスを実施することを決定する。

また、落札者決定のための評価について、合議制機関の議を経ることとしている理由は以下のとおりである<sup>80</sup>。

地方公共団体の長は、官民競争入札対象公共サービスの実施について、落札者決定後も引き続き行政責任を負うとともに、当該公共サービスの具体的な内容について知見を有することから、地方公共団体の長が落札者決定のための評価の案をまず作成することが適当であること。

官民間の透明・公正な競争を制度上担保することが必要不可欠であること。

このため落札者の決定に当たっては、中立・公正な立場から、合議制機関がすべての書類を確認できるようにした上で、地方公共団体の長が行う評価内容について審議を行い、監理機能を適切に果たすこととしている。

民間競争入札の場合は合議制機関の議は必要がなくなることから内部の業者選定委員会等で落札者を決定する。

民間競争入札において初回の入札で落札者が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを原則とする。地方公共団体自らが対象公共サービスを実施することなどの対応は、やむを得ない場合に限定し、その理由を公表するとともに合議制機関に報告することが望ましい<sup>81</sup>。

<sup>79</sup> 地方公共団体の長が行う評価に当たって、内部の業者選定委員会等を活用することも可能である。

<sup>80</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』（2006）・106頁

<sup>81</sup> 「公共サービス改革基本方針」を参考とした。



## (2) 留意点

現在の会計制度では、地方公共団体と民間企業では各々のルールに従って異なる基準でコスト計算を行っている。具体的には、地方公共団体では実際の現金を支出時点で費用認識する現金主義、民間企業では物やサービスの提供時点で費用を認識する発生主義（例えば退職給付費用等）と、それぞれ異なった考え方をとっている。

また、公共サービスの実施に伴う費用の計上範囲が異なっている。具体的には地方公共団体では公共サービスの実施に伴い直接把握できる費用（直接費）のみの計上範囲とするが、民間企業では公共サービスの実施に伴い、直接費のみならず、間接費（対象公共サービスの実施に伴い、間接的にしか把握できない総務部門等の他の部門で発生した費用）を含めた総費用を計上範囲としている点が異なる。

さらに、租税公課等のように、地方公共団体では負担しないが、民間企業では負担されている費用がある点でも異なる。以上のような相違があるために、入札額を単純に比較したのでは公平なコスト計算ができないといえる。したがって、入札額を評価するには、上記の相違について調整を行って均一な条件で競争が行えるように配慮する必要がある<sup>82</sup>。

### 課題 【民間委託先の選定方法の在り方】

#### 民間委託先の安定性の評価について

##### <検討の内容・方向>

民間事業者を落札者として決定する際には、契約期間中に民間事業者の破産や撤退、経営状況の悪化により対象公共サービスが適正に提供されなくなる事態を未然に防ぐ手立てを講じておかななくてはならない。

そのためにはまず、入札参加資格の審査の時点で、個々のサービスの内容を踏まえ必要な経理的基礎条件や技術的基礎条件を確認できるよう、実施要項作成の段階から参加資格の要件を整理しておくべきである。

なお、実際に民間事業者が、破産・撤退する事態、若しくは対象公共サービスを実施することができないことが明らかになったときには、地方公共団体の長は契約を解除することができる。この場合には、対象公共サービスを中断させず、適正かつ確実に実施されるように、新たな官民競争入札等の実施、あるいは地方公共団体が自ら公共サービスを実施するなどの仕組みを用意しておく必要がある。

<sup>82</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法入門編」・44頁

なお、国の官民競争入札等監理委員会から示された「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」では、「国庫において負担されないものであって調整項目に盛り込んだ場合には、国の行政機関等がサービスを実施する場合よりも民間事業者にサービスを委託する方がコスト高になる可能性があり、法が目的とする経費の削減にならない可能性があるものについては調整の対象としない。」という考え方が示されており、利潤を前提とする法人税・住民税及び事業税についても調整の対象としないとされている。

<p>課題 【民間委託先の選定方法の在り方】 民間の創意工夫を評価できる選定方法の採用について</p>
<p>&lt;検討の内容・方向&gt;</p> <p>公共サービスの価格のみならず、質の評価を行うため対象公共サービスの政策目的、内容、確保すべきサービスの質を前提に、各入札参加者が提供できる対象公共サービスの質を可能な限り公正・客観的に評価できる一連の評価項目を設定するとともに、必要性・重要性に応じて、評価項目ごとの得点配分その他判断基準を適切に設定することが必要である。なお、落札者として決定されるために満たすことが必須とされる評価項目を設ける場合は、入札への参加に当たって障害とならないように必要最小限のものとする。</p> <p>また、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を達成するため、入札に参加する者が創意工夫を最大限発揮することにつながるようなものとするよう留意をする必要がある。具体的には公共サービスの経費の削減により必要な質の低下を招くことを防止するため、対象公共サービスの内容等に応じて、質と価格の評価配点割合の在り方等について、除算方式、加算方式等の可否等を含め、多様な評価方法を検討することが求められる<sup>83</sup>。</p> <p>除算方式...サービスの質の得点(基礎点+加算点)を入札価格で除算した値をもって総合評価とする方式における基礎点と加算点の配分の見直し。</p> <p>加算方式...サービスの質の得点と価格の得点を加算した値をもって総合評価とする方式</p>

<p>課題 民間競争入札の場合における合議制機関の役割</p>
<p>&lt;検討の内容・方向&gt;</p> <p>官民競争入札の場合、落札者の決定に際して官も入札参加者であることから地方公共団体が行った評価をチェックするため合議制機関において審議するが、民間競争入札の場合には地方公共団体の評価をチェックする必要がないため、地方公共団体内部の業者選定委員会等で入札関係書類の評価を行い、落札者を決定する。</p> <p>しかし、合議制機関には透明性、中立性及び公平性を確保するという重要な役割を担っていることから民間競争入札の評価(業者選定)においても合議制機関を活用することが考えられる。この場合、条例で合議制機関の権能として民間競争入札の入札関係書類の評価に当たって合議制機関の議を経るよう規定する必要がある。</p> <p>さらに、官民競争入札を含めて地方公共団体の長が行う「評価」自体を条例で合議制機関の権能とすることも考えられる。</p>

<sup>83</sup> 官民競争入札等監理委員会「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針(実施要項に関する指針)」(2006.12)を参考とした。

落札者の決定まで（入札の実施）

5	落札者の公表
---	--------

(1) プロセス～落札者の公表

ア 民間落札者の公表

地方公共団体の長が民間事業者等の落札者を決定したときは、法の規定に基づき必要な事項を遅滞なく公表しなければならない。（法第17条及び第19条で準用する第13条第3項）

公表に当たっては、インターネットその他適当な方法により公表を実施する。

なお法に定められた公表事項は、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるものである。なお、落札者の申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるものは、国の場合を参考にすれば、入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要である（法施行令第6条第1項）。

イ 地方公共団体が実施者となった場合

地方公共団体が対象公共サービスの実施者と決定した場合については、決定した旨、その理由及び申込書類のうち規則で定めるものを公表しなければならない（法第17条及び第19条で準用する第13条第3項）。なお、地方公共団体の申込書類のうち規則で定めるものは、国の場合を参考にすれば、入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要及び実施に要する経費の金額である。（法施行令第6条第2項）

(2) 留意点

落札者の決定理由の公表に当たっては、入札に参加した者の対象公共サービスの質の評価結果、入札価格及び総合評価の結果等も含め、できるだけ詳しく公表し、入札の過程の透明性を確保するよう努めることとなる。

公表に当たっては、決定日から起算して何日以内に公表するかについて規則等で定めておくことが望ましい。

課題	落札結果の公表内容の検討
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>落札結果の公表内容については法で定めている事項の他、申込みの内容に関する事項については各地方公共団体が規則で定めることとなっている。このため、規則事項の検討に当たっては、入札の透明性、公平性を確保する観点から公表内容を定めるよう検討するべきである。</p> <p>具体的には、審査及び落札決定までの経過、審査基準及び評価点の算定方法、算定に当たっての評価項目及びその配点等について公表することが考えられる。</p> <p>加えて、落札できなかった者に対しては非選定理由をできる限り開示するべきである。</p>	

さらに、透明性、中立性、公平性の確保の観点から、落札できなかった応募者による不服申立て及び不服審査の手續とその効果について制度化しておくことも考えられる<sup>84</sup>。

課題 提出された入札関係書類の取扱い

< 検討の内容・方向 >

民間事業者から提出された書類については、その著作権はそれぞれの入札参加者に帰属するものと考えられる。

これらの書類には、公共サービスを実施する際の創意工夫や独自の手法が盛り込まれていることから秘密を保持する必要がある、原則的には提出された書類は非公開となることが想定される。ただし、合議制機関に対しては評価を目的として入札関係書類を送付することから、合議制機関の議事録等を公表する際には、一部非公開を含め、その取扱いについては留意する必要がある。

トピックス : 提出された入札関係書類の取り扱い～ P F I の場合

提出された入札関係書類については一般的には応募者に返却されないが、総合評価一般競争入札や公募プロポーザルによる契約の場合は提出された入札関係書類あるいは提案書には当該民間事業者のノウハウや創意工夫といった知的財産に関わる部分が含まれている。

そこで、落札者あるいは契約者として決定された者からの応募書類についての著作権は地方公共団体が持つこと、落札者決定後、あるいは契約締結者決定後は応募者や他の応募者が提出した入札関係書類に速やかに返却すること、を実施要項に掲載することにより民間事業者は安心して企業ノウハウや創意工夫を提案できるということも考えられる。

この点については、P F I の募集要項が参考となるので、神奈川県のパ F I 事業の当該部分を抜粋しておく。

海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業提案募集要項より（抜粋）

4) 応募に関する留意事項

(3) 提出書類の取扱い・著作権

著作権

県が提示する参考図書等の著作権は県及び設計者に帰属し、応募者の提出書類の著作権は応募者に帰属する。なお、本事業において公表する場合その他県が必要と認めるときには、県は提出書類の全部または一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の公表以外には使用せず、事業者選定後、返却する。ただし、県の記録の必要上、1部は返却しないものとする。

<sup>84</sup> 彩の国さいたま人づくり広域連合 自治人材開発センター『自治体版 市場化テスト（平成17年度行政課題研究報告書）』・116頁。

なお、公共契約の利害関係者が公共契約の締結過程の手續を争う「入札不服」の処理に関わる日本の状況等については、碓井光明著「公共契約法精義」446頁以降を参照されたい。この中で、いくつかの地方公共団体において既に取り組まれている「苦情処理手續」について、改善策を講じる必要性を指摘しつつも一定の役割を果たすものと指摘されている。

## 業務開始まで（落札者決定後の対応）

1	契約事項・内容の調整・合意（契約事項・内容の検討の再掲）
---	------------------------------

### (1) プロセス～契約事項・内容の調整と合意

契約書は、業務開始後において当該契約当事者を拘束するものであるから、どのような規定をおき、どのような合意をなすかについては、十分な検討が必要になる。

契約内容については、入札の実施に当たりあらかじめ事業者明らかにしておく必要があるため、そのほとんどの事項は、実施要項にも明記しておくことになる<sup>85</sup>。

したがって、落札者決定後に改めて調整、合意する部分はあまりないが、実施要項や仕様書にあらかじめ明らかにされた事項について、事業者との間に十分な理解と合意を形成しておく必要がある。さらに、事業者の提案を生かす余地がある業務の場合においては、落札者決定後に提案内容について詳細な調整が必要になると考えられる。

なお、契約書に規定すべき事項については、次のようなものが考えられる。

#### 一般的に規定すべき事項

- ・ 契約期間
- ・ 業務の内容
- ・ 業務の範囲
- ・ 事業準備（業務の実施に必要な人員の確保及び研修等、業務開始前の事業実施場所の視察等）
- ・ 再委託の禁止
- ・ 委託料の支払い方法・期日
- ・ 保険（業務の実施に当たり、事業者が付保しなければならない保険：損害保険等）
- ・ 管轄裁判所
- ・ 使用する用語（用語の定義）

#### 規定を検討すべき事項

- ・ 委託料の経理区分
- ・ 緊急時の対応（事故・自然災害等への対応）
- ・ 苦情への対応
- ・ 情報管理（秘密保持義務、個人情報保護に関する定め）
- ・ 物品類の使用、帰属（貸与物品の取扱い、業務に必要な物品の購入とその帰属）
- ・ 各種のリスク分担やリスクによる一部業務免除（物価や金利変動、委託料の支払い遅延による費用の負担、不可抗力による損害や費用の増加、制度変更によって生じた費用の増加等への対応等）
- ・ 第三者への損害に対する賠償、内部求償
- ・ モニタリングの実施に関する事項、改善勧告や委託料の減額に関する事項
- ・ 利用者からの意向調査（満足度調査）及びその費用
- ・ 加給や減額に関する事項（インセンティブの設定）
- ・ 実績書類や財務状況の報告
- ・ 契約の解除、それによる損害の負担

<sup>85</sup> - 5 参照（111頁）。

## (2) 留意点

リスク分担や債務不履行への対応、不法行為責任の担保に関する定め等については、事業者との間に十分な調整と合意がなされていないと、業務開始後において当該事案が発生した場合において、サービスの質の低下や事業者の意欲を削ぐ結果にもつながる可能性があるため注意が必要である。その上で、留意すべき点として次のことが考えられる。

### ア 地方公共団体が実施者となった場合の課題

地方公共団体の所管部門がサービスの実施者として決定された場合、発注者・受注者が同じ地方公共団体であるため、同一主体間での契約を観念することができない。しかし、提案内容・選定条件を遵守させるべきことは当然であることから、発注部門と選定された部門（所管部門）との間で提案書に基づき遵守すべき事項を明示した契約に代わる書類を作成し、長の決裁を得て、公表するなどにより対応することが考えられる。

### イ インセンティブあるいはペナルティの考え方

入札により、契約金額の総額が確定していることになるため、ペナルティに関する規定の考え方やインセンティブを設定した場合の支出科目等について併せて検討する必要がある<sup>86</sup>。

### ウ 契約期間の考え方

市場化テストにおける契約については、複数年契約の締結が想定されているが、予算単年度主義の下、契約期間と契約金額についてどのように取り扱うか検討しておかなくてはならない。例として、独立行政法人 雇用・能力開発機構が本制度を導入するに当たり平成18年12月に公表された「私のしごと館」における体験事業の実施業務について作成された事業委託契約書（案）を参考に検討する。

当該契約案では、契約金額の総額はもとより、各年度並びに各月の契約金額についても表に示している。その上で、総額及び各年度の契約金額一覧表の金額について見直しの必要が生じた場合は、両者協議により変更することを明示している。さらに、次条では、契約金額の変更について規定し、契約金額変更契約の様式を添付している。当該事例は、事業計画に基づき経費算定する事業であるから、実績による算定のための基礎数値が変動し毎年度の見直しが必要になるといった事情があるなど、このような契約内容の見直しに対する考え方が他の事務・事業すべてにあてはまるものではないが、複数年契約を締結するに当たっては各年度の経費や業務内容の見直しが可能となるような規定の仕方は参考になる。

ただし、債務負担行為は後年度の債務を負担する権能について議会で認められたに過ぎず、各年度の歳出予算まで認められたものではない。したがって、入札により落札者を決定している経緯から、債務負担行為の限度額との関係で契約金額の総額を明示することに支障はないと考えられるが、各年度の委託料の明示については、各年度の歳出予算の議決を待って年間に支払われる委託料の総額が確定されるものであることから、慎重に対応する必要がある。

<sup>86</sup> なお、地方公共団体が選定された場合については、153頁注110を参照されたい。

業務開始まで（落札者決定後の対応）

2	（特定6業務の場合）議会による議決
---	-------------------

(1) プロセス～特定6業務を実施する場合の議会による議決

特定6業務を実施する場合、法第34条第3項の規定に基づき、契約締結前にあらかじめ議会の議決を経なければならないこととされている。

法において特定6業務を民間事業者を実施させるに当たり、当該業務の適正な執行を担保するために必要な規定については、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による、改正後の「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」において、民営化後の郵便局に関し既に整備されており、法に規定する公共サービス実施民間事業者についても、同様とすることが適当と考えられる。このことから、法に改正後の「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」と同様の規定を設けているところである<sup>87</sup>（議会の議決については、同法第3条）。

したがって、議決の時期については、それに引き続いて契約の締結並びに事務引継等の期間が必要なことから、議会日程を念頭に準備を進める必要がある。

なお、議決事項については、法第34条第4項において、「契約を締結したときは、その旨、当該契約の相手方となる公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称、当該公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務の内容及びその期間を、遅滞なく、告示しなければならない。」とされていることから、これらの告示事項が対象になると考えられる。

(2) 留意点

ア 本規定の趣旨

法第34条第1項に規定する特定6業務については、（改正前の）「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により、従来から郵便局においても取り扱うことが可能とされていた。これは、当時、郵便局の職員は地方公務員と同等の服務上の規律を課されている国家公務員の身分を有する郵便局職員であったことから、秘密保持義務や公務員規定が適用されることにより、当該業務を実施する上での安全性の担保が図れるなど、公署の公務員による事務の実施と同等の組織的、人的、施設的な条件の整備が可能であったり、窓口での特定の事務について、例外的に地方公共団体の庁舎以外の場所において取り扱わせても差し支えないと考えられたことによるものである。

その後、郵便事業の民営化が決定されたが、例外的に民営化後の郵便局で引き続き、当該「特定の事務」を取り扱わせるため、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」を改正し、秘密保持義務やみなし公務員規定といった人的条件、庁舎整備等の施設条件等の規定の整備を行ったものである。

このように、郵便局に対しても、個別法を制定し、諸々の条件を課していること

<sup>87</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』（2006）・141頁

から、同様の事務を他の民間事業者に開放する場合には、これと同様の規定をおくべきと考えられ、法第34条第3項の規定が設けられたものである。

#### イ 議決事項について

法第34条第4項に規定する告示事項と（次項「契約の締結」において詳しく述べる）法第23条において準用する第20条第2項及び法施行令第7条に規定する公表事項が異なるために、議決事項をどのように考えるかが問題となる。

法第23条において準用する場合の公表事項は、「当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち規則で定めるもの」とされ、この規則で定めるものについては、法施行令第7条において、「官民競争入札に係る事項又は民間競争入札に係る事項、契約に係る落札者が行った申込みに係る事項、契約の相手方の住所、契約金額」となっている。これら公表事項のうち告示事項とされていない事項について議決事項とするかどうかについては、次のように考えることができる。

第一に、法第34条第4項では、「第23条において準用する第20条第2項の規定にかかわらず～告示しなければならない。」とされていることから、告示事項と公表事項については規定上明確に区別されていること。

第二に、公共サービス改革法における契約は、地方自治法第96条第1項第15号の規定により議決事件となるものであるから、議決事項については個別の法律の規定趣旨から判断されるべきものである。このような観点からみると、公表事項を議決事項とするのであれば、法の一連の基本的な手続規定の中で定めるべきであり、特定公共サービスについて定めた法第34条に規定するべきものとは思われないこと<sup>88</sup>。

第三に、先に述べたとおり、内閣府が作成する公共サービス改革法の逐条解説においても、特定6業務を郵便局において取り扱わせることとした制度<sup>89</sup>と同様の条件を規定することとしたとの見解が示されていること。

以上のことから、法第34条第3項に定める議決事項は、当該特定公共サービスにかかる特別の議決を求めるものであると考えられ、告示事項以外の事項について議決すべき必要性はないものと考えられる。

ただし、告示と契約を締結したときに公表すべき事項の公表時期は、ともに契約締結後遅滞なくとされていることから、議決事件ではなくとも議決事項を諮る際に議会への説明をすることについて考慮の必要がある。

<sup>88</sup> したがって、特定公共サービスに関わる契約が議会の議決事項となるのは、いわゆる窓口6業務に限定されたものであり、今後、特定公共サービスが追加される場合には法第34条第1項に追加されるものではなく、別に条を起こして追加されるものと考えている。この場合、将来的には、特定公共サービスに関わる契約について議会の議決が必要なものとそうでないものが混在することになる。

<sup>89</sup> 郵政公社との規約の協議が議決事項とされている。



課題 議決の時期

< 検討の内容・方向 >

議決の時期については、契約締結前に議決を経ておく必要があること、また、業務開始に当たり、事務の引継ぎ等の期間が必要なことから、議決後の作業に十分な期間が確保できるよう、委託先の選定作業と並行して、議案の提出準備を進める必要がある。

事務引継ぎに数ヶ月必要とすれば、業務開始時期の2つ前の議会(たとえば、4月を業務開始とした場合、12月議会)に提案するようなスケジュールで進めることが考えられる。

< 参考 > 議案のイメージ

〔議案名〕

市の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する特定公共サービスを (公共サービス実施民間事業者) において実施する業務委託契約の締結について

〔提案理由〕

市の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する特定公共サービスを (公共サービス実施民間事業者) において実施させるため、と業務委託契約を締結するもの

〔議決事項〕

契約の内容 (下線は、法に定める告示事項。それ以下は、任意事項。)

公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称

委託する業務の内容

委託期間

サービス提供の方法

経費負担

サービス提供時間

サービス提供を行わない日

連絡体制

業務開始まで（落札者決定後の対応）

3	契約の締結
---	-------

(1) プロセス～契約の締結と公表

契約事項・内容の調整・合意が整い、法第34条第3項に定める議会の議決を得た後、落札者と契約を締結する。契約締結後は、遅滞なく、契約を締結したときに公表すべき事項を公表し（法第23条において準用する第20条第2項及び法施行令第7条）告示しなければならない（法第34条第4項）こととされていることから、速やかに公表及び告示を実施する。

なお、地方公共団体が実施者となった場合については、公表、告示とも行わないこととなる。

ア 契約内容の公表（法第23条において準用する第20条第2項）

(ア) 公表事項

- ・ 当該契約の相手方の氏名又は名称
- ・ 官民競争入札にかかる事項又は民間競争入札に係る事項

〔官民競争入札の場合〕

地方公共団体官民競争入札対象公共サービス（以下、「自治体官民競争入札対象サービス」という）の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき自治体官民競争入札対象サービスの質に関する事項（法第16条第2項第1号）

自治体官民競争入札対象サービスの実施期間に関する事項（法第16条第2項第2号）

公共サービス実施民間事業者が、自治体官民競争入札対象サービスを実施するに当たり、地方公共団体の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の自治体官民競争入札対象サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第23条において準用する第20条第1項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第16条第2項第11号）

公共サービス実施民間事業者が自治体官民競争入札対象サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第23条において準用する第20条第1項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が追うべき責任（国家賠償法の規定により地方公共団体が当該損害の賠償の責に任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。第18条第2項第10号において同じ。）に関する事項（法第16条第2項第12号）

〔民間競争入札の場合〕

上記官民競争入札対象の場合に掲げる事項で、「官民競争入札」を「民間競争入札」に読み替えを行えば、あとは同内容である。

（法第18条第2項第1号）

（法第18条第2項第2号）

（法第18条第2項第9号）

（法第18条第2項第10号）

- ・ 契約に係る落札者が行った申込みに係る事項のうち、官民（民間含む）競争入札対象サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民（民間含む）競争入札対象サービスの具体的な実施体制及び実施方法。
- ・ 契約の相手方の住所（法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 契約金額

(イ) 公表方法

法には、特に公表方法を定めていないことから、インターネット及びその他適当な方法により実施する。

イ 告示について（法第34条第4項）

(ア) 告示事項

- ・ 契約を締結した旨
- ・ 当該契約の相手方となる公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称
- ・ 当該公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務の内容
- ・ 実施期間

(イ) 告示方法

法には、特に告示方法を定めていないが、法務省民事局長から法務局長及び地方法務局長あてに、公共サービス改革法における戸籍事務の取扱いについて通知が発出されており、これによれば、「庁舎への掲示や地方公共団体の公報への登載等の方法により告示しなければならない。<sup>90</sup>」ものとされている。

---

<sup>90</sup> 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて」（平成18年11月9日付け法務省民一第2562号）

業務開始まで（落札者決定後の対応）

4	事務の引継ぎ
---	--------

(1) プロセス～事務の引継ぎの実施

事業移管までの間、又は業務の開始と並行して当該業務の事務を引き継ぐことになる。

委託に当たり、行政職員が直接当該業務に従事する機会は減少するとしても、委託後も行政の事務であることには変わりないことから、当該業務につき引き続き指導監督を実施しなければならない。また、円滑な事務の引継ぎにも資することも踏まえて、事務の引継ぎまでに当該業務内容についてマニュアル化するなど、業務のノウハウを把握できる方法を講じておくことが必要である。

(2) 留意点

部分的な委託であるのか、全面的な委託であるのか、当該業務の委託の範囲により引継ぎにかかる時間や内容が異なることが想定される。

全面的な委託の実施により、行政から当該業務に関するノウハウが失われることにより、業務そのものに対する指導監督機能の喪失や、緊急時のバックアップ体制の欠如といった事態にならないよう、ノウハウ維持のための方策を講じておく必要があると考えられる<sup>91</sup>。

一方で、当該業務に関する定型的事項として義務的に引き継ぐべき内容と、これまでの事業の実施者として開発したノウハウの内容について、考え方を整理し、委託先事業者の営業努力を損なわないようにする考慮も必要である。

課題	事務引継ぎの時期及び期間
<p>&lt;検討の内容・方向&gt;</p> <p>業務の委託範囲によっても異なるが、事務引継ぎは、基本的には業務開始までに完了しておくことになる。ただし、部分的な委託であれば、一部とはいえ、引き続き当該業務に従事する職員が残ることから業務開始後も並行して引継ぎを継続するということが可能であり、事前の引継ぎにあまり長い時間を想定しないことも考えられる。</p> <p>また、事業を全面的に委託した場合、実務面では完全に行政の手を離れてしまうため、人事配置の面からも業務開始後の対応は困難と考えられ、引継ぎには十分な時間をとる必要があると考えられる。</p> <p>なお、期間の見込みは、委託する業務内容や規模によっても異なるが、2～3ヶ月は確保しておくことが望ましいであろう。</p>	

<sup>91</sup> - 5 - 課題、も参照（116、117頁）

課題	具体的な引継ぎ方法及び引き継ぐべき内容
<検討の内容・方向>	<p>具体的な引継ぎ方法としては次のようなものが考えられる。</p> <p>業務実施手順等定型的事項について、マニュアル化されていれば、当該マニュアルの引渡し</p> <p>業務開始までの一定期間、委託先事業者の社員を事業担当課に受け入れ、実際の業務について説明</p> <p>引継ぎ事項としては、次のようなものが考えられる。</p> <p>業務実施手順や手法、運営上の留意点等、公共サービスの質の維持に欠かせない定型的事項</p> <p>個人情報を取り扱う業務、秘密保持義務等、業務実施において特別に留意すべき点がある場合、その内容</p> <p>業務実施後の引継ぎ事項についても、考え方を整理しておく必要がある。これについては、公共サービスの質の維持に欠かせない定型的事項として行政へ引継がなければならない部分と、委託先事業者が固有に所有するノウハウとして保護する部分の仕分けを行うことが考えられる。</p>

課題	委託先事業者の事業継続が困難になった場合に備えたバックアップ体制の必要性とその方法
<検討の内容・方向>	<p>委託先事業者の経営破綻等、事業継続が困難になる可能性や、次回の委託等に事業者が変更する場合も念頭に置き、人員の確保の方法や、事業実施のためのノウハウの維持、整備等、バックアップ体制の検討をしておくことも必要と考えられる。</p>

課題	(民間に委託した事業について)官としてノウハウ継続のための具体策
<検討の内容・方向>	<p>委託業務の内容がブラックボックス化し、委託先を管理監督するために必要なノウハウが行政から失われることへの対策を講じておく必要があり、次のような方法が考えられる。</p> <p>委託までの当該業務のマニュアル化や事例等のデータベース化等を行い、情報の共有化を図っておくことが考えられる。</p> <p>行政職員に対して、当該業務に関する研修等を行うなどの方法により、ノウハウの保存を図ることが考えられる。</p> <p>長期契約化した場合、蓄積されたノウハウ等の面で、次回の入札において新たな参入に</p>

に向けた準備作業が困難となるおそれがあることから、既存事業者と新規事業者との競争性の確保を図るなどの配慮も必要と考えられる。

その際の留意点は次のとおりである。

委託契約等において、業務実施手順や手法、運営上の留意点等、公共サービスの質の維持に欠かせない定型的事項についてマニュアル化すること。

実施期間終了時における行政への業務の引継ぎを義務化すること。

行政は、引き継がれた内容を募集要項等に盛り込むなど、業務実施において必要な事項について明らかにすることで、既存事業者と新規事業者との競争性の確保を図ること。

## 事業の実施から（事後の対応）

1	民が落札した場合：業務移管・業務開始 官が落札した場合：業務開始（業務継続）
---	---

### (1) プロセス

#### ア 民が落札した場合（法第23条で準用する第20条）

法第23条で準用する第20条の規定により、実施要項及び落札した民間事業者が提出した申込の内容にしたがって官民競争入札等の対象となった特定公共サービスの実施に関する契約書を締結し、この契約書及び契約書の附属書類としての仕様書等に基づき地方公共団体は業務の移管を行い、法第24条に規定されているとおり契約に基づき民間事業者は自らの判断で特定公共サービス業務を実施していく。

#### イ 官が落札した場合（法第36条）

官民競争入札の結果、官が特定公共サービスの実施者として決定した場合には、その決定の根拠となった提案書に基づき、業務を継続して実施していく。

### (2) 留意点

#### ア 契約の性格

民が落札した場合に民間事業者と地方公共団体が締結する契約は、一般には準委任（民法第656条）と請負の性質を有する無名契約とされる「委託契約」と考えられるが、これに限定される趣旨ではなく請負や準委任といった委託契約以外の契約とすることもできることとされている<sup>92</sup>。

また、実際の運用に当たって、特定公共サービスに附帯してその他のサービスや業務の委託、請負等も可能とされており、その場合は当該契約との混合契約や複合契約とすることも可能となっている<sup>93</sup>。

ただし、法が想定しているのは、法律によって公務員に限定されている特定公共サービスの担い手を法に当該法律の特例（民間事業者も担い手となるようにすること）を設けることによって、官民競争入札等を実施して公共サービスの実施について民間の創意工夫を反映させる<sup>94</sup>ことである。この基本は「委託契約」に基づく業務委託であり、民間事業者の創意工夫が反映されない労働者派遣法に基づく労働者派遣等は想定していない<sup>95</sup>とされている。

<sup>92</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』（2006）・118頁

<sup>93</sup> 同上

<sup>94</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「地方公共団体における官民競争入札等について」・4頁

<sup>95</sup> 法で規定した特定公共サービスについては実施するか否かは地方公共団体の判断であるが、実施する場合にはこの法律によらなければならないことから、平成18年度の地方公共団体からの意見聴取に係る内閣府及び厚生労働省の回答にもあるように、企業ノウハウが発揮される業務委託と労働者個人の能力発揮が前提となる労働者派遣の違いからみて労働者派遣はできないものと、本研究チームでは考えた。こうした考え方については、「委託契約と派遣契約の混合契約が認められないという趣旨であり、…官民競争入札等で労働者派遣契約を利用できない趣旨ではないと解すべきである。…、法の本質は…適切な競争原理を導入することにより公共サービスを改革することにあり、契約形態の議論とは直接には関係しないはずだからである。」（市場化テスト推進協議会編『市場化テスト』（2007）・114頁注69参照）という意見がある。

なお、こうした契約形態の議論とは別に、法が規定した「特定窓口6業務」に関しては現在もいくつかの地方公共団体において労働者派遣法に基づく派遣や人材派遣会社等への業務委託の例もあるよう

## イ 官の提案書の法的性格

官民競争入札における官の提案書は、民間事業者が作成する入札書に代わるもので、法第17条で準用する第11条第2項に規定された事項が記載された書類であるが、地方自治法との関係では総合評価による落札者決定の基準の一部に該当するものとされており<sup>96</sup>、官の提案書の内容より優れた民間事業者からの申込みがなかった場合には、官がその提案内容の実現義務を負うものである。その意味において民間事業者の入札書と同様の性格を持っていると考えられることから、その提案書については地方自治法施行令第167条の8第2項に規定されているように書換え、引換え又は撤回できないと解すべきである。

### 課題 業務委託と労働者供給及び労働者派遣との違い

#### < 検討の内容・方向 >

留意事項アで記載したように、官民競争入札等の結果民間事業者と取り交わす契約の性格は基本的には業務の「委託契約」を想定している。

したがって、委託を受けた民間事業者は、自らの創意と工夫により委託を受けた業務を遂行することになり、地方公共団体は実際に業務に当たる労働者との関係において指揮命令はできないと考えられる。

一方、これとよく似た制度に職業安定法第45条の規定に基づく「労働者供給」と労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)第2条第1項に基づく「労働者派遣」がある。この両者とも、地方公共団体の指揮命令に入る点で「業務委託」と異なるものである。

この三者を法との関係でみると、本文に記載したように、法律によって公務員に限定されている特定公共サービスの担い手を法に法律の特例(民間事業者も担い手となれるようにすること)を設けることによって、官民競争入札等を実施して公共サービスの実施について民間の創意工夫を反映させることを想定しており、また、こうした法律の特例なしに実際に従事する民間事業者から供給あるいは派遣された労働者を公務に従事させることは(地方公共団体に採用された職員(地方公務員)でないことから)任用制度との関係で十分な検討が必要である。

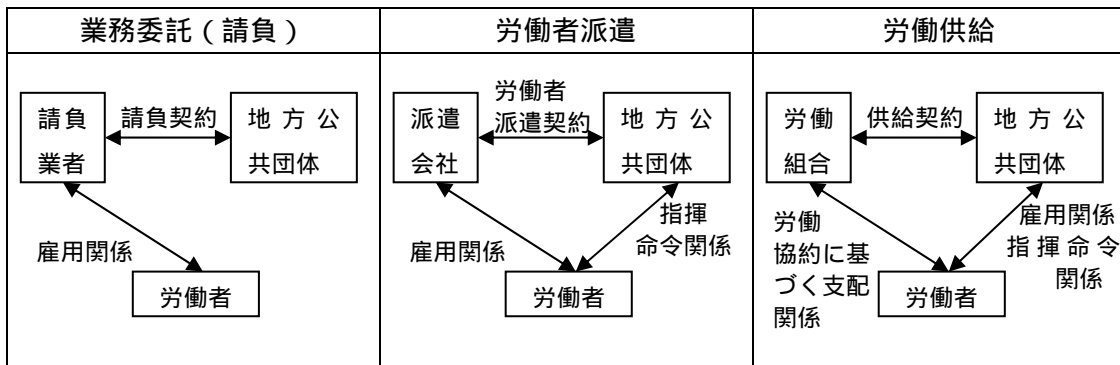
そこで、この3者を整理する<sup>97</sup>と、次の図のようになる。

であるが、後者の場合には実際の労働者との関係において「偽装請負」の指摘を受ける可能性があることに留意する必要がある。「特定公共サービス」はこれまで公務員でなければできなかった業務を法の特例により民間事業者が行うことを可能にしたものであることを考えると、これまで地方公共団体独自の判断で可能としていたものが、法の成立によって法の手続によらなければならないという状況が生じているということで早急な検討が必要である。

<sup>96</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「地方公共団体における官民競争入札等について」・8頁



図表 2 - 4 業務委託と労働者供給及び労働者派遣との違い



項目	業務委託 (請負)	労働者派遣	労働供給
根拠法	地方自治法234条 (契約の締結) 民法632条 (請負) 及び656条 (準委任) 職業安定法施行規則第4条	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (労働者派遣法)	職業安定法第45条
指揮命令	ある業務の執行・完成を約することを契約し、当該業務に従事する労働者を注文主の指揮命令下におくことはない。	派遣先である地方公共団体が派遣労働者を指揮命令し労働に従事させる。	派遣先である地方公共団体が派遣労働者を指揮命令し労働に従事させる。
危険負担	一般的には、業務執行や業務の完成に至る様々な危険負担を請負業者が負担するが、契約に基づき双方で分担することも可能	一般的には、業務執行や業務の完成に至る様々な危険負担を地方公共団体が負担	一般的には、業務執行や業務の完成に至る様々な危険負担を地方公共団体が負担
経費負担	基本的に地方公共団体から支払われる経費により賄われるが、業務執行に係る様々な経費負担は、契約によってこれらの経費も含めて業務委託することが可能	労働の対価は労働派遣契約により地方公共団体から支払われる経費により賄われるが、業務執行に係る様々な経費負担は、派遣先である地方公共団体が負担	労働の対価は供給契約により地方公共団体から支払われる経費により賄われるが、業務執行に係る様々な経費負担は、派遣先である地方公共団体が負担
民間ノウハウの発揮	民間のノウハウを活用することが可能とされている。	派遣先が指揮命令を行うことから、業務の執行方法等について派遣先の意向を反映させやすい一方、派遣先が業務執行等に対して十分な知識を有していることが前提で、ノウハウの活用の余地は少ないとされている。	派遣先が指揮命令を行うことから、業務の執行方法等について派遣先の意向を反映させやすい一方、派遣先が業務執行等に対して十分な知識を有していることが前提で、ノウハウの活用の余地は少ないとされている。

<sup>97</sup> 地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会「中間論点整理」(2006)参考例7等から研究チームにおいて作成

課題 官の提案書の提案内容の担保

< 検討の内容・方向 >

留意事項イで記載したように、官の提案書の内容より優れた民間事業者からの申込みがなかった場合には、官がその提案内容の実現義務を負うものである。加えて、官の提案内容は、法第17条で準用する第13条第3項及び法施行令第6条第2項に基づき入札の対象となった特定公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要、並びに実施のための人件費、物件費その他の経費金額が公表されることから、法では地方公共団体の特定公共サービスの実施状況の評価については規定がないものの、特定公共サービスの実施者として住民に対して提案書どおりに業務が実施されたかどうかの説明責任がある。

ここで問題となるのは、特定公共サービスを実施することになるセクションは、事業実施の前提となる予算や人事の権限を持っていないことであり、庁内的には配当された予算と配置された人員により事業を執行しなければならないということである。こうした問題に対して、現行制度上では対象となった特定公共サービスを企業会計とし、人員、予算を独立させることも考えられるが、そこまでしなくとも次のような対応を取ることで提案内容の実現を図ることが必要と考えられる。

官民競争入札の対象となる特定公共サービスを所管するセクションが提案書を作成する段階で、入札担当セクションとの情報の遮断を確保しつつ、予算、人事担当セクションと事業費、実施体制について十分な調整を図ること

なお、提案書と異なった予算、人員配置がされた場合に、提案書の内容の実現が困難と判断された場合には、速やかに是正措置が図られるような体制を整える<sup>98</sup>必要がある。

官がサービスの実施者となった場合に、調整を図った上で作成された提案書どおりの事業費、人員配置がされるよう予算、人事担当セクションは留意すること

特定公共サービス担当セクションは、事業費の執行については公会計としての執行管理の他に企業会計としての執行監理を行い、その結果を常に公表できるようにしておくこと

なお、官が提案書に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又は実施することができないことが明らかになった時には、法に特段の規定は置かれていないものの、民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できなかったときとのバランスを確保する必要がある。

国では基本方針の毎年度の見直しに当たり、新たに対象公共サービスにつき、民間競争入札を実施することなどを決定することなど、公正な対応を図る必要があり、この点については地方公共団体における官民競争入札の対象公共サービスの実施についても、同様とされている<sup>99</sup>。このことから、地方公共団体は、年度途中で実施方針を見直し、実施要項を定めて民間競争入札を実施することになる。もし、このような対応を採らず、提案内容どおりの事業実績が確保できなかったことが明らかとなった場合には、住民から「住民監査請求」を受ける可能性があるとともに、落選した民間事業者からは苦情や民法上の損害賠償を求められる可能性があることにも留意する必要がある。

<sup>98</sup> これについては、地方公共団体に設置される合議制機関を活用するという考え方もある。

<sup>99</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法 入門編」・48頁

## 事業の実施から（事後の対応）

2	モニタリング
---	--------

### (1) プロセス

モニタリングとは、官民競争入札等の手続を通じて決定した特定公共サービスの実施者（「官」が実施者となる場合もある。）に対して、特定公共サービスの履行に関して、約定に従い（「官」が実施者となった場合には、「提案書」がこれに代わる。）適正かつ確実な特定公共サービスの提供がなされているかを確認する重要なプロセスであり、提供される特定公共サービスの水準を監視し、測定し、評価する行為である。

このモニタリングについては、先行するPFIや指定管理者制度について国の指針や民間研究機関<sup>100</sup>からの提言がなされており、これらを参考にしつつ、市場化する特定公共サービスの特殊性に応じてモニタリングの仕組みを整理することが必要である。理念的は次のような流れで整理でき、それを図表2-5に示す。

#### <モニタリングの流れ<sup>101</sup>>

モニタリングの対象となる特定公共サービスの業務内容や要求水準、モニタリング手法、モニタリングの対象となるデータの収集方法等を、実施方針や実施要項の検討と合わせて検討し、実施要項の中に規定し、公表する。

なお、図ではモニタリングの中に「日報等による自己評価」を入れている。これは、行政が直接日々の業務を監督するのではなく、特定公共サービス実施者が自らサービスの提供状況、業務の実施状況をモニタリングすることにより、業務の改善につなげる「セルフモニタリング」の考え方が重要であるとの考えによるものである。このセルフモニタリングの考え方を官民競争入札の段階で提案を求めるということも考えられる。

落札者決定後、締結する契約の中でモニタリングの詳細について規定し、合意する。（(2)-ア参照）

合意したモニタリングの内容に従い、行政が特定サービスの履行状況についてモニタリングする。

モニタリングの結果、要求水準どおりの履行がされていないことが明らかになった場合には、期間を設けて改善の勧告、指示（法第27条の指示の場合は合議制機関への通知を行う。）を行い、改善を促す。

この場合、改善が確認されるまで支払いを留保することも考えられる。

随時のモニタリングを行って、改善の勧告、指示の達成状況を確認する達成されていない場合には、契約の中で定めた方法により減額等の措置を行うケースも考えられる。

上記 から のモニタリングの結果については、公表する。

モニタリングの結果、サービスに係る要求水準の未達成に合理的な理由があると判断された場合には契約の変更（仕様書の変更）の措置を行い、そうでない場合に

<sup>100</sup> 国の指針としてはPFIに関して平成15年6月23日に「民間資金等活用事業推進委員会」から出された「モニタリングに関するガイドライン」があり、民間からの提言としては指定管理者制度に関して平成18年9月8日に(株)三菱総合研究所が事務局を務める「パブリックビジネス研究会」から出された第三次提言の中の「自治体が行うべきモニタリング項目と実施方法～公民の協力による、よりよい施設運営を目指して～」があるので、参考とされたい。

<sup>101</sup> 地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会「中間論点整理」（2006）参考例20を参考とした。

は、業務停止や契約の取消等の措置を行う。

また、モニタリングの結果、サービス水準の向上等がみられた場合には、インセンティブ等の措置をとるとともに、次年度の要求水準の見直しに反映させるなどの措置が考えられる。

## (2) 留意点

### ア 法第28条で準用する法第26条（報告の徴収等）及び第27条（地方公共団体の長の指示等）とモニタリング

法では、特定公共サービス実施民間事業者に対して法第26条の規定に基づき必要な報告の徴収、事務所への立入、帳簿その他の書類委の検査、関係者への質問すること、法第27条の規定に基づき必要な措置をとるべきことを指示することができることになっているが、いずれの場合も「特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるとき」に可能とされている。この「必要があると認める」ための任意の手続が「モニタリング」である。したがって、モニタリングは、法第26条及び法第27条の発動要件を確認するという性格と日々の業務の執行状況を確認し業務の改善につなげていくという2つの性格を持っていることに留意する必要がある。また、モニタリングに当たっては、あらかじめその前提となるサービス水準や委託料の支払い条件をSLAで合意しておくことが重要<sup>102</sup>である。

また、モニタリングに当たっては、特定公共サービスの質の向上や効率化等を推進する重要な要因を分析し、その重要要因を監理する（目標の設定及び達成状況の測定）のための指標であるKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicators）の考え方も重要<sup>103</sup>と考えられる。

### イ サービス提供の継続性の確保

モニタリングはサービスの実施状況を確認する方法であり、対象業務に限定して行われるものである。一方、特定公共サービスは、それを利用するあるいはサービスの提供を受ける相手方がいることから、サービス提供の停滞や停止は基本的には許される性格のものではない。特に特定公共サービス実施民間事業者の倒産リスク等の発生による業務の停滞等を回避する観点から、業務のモニタリングとは別の財務状況のモニタリングの方法を契約書に義務付けておく必要がある。

### ウ 合議制機関の役割

業務モニタリング及び財務状況のモニタリングについては、専門的な見地からの評価を伴うことが想定されることから、合議制機関を有効に活用することも必要と考えられる。

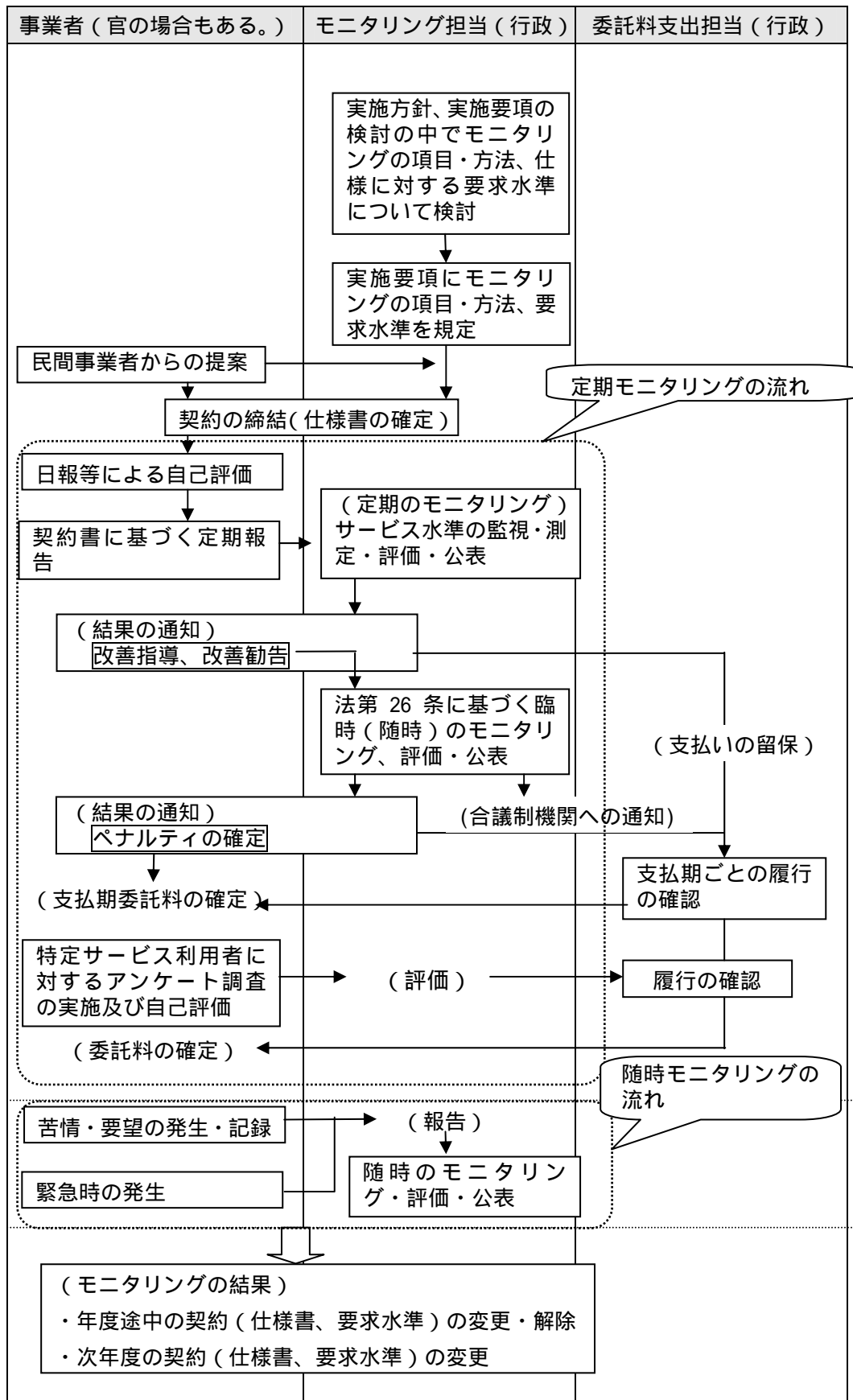
### エ 官が実施者となった場合のモニタリング

要求水準確保の観点から、体制を整えその結果を公表する必要がある。

<sup>102</sup> 地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会「中間論点整理」(2006)・29頁

<sup>103</sup> 同・30頁

図表 2 - 5 モニタリングの流れ



課題 【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】

サービス水準や委託料の支払いの条件の合意（SLAの導入）

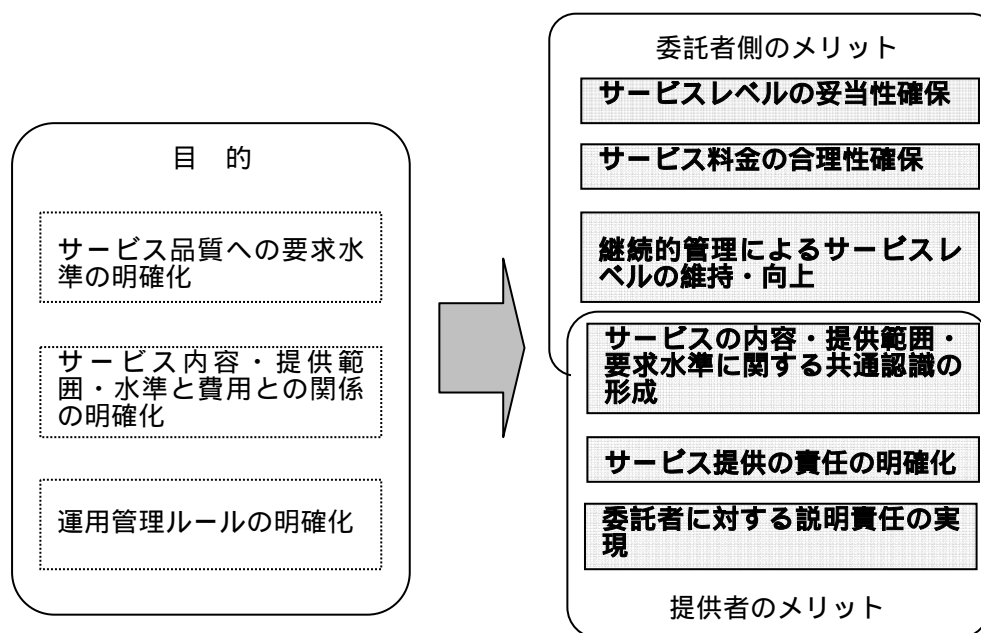
<検討の内容・方向>

ア SLAとは

サービス（役務の提供等）は製品に比べて内容が分かりづらく、サービスの提供者と委託者の間でサービスの提供結果について認識の違いが生じることが想定される。そこで、提供されるサービスの内容と範囲、質に対する要求水準を明確にして、（それが達成されなかった場合の措置）を含めて、契約書の一部又は独立文書として合意しておくことがSLAである。これによって、委託者にとっては支払いの対価としてどのようなサービスがどれだけ提供されるのかが事前に明らかになり、サービスとコストのバランスを考慮して適切なサービスの選択が可能になる一方、サービスの提供者にとっては委託者とのサービスの提供に係る認識の違いから発生する新たな対応を予防でき、コストを明確にすることができる（図表2-6参照）。そして、合意したSLAに基づいてサービスの提供状況を管理し、継続的なサービスの向上を図ろうという考え方がSLMである。

このSLA・SLMについては、経済産業省から「情報システムに係る政府調達へのSLAガイドライン」が出されており、以下「ガイドライン」の内容を概括する。

図2-6 SLAの目的と委託者・提供者のメリット



イ 契約とSLAの関係

SLAに記載するサービスの項目には、目標保証型（取り決めたサービスレベルを保証する義務を負う）と、努力目標型（取り決めたサービスレベルが努力目標にとどまる）の2種類があり、サービスレベルの項目ごとに、目標保証型であるか努力目標型であるかが決められる。SLAに記載されるサービスレベルの項目は、すべてが目標保証型若

しくは努力目標型である場合、目標保証型と努力目標型の両方が含まれる場合があり、それぞれに次表のようなメリットとデメリットがあるとされている。このSLAは、契約書の附属書類として添付される仕様書の中に記述されるのが一般的とされている。

図表 2 - 7 委託者からみた選択の視点

	メリット	デメリット
目標保証型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託者と提供者の間で目標 / 評価指標が明確になる</li> <li>・責任とその代償を明確にすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値が硬直的になり、サービスレベルの見直しが困難である</li> <li>・提供者が、適用範囲を制限する、あるいは、リスク回避のために過剰なリソースを前提とした価格を提示するため、契約金額が高騰する</li> </ul>
努力目標型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託者と提供者の間で目標 / 評価指標が明確になる</li> <li>・弾力的な運用が可能である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値の達成が法的には保証されない（改善努力の意識は維持可能）</li> </ul>

#### ウ SLAの構成

ガイドラインでは、一般的にSLAは図表 2 - 8の項目と内容で構成されている。

図表 2 - 8 SLAの構成

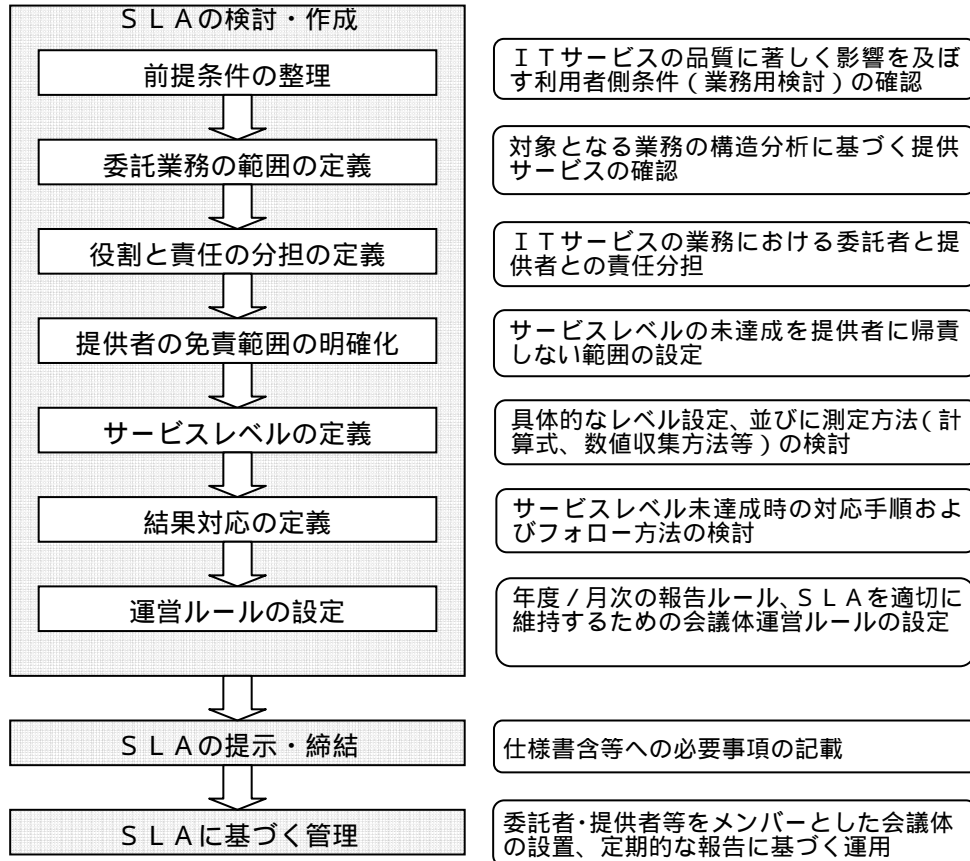
項目	作業内容
前提条件	サービスレベルに影響を及ぼす業務量、端末数、拠点数等の前提条件を明確にする。
委託業務の範囲	外部委託する業務の分析を行い、具体的にどのような業務を委託するかを整理する。
役割と責任の分担	サービスを構成する個々の業務プロセスに関して、委託者と提供者のどちらがどのような役割を果たし、その実施に対して責任を持つかを明確化した表を作成する。
サービスレベルの評価項目	サービス管理の対象となるサービスを決定し、サービスの水準を評価するための客観的で測定可能なサービスレベル評価項目と要求水準を設定する。数値や算定式等を用いた評価項目の定量的な測定方法を定義する。
結果対応	サービスレベルが達成されなかった場合の委託者、提供者それぞれの具体的な対応方法を設定する。
運営ルール	年度、月次の報告ルール、SLAを適切に維持するための会議体運営のルールを設定する。

SLA締結に必要な前提条件、委託業務の範囲、役割と責任の分担については、契約書の内容を補完する事項がある場合にのみ、SLAに記載する。

## エ S L A導入のステップ

ガイドラインではITサービスの場合の導入のステップを図表2-9のように示しているが、この流れは市場化テストの導入の場合にも活用できると考えられる。

図表2-9 S L Aの検討・作成のステップ



前提条件の整理では、サービスの質に著しい影響を及ぼすと想定される委託者側の前提条件、例えば、業務量や利用者数等を明確化する。委託業務の範囲の定義では、調達の対象となる特定公共サービスの業務範囲を特定する。続けて、委託者と提供者との責任分担を明確化する。このとき、サービスの提供者が責任を負えない部分がある場合、免責範囲を設定する。提供者が責任を持つべき業務を定めた後に、委託者として要求するサービスレベルを定める。

次にサービスレベルが未達成の場合に、連絡、報告、対応等の方法を定める。このとき、サービスレベルが著しく低下した場合、あるいは低い水準が続いた場合のペナルティを、必要に応じて設定する。

最後に、保守・運用段階で実施するS L Mに関する運営ルールを業務の必要性に応じて定める。

S L Aを検討・作成した後、仕様書の中で入札候補者に対してS L Aを提示、あるいは、落札後、落札者に対してS L Aを提示し、双方の間でS L Aを締結し、サービスが提供される期間にわたり、S L Mを実施する。



オ サービス提供者からの要望を踏まえた S L M

多くの地方公共団体ではモニタリングの考え方や方法が確立していない中で、P F I や指定管理者制度を運用しているのが実態であり、こうした状況の中で、サービスの提供を担う民間事業者からは、客観的、効率的、効果的なモニタリングを行うことができる制度や体制の整備、業務内容に応じてメリハリのあるモニタリングの提言が出されているところである<sup>104</sup>。

こうした民間事業者からの指摘を踏まえ、地方公共団体にとっては S L M の考え方に立って、過度な要求水準とサービスレベルの設定を行わないようにしていく努力が求められると考えられる。

課題 【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】

モニタリングに当たっての K P I の考え方の導入

< 検討の内容・方向 >

契約書の附属書類である仕様書要求水準は、S L A の考え方に立っても具体的に測定可能なものから、そのままでは測定できないものまで含まれている。

このため、平成15年6月に内閣府から出された「モニタリングに関するガイドライン」では、次に示す測定指標の基本的な考え方に沿って要求水準に対する測定指標をサービス提供者に示し、その測定指標を満たしていれば、そのサービスについては要求水準を満たしているという基準を示す必要があるとしている。

なお、この測定指標は、民間事業者がマネジメントできる（業務の執行と業務の成果が連動している）ものとするのが適当と考えられる。

< 測定指標の基本的考え方 >

測定可能であること（定量化できること）

記録可能であること

簡潔明瞭な表記であること

合理的であること

民間事業者にとっても支払いに直結する指標であり、その解釈で官民に係争が生じないようにしておく必要がある。

こうした考え方に立って測定指標のうち、ベストバリューを生み出す重要な要因を分析し、その重要要因を管理（目標値の設定及び達成状況の測定）するための指標（K P I）を用いて、サービスの提供状況を管理するという方法も有効である。

<sup>104</sup> パブリックビジネス研究会「第三次提言～更なるサービス向上のための実践に基づく提言～」の提言  
10 参照

<p>課題 【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】</p> <p>財務状況のモニタリング（財務諸表等の確認の必要性）</p>
<p>&lt;検討の内容・方向&gt;</p> <p>モニタリングは、特定公共サービス実施民間事業者の財務状況が健全であることを前提として、その提供されるサービス水準の維持及び向上を図るために行うものである。しかし、特定公共サービス実施民間事業者の財務状況が不健全な場合には、提供されるサービス水準が低下するおそれがあり、仮に低下した場合の地方公共団体のサービス改善の勧告・指示にも対応できないことも想定される。さらには、倒産等の事態に陥った場合にはサービスの提供自体が停滞、停止することも考えられる<sup>105</sup>。</p> <p>こうした事態を未然に防止しサービスの継続を図る、あるいはサービス継続の観点から地方公共団体として新たな準備<sup>106</sup>を進めるためにも、財務状況のモニタリングは欠かせない事項である。</p> <p>法では第16条第3項及び第18条第3項において入札参加資格として、経理的基礎や技術的基礎を考慮して定めることとしており、また第28条で準用する第26条及び第27条において地方公共団体の長に対し報告の徴収、立入検査、必要な指示を規定して、入札参加資格や指示等に従わない場合は契約を解除することができるほか、罰則が適用される制度になっている。</p> <p>このような法の趣旨に鑑み、当該特定公共サービス実施民間事業者に対して、入札参加資格の根拠となる経理的基礎や技術的基礎を確認する観点から財務諸表等、財務関係書類の提出を実施要項に規定し、契約書で合意しておく必要があると考えられる。</p> <p>〔実施要項や契約書で規定すべきと考えられる事項〕</p> <p>定期的な報告  特定公共サービス実施民間事業者は当該地方公共団体に対して、会計年度の最終日より一定期間内に財務書類（特定公共サービスに係る貸借対照表及び収支計算書と合わせて事業者の経理的基礎や技術的基礎を証明する書類等）を提出すること</p> <p>随時の報告  特定公共サービス実施民間事業者は、当該地方公共団体が必要があると認める場合には、帳簿書類その他の記録を提出すること</p> <p>財務書類の公表  当該地方公共団体は、特定公共サービス実施民間事業者から提出されたこれらの書類を（特定公共サービス実施民間事業者の同意の下）公表することができるものとする</p>

<sup>105</sup> P F I事業での事例ではあるが、福岡市の「タラソ福岡」で事業が中断した。当該事業の中断原因の一つとして、市がモニタリングの目的を施設のサービス水準を維持することのみと認識し、財務面で事業継続が困難となる危険性を認識しておらず、財務モニタリングの役割を十分理解していなかったことが挙げられている（福岡市P F I事業推進委員会「タラソ福岡の経営破綻に関する調査検討報告書」（2005）・17頁）。

<sup>106</sup> 新たな官民競争入札等の実施や地方公共団体自ら公共サービスを実施するための準備が考えられる。

課題 【実効性のある仕組みの構築及び運用方法】  
合議制機関の役割

< 検討の内容・方向 >

サービス実施期間中のモニタリングは、基本的には委託した地方公共団体と特定公共サービス実施民間事業者が実施するものであることから、法においては特段の規定はない。

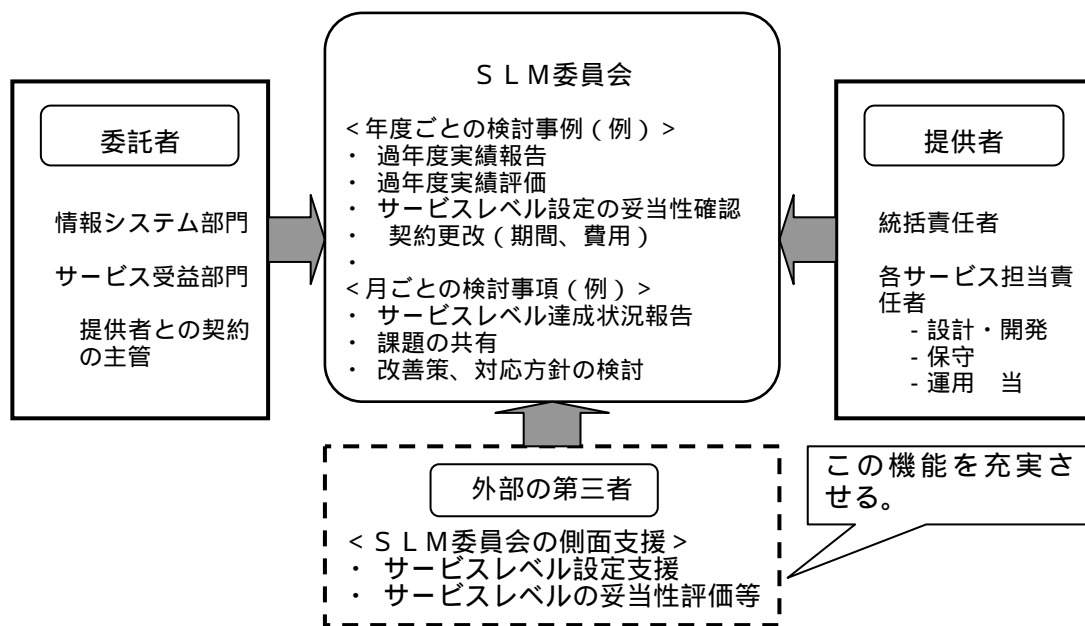
しかし、国においては、法第7条第6項によりサービス実施期間が終了した場合には評価を行って基本方針の変更の必要が生じた場合には、官民競争入札等監理委員会(以下「委員会」という。)に諮った上で基本方針の変更を行うこととなることから、その範囲においてはサービス実施期間中のモニタリングの状況についても説明する場合が考えられる(この評価については、国は各地方公共団体の判断すべき部分としている。)

また、報告の徴収等を行った場合には委員会に通知するとともに、契約を解除する場合には委員会の議を経なければならないとされていることから、そのような事態に至った経緯については当然委員会に説明することになる(この部分は地方公共団体の合議制機関も同様である。)

このような観点からすると、モニタリングに係る要求水準や測定指標の設定等の場面や一定期間ごとのモニタリング結果について、専門的見地から第三者機関である合議制機関が評価結果を検証し、その結果を聴取することも考えられるし、むしろそうすることが法の要請している透明性、公平性、説明責任に沿ったものともいえる。

この点について、ガイドラインでは、委託者とサービスの提供者で構成するSLM委員会を構成し、一義的にそこで年度ごとの実績の評価等を行うとともに、それを側面から支援する第三者機関の必要性を指摘しているが、合議制機関はこの第三者機関をさらに充実して、委託者とサービス提供者が行った評価の妥当性を検証する位置付けとなる。

図2-10 ガイドラインにおける第三者機関の位置付け



課題 評価結果の公表の内容と方法

< 検討の内容・方向 >

法で地方公共団体が公表しなければならない事項としては、次のとおり規定されており、モニタリング結果(地方公共団体と特定公共サービス実施民間事業者とで設置するSLA委員会等での審議結果やそれを合議制機関の役割とした場合の審議結果)については公表の対象となっていない。

〔法における地方公共団体の公表事項〕

実施方針を策定する場合の特定公共サービスの内容及びその他参考となる情報  
(法第8条第4項)

実施方針(法第8条第5項)

官民公共入札又は民間公共入札の実施要項(法第16条及び第18条)

落札者として決定した事業者の氏名若しくは名称、落札金額、落札決定の理由及び規則で定める事項(法第13条3項)

契約を締結した場合の相手方の氏名又は名称及び契約に係る内容のうち規則で定める事項(法第23条で準用する第21条)

契約を変更した場合に変更の内容に関する事項のうち規則で定める事項(法第23条で準用する第21条)

契約を解除した場合にその旨、内容、理由(法第23条で準用する第22条)

しかし、課題でも記述しているが、法は第3条の基本理念において公共サービス改革に当たって、「透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させる」とし、この具体的措置として様々な場面で情報の公表手続を定めている趣旨から考えると、実際の提供されたサービスの内容の評価(モニタリングの結果)についても、広く公表の対象とすることが、「国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する」という趣旨に合致すると考えられる。

なお、評価結果の内容を公表した場合に、特定公共サービス実施民間事業者のノウハウや経営に影響を与えることも想定される。したがって、実施要項にモニタリングの評価結果については公表する旨と公表する内容を規定するとともに、実施の契約の中で合意しておく必要がある。

また、公表の方法については、インターネットの活用等が考えられる。

<p>課題 【モニタリング結果の反映】</p> <p>インセンティブとペナルティの付与</p>
<p>&lt;検討の内容・方向&gt;</p> <p>S L Mの考え方を取り入れたモニタリングの目的は、ガイドラインの言葉を借りれば、「業務に必要とされているサービスのレベルを、委託者と提供者が協力しながら達成、維持、改善していくこと」にある。したがって、サービスレベルが達成されなかった場合に、特定公共サービスの提供者側に一層の努力を促し、サービスレベルを達成させることが重要であり、必ずしも提供者にペナルティを課することが優先されるべきものではない。</p> <p>インセンティブは、提供者側の一層の企業努力を引き出すことを期待して設定されるもので、実際のサービスレベルが要求水準を上回った場合や連続して達成した場合、又はプロセス改善等により所与のサービスレベルの改善を実現した場合に与えられる。インセンティブを与える方法には、これまでの国の試行例等やガイドラインからみると、次の3つの方法がある、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブの指標を定めておき、それを上回った場合にその指標の一定率を乗じて報奨金等を与える方法</li> <li>と同様にインセンティブとして算定された額を委託料に上乘せする方法</li> <li>サービスレベルが達成された場合に、契約の延長や次期契約の優先交渉権を与える方法</li> </ul> <p>ペナルティを課す方法には、P F I等を参考にすると、次の3つの方法がある<sup>107</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書で示される業務ごとに業務が遂行されない場合の減額ポイントを設定し、その累積の状況により減額（率）を設定する方法</li> <li>業務が遂行されない都度に減額（率）を決定する方法</li> <li>あらかじめ減額（率）を設定し、一律にその率を適用する方法</li> </ul> <p>また、インセンティブをペナルティに対しての免責として付与し、インセンティブとペナルティを相殺する場合もある。</p> <p>いずれの場合であっても、特定公共サービス実施者に大きな影響を与えることから、サービスレベルを達成するにはどのような対応を提供者側が行わなければならないかを、あらかじめ実施要項において考え方を示し、契約書において合意しておく必要がある。</p> <p>なお、ガイドラインでは、こうした考え方を次表のとおり整理している。特に、契約上の対応に記載されている「契約の延長」や「次期契約の優先的交渉」については、民間事業者にとってはできる限り長い期間事業を実施すれば投資効果が上がるというメリット</p>

<sup>107</sup> 神奈川県自治総合研究センター「指定管理者制度(平成17年部局共同研究報告書)」(2005)・31頁参照。「この方法には、減額ポイントや減額(率)を客観的に設定できるかという問題があり、場合によっては指定管理者との間で合意に達しないという懸念もある。一方、はどの率を用いるのが適当かという問題はあるが、実務的に簡便というメリットもある。」とされている。

があり、地方公共団体にとっても新たな入札に係るコストを圧縮できるメリットがある<sup>108</sup>。しかし、法及び国の基本方針では、サービス実施期間終了に併せて評価を行い、その結果を踏まえて新たな官民競争入札等の実施することとしており、そのまま随意契約に移行させる制度となっていないこと及び債務負担行為の設定期間との関係で、こうしたインセンティブをどのように仕組むかについては、一層の実務的な検討<sup>109</sup>が必要である。

図表 2 - 11 結果対応の種類と概要

種類	概要
運用上の対応	サービスレベルが未達成の場合、リソースの増強や代替手段の適用等具体的な対応方法を規定しておく。提供者は、業務への影響や緊急性等の重要性に基づき、暫定的、中長期的に必要な措置を講じる。
財務上の対応	サービスレベルが未達成の場合、サービス提供者にサービスレベルの改善を促すため、金銭的なペナルティを設定することがある。金額は、問題の深刻さ、頻度等の要因から算定する。一般に、SLAは提供者に改善行動を促すことを目的としており、提供者の経営に深刻な打撃を与えない程度に収められることが多い。高いサービスレベルが達成された場合、委託者はインセンティブとして報奨金を提供者に支払うことがある。報奨金の算出方法に関しては、SLAであらかじめ取り決めておく必要がある。
契約上の対応	サービスレベルの未達成が頻繁に繰り返される場合や、サービスレベルが極めて低水準となる場合に備えて、契約解除条件を設定しておく。高いサービスレベルが達成された場合、民間企業の場合、契約の延長や次期契約の優先的交渉等によって、契約上のインセンティブを与えることがある。

課題 【モニタリング結果の反映】

年間事業計画やサービス水準の見直し

< 検討の内容・方向 >

課題でも記載したように、SLMの考え方を取り入れたモニタリングの目的は、ガイドラインの言葉を借りれば、「業務に必要とされているサービスのレベルを、委託者と提供者が協力しながら達成、維持、改善していくこと」にあり、法第3条の基本理念にも合致するものである。

したがって、モニタリングの評価結果や合議制機関の専門的見地からの検証を踏まえて、次年度の年間事業契約やサービスに係る要求水準を見直ししていく必要がある。

その結果、契約金額の変更等が生じる場合も想定される。その場合、債務負担行為で設定した限度額の範囲内であれば支障はないが、超える場合にあっては新たな債務負担行為の設定が必要となることに留意する必要がある。

<sup>108</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法 入門編」・52頁

<sup>109</sup> 例えば、地方公共団体が策定する実施方針の中で、サービス期間終了に合わせた評価について規定し、その中で「契約延長」や「次期優先交渉権の付与」のケースを定めておき、その具体的な内容を実施要綱で示すということが考えられる。また、債務負担行為との関係では、延長する契約については単年度契約で、支払われる委託料は歳出予算の範囲内とし、延長期間（回数）を限定するなどの対応が考えられるが、より詳細な検討が必要と考えられる。

課題 官がサービス提供者となった場合のモニタリングの実施体制とその具体的手法

< 検討の内容・方向 >

内閣府公共サービス改革推進室から出された「公共サービス改革法入門編」には、「官民競争入札の結果、官が対象公共サービスを実施することとなった場合には、落札した官は、官民競争入札実施要項及び入札した条件に従って、対象公共サービスを実施することになります（法第35条）。なお、官が、官民競争入札に当たり提示した条件に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないということが明らかになった時には、法に特段の規定は置かれていないものの、民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できなかったときとのバランスを確保する観点から、「公共サービス改革基本方針」（法第7条）の毎年度の見直しに当たり、新たに対象公共サービスにつき、民間競争入札を実施することを決定することなど、公正な対応を図ることが必要だと考えられます。地方公共団体における官民競争入札の対象公共サービスの実施についても、上記と同様の考え方となります（法第36条）。」と記載されているように、官がサービス提供者となった場合にも民間事業者と同様の責務を負うものと考えられる。

したがって、基本的にはこれまで記述してきたようなモニタリングに関する手続を官も行う必要があると考えられる<sup>110</sup>が、この場合、どのような体制で行うのかということについては、各地方公共団体による十分な検討が必要である。

例えば、

落札した官の事業担当セクションは、提案書に基づき契約書（その附属書類としての仕様書や年間事業計画等を含む。）に代わるものとして、事業実施要綱等（サービス期間中の提供するサービスの内容及び水準、評価に関する事項を記載した書類）を作成し、地方公共団体の長の決裁の後、インターネット等で公表する。

事業担当セクションは、当該事業実施要綱等に基づき事業を実施することになるが、モニタリングは事業担当セクションを統括する事務セクションが担当するなど、客観性を担保する。

モニタリングの結果については、合議制機関の検証後、合議制機関の意見を付して公表する。

その結果に基づき、可能なインセンティブないしはペナルティを課す<sup>111</sup>。

というような流れが考えられる。

<sup>110</sup> インセンティブとペナルティについて、官が実施者となった場合にどのように対応すべきかについては、事業とその経費が直接連動していることから、課題 で記述したような運用上、財務上の対応については民間事業者のような形で運用することはできないと考えられ、今後の検討課題であるが、例えば、契約上の対応で記載した内容是对応可能と考えられる。具体的には、ペナルティとしては要求水準を満たしていない場合には直ちに民間競争入札の手続に入るとか、インセンティブとしては要求水準以上の水準を達成している場合には、サービス実施期間の延長等の措置を行うということが考えられる。ただし、こうした措置をとる場合にあっては、実施方針や実施要項において官が落札した場合の措置として明記しておく必要がある。

<sup>111</sup> 前注参照

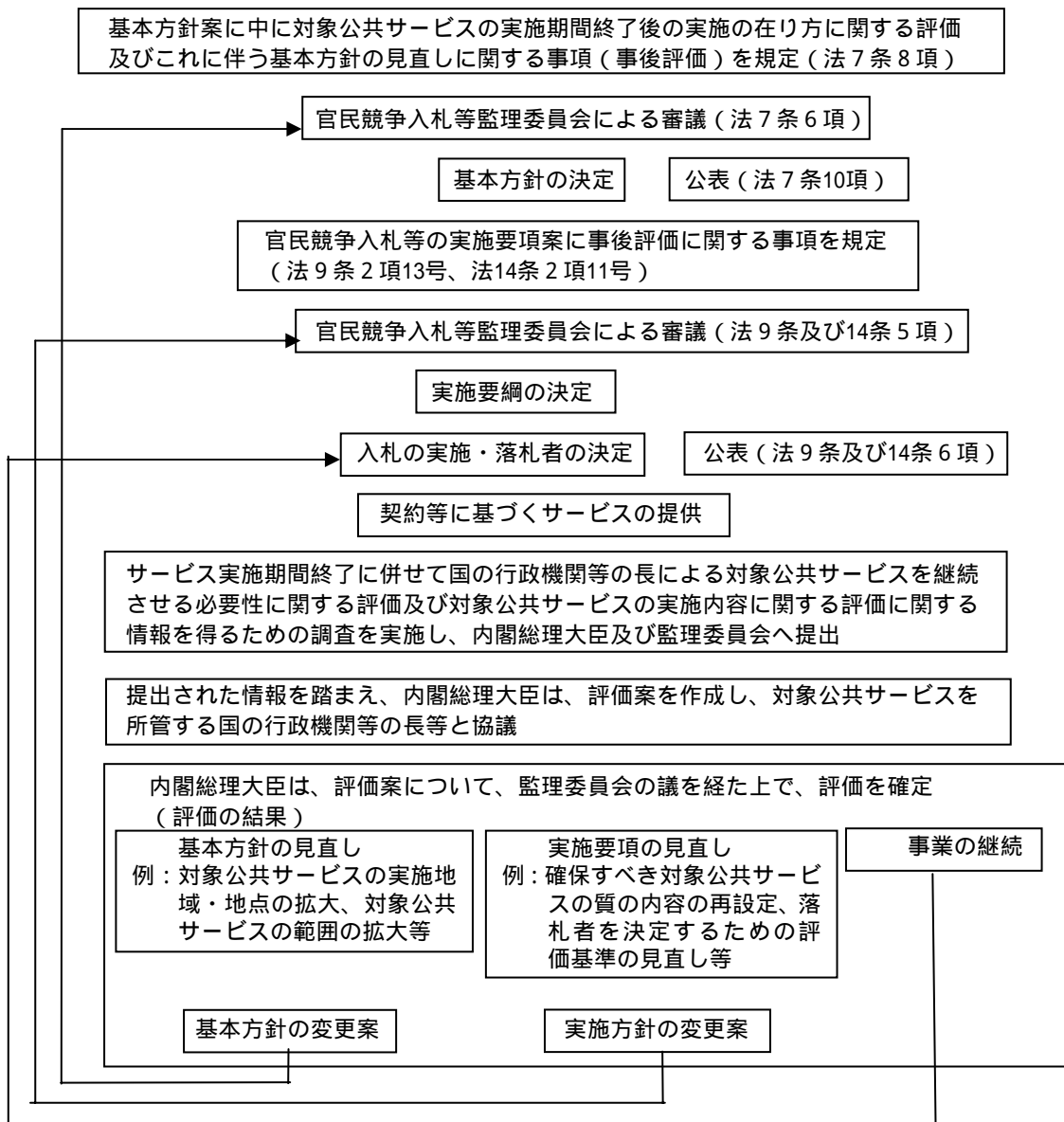
事業の実施から（事後の対応）

3 事後評価

(1) プロセス

国では法第7条第8項の規定に基づき、サービスの実施期間の終了に併せて、サービスの必要性、再度入札を実施するかなどの評価を実施し、必要な場合には公共サービス改革基本方針の変更等、基本方針の見直しに反映することとしている。

この「評価」は、実施要項や契約書等に基づいて事業が適切に行われているかどうかを確認すること（モニタリング）とは別のもので、実施期間終了後の対象公共サービスの在り方を見直すための評価<sup>112</sup>であり、対象公共サービスの実施期間終了時から開始するのではなく、当該実施期間終了時において、速やかに次の段階に移行し、新たな官民競争入札又は民間競争入札を実施することができるよう、適切な時期から開始することを原則とされている。具体的には、次のようなプロセスで行われる。



<sup>112</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法 入門編」・51頁



このように、国の事後評価はP D C A（計画（Plan） 実行（Do） 評価（Check） 改善（Act））サイクルにより見直すことになっている。

また、内閣総理大臣が行う評価は、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案して、次の観点で行うことになっている。

〔評価の観点〕

対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価

対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等が実施する対象公共サービスの利用状況調査等を通じて、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無等を検証した上で、当該対象公共サービスの在り方について整理する。

対象公共サービスの実施内容に関する評価

これまでの対象公共サービスの実施状況(対象公共サービスの質及び経費)について、

- ・ 対象公共サービスの実施状況が、契約内容（実施体制及び実施方法並びに経費）に記載されている内容以上の効果を上げているか否か、
- ・ 対象公共サービスの実施状況と実施要項において情報開示されている従来の実施状況（経費、人員、施設設備及び目的の達成の程度）等を比較考量することや、民間事業者が落札し、業務を実施している場合の対象公共サービスの実施状況と国が直轄で実施する同様の業務の実施状況（当該業務の質及び経費）を比較考量すること等により、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の観点から効果を上げているか否か

などを明らかにし、その要因を把握した上で、一層の対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、対象公共サービスの実施地域・地点の拡大、対象公共サービスの範囲の拡大、確保すべき対象公共サービスの質の内容の再設定、落札者を決定するための評価基準の見直し等）を得る。

一方、地方公共団体については、法では事後評価に関する規定がない。これは、法では、地方自治の本旨を踏まえ、地方公共団体に事業実施後の評価を義務付けておらず、その実情に合わせて、地方公共団体が適切に判断すること<sup>113</sup>としていることによる。

<sup>113</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法 入門編」・51頁。なお、同じ内閣府公共サービス改革推進室が作成している「地方公共団体における官民競争入札等について」(10頁)では、「本法律では地方公共団体に業務の実施期間の終了に併せた評価を義務付けていませんが、特定公共サービスについて、一般的には、対象公共サービスの実施期間の終了に併せて、対象公共サービスについて評価を行い、再度官民競争入札又は民間競争入札を実施するか、あるいは、官の責任の下で対象公共サービスを実施する必要性がないものと評価され、当該対象公共サービスを廃止するかなど、対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが想定されますが、最終的には、各地方公共団体において判断されることとなります。」とされている。

課題	事後評価の具体的な方法、手続と公表
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>地方公共団体による事後評価に関する規定がない理由については前述したとおりであるが、地方公共団体も法第3条で規定する基本理念にのっとり、特定公共サービスの見直しを行い、官民競争入札等を実施する場合には適切に特定公共サービスを選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を最小限にして民間事業者の創意と工夫が適切に特定公共サービスの提供に反映するよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を行う責務を負っている。</p> <p>こうした観点からすると、特定公共サービスの実施後の事後評価についても、透明かつ公正な手続の中で行い、評価結果を特定公共サービスの見直しや次の官民競争入札等に反映させることは当然と考えられる。</p> <p>このため、国の評価手続を参考としつつ、各地方公共団体の条例で事後評価について定めるとともに、実施方針の中で具体的な方法、手続を規定し、実施要項においてもそれを示していくことが必要である<sup>114</sup>。</p> <p>評価結果については、国の場合には基本方針の変更案や実施方針の変更案という形で公表されることになることから、特段公表に関わる手続をおいていない。しかし、基本方針や実施方針の変更に至った根拠として、官民競争入札等監理委員会の審議経過とともに示すことが、説明責任をより一層示すことにつながるという意見もあろう。</p> <p>そこで、こうした指摘の可能性を含め、各地方公共団体では附属機関の審議の公開や配付資料を含めた審議経過をホームページ等で公表しているところもあることから、合議制機関の審議経過を含めて行政機関の評価結果を公表することが適当である。</p> <p>なお、サービス実施期間中にモニタリングを行うこととの兼ね合いから、事後評価については、改めて行うのではなくモニタリングに関する評価結果を集積したものを、前述した評価の視点で行うことが実態的にも実務的にも適当と考えられる。</p>	

課題	事後評価における合議制機関の役割
<p>&lt; 検討の内容・方向 &gt;</p> <p>法においては、国の官民競争入札等監理委員会と地方公共団体が設置する合議制機関の役割・権能が次表のように大きく異なっているが、これは、各地方公共団体の制度設計の余地を大きく残しておくという、法全体を通じた考え方によるものである。</p> <p>また、国が定めた公共サービス改革基本方針では、行政機関の評価に関わる調査結果を基に、監理委員会の審議を経て内閣総理大臣が確定させることになっており、評価についても透明性、中立性、公正性を確保する手続が確保されている。</p> <p>こうした点から、地方公共団体が行う評価についても合議制機関の議を経ることとする方が適切な対応と考えられる。</p>	

<sup>114</sup> これについては、 - 2 - (2) - イ参照 (75頁)。

図表 2 - 12 監視機関の役割・権能等

	国	地方公共団体		
名称	官民競争入札等監理委員会	審議会その他の合議制の機関（合議制機関）		
趣旨	実施過程の透明性・中立性及び公正性の確保			
設置根拠	内閣府設置法、国家行政組織法第8条	（法の授権に基づく）各自治体の条例 地方自治法第138条の4、第202条の3		
所掌事務 権能	官民競争	民間競争	官民競争	民間競争
	基本方針を定める場合及び変更する場合（第7条3項）			
	実施要項を定める場合及び変更する場合（第9条5項、第15条で準用）			
	落札者の決定の評価		落札者の決定の評価	
	契約を変更しようとするとき（法第21条第2項、第23条で準用）			
	契約の解除の措置を講じようとするとき（法第22条3項、第23条で準用）			
	報告の徴収等の措置を講じたとき（法第26条4項、第28条で準用）			
			窓口業務の全部又は一部停止時における通知（法第34条7項）	
	国への勧告権、勧告に対する措置の通知（法第38条2項、4項）			
	専門委員による専門事項の審議（法第43条）			
	国・民間事業者に対する報告の徴収（法第45条）			
内閣総理大臣が作成したサービス期間終了後の評価案の審議（基本方針5(2)）				
構成	公共サービスに優れた識見を有する委員13人以内（非常勤）		公共サービスに関して優れた識見を有する者により構成	
	内閣総理大臣が任命・任期3年		組織・運営は条例により定める	

（市場化テスト推進協議会作成資料（「都市ガバナンス・経営研究会」配布資料）を参考に作成）

課題 官がサービス提供者となった場合の事後評価の体制とその手続

< 検討の内容・方向 >

モニタリングの課題 で記載しように、官が入札の対象となった特定公共サービスの実施者となった場合には、民間事業者がサービス期間終了に併せて行政機関が評価することとの均衡を図る観点から、事後評価の対象とすべきであり、その場合の手続についても民間の場合と異なった手続を設ける必然性はない。

ただし、官が実施者となった場合には、事業を行うセクションと評価を行うセクションを分けて評価の公正性、客観性を担保するとともに、合議制機関の議を経ることとするといった対応が必要と考えられる。

事業の実施から（事後の対応）

4	次回入札
---	------

(1) プロセス

国では、官・民のいずれが対象公共サービスを実施していた場合においても、実施期間終了後には、そのまま無条件に引き続いて業務を実施するものではなく、事後評価を反映して見直される「公共サービス改革基本方針」に基づき、再入札等の手続を行うことになる。当初の契約期間が終了した後、そのまま随意契約に移行させることができる制度ではないことから、継続受注を見越した超低価格での入札（いわゆる一円入札等）を抑止することにもつながる<sup>115</sup>とされている。

この評価の手続については地方公共団体の特定公共サービスの実施結果については適用がないことは前述したとおりであるが、法が要請する地方公共団体の責務に照らして、事後評価でまとめたように国のプロセスを踏まえて進めることが適当と考えられる。

具体的なプロセスについては、評価に関わる手続をどのように構成するかによって異なるが、これまでの整理を基に簡単に記述すると次のようになる。

〔次回入札までのプロセス〕

特定公共サービスの実施期間に併せて地方公共団体が評価を実施する。

評価の結果については、合議制機関の議を経て決定する。

確定した評価結果に基づき、実施方針の変更が必要な場合には、変更案を公表して民間事業者の意見を聴いた上で決定する。

この場合に、合議制機関の議を経るとする場合には、別途条例により合議制機関の権能を規定しておく必要がある。

確定した評価結果に基づき、実施要項の変更が必要な場合には、変更案を公表して民間事業者の意見を聴くとともに、合議制機関の議を経る。

実施要項に基づき、総合評価一般競争入札を実施する。

課題 【類似業務の一部継続の必要性】 次回入札時の行政コスト算定方法
<検討の内容・方向> 次回入札時の行政コストの算定については、前回のサービス提供者が官の場合にはその事業費を基に間接費を算定して実施要項に示すことが可能であるが、民の場合には既にその事業から官が撤退した状況になっていることから、どのように行政コストを把握するのかという問題が生じる。 この問題については、次の方法が考えられる。 特定公共サービス実施民間事業者に支払う予定の予算化された委託料を行政コストとみなす方法（ペナルティやインセンティブにより変動が想定されることから、実

<sup>115</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「公共サービス改革法 入門編」・52頁

際に支払った委託料ではなく、予算額が適当と考えられる。)

契約書の中で財務状況のモニタリングを合意しておき、その定期的な報告として特定公共サービス実施民間事業者から当該地方公共団体に会計年度の最終日より一定期間内に特定公共サービスに係る貸借対照表及び収支計算書を提出させ、それに間接費（電気代や事務費等）を合算したものを行政コストとする方法

次回入札を見込んで特定公共サービスのすべてを官民競争入札に付するのではなく、一部を直営で残しておき（例えば一部の事務所を直営のまま残しておく。）次回入札で要求する仕様及び水準を基礎として、直営の事業費・間接費を補正したものを行政コストとする方法

は非常に簡便であるが民間事業者の利益が含まれており、これを行政コストとすることには問題があると考えられ、また、事業費と間接費に分けられるかという問題がある。

は実際に係っているコストをベースに算定することから、現実のコストに近いといえるものの、あくまで民間のコストであって行政コストとはいえない。

は行政コストの算定に近いものであるが、民間ベースのコストである と大きく乖離することが避けられない。

このような点を踏まえ、次回入札においては更に質とコストの両者の向上を図るという観点、作業の簡便さとの兼ね合い及び次回入札直前の行政のコスト情報を提供するという点からすると、又は によらざるを得ないと考えられる。

#### 課題 【類似業務の一部継続の必要性】

民間が落札した事業について、次回入札で官民競争入札を実施する可能性

##### <検討の内容・方向>

内閣府公共サービス改革推進室が作成している「地方公共団体における官民競争入札等について」では、「見直しの中で、再び官が自ら実施することとすることも考えられますが、その場合は、当該分野における業務量の増加も勘案して、適切に対処して頂くこととなります。」<sup>116</sup>として、再び官民競争入札を実施することになることを否定していない。

しかし、前回の官民競争入札の結果、官が当該サービスの実施者とならなかったということは、提供されるサービスの質とコストを総合的に評価し、判断した結果であって、それを改めて官民競争入札で実施する、あるいは直営化するということは法第1条の「民間でできるものは民間に任せる」という趣旨から考えて、適当なものとは考えにくい。

また、次回入札で官が参加する場合には、改めて提案書を官が作成する必要があるため、そのためには、課題 で記載したように、次回入札を見込んで特定公共サービスのすべてを官民競争入札に付するのではなく一部を直営で残しておくという対応をとるか（ノウハウの継承という点からこうした措置をとることは想定される<sup>117</sup>。）あるいは撤退してしまっている場合には新規に人員配置やサービスの提供方法を検討するといった対応が必要と

<sup>116</sup> 内閣府公共サービス改革推進室編「地方公共団体における官民競争入札等について」・10頁

<sup>117</sup> 同資料では、「地方公共団体の庁舎の窓口業務を官民競争入札等にかける場合も、すべての庁舎について実施するのではなく、一部の出先で実施し、「官」が行う窓口と「民」が行う窓口を併存させ、実績を比較し、その後の取扱いを検討する方法も考えられます。」としている。（18頁）

なる。

このような点を総合的に勘案すると、次のような場合以外には一旦民間が落札した事業について、次回入札で官民競争入札を実施する可能性は低いと考えられる。

〔改めて官民競争入札を実施する場合の想定〕

事後評価の結果、当初の仕様と比べ業務量やサービス水準を大幅に変更することから、前回の入札結果が参考とならない場合

制度改正があり、当初の仕様と比べ業務量やサービス水準を大幅に変更することから、前回の入札結果が参考とならない場合

サービス利用者からの苦情等が多く寄せられ、改めて提供者の判断を含めて入札を実施する必要性が生じた場合

行政改革努力の結果、民間と十分競争できると判断される場合

改めて提供者の判断を含めて入札を実施する政策判断があった場合

### 第3節 実施に向けた条例等の整備について

これまでの整理から、各地方公共団体において法に基づく官民競争入札等を実施する場合に整備しなければならない条例や規則等の規定の整備について、具体的に検討する。

#### 1 法で条例・規則事項とされている事項

##### (1) 合議制機関の設置並びに組織及び運営に関する事項【条例事項】

第47条 地方公共団体は、地方公共団体の長が官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、当該地方公共団体の特定公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、当該地方公共団体の<sup>条例</sup>で定めるところにより、公共サービスに関して優れた識見を有する者により構成される審議会その他の合議制の機関（次項において「合議制の機関」という。）を置くものとする。

2 合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該地方公共団体の<sup>条例</sup>で定める。

##### (2) 官民競争入札等で（民間）落札者決定時の申込書類の内容に関する事項のうち公表すべき事項【規則事項】

第17条で準用する第13条第3項 < >内は官民競争入札に関する事項

第13条 （略）

3 地方公共団体の長は、第1項<前2項>の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち<sup>規則</sup>で定めるものを公表しなければならない。

##### 【参考】

国が実施する官民・民間競争入札における（民間）の落札者の決定時の公表事項は法第13条第3項及び政令第6条第1項で決まっている。それを前提に整理すると次のようになる。

（公表事項）

落札者の氏名若しくは名称（法律事項）

落札金額（法律事項）

落札者決定の理由（法律事項）

申込書類の内容に関する事項（政令事項）

- 官民競争入札等対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

注 が規則で定めるべき事項となる。

なお、上記 から は法に基づく官民競争入札等のみを実施する場合には、規則で規定する必要はないが、地方公共団体独自の官民競争入札等を実施しようとする場合には規則で規定が必要となる事項（以下同じ。）

(3) 官民競争入札で官が実施者となった場合の官側の申込書類の内容に関する事項のうち公表すべき事項【規則事項】

第17条で準用する第13条第3項 < >内は官民競争入札に関する事項

第13条 (略)

3 地方公共団体の長は、地方公共団体が地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第11条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

【参考】

国が実施する官民競争入札において官が実施者となった場合の公表事項は法第13条第3項及び政令第6条第2項で決まっている。それを前提に整理すると次のようになる。

(公表事項)

国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービス実施することを決定した旨  
(法律事項)

その理由(法律事項)

申込書類の内容に関する事項(政令事項)

ア 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

イ 入札金額

(4) 民間事業者との契約締結時に契約内容のうち公表すべき事項【規則事項】

第23条で準用する第20条第2項

第20条 (略)

2 地方公共団体の長は、前項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

【参考】

国が民間事業者と契約する場合の公表すべき事項は法第20条第2項及び政令第7条で決まっている。それを前提に整理すると次のようになる。

(公表事項)

契約の相手方の氏名又は名称(法律事項)

当該契約の内容に関する事項(政令事項)

ア 官民競争入札の場合

(ア) 官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項

(イ) 官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

(ウ) 公共サービス実施民間事業者が、官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第20条第1項の契約により公共サービス実



施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

- (I) 公共サービス実施民間事業者が官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第20条第1項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。第14条第2項第10号において同じ。）に関する事項

イ 民間競争入札の場合は(ア)から(I)に掲げる事項

- (ア) 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

- (イ) 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

- (ウ) 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第20条第1項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

- (I) 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第20条第1項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

ウ 官民・民間競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

エ 契約の相手方の住所（法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

オ 契約金額

注 なお、民間事業者と契約を締結する場合にあっては、窓口6業務については事前に議会の議決を得るとともに、上記公表の他に法第34条第2項第4号の規定に基づき、契約を締結した旨、契約の相手方となる公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称、当該公共サービス実施民間事業者が実施する特定公共業務の内容及びその期間を、遅滞なく告示しなければならない。

(5) 民間事業者との契約変更時に契約内容のうち公表すべき事項【規則事項】

第23条で準用する第21条第3項

第21条（略）

- 3 地方公共団体の長は、前2項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

【参考】

国が民間事業者と契約変更する場合の公表すべき事項は法第21条第3項及び政令第8条で決まっているが、内容的には政令第7条に掲げる事項のうち変更した事項及びその理由となっている。それを前提に整理すると次のようになる。

(公表事項)

当該契約の内容に関する事項のうち変更した事項及びその理由(政令事項)

ア 官民競争入札の場合

(ア) 官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項

(イ) 官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

(ウ) 公共サービス実施民間事業者が、官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第20条第1項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(エ) 公共サービス実施民間事業者が官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第20条第1項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法(昭和22年法律第125号)の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。第14条第2項第10号において同じ。)に関する事項

イ 民間競争入札の場合は(ア)から(エ)に掲げる事項

(ア) 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

(イ) 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

(ウ) 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第20条第1項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(エ) 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第20条第1項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

ウ 官民・民間競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

エ 契約の相手方の住所(法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

オ 契約金額

注 なお、民間事業者との契約を変更する場合にあっては、窓口6業務については事前に議会の議決を得るとともに、上記公表の他に法第34条第2項第5号の規定に基づき、契約を変更した旨、契約の相手方となる公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称、当該公共サービス実施民間事業者が実施する特定公共業務の内

容及びその期間のうち変更に係る部分を、遅滞なく告示しなければならない。契約の解除の場合も同様である。

## 2 法令の規定との見合いで実務上、条例又は規則で規定を検討すべき事項

- (1) 官民競争入札等の実施要項における入札対象公共サービスの継続の必要性及び業務全般にわたる評価に関する事項【条例事項】(2 - (6)との関連)

国では公共サービスの実施期間の終了に併せて、当該業務全般にわたる評価を行い、必要が生じた場合には基本方針の変更を行うとされていることから、実施要項において評価に関する事項を規定することとしている。

他方、地方公共団体には評価に関する規定がないことから実施要項の規定事項となっていない。そこで、評価に関する規定と合わせて、規定の必要性を検討する必要がある。

第9条 (略)  
2 (略)  
(1)から(12) (略)  
(13) 官民競争入札対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項  
3から7 (略)  
第14条 (略)  
2 (略)  
(1)から(10) (略)  
(11) 民間競争入札対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項  
3から7 (略)

- (2) 合議制機関の権能に関する事項【条例事項】

次の事項については、国が設置する「官民競争入札等監理委員会」の権能として規定されているが、地方公共団体が設置する合議制機関の権能としては規定されていない。そこで、各地方公共団体の実情に合わせて規定内容を検討する必要がある。

ア 地方公共団体への勧告権及び勧告に対する措置に関し通知を受ける権利

イ 専門委員の設置

ウ 地方公共団体又は特定公共サービス実施民間事業者から報告又は資料の提出を求める権利

第38条 (略)  
2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。  
3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。  
4 内閣総理大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第二項の規定による勧告に基

づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。この場合において、関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、内閣総理大臣を通じて行うものとする。

第43条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

第45条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(3) 合議制機関の権能（設置時期）【条例事項】

国においては、基本方針案（変更案）を官民競争入札等監理委員会の審議事項としているが、地方公共団体が実施方針を策定及び変更する場合にこうした規定がないことから、合議制機関の権能の検討と合わせて、どのように規定するか検討する必要がある。

なお、審議の対象とした場合には、合議制機関の設置時期を早める必要が生じる。

第7条（略）

6 内閣総理大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会（第37条に規定する官民競争入札等監理委員会をいう。以下第5章までにおいて同じ。）の議を経なければならない。

7～8（略）

9 第3項から第6項までの規定は、第7項の公共サービス改革基本方針の変更について準用する。

(4) 特定公共サービスの評価・実施方針の変更に関する事項【条例事項】

法では、地方公共団体が策定する実施方針について、特定公共サービスの実施期間終了に合わせた評価及び評価結果に基づく実施方針の変更、国の基本方針の変更等に伴う実施方針の変更等についての規定がないことから、どのように規定するか検討する必要がある。

第7条（略）

8 内閣総理大臣は、前項の見直しに当たっては、第9条第2項第2号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は第14条第2項第2号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了に併せて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。

(5) 退職手当の特例に関する事項（第31条関係）【条例事項】

国では、民間が落札しサービスを提供する場合に、それまでサービスに従事していた職員が一旦退職してその民間企業に従事し、その後再び公務員となった場合の退職金の通算規定等を設けているが、この部分は各地方公共団体の判断すべき部分として規定されていない。そこで、規定の必要性及び規定内容を検討する必要がある。

(6) 廃止の対象とする事業の選定及び実施方針への規定に関する事項（第7条第2項第7号）

この点について国は規定を設けているが、法が地方公共団体の特定公共サービスしか対象としないものであると考えると、特定公共サービスは原則として廃止の対象とならないことに加えて、地方公共団体の通常サービスの見直しによる廃止は法の実施方針の掲載事項とならないことから、この部分は地方公共団体が独自の市場化テストを考える場合に検討が必要となる事項と考えられる。（2 - (1)参照）

このことから、第4項の法施行条例・規則の検討に当たっては、多くの地方公共団体が策定している民間活力活用のための方針に条例上の根拠を与え、それを基に特定公共サービス以外の公共サービスの見直しを行い、必要のないものは廃止するという流れを想定し検討した。

(7) 実施方針案の作成に係る意見の聴取及び情報の公表に関する事項【規則事項】

国では、標記について法施行令（第1条及び第2条）によって規定していることから、各地方公共団体では具体的な手続・方法を規則で定める必要がある。

### 3 法施行条例・規則の検討

法で条例・規則事項とされているもの及び法令との規定の見合いで実務上条例又は規則で規定を検討すべき事項の整理を前提に法施行条例及び施行規則のモデルを検討する。検討に当たっては、神奈川県条例規程を参考とした。

もとより、このすべてを規定する必要はなく、各地方公共団体において自らの事情の中で項目は取捨選択されるものであるが、検討に当たっては、次のような条件を設定して検討した。

法又は施行令で条例又は規則事項としているものはすべて入れる。

法又は施行令との見合いで、条例又は規則に規定を検討すべき事項はすべて入れる。(条例及び規則の案では( 任意)と表記)

上記 の場合で、いくつかの案が考えられる場合には、それぞれ明記する。

公共サービスの外部化を目的として多くの地方公共団体で策定されている民間活力活用の方針(条例案では「民間活力活用指針」としている。)に条例上の根拠を持たせて、特定公共サービス以外の公共サービスの見直しの機会をつくる。

(条例及び規則の案では( 指針)と表記)

なお、条例・規則の案は、「県」を想定したので、適宜読み替えていただきたい。

県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例モデル案		県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例施行規則モデル案	
第1条	(趣旨) この条例は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づき、県が実施する特定公共サービスに係る官民競争入札及び民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)に必要な事項を定めるものとする。	第1条	(趣旨) この規則は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)及び競争の導入による公共サービスの改革に関する条例(平成 年 月 日条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。
第2条	実施方針案を合議制機関に諮る場合 合議制機関の設置時期は実施方針作成前 (実施方針の作成) 知事は、法第8条第1項に規定する実施方針を定めようとする場合にあつては、同条第2項各号に掲げる事項の他、次の事項を定めるものとする。 一 競争の導入による公共サービスの改革のために県が実施すべき施策に関する基本的な方針(「民活指針」想定)( 指針) 二 前号の指針に基づき、廃止の対象とする県の公共サービスの内容及びこれに伴い県が	第2条	(実施方針の案の作成に係る意見の聴取) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「法」という。)第8条第3項の規定による民間事業者からの意見の聴取は、当該意見の聴取のための相当な期間を定めて書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる

県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例モデル案	県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例施行規則モデル案
<p>講ずべき措置に関する事項（ 指針）</p> <p>2 知事は、実施方針の案を定めようとするときは、 委員会（法第47条に規定する「合議制の機関」をいう。以下同じ。）の議を経なければならない。</p> <p>3 知事は、（毎年度、実施方針を見直し、）必要が生じたときは、あらかじめ関係機関（出納局、議会局、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、教育庁及び警察本部をいう。以下同じ。）と協議して実施方針の変更の案を作成しなければならない。（ 任意）</p> <p>4 知事は、前項の見直しに当たっては、法第16条第2項第2号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は法第18条第2項第2号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了に併せて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ関係機関と協議して実施方針の変更の案を作成するものとする。（ 任意）</p> <p>5 第2項の規定は、実施方針の変更について準用する。（ 任意）</p> <p>実施方針の変更案のみを合議制機関に諮る場合 合議制機関の設置は実施要項作成前 （実施方針の作成）</p> <p>第2条 知事は、法第8条第1項に規定する実施方針を定めようとする場合にあっては、同条第2項各号に掲げる事項の他、次の事項を定めるものとする。</p> <p>一 競争の導入による公共サービスの改革のために県が実施すべき施策に関する基本的な方針（「民活指針」想定）（ 指針）</p> <p>二 廃止の対象とする県の公共サービスの内容及びこれに伴い県が講ずべき措置に関する事項（ 指針）</p>	<p>記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして知事が定めるものをいう。）を含む。次条において同じ。）の提出を受けることにより行うものとする。</p> <p>（ 任意）</p> <p>（実施方針の案の作成に係る情報の公表）</p> <p>第3条 法第8条第4項の規定による情報の公表は、県が実施している特定公共サービスに関し、民間事業者から書面により情報の公表の求めがあった業務について、遅滞なく、その具体的な実施体制及び実施方法その他の同条第3項の規定による意見の聴取を適切に実施するために必要と認められる情報を明らかにすることにより行うものとする。（ 任意）</p> <p>（落札者を決定したときに公表すべき事項）</p> <p>第4条 法第17条で準用する法第13条第3項（法第19条において準用する場合を含む。）に規定する申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるものは、落札者が行った申込みの内容に関する事項のうち法第11条第1項第1号（法第19条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の概要とする。</p> <p>2 法第17条で準用する法第13条第3項に規定する法第11条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるものは、同条第1項第1号に掲げる事項の概要及び同条第2項に規定する金額とする。</p>

県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例モデル案	県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例施行規則モデル案
<p>2 知事は、(毎年度、実施方針を見直し、)必要が生じたときは、あらかじめ関係機関(出納局、議会局、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、教育庁及び警察本部をいう。以下同じ。)と協議して実施方針の変更の案を作成しなければならない。(任意)</p> <p>3 知事は、前項の見直しに当たっては、法第16条第2項第2号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は法第18条第2項第2号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了に併せて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ関係機関と協議して実施方針の変更の案を作成するものとする。(任意)</p> <p>4 知事は、前2項により実施方針の変更の案を定めようとするときは、委員会(法第47条第1項に規定する「合議制の機関」をいう。以下同じ。)の議を経なければならない。</p> <p>実施方針の案及び変更案を合議制機関に諮らない場合 合議制機関の設置時期は実施要項作成前 (実施方針の作成)</p> <p>第2条 知事は、法第8条第1項に規定する実施方針を定めようとする場合にあっては、同条第2項各号に掲げる事項の他、次の事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 競争の導入による公共サービスの改革のために県が実施すべき施策に関する基本的な方針(「民活指針」想定)(任意)</li> <li>二 廃止の対象とする県の公共サービスの内容及びこれに伴い県が講ずべき措置に関する事項(指針)</li> </ul> <p>2 知事は、(毎年度、実施方針を見直し、)必要が生じたときは、あらかじめ関係機関(出納局、</p>	<p>(契約を締結したときに公表すべき事項)</p> <p>第5条 法第23条で準用する法第20条第2項に規定する契約の内容に関する事項のうち規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 契約に係る法第16条第2項第1号、第2号、第11号及び第12号に掲げる事項又は法第18条第2項第1号、第2号、第9号及び第10号に掲げる事項</li> <li>二 契約に係る前条第1項に規定する概要</li> <li>三 契約の相手方の住所(法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</li> <li>四 契約金額</li> </ul> <p>(契約を変更したときに公表すべき事項)</p> <p>第6条 法第23条で準用する法第21条第3項に規定する契約の変更の内容に関する事項のうち規則で定めるものは、前条各号に掲げる事項のうち変更した事項及びその理由とする。</p>



県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例モデル案		県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例施行規則モデル案	
	<p>議会局、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、教育庁及び警察本部をいう。以下同じ。)と協議して実施方針の変更の案を作成しなければならない。( 任意)</p> <p>3 知事は、前項の見直しに当たっては、法第16条第2項第2号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は法第18条第2項第2号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了に併せて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ関係機関と協議して実施方針の変更の案を作成するものとする。( 任意)</p> <p>民間競争入札の落札者決定に際して、合議制機関の議を経るものとする場合 官民競争入札と同様とする。</p> <p>(民間競争入札の落札者の決定の特例)</p> <p>第3条 知事は、法第19条で準用する同法第17条の規定に関わらず、評価に当たって 委員会の議を経なければならない。( 任意)</p> <p>民間競争入札の落札者決定に当たって、地方公共団体の判断で合議制機関の意見を聞くものとする場合 官民競争入札と違う取扱いとするが公平性・透明性の観点から、決定に際しての客観性を確保する。</p> <p>(民間競争入札の落札者の決定の特例)</p> <p>第3条 知事は、法第19条で準用する同法第17条の規定に関わらず、評価に当たって 委員会の意見を聞くことができる。( 任意)</p> <p>(官民競争入札等に係る実施要項に定めるべき事項の追加)</p> <p>第4条 知事は、官民競争入札等に係る実施要項を定める場合にあっては、法第16条第2項及び法第18条</p>		

県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例モデル案	県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例施行規則モデル案
<p>第 2 項各号に掲げる事項に加え、第 2 条第 3 項に規定する評価に関する事項を定めるものとする。 ( 指針 )</p> <p>( 職員の退職手当に関する条例の特例 )( 任意 )</p> <p>第 5 条 職員の退職手当に関する条例( 昭和 29 年 4 月 6 日条例第 7 号 ) 第 1 条に規定する職員( 以下この項において「職員」という。 ) のうち、知事が法第 23 条で準用する法第 20 条第 1 項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの法第 16 条第 2 項第 2 号に規定する実施期間又は法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する実施期間( 以下この項において「実施期間」という。 ) の初日以後一年を経過する日までの期間内に、知事又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者を使用される者( 当該対象公共サービスに係る業務に従事する者に限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。 ) となるための退職( 同条例第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に該当する退職に限る。次項において「特定退職」という。 ) をし、かつ、引き続き対象公共サービス従事者として在職した後引き続いて実施期間の末日の翌日までに再び職員となった者( 以下この条において「再任用職員」という。 ) が退職した場合におけるその者に対する同条例第 2 条の 4 の規定による退職手当に係る同条例第 7 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</p> <p>2 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する職員の退職手当に関する条例第 2 条の 4 の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同条例第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間( 以下この項において「基礎在職期間」という。 ) には、同条第 2 項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当( 以下この条</p>	

県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例モデル案	県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例施行規則モデル案								
<p>において「先の退職手当」という。)の額の計算の基礎となった基礎在職期間を含むものとする。</p> <p>3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する職員の退職手当に関する条例第2条の4の規定による退職手当の額は、第1号に規定する法律の規定にかかわらず、<u>規則</u>で定めるところにより、同号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第3号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。</p> <p>一 職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の4まで並びに附則第19項から第21項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年3月31日条例第9号)附則第2条から第5条までの規定により計算した額</p> <p>二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額</p> <p>三 前2項の規定を適用しないで第1号に規定する条例の規定により計算した額</p> <p>4 前3項の規定は、再任用職員の退職前に、その者について、職員の退職手当に関する条例第12条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同条例第12条の3第1項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、適用しない。</p> <p>5 再任用職員が退職し、その者に対しまだ当該退職に係る退職手当(その額を第3項本文の規定により計算するものに限る。次項において同じ。)が支払われていない場合において、その者について、職員の退職手当に関する条例第12条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同条例第12条の3第1項の規定により先の退職手当を返納させること</p>	<p>第7条</p> <p>(第5条第3項第2号の利息に相当する額)</p> <p>第5条第3項の規定により同項第1号に掲げる額から控除する同項第2号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1023 1556 1423 2004"> <tbody> <tr> <td>平成19年3月31日以前</td> <td>年2.3パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日から平成20年3月31日まで</td> <td>年2.6パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成20年4月1日から平成21年3月31日まで</td> <td>年3.0〇パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成21年4月1日以後</td> <td>年3.2パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	平成19年3月31日以前	年2.3パーセント	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0〇パーセント	平成21年4月1日以後	年3.2パーセント
平成19年3月31日以前	年2.3パーセント								
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント								
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0〇パーセント								
平成21年4月1日以後	年3.2パーセント								

県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例モデル案		県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例施行規則モデル案	
	<p>となったときは、第3項本文の規定により計算した額から同項第3号に掲げる額を控除して得た額（次項において「特例加算額」という。）は、支給しない。</p> <p>6 再任用職員が退職し、その者に対し当該退職に係る退職手当の支給をした後において、その者について、職員の退職手当に関する条例第12条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同条例第12条の3第1項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、同条例第12条の2第1項に規定する任命権者は、特例加算額に相当する額の全部又は一部を返納させることができる。この場合においては、同条例第12条の3第2項の規定を準用する。</p> <p>新たに委員会を設置する場合 （委員会）</p>		（任意）
第6条	<p>県の公共サービスに係る官民競争入札等の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	第8条	<p>（委員会の部会の設置）（任意）</p> <p>条例第6条に規定する委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</p> <p>5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p>
第7条	<p>（所掌事務等）</p> <p>委員会は、法及びこの条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、知事に対し、必要な勧告をすることができる。（任意）</p> <p>3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。（任意）</p> <p>4 知事は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。（任意）</p> <p>5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札又は民間競争入</p>	第9条	<p>（委員会の議事）</p> <p>委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p>

県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例 モデル案	県競争の導入による公共サービスの改革に 関する条例施行規則モデル案
<p>第8条</p> <p>札を実施する関係機関又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。( 任意)</p> <p>(組織及び運営) 第5項以降どこまで条例事項とするかは、各地方公共団体の慣例や規則事項との関係で任意</p> <p>委員会は、委員 人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>5 委員会に、会務を総理し、委員会を代表する委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。( 任意)</p> <p>6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。( 任意)</p> <p>7 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、非常勤の専門委員を置くことができる。( 任意)</p> <p>8 専門委員は、学識経験のある者のうちから、委員長の指名により知事が任命し、前項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。( 任意)</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は規則で定める。( 任意)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条</p> <p>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>3 前2項の規定は、部会の議事について準用する。( 任意)</p> <p>4 委員は、法及び条例の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族又はこれらの者が特定支配関係(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)第3条の特定支配関係をいう。次項において同じ。)を有する者の利害に係る事項についての審議及び議決に關与することができない。( 任意)</p> <p>5 専門委員は、法及び条例の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族又はこれらの者が特定支配関係を有する者の利害に係る事項についての審議に關与することができない。( 任意)</p> <p>(委員会の資料の提出等の要求)</p> <p>第10条</p> <p>委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。( 任意)</p> <p>(委員会の事務局)</p> <p>第11条</p> <p>委員会の事務局を 部 課におく。</p> <p>(委員会の運営)</p>

県競争の導入による公共サービスの改革に関する条例 モデル案		県競争の導入による公共サービスの改革に 関する条例施行規則モデル案	
	<p>附 則 ( 施行日 )</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>( 附属機関設置条例の一部改正 )</p> <p>2 附属機関設置条例( 昭和 年 月 日条例第 号 ) の第 2 条の別表中</p> <p>「 」を</p> <p>「 」に</p> <p>改める。</p>	<p>第12条</p> <p>この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営及び事務局に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。( 任意 )</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 年 月 日から施行する。</p>	

## 第4節 法に基づく官民競争入札等の総合的な効果と課題～地方公共団体の視点から

### 1 公共サービス改革法の総合的な効果

地方公共団体の視点から、法を捉えると

特定公共サービスの質の向上と経費削減を目指す地方公共団体にとっては、環境整備が図られた。

具体的に整備された官民競争入札等の手続について、公平性、透明性、説明責任の観点から十分な措置がとられている。

地方公共団体が定める実施方針の内容や合議制機関の設置・権限等について大枠を定めるだけで、地方公共団体の裁量性が確保されている。

といった点で評価することができ、行政サービスの質の向上と量の充実、行政コストの縮減といった効果が見込まれる。

また、これまで公務員に限定されてきた事務・事業の執行に関して、公務員以外にも拡大されたことから、地方公共団体にとっては、公共サービスの新たな担い手として台頭しつつある企業、NPO、市民団体との協働のための手法としても期待できるものである。

このように、地方公共団体にとって法の活用は、地域自治に責任あるものとして、地域における公共サービスをどのように住民が望む形で提供していくかという、将来を見据えた公共サービスの有様を考え、住民に提起するきっかけとなるものである。

### 2 公共サービス改革法に基づく市場化テストを導入する場合の条件整備

#### ～業務開始までに要する期間と業務分析、行政コストの算出と費用対効果

一方、具体的に事務・事業を市場化する場合にあっては、第2節で検討したように多くの個別の課題があるのも事実である。

加えて、第2節の個別課題の検討を通じて、法に基づく事務・事業の市場化テストの場合に全体を通じて業務の開始までに期間を要すること、また、法のプロセスに入る前の各地方公共団体における事務・事業の分析、評価といった条件整備が大切であり、それに相当な期間が想定されることについては、第2節の3「プロセスを検討した結果」で述べたところであるが、改めて、問題点を整理する。

まず、既に法に規定された特定公共サービスを市場化する場合であるが、当該地方公共団体で実際に行われている特定公共サービスについて、どの程度細かに作業単位やその作業に関わる労力、コストが把握されているのかによって、その後の実施方針や実施要項の作成作業に大きな影響を与えることが想定される。したがって、法に基づく官民競争入札等を導入しようとする場合にあっては、この前提条件の把握を効率的計画的に実施しておく必要がある。

次に、国へ新たに特定公共サービスの追加を要望しようとする場合にあっては、前述の条件の把握とともに、国の規制の状況、緩和要望すべき項目、当該事務・事業の民間による担い手の有無等の把握とそれらを基に国への要望、基本方針及び法の改正が必要なことから、更なる調整期間が求められるということがある。

特に、この両者に共通するコストを含めた事務・事業の業務分析については、場合によっては長い期間と多くの費用を要することも想定されることから、その後の市場化テ

ストの実施による質の向上、コストの縮減との見合いで疑問符が付される場合も考えられる。

各地方公共団体は既に民間活力導入指針等を策定して民間活力の活用に努めているところであるが、業務プロセスの分析や行政コストの把握等の取組を日頃からどのように進めているかということが今後の法に基づく市場化テストの導入にとって大きな差となる。そこで、事業規模（事業のまとまりといった観点）や費用対効果（質とコストの評価といった視点）を含めてこうした取組を総合的、計画的に進め、導入を図っていくことが求められる。

### 3 円滑な制度導入のための課題～地方公共団体自らでは対応できない課題

さらに、円滑な制度の導入と実施を前提に考えた場合に、地方公共団体自らの取組だけでは対応できない課題もあることから、ここでそれらの課題について言及する。

#### (1) 長期継続契約の可能性の再検討

法に基づく官民競争入札等の場合の長期継続契約の可能性については、本文中（ - 3 - 課題、97頁）では、公共サービスの不断の見直しを図るという法の趣旨や予算の留保が付されることからみて困難という整理を行った。

しかし、改めて長期継続契約の可能性を検討してみると、

地方自治法が想定している長期継続契約は、地方公共団体が存在する限り一日も欠かすことができないものとして、「契約の性質」と「事務取扱の支障」を各地方公共団体自らが判断し、条例で定められる<sup>118</sup>こと

法の対象としている特定公共サービスは、実施期間中の履行を確保するために報告の徴収等や必要な措置をとるよう指示することを前提としており、また窓口6業務のように当該業務の中断が住民サービスの停滞に直接つながるものもあることから、内容からみてに該当するサービスと考えることができるものもあると考えられること

予算的には、長期継続契約は各年度の予算の制限を受けることから、民間事業者にとっては不安定要因となる。しかし、基本的には内容の見直しが契約金額に変動を及ぼさない限り、契約で定めた支払額を歳出予算化する努力を当該地方公共団体は行うものと考えられること<sup>119</sup>。

期間的には、長期継続契約であっても債務負担行為に基づく契約であっても契約期間中の民間事業者の地位が原則として保護される点では変わらないこと

長期継続契約の可能性を否定する理由として、民間事業者の創意工夫が挙げられているが、この点については官民競争入札等の実施時に民間事業者等が提出する入札書において発揮されるもので、むしろ特定公共サービスの種類によっては実施期間中のサービスの向上のための見直しは契約書に附帯する仕様

<sup>118</sup> 地方自治法施行令第167条の17参照

<sup>119</sup> 一方、債務負担行為に基づく契約の場合は支払われる総額は確保されるものの、支払われる経費はあくまで当該年度の歳出予算であり、当初の計画通りの支払いがされるとは限らない。こうした観点からみると、どちらにメリットがあるのかは一概には言えない。



書における要求水準や達成水準の見直しであって、契約書本体に影響を与える可能性は少ないものもあると考えられること  
 という点を掲げることができる。

このような点から考えると、一律に長期継続契約の可能性を否定するのではなく、特定公共サービスの内容及び性質と契約しないことによる事務への支障を総合的に判断し、長期継続契約として条例を制定する地方公共団体があっても、それは当該地方公共団体の判断として認められるべきものではないかとも考えられる。

(2) 特定公共サービスの契約締結の前提となる議案及び議決の項目

特定公共サービスの契約に際して受けなければならない議会の議決項目については、当該規定が設けられた趣旨<sup>120</sup>等から告示事項が議決事項となるという整理を行ったところであるが（ - 2、129頁）、改めてここで関連する制度との関係で議会の議決事項を表に整理してみると、次のようになる。

図表 2 - 13 関連制度を含めた契約等の議決事項等（神奈川県のを参考に）

根拠法	公共サービス改革法第34条		地方自治法		P F I 法
項目	契約締結の告示	契約締結の公表	工事又は製造の請負の契約	指定管理者の指定	P F I 契約の締結
行為	告示	公表	契約	指定	契約
事項	事業者の氏名又は名称 特定公共業務の内容 特定業務の期間	相手方の氏名又は名称 当該契約の内容に関する事項 公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要 契約の相手方の住所 契約金額	工事又は製造の請負の名称 相手方の氏名又は名称 請負契約金額	施設の名称 指定管理者の名称 主たる事務所の所在地 指定期間	契約事業名 特定事業に係る施設の所在地及び内容 契約金額 契約者名

上記表の整理のように契約に係る議案にあっては、契約金額が議決事項となっている<sup>121</sup>。地方自治法や個別法により議会の議決事項とされた契約については、地方公共団体にとって重要な契約について議会の議決事項とすることによって、将来負担を

<sup>120</sup> 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第2項における議会の議決事項は同法第2条第1項の郵政公社との規約が対象となっている。

<sup>121</sup> 地方自治法第252条の36第1項の規定による包括外部監査契約の締結についても、契約金額が条件として示され議決事項となっている。

めた内容の適正性のチェックを議会に任せる趣旨であると考え、本文中で整理した内容は、検討の余地があることになる<sup>122</sup>。

ただし、契約金額を議決事項とした場合には、毎年度のモニタリングの結果、仕様が変更されそれに伴う要求水準や達成すべき水準が引き上げられることにより、契約金額を変更せざるを得なくなった場合に、契約の変更議案を提出し議会の議決を得なければならなくなる点で、事務の増加が見込まれることになる。

このような点から、地方公共団体において議決事項に差が出てくることも想定されるため、標準的な議案形式の設定等<sup>123</sup>も必要と考えられる。

### (3) 特定公共サービスの業務と地方公共団体の行う監査

本文中では、特定公共サービスの実施と地方公共団体の行う監査との関係については言及していないが、PFIと同様に委託料は財政的援助には当たらないと考えられることから、特定公共サービスの実施に係る民間事業者の事業経理は監査の対象とはならないと考えられる。ただし、地方公共団体の委託料の執行事務に関連する範囲で、必要と認められる場合には関係人として民間事業者の出頭、意見聴取、関係書類の提出が可能となっている。これに対して指定管理者については、地方自治法第199条第7項により指定管理業務に係る出納関連業務について監査することができ、その結果について公表することになっている<sup>124</sup>。

また、国の市場化テストにあっては、会計検査院法第23条第7項の規定により国が行った「事務若しくは業務の受託者」のその契約に関する会計については、場合によっては会計検査の対象となる。

このように、特定公共サービスやPFIと指定管理者では監査について取扱いが異なっており、また特定公共サービスを実施する民間事業者に対する監査の在り方についても地方公共団体と国とでは取扱いが異なっている。

しかし、手法や主体が異なっても公共サービスを民間に任せるという点で監査の取扱いが変わるとするのは、事業の継続性や住民サービスの維持という点から適当とは考えられない。このため、地方公共団体の行う監査との関係については、包括外部監査制度を含めて、全体的な検討を望みたい。

### (4) 円滑な業務実施のための退職手当の特例と職員の民間派遣の可能性（職員の処遇）

国家公務員が、落札した民間企業に従事する場合には、法第31条により国家公務員の退職手当の特例が定められている。

一方、地方公務員の場合にあっては、このような規定が用意されていないことから、

<sup>122</sup> 工事請負契約に関する議案内容は、「契約の目的、方法、金額、相手方等を明記すればよい。」とされている（昭和25年12月6日 自行発319号）

<sup>123</sup> 内閣府PFI推進室が作成した「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」の中で、契約議案の形式が例として示されており、議決事項は契約の目的（事業名）、建設予定地、施設の概要、契約金額、契約の相手方、支出科目等（債務負担行為及び設定年度）となっている。また、法律形式は異なるが指定管理者の指定の議案については、平成15年7月17日総務省自治行政局長通知により管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間、その他となっており、指定管理料については明記されていない。

<sup>124</sup> この点については、条例で定めた場合には包括外部監査の対象とすることも可能である。

条例により各地方公共団体で定めることとされている。しかし、落札した事業者の設立形態や勤務に対する考え方によって、いくつかのパターンが考えられる。

落札した事業者が派遣法又は派遣法による条例の対象となる事業者の場合

落札した事業者が行うことになる業務は、もともと行政が行っていた業務であり、県から委託を受けて実施するものであることを考えると、在職の身分のまま派遣することが可能である。(この場合、地方公共団体から給与を支給するとともに、共済組合の長期給付が派遣期間中公務と見なされる特例等、規定された特例の適用がある。)

上記以外の純粋な民間企業が落札した場合

-1 法による国家公務員の退職手当の特例と同様の規定を条例で規定する。

ただし、国と同じ規定でよいのか、の派遣の取扱いと同様の規定を設ける必要があるのか、それが可能なのかという点については、国の取扱いとの均衡の中で検討する必要がある<sup>125</sup>。

-2 民間事業者へ研修という名目で派遣する。

及び の場合であっても、当該業務に公務員を従事させない取扱いとすることから、規定整備を行わない対応とする。

このように、実際には、当該地方公共団体の派遣や特定公共サービスを担う民間事業者によって異なる対応が可能である。

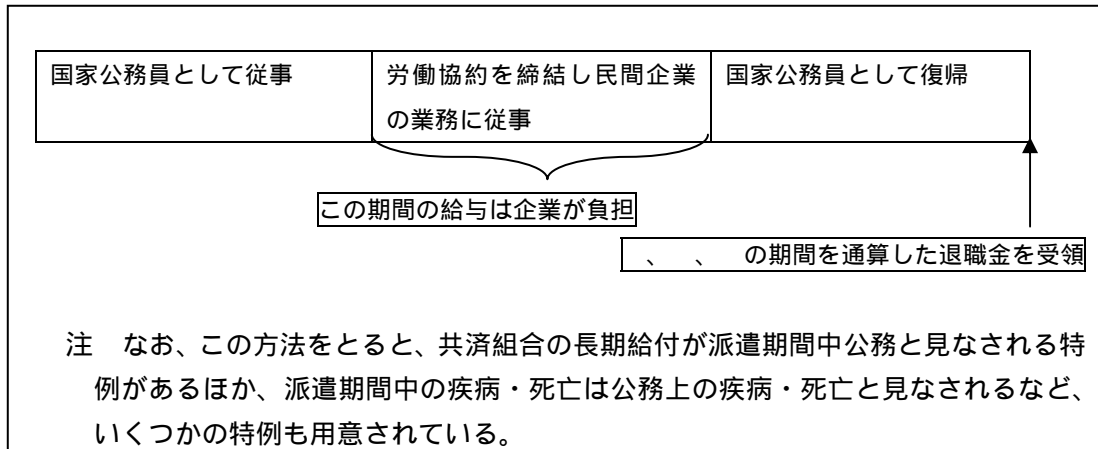
なお、国においては、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に基づき、交流派遣という形で民間企業に従事することも可能と考えられるが、一旦官民競争入札等を実施して特定公共サービスの担い手として民間が選択されたという状況からみて、公務員の身分を残したまま民間企業等の業務に従事することは法の趣旨にそぐわないということで、「交流派遣」という考え方を採らず、公務員の身分を外し、再雇用された場合の特例を設ける形を取っている。

しかし、本文中にも記載したように、公務員が民間事業者に関与するのは、業務に精通する職員からノウハウの提供を求められ、当該民間事業者の職員となる場合のほか、次回入札等を想定して民間事業者のノウハウを吸収したいあるいはノウハウを維持・継承したいという地方公共団体の事情も考えられる。この場合に、再雇用が確約されないまま民間事業者の職員となる退職の道しかないとなると、職員の了解が得られず、地方公共団体の運営の支障が生じることも想定される。

したがって、職員の処遇については、当該地方公共団体においてある程度の自由裁量で判断できるよう、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」の地方公務員版のような法律整備を含め、柔軟な対応を国に望みたい。

<sup>125</sup> 国の退職手当の特例は、民間企業に従事した期間を通算する特例であって、民間企業に従事している間の共済や各種手当では切れてしまうことになる。

図表 2 - 14 国の交流派遣の取扱い



## 第3章 市場化テストの活用に向けて

### 第1節 地方公共団体における市場化テスト活用の状況

#### 1 市場化テストをめぐる地方公共団体の現状

第1章で述べたところであるが、多くの地方公共団体では、行政改革の取組の一つとして、民間活力導入指針等を策定し、様々な手法により民間活力の活用を図ってきた。具体的には、公共サービスの水準の維持・向上、経費の削減の可能性を探りながら、民間活力導入の効果やその可否等の検討を行い、各地方公共団体にふさわしい事業を対象にして、行政として積み重ねてきたノウハウを生かした適切な方法により民間活力の活用が進められてきたところである。

前章では、こうした中で新たに成立した公共サービス改革法に基づく市場化テストを研究の主な対象とし、地方公共団体がこの仕組みを導入する際に必要となる手続やそれに伴う課題等を整理した。この結果、地方公共団体が公共サービス改革法に基づく市場化テストを実施することにより、公共サービスの質の向上や量の充実、行政コストの削減といった効果が期待できるものの、一方で解決しなければならない様々な課題があることが分かった。特に、前章第4節で整理したとおり、法に基づく事務・事業の市場化テストには、業務開始までに行政コストの算出等の作業をはじめとする相当な作業と期間が想定される。このことは、各地方公共団体にとって、大きな負担となることが予想されるため、結果として各地方公共団体が制度の導入に慎重になることも考えられる。

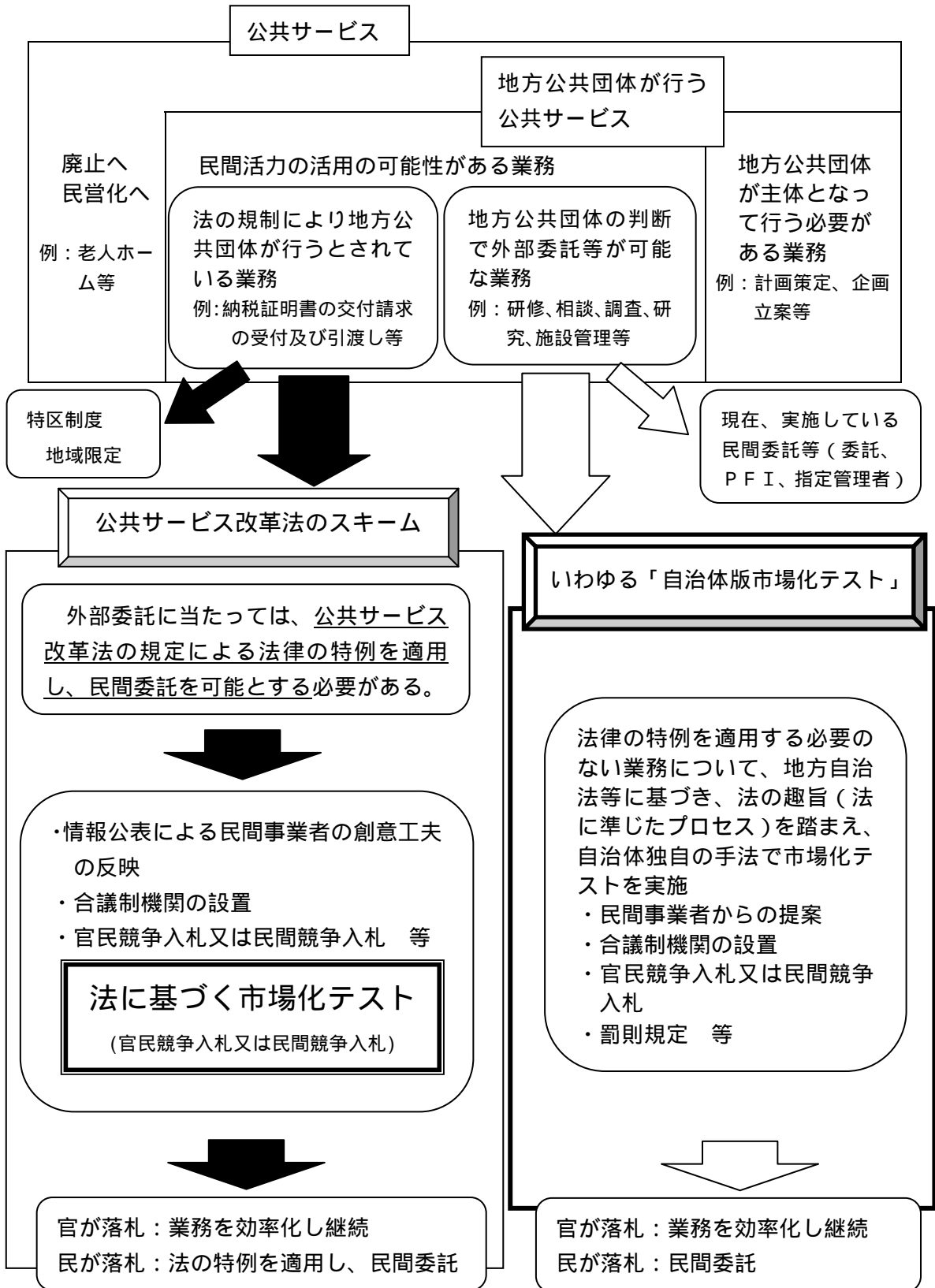
さらに、現状での特定公共サービスの設定は、法令の制限のある事務・事業のうち、一連の業務を切り分けた一部分や、一括で処理することが効率的である事務・事業の一部が対象となっているなど、導入までの手続に要する作業と期間という負担に対してあまりにメリットが少ないといわざるを得ない。本制度を今後積極的に活用していくためには、地方公共団体が活用しやすいような特定公共サービスの設定が期待されるところであるが、法に基づく民間や地方公共団体からの意見聴取に対する国の対応の現状を見ても、関係省庁における考え方等にも差異があり、今後の特定公共サービスの増加については想像しにくい状況にあるといえる。

このように、法に基づく市場化テストの導入が進まない一方で、既にいくつかの地方公共団体は、「民間が担うことができることは民間にゆだねる」という考え方で、法の成立前から自らの発意・工夫により外部化の検討を始めていたところや、法の制定を踏まえ、その趣旨を生かしつつ、さらに広い範囲で市場化の検討を行っているところなど、様々な動きが見受けられる。

こうした市場化テストをめぐる地方公共団体の現在の状況を概念化したのが図表3-1である。

本章では、こうした「自治体版市場化テスト」ともいわれている独自の取組を取り上げ、実際の各地方公共団体の市場化テストをめぐる状況を踏まえつつ、市場化テストの地方公共団体における新たな可能性について探っていくこととする。

図表3 - 1 市場化テストをめぐる地方公共団体の現状



## 2 各地方公共団体の具体的な状況

まず、はじめに、新聞報道等ではいわゆる「自治体版市場化テスト」を導入している地方公共団体（導入の方針を示しているところも含む。以下、同じ。）として取り上げられている代表的な都道府県、市区町村について、公表されている資料等からその制度の概要を整理してみる<sup>126</sup>。

### (1) 都道府県の状況

代表的な都道府県の状況は、図表3-2のとおりである<sup>127</sup>。

図表3-2 都道府県の市場化テストへの取組状況

件名等	北海道 (北海道版市場化テスト(仮称)モデル事業)	東京都 (東京都版市場化テストモデル事業)	大阪府 (大阪版市場化テスト)	和歌山県 (和歌山県版市場化テストモデル事業)
対象業務	特定疾患等医療受給者証の申請に係る審査等業務 / 農業試験場における農業技能業務	都立技術専門学校における求職者向け公共職業訓練業務	未定(民間事業者等からの提案に基づき選定)	庁舎管理業務(清掃、電気設備、警備等)
導入時期	平成19年度にモデル事業を実施(平成20年度から本格実施予定)	平成19年度にモデル事業を実施、モデル事業の検証後本格実施	平成19年度から民間提案を公募、平成20年度から事業実施予定	平成18年度にモデル事業を実施
入札方法	一般競争入札 / 民間競争入札	総合評価一般競争入札 / 官民競争入札	総合評価一般競争入札等 / 民間競争入札	総合評価一般競争入札 / 官民競争入札
入札日 / 入札結果	未定	平成18年12月18日 ・7科目中1科目は都、6科目を民間事業者が落札	未定	平成18年10月30日 ・民間事業者が落札、落札額は予定価格を30%下回った
契約期間	平成19年4月～平成20年3月	平成19年4月1日～平成20年3月31日	平成20年4月頃から開始	平成19年1月4日～平成21年3月31日
実施条例等	実施要項	実施方針	実施方針策定予定 大阪府市場化テストガイドライン	実施要項

<sup>126</sup> なお、ここで取り上げる地方公共団体については、文献、インターネット等の情報により本研究チームが選択したものであり、ここで取り上げなかった地方公共団体においても様々な取組がなされているものと考えられる。

<sup>127</sup> このほか、市場化テストに類する制度として取り上げられている制度として、「佐賀県協働化テスト」がある。この制度は、市場化テストと事業仕分けの利点を取り入れ、全業務を対象に、職員による自己点検等を行い、その結果を基に県民との意見交換を実施して、公共サービスの担い手(実施主体)及び手法について検討を行うものである。

## (2) 市区町村の状況

市区町村では、行政改革の流れの中で、それぞれの実情に合わせた市場化テストあるいはそれに類似する様々な取組を行っている。その中で代表的な2つの取組の状況を整理する。

### ア 足立区等の取組～法に準じた手続の導入

市区町村の取組として特徴的なもののひとつとして、足立区の市場化テストの取組が挙げられる。

足立区では、昭和55年頃から官業の民間開放に取り組み始め、行政の簡素化・効率化を積極的に進め、住区センターの住民自主管理や学校給食調理の民間委託等、数多くの先駆的な試みを実践してきた。こうした長年にわたる行政改革、構造改革の個別の成果を踏まえつつ、新たな取組の一環として、市場化テストについてもいち早く研究、検討を始め、市場化テストを契機としてあらゆる分野の官民協働を総合的に推進し、自治体改革を目指すことを目的に公共サービスの改革に取り組んでいる。

市場化テストに係る具体的な取組としては、法の成立後、特定公共サービスとその他の業務を一体として官民競争入札等を実施することも可能となるよう、平成18年9月に「足立区における公共サービス改革の推進に関する条例」及び同条例施行規則を制定し、手続を整備してきた。当該条例の内容については、いくつかの特徴を備えているものの、特定公共サービスとその他のサービスを一体として民間委託することを想定しているため、ほぼ法の手続に準じたものとなっている。現在、平成20年度の実施に向けて、平成18年11月に「公共サービス改革委員会」を設置し、検討を進めている<sup>128</sup>。

なお、岡山県倉敷市では、「官民競争入札制度（市場化テスト）基本方針」を平成18年7月に公表している。

### イ 我孫子市等の取組～民間提案型の民間委託、民営化

市区町村におけるもう一つの特徴的な動きとして、民間委託、民営化する事務・事業を行政内部で選定するのではなく、民間の提案を活用して行おうとする取組が挙げられる<sup>129</sup>。その先駆けといわれるのが、千葉県我孫子市の「提案型公共サービス民営化制度」<sup>130</sup>である。平成17年3月末に開始された同制度は、市が作成した行政評価表を基にした全事務・事業を対象に、民間委託や民営化の提案を広く民間企業やNPO等に求めるものである。提案に当たっては、民間からの提案を得られや

<sup>128</sup> 当該条例の内容については、足立区ホームページ参照。

([http://www.city.adachi.tokyo.jp/reiki/reiki\\_menu.html](http://www.city.adachi.tokyo.jp/reiki/reiki_menu.html))

なお、当初足立区では、同年10月から事業者を公募して平成19年度から民間委託を開始する計画であったが、国との調整等の影響で、平成19年度の実施は見送っている。

<sup>129</sup> これらの取組は、狭義の意味では市場化テストに該当しないかもしれないが、市場化テストに類似する仕組み、あるいは市場化テストにつながっていく仕組みとして、「自治体版市場化テスト」の中で取り上げられている。

<sup>130</sup> 我孫子市の同制度については、我孫子市ホームページ参照。

(<http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/15,0,142,html>)



すくするために、事業内容をはじめ、事業の目的や達成目標、事業に要する経費の内訳（人件費も含む）等を提供した。今後、民間から寄せられた提案については、最終的には第三者機関である提案審査委員会によって採否が決定されることとなるが、事業者との契約は、基本的には提案者との随意契約を予定しており、随意契約の条件に該当しないと判断される場合には競争入札となる予定である。

こうした民間提案を活用した民間委託、民営化については、このほかにも、東京都杉並区や愛知県高浜市等でも取り組まれている。なお、神奈川県内の市町村における同様の取組として、三浦市の「市場化可能性調査」が挙げられる。

トピックス : 三浦市の「市場化可能性調査」について<sup>131</sup>

三浦市では、市が実施している業務のアウトソーシングを進めるため、平成18年度から「市場化可能性調査」を実施している。当該制度は、次のAからIの公共サービス・事業について、民間企業等からアウトソーシングの方法等についての提案を受け、市として具体的方針を意思決定するための検討資料とするものである。

- A 市立病院給食調理業務（院内給食）
- B 給食共同調理場業務（小・中学校給食）
- C ごみ処理業務（一般廃棄物（し尿を除く。）の収集・運搬・処理）
- D 体育館・総合体育館及び水泳プール運営業務
- E 老人福祉保健センター運営業務
- F 道路補修業務（市道等の補修工事等）
- G 学校校務員業務（旧来の“用務員”業務）
- H 市立病院用務員業務
- I 市立病院診療材料等管理（倉庫出入管理）業務

平成18年度の募集に当たっては、特に次のような点が重視されている<sup>132</sup>。

指定管理者、民営化、業務委託契約など契約形態にこだわらない提案  
一定品質を維持・向上した上で市財政負担額を減少させる提案  
現有施設の使用を必須条件とはしない提案  
現有施設を使用する場合、現在の業務にのみに制限せず有効活用する提案  
単一業務ごとに限らず、複数業務の一括アウトソーシングの提案  
市財政が負担する人件費の減少につながる提案  
実現可能な複数のケースを想定した複数の提案

なお、平成18年度については、合計で39件の応募があり、今後市としては、提案内容を検討して具体的方針を決定していくこととしている。

<sup>131</sup> 三浦市ホームページを参考としている。（<http://www.city.miura.kanagawa.jp/>）

<sup>132</sup> 上記AからIの中で対象外となっている業務もある。

### 3 いわゆる「自治体版市場化テスト」の姿

法に基づく市場化テストに内在するいくつかの課題により、その積極的な活用が見られない中で、各地方公共団体はこのような様々な取組を自らの発意と工夫の中で行っており、これらの地方公共団体独自の取組が「自治体版市場化テスト」と表現されている。

そこで、いわゆる「自治体版市場化テスト」の具体的な姿を探る意味で、公共サービス改革法における市場化テストの枠組みから、実際に各地方公共団体で行われている制度の状況を確認してみる。

法に基づく競争入札制度の特色としては、次のような点が挙げられる<sup>133</sup>。

#### 競争原理の導入

法律の趣旨の中で「競争の導入による公共サービス改革を実施するもの」と明記しており（法第2条）、その具体的な手法として「官民競争入札」制度を導入していること。

#### 情報開示

対象となる公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示を行うこととしており（法第9条第4項等）、従来のコストやサービスの内容と、新たに官民競争入札等の結果その公共サービスを実施することとなった者によるコストやサービスの内容を、国民・住民の目から見て透明な形で比較検証できるようにしていること。

#### 合議制機関の設置

サービスのコストの削減だけでなく質の維持向上も実現するため、「実施要項」（法第9条等）において、従来のコストやサービスの内容を踏まえ、確保すべきサービスの質や落札者を選定するための評価基準等を十分検討し明確化する制度としており、その「実施要項」の策定に当たり、法で設置される「官民競争入札等監視委員会」（地方公共団体においては、「合議制の機関」）の議を経て（法第9条第5項等）決定することとしていること。

#### 総合評価一般競争入札方式の採用

価格、質を評価する総合評価一般競争入札方式を採用していること（法第13条第1項等）。

#### 秘密保持義務やみなし公務員規定の適用、監督規定の設置

適正な事業実施を確保するため、対象公共サービスを実施することとなった民間事業者に、法令上の秘密保持義務（法第25条第1項）やみなし公務員規定（法第25条第2項）が適用されるとともに、事業者への監督規定（報告徴収、立入検査、措置の指示）を設けていること（法第26条、第27条等）。

#### 民間提案の採用

国や地方公共団体の基本的方向性を定め、対象事業を明らかにする「基本方針」、  
「実施方針」を規定するに当たって、民間等からの意見聴取を義務付けていること（法第7条、第8条）。

<sup>133</sup> 内閣府公共サービス改革推進室ホームページ「地方公共団体における官民競争入札等について」を参考としている。

これらの法に基づく競争入札制度の特色と、いわゆる「自治体版市場化テスト」は、どのような点で一致しているのか、といった観点から整理したのが次表である。

図表3-3 自治体版市場化テストと法に基づく競争入札制度の特色

法の特 色	北海道 (北海道版市場化テスト(仮称))	東京都 (東京都版市場化テストモデル)	大阪府 (大阪版市場化テスト)	和歌山県 (和歌山県版市場化テスト)	足立区
官民競争入札の実施	なし		なし 注2		制度としては可能
情報開示					
合議制機関の設置	(要綱設置予定)	(要綱設置)	(要綱設置)	(要綱設置)	(条例設置)
総合評価一般競争入札の実施	なし (一般競争入札)				
秘密保持義務規定、みなし公務員規定等の代替措置	なし	なし	なし	なし	
対象事業の選定における民間提案の採用		なし 注3		なし	

注1 は、法の特色として掲げた事項が制度の中に取り込まれていることを示す。

2 ただし、平成17年度に策定された「大阪府市場化テストガイドライン」においては、「官民競争型」を想定している。

3 ただし、対象モデル事業の都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練業務のうちの対象とする科目の選定に当たっては、専門学校等へのアンケートを実施している。

4 本表は、平成19年2月時点で公表されている制度のみを対象としている。これらの中には、本格実施を前提としたモデルケースとして実施しているものもある。したがって、平成19年度以降の制度変更は当然あり得るが、本表においてはその点は考慮していない。

5 我孫子市等の民間提案型の制度については、事業の担い手の選択の手法までは制度化されていないことから、この表からは除いている。

これによると、条例を制定し法に準じた制度を導入している足立区を除いては、必ずしも法に基づく市場化テストの特色のすべてを兼ね備えているわけではない。こうした結果は、法の制定を受けてその趣旨を組み入れた制度を導入しようとするところだけではなく、法の制定以前からの行政改革の流れの中で、それぞれの実情や必要性に応じて制度設計してきたところなど、様々であることを鑑みれば当然といえる。

例えば、秘密保持義務規定等については、足立区を除き代替措置等の対応をしていな

い。これらに対応するためには、条例に規定する必要があるが、対象とする事務・事業について罰則の適用を必要とするものでなければ、必ずしも条例による規定の整備は必要がないことから、こうした規定への対応は、それぞれの地方公共団体における市場化する対象の選択により異なってくることとなる。

合議制機関については、ほとんどのところで設置はしているが、足立区を除き設置根拠は要綱であり、条例による設置には至っていない。これについても、附属機関としての位置付けが必要か否かを各地方公共団体が判断し、必要に応じて条例化していけばよいこととなる。

入札制度については、官民競争入札は当面実施せず、民間競争入札のみを採用しているところがある。また、図表3-3の対象とはしていない民間提案型の場合には、総合評価一般競争入札の実施を必須としていないところ、入札方式を前提としていないところもある。これらについては、そもそも公共サービスの提供に当たって価格と質の両面から公共サービスに競争原理を導入することを本質とする「市場化テスト」の概念に当たらないと考えることもできる。

しかしながら、仮に、競争入札制度を採用しないとしても、これまで地方公共団体が行ってきたサービスの提供について、民間での提供も可能とする提案を受けることを契機として、地域における公共サービスをどのように住民に対して提供していくべきなのかということと比較・検討し、当該提案の採否を決定していく過程において、改めて行政としてのサービス提供における当該地方公共団体自身の改善の可否を検討することが想定される。また、こうした検討の過程や結果について、住民に対して情報を開示しながら説明していく必要も生じていくであろう。こうした過程を踏むことによって、透明、公正な形で当該サービス提供における最適な担い手の選択につながることになる。

このように見ていくと、いわゆる「自治体版市場化テスト」とされている各地方公共団体の取組をあえて概括するならば、それぞれの実情に合わせて創意工夫が図られた結果、制度設計については幅があるが、情報開示を進め公正・透明な手続によって最適な公共サービス提供の担い手を選択する取組を進めようという点では共通しているといえる。

## 第2節 地方公共団体における市場化テストの活用の可能性

### 1 自治体版市場化テストの類型

前節で確認したとおり、「自治体版市場化テスト」といわれる取組は、各地方公共団体がそれぞれの実情を踏まえ、創意工夫を働かせながらつくり上げてきた仕組みである。

今後もこうした取組は増えていくことが予想されるが、各地方公共団体が独自の市場化テストを導入するに当たっては、これまでの行政改革の取組状況等に対応した仕組みづくりを検討していくこととなる。

この具体的な仕組みづくりの作業においては、(1)対象となる事務・事業をどのように選定していくか、(2)選定された事務・事業をどのようなプロセスを経て市場化させるのか、という2点が大きなポイントになると考えられる。

そこで、本項では、既に動き始めた地方公共団体独自の市場化テストの事例をこの2つの点から分類し、今後、各地方公共団体が市場化テストを活用していく上でのヒントを得ることとする。

#### (1) 対象事業の選定手法による分類

いわゆる自治体版市場化テストにおいては、法令の規制のない公共サービスの中から対象事業を選定することとなるが、その際の方法として大きく分けて以下の2つが見受けられる。

#### ア 地方公共団体があらかじめ特定

これについては、さらに2つの方法に分けられる。

##### (ア) 事務・事業の見直し（仕分け）等の中で一定の基準に基づき絞り込む

###### 倉敷市

全事業を対象として、棚卸し的に選定する場合であり、サービスの質や効率性等に関する一定の基準を設け、これにより選定していく方法である。

行政改革の一環として既に事務・事業の見直し等を実行している団体では、対象事業の選定作業において従来の仕組みを活用することができるため、市場化テストの実施にかかる期間の短縮やコスト・作業の削減等を図ることが可能となる。また、対象事業の選定に当たっての庁内的な理解も得られやすいものと考えられる。

一方、これまでこうした取組を行っていない団体にとっては、事務・事業の棚卸しそのものに要する時間的、コスト的なデメリットが大きくなることが予想される。

##### (イ) 首長の発意等により特定の事務・事業を選定する

###### 東京都、和歌山県、足立区

当該地方公共団体で、既に行政改革で優先度の高い業務改善の緊急性が高い事務・事業等が明確になっており、この中から対象となる事務・事業を選定する場合や、首長等の政治的判断によって特定の事務・事業を選定する方法である。

こうした方法は、対象事業の選定過程を短縮することができるため、上記(ア)のデメリットである作業の煩雑さを縮減することが可能となる。そのため、短期間で市場化テストの成果を確認するためのモデル事業として実施する場合等には有効と考えられる。

なお、対象事業の選定に当たり、選定基準等の庁内外への説明責任を十分に果たせるかどうか、留意する必要がある。

## イ 民間提案を受けて選定

大阪府、我孫子市等

民間事業者や地域住民から、民間の創意工夫が求められるような業務についての提案を受け、そこから対象事業を選定する方法である。

行政とは別の新たな視点で事務・事業を見直すことにより、結果として地方公共団体として果たす役割の見直しにもつながり、公共サービスの質と効率性の向上という観点から見ると有益な方法といえる。また、民間提案の募集は、良質な競争主体の有無を調べることにともつながり、仮に提案が多ければそれだけ民間が参入しやすい事業であるということになり、競争原理がはたらきやすい事業であるという判断をすることができる<sup>134</sup>。さらに、行政が対象事業を選定する際には、選定基準を行政自らが設定する必要があるが、民間から選定をしてもらうということで、消極的ながら、判断基準の設定が難しいという課題を避けることも可能となる。

また、既に民間提案制度を採用している地方公共団体の中には、民間からの提案を受け、対象となる事務・事業を選定し、委託等を実施する一連の過程を通じて官民協働の推進につなげていこうとしているところが見受けられる。このように官民協働を推進するための一手法として民間提案制度を活用することも想定される。

民間提案を採用している地方公共団体をみると、基本的には全事務・事業を対象に民間委託・民営化の提案を広く求めるといった方法をとっている。その場合、民間から提案しやすくするためには、各事務・事業のコスト等の情報を提供する必要がある。こうしたプロセスを経ることにより、民間への情報公開が進むという効果も期待される。他方、こうした情報提供を可能にするため、行政評価等を事前に行う必要があり、行政評価等に対するこれまでの取組の蓄積が重要となってくる。

## (2) プロセスの設定による分類

地方公共団体独自の市場化テストにおいては、さらにプロセスの設定の面からも大きく分けて以下の2つに分けられる。

### ア 法に準じたプロセスを取り入れた制度の導入（フルセット型）

<sup>134</sup> 市場化テスト推進協議会編『市場化テスト』（2007）・75頁 注16

東京都、和歌山県、足立区

法令の規制はなく、現行法の下でも市場化テストの導入が可能である事務・事業について、法に基づいた制度設計を条例や規則等により行い、市場化テストを実施する方法である。

法に準じたプロセスを踏むことにより、法令の制限がない事務・事業のうちでも 民間の創意・工夫による質の向上・コスト縮減を期待する分野の業務、より透明・公正な競争手続をとる必要性がある業務、厳格な監督や厳しい罰則による担保を行う必要性がある業務等、従来、民間委託になじまないとされた事務・事業についても、市場化テストの趣旨を生かすことが可能となる。

また、特定公共サービスと併せて市場化を実施した方がより効率的・効果的なサービスが期待できる業務については、それぞれ別々の手続で実施するよりも、一体的に手続を進めた方が時間的にもコストの面から見ても適切である。こうした場合には、この方法により同時に手続を踏むことが可能となる。

この方法によれば、より法の趣旨に添った手続となるが、業務開始までに相当な期間がかかる、あるいは手続の煩雑さが生じるといった、法に基づく市場化テストの導入における課題として掲げた点については、あまり解消されないこととなる。

#### イ 法の趣旨を生かして、そのプロセスの一部を取り入れた制度の導入（プロセスの一部活用型）

法に規定するすべてのプロセスを取り込むのではなく、法における市場化テストの特色として掲げた事項のうち、その一部を活用する方法である。

地方公共団体独自の市場化テストにおいては、必ずしも法で規定しているプロセスをすべて踏む必要はなく、市場化テストの導入の目的や対象となる事務・事業によっては、法で定めるプロセスのうち、必要な部分を活用するというのは現実的な選択といえる。

この場合、上記アのフルセット型の諸課題（過大な期間、手続の煩雑さ）は軽減される可能性が高い。そのため、今後こうした方法を採用することは十分予想される。

具体的には、次のような要素の一つあるいはいくつかを制度に取り入れる場合が想定される。

##### 官民競争入札制度の採用

新たな入札制度として官民競争入札制度を導入する。公共サービスに明確な形で競争原理が導入されることになり、最適なサービス提供主体を選択するという目的が達成される。

##### 情報開示

対象となる公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示等の手続を導入する。当該公共サービスの情報等が民間に開示されることにより、公平性

が確保されるとともに、手続における透明性・公正性が確保される。

#### 合議制機関の設置

第三者機関としての合議制機関を設置し、手続の過程でその議を経る（又は意見を聴取するなど）ことを義務付ける。これにより手続における公正性・中立性・透明性が確保される。

#### 総合評価一般競争入札方式の採用

価格、サービスの質を総合的に評価するための競争入札方式を採用する。これにより特定公共サービスではない通常サービスにおいても価格だけでなく、質についても評価の対象とすることが可能となり、民間の創意工夫が生かしくなる。

#### 秘密保持義務、監督規定及びみなし公務員規定の代替措置の設置

適正な事業実施を確保するため、条例により、対象公共サービスを実施することとなった民間事業者に秘密保持義務を課したり、監督に係る措置（報告徴収等）を講ずる。さらには、法第25条第2項のみなし公務員規定の代替措置として罰則を設ける。これにより、民間事業者に対して適正な事業運営を求めることが可能となる。特に個人情報に係る業務等、秘密保持の必要性の高い業務であっても市場化を検討することが可能となる。

#### 民間提案の採用

対象事業の選定において、法と同様の民間提案の手法を活用する方法である。

これについては、上記（1）イで既に述べたところである。

なお、前述したとおり、実際の地方公共団体の取組状況をみると、官民協働の一手法としての活用が見受けられる。

これまで述べてきたとおり、いわゆる「自治体版市場化テスト」は、それぞれの地方公共団体の必要性に応じて作り上げられてきた制度である。こうした独自の制度を有効に活用するためには、その制度設計の段階で、各地方公共団体がどのような目的をもって市場化テストを導入しようとしているのかを明確にしておくことが重要である。制度導入の目的意識が明確であれば、対象事業の選定手法やプロセスの設定方法等、制度に求められる仕組みも自ずと決まり、目的実現のためにより有効な制度設計が可能となると考えられる。

## 2 地方公共団体が市場化テストを導入する場合に検討すべき事項

### (1) 独自の市場化テストにおける条例化の必要性～条例化の選択

これまでみてきたように、法に基づかない地方公共団体独自の市場化テストは、例えば行政の事務・事業を公表して民間から提案を受ける、あるいは民間から率先して担える事務・事業の提案を受ける、又は地方公共団体自らが市場化する事業を特定して公表する、その結果を踏まえて官民競争入札等を実施するという場合にあって、手



続としての条例の制定は必須ではなく、現在の制度の下で市場化テストの実施が可能である。

一方で、足立区のように団体としての考え方や独自の手続を条例として定め、独自の市場化テストを実施しようとしている地方公共団体もある。

そこで、独自の市場化テストを実施しようとしている地方公共団体は、どのような場合に条例の制定が必要となるのか、条例化が選択されるのかを検討した。

特定公共サービスと一体化して事務・事業を市場化しようとする場合

この場合は、法の手続によらなければならない特定公共サービスの手続に連動することになることから、特定公共サービスと一体化して市場化する手続を法の手続に準じて検討する必要がある。

特定の事務・事業を市場化するのではなく、相談、研修、調査、窓口といった事務・事業全般を対象とする場合

この場合は、恒常的に市場化の手続が発生することから、一般原則として手続を規定しておく必要がある。

事業者決定に際して、透明性、公平性等、客観性を持たせる必要がある場合

この場合は、要綱設置による執行機関内部の審議機関（業者選定委員会等）での対応も可能であるが、より客観性を担保する必要がある場合は、附属機関として条例に位置付ける検討を行う必要がある。

当該業務の特殊性から特に秘密保持義務を課したり、みなし公務員規定の代替措置や監督措置が求められる場合

この場合は、事業者に特段の義務を課すことになることから条例規定を設ける必要がある。

地方公共団体の判断として、民間活力活用の基本姿勢を示す必要があると判断した場合

この場合は、広く行政サービスの担い手と考えられる者に、今後の当該地方公共団体の行政サービスの方向を示す必要があることから、地方公共団体の基本姿勢を条例化することが望ましい。

もとより、こうした検討項目は個別に検討するものではなく、それぞれの地方公共団体の実情に合わせて、市場化しようとする公共サービスの特徴や、今後市場化する公共サービスの動向等を総合的に勘案し、条例化に向けた検討を行うことになる。

## (2) 条例化が選択された場合の検討要素と留意事項

(1)の検討の結果、条例化が適当となった場合に、どのような条例とするのかはそれぞれの団体の判断であるが、条例化の検討の対象とその内容及び留意事項を法を参考に整理すると図表3 - 4のようになる。

図表3 - 4 独自条例の制定を選択した場合の検討要素等

検討要素	検討( )・規定内容	留意事項
(条例の制定趣旨)	<p>条例の性格                      法施行条例と独自条例の両方の性格を持たせるのか、法以外の公共サービスを対象とした独自条例とするのか                      当該地方公共団体の公共サービス実施の基本的考え方                      導入する競争方式                      官民競争入札、民間競争入札及び公募型プロポーザルのすべてとするのか、この一部か                      競争入札の手續                      合議制機関の設置、運営</p>	<p>検討内容を踏まえ、条例の制定趣旨を規定</p>
(用語の定義)	<p>(規定項目の例)                      ・条例の対象とする公共サービスの定義                       ・導入する競争方式の定義                       ・公共サービスを担う事業者の定義                      条例の適用を受ける機関(実施機関)の定義                      執行機関だけにするのか、行政委員会や警察、他の任命権者の機関を含めるのか。                      三公社等の三セクを対象とするのか。</p>	<p>特定公共サービスのみを対象とする場合は不要                      法改正が必要なサービスの定義は不可                       (条例の制定趣旨)と連動 当該地方公共団体すべてに適用する場合には不要                       左を対象とする場合は「実施機関等」として別に規定する必要有り</p>
(基本理念)	<p>団体の公共サービス改革の基本的考え方(見直し、事業の廃止に係る規定)</p>	<p>(条例の制定趣旨)と連動</p>
(地方公共団体の責務)	<p>(規定項目の例)                      ・公共サービスの選定                      ・行政関与の最小限化                      ・民間の創意工夫の反映                      ・必要かつ適切な監督</p>	<p>実施機関(等)を規定する場合は実施機関(等)の責務</p>
(民間事業者の責務)	<p>(規定項目の例)                      ・基本理念にのっとりすること                      ・創意工夫を公共サービスの提供に生かすこと                      ・公共サービスの適正かつ確実な実施                      ・住民の信頼の確保</p>	
(基本方針)	<p>各団体で策定する民間活力導入指針等に条例上の根拠を付与するか否か                       合議制機関の審議事項とするか否か</p>	<p>実施方針の中で規定することは可能。その場合、この規定は不要                      報告事項とすることも可能だが、いずれの場合も合議制機関の設置時期(条例提案)が早まることに留意</p>
(実施方針)	<p>(規定項目の例)                      ・公共サービス改革の意義及び目標                      ・公共サービス改革のための講ずべき施策に関する基本方針(民間活力導入指針等)                      ・導入する競争方式の対象として選定した公共サービスの内容及び選定に伴って講ずる措置                      ・特定公共サービス以外の条例の対象と</p>	<p>合議制機関の審議事項とすることも可能                      ここで規定する場合は基本方針は不要                       相手方の決定方式ごとにサービスを規定するのか、一括で規定するかは当該団体の判断。法は要</p>

検討要素	検討( )・規定内容	留意事項
	<p>する公共サービスの廃止及び廃止に伴って講ずる措置、廃止の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針策定のための情報の公表の方法、民間からの意見聴取及び手続の方法</li> <li>・実施方針案の公表と意見聴取の方法</li> <li>・条例の対象とする公共サービスの評価及び評価結果の実施方針への反映</li> <li>・実施方針の変更に関する事項</li> </ul>	<p>請していないことに留意</p> <p>法は要請していないことに留意 公共サービス評価との連動に留意</p>
(官民競争入札実施要項)	<p>(規定項目の例) 法第9条、16条参照 従来の公共サービスの実施状況の事前公表項目 特定公共サービス以外の公共サービスに係る入札実施要項を合議制機関の審議事項とするか否か</p>	<p>官民競争入札については、事業担当職員と入札担当職員の情報の遮断が重要 指名競争入札実施の可否について検討</p>
(欠格事由)	<p>特定公共サービス以外の公共サービスの官民競争入札に参加できない者の要件</p>	<p>民間競争入札、公募型プロポーザルへの準用規定に留意</p>
(情報の公正な取扱い)	<p>入札実施要項記載以外の情報提供要請に関する対応と公表した場合の他の入札参加者への情報の提供規定</p>	<p>民間競争入札、公募型プロポーザルへの準用規定に留意</p>
(官民競争入札への参加)	<p>民間事業者の参加手続及び方法 書面のみとするか、電磁記録を認めるか  官の参加手続及び方法</p>	<p>民間競争入札、公募型プロポーザルへの準用規定に留意</p>
(官民競争入札の実施及び落札者等の決定)	<p>特定公共サービス以外の公共サービスに係る落札者決定を合議制機関の審議事項とするか否か  民間競争入札における落札者及び公募型プロポーザルの優先交渉権者の決定を合議制機関の審議事項とするか否か</p>	<p>民間競争入札、公募型プロポーザルへの準用規定に留意 特に、公募型プロポーザルでの優先交渉権者の決定の読替規定に留意 報告事項とすることも可能</p>
(民間競争入札実施要項)	<p>(規定項目の例) 法第14条、18条参照 従来の公共サービスの実施状況の事前公表項目 特定公共サービス以外の公共サービスに係る入札実施要項を合議制機関の審議事項とするか否か</p>	<p>指名競争入札実施の可否について検討</p> <p>報告事項とすることも可能</p>
(公募型プロポーザル実施要項)	<p>法の趣旨からみて、随意契約とされる公募型プロポーザルの是非 官が参加した公募型プロポーザルの可能性の検証 競争方式に公募型プロポーザルを採用した場合の実施要項に記載する事項についての規定 (規定項目の例) 法第14条、18条参照 従来の公共サービスの実施状況の事前公表項目 特定公共サービス以外の公共サービスに係る公募型プロポーザル実施要項を合議制機関の審議事項とするか否か</p>	<p>官民公募型プロポーザル実施の可否について検討</p>

検討要素	検討( )・規定内容	留意事項
(指定管理者等の選定の特例)	公共サービスを担う事業者が同時に指定管理者やPFI事業者 <sup>135</sup> となる場合の規定関係の整理	事業の分割発注の可能性の検証
(契約の締結等)	(規定項目の例) 法第20条参照 特定公共サービス以外の公共サービスに係る契約時の公表は、法施行令第7条と同様でよいか。	公募型プロポーザルへの準用規定に留意
(契約の変更)	(規定項目の例) 法第20条参照 特定公共サービス以外の公共サービスに係る契約変更を合議制機関の審議事項とするか否か 特定公共サービス以外の公共サービスに係る契約変更時の公表は、法施行令第8条と同様でよいか。	報告事項とすることも可能
(契約の解除等)	(規定項目の例) 法第22条参照 特定公共サービス以外の公共サービスに係る契約解除の公表は、法と同様でよいか。	事業者が同時に指定管理者やPFI事業者である場合には、指定の取消やPFI契約の解除が本契約の解除要件になることを明記する必要 地方自治法第167条の2第1項第5号の規定があるが、上記の場合を含め、競争入札等の実施が不可能な場合に随意契約を可能とする特例を設けることも可能 この場合においては、別に随意契約の相手方を適正な手続による相手方とみなす規定が必要
(官民競争入札対象公共サービス等の実施)	(規定項目の例) 法第24条参照	競争方式に公募型プロポーザルを導入する場合は、「公募型プロポーザル対象公共サービス」を追記
(権限の適正な行使)	公共サービスの担い手として事業者の権利濫用(必要のない行為の強要、権利行使の妨害等)を禁止する規定	法に規定はない。
(秘密保持義務)	(規定項目の例) 法第25条第1項参照	独自の市場化テストについては、法第25条第1項(秘密保持義務規定)の適用がないことから、別に秘密保持義務を本条で課し、別に罰則を設ける必要がある。
(報告の徴収等)	(規定項目の例) 法第26条参照 特定公共サービス以外の公共サービスに係る事業者への報告の徴収について、軽微な者は合議制機関への通知を必要としないか否か	

<sup>135</sup> なお、PFI事業については、市場化テストとの併用は論理的には可能であるが、実務的には非常に煩雑となることが想定される。

検討要素	検 討 ( ) ・ 規 定 内 容	留 意 事 項								
(行政機関(実施機関)等の長等の指示等)	(規定項目の例) 法第27条参照 特定公共サービス以外の公共サービスに係る事業者への指示について、軽微なものは合議制機関への通知を必要としないか否か									
(業務引継・協力等)	公共サービスの適正な履行を確保するため、行政機関(実施機関)等に打合せ、適切な事務引継、事業者との協力体制の確保等の義務を課す必要はないか。	条例事項とせず、契約条項で明記することで対応が可能								
(報告・説明義務)	会計年度終了ごとの公共サービスの実施状況の報告義務や次回入札のための行政機関への情報の開示等の規定	条例事項とせず、契約条項で明記することで対応が可能								
(退職手当の特例)	国家公務員の退職手当の特例と同様、退職派遣の規定	退職派遣を行わないとする政策判断があれば、本条項は不要								
(地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施)	(規定項目の例) 法第36条参照									
(合議制機関)	(規定項目の例) 法第37条～46条参照 合議制機関に独自市場化テストの実施を念頭にどのような権能を与えるか、各団体の附属機関の規定項目を参考に検討 法の条項以外に考えられる規定項目の追加 (規定項目の追加) ・組織(部会の設置) ・議事(議事決定の方法、委員が審議に加わることができない場合)  ・委員(専門事項を調査する専門委員の設置、委員の秘密保持義務) ・委員の任期(専門委員の解任)	規則事項との関係の整理  独自の市場化テストについては、合議制機関の設置は必須ではない。学識、職員で構成する要綱設置の委員会等で審議し、審議内容をホームページで公表することにより公平性、透明性を担保することも可能(合議制機関との併存、事務分担の検討)この場合、要綱設置の委員会の検討とする条項はすべて削除し、要綱中に規定することになる。 附属機関の委員に長や現職職員を当てることも可能だが、この場合は(上記の場合を含め)入札参加資格の欠格事由を規定する必要がある。								
(規則への委任)										
(罰則)	(規定項目の例) 法第54条～56条 みなし公務員規定が適用されないことから独自に条例で罰則を規定(法の空白) (罰則対象と量刑の例) <table border="1" data-bbox="494 1680 997 1948"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>量 刑 の 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(権限の適正な行使)違反</td> <td>2年以下の懲役又は禁固</td> </tr> <tr> <td>事業者の(秘密保持義務)違反</td> <td>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</td> </tr> <tr> <td>事業者の(報告徴収等)違反</td> <td>1年以下の懲役又は30万円以下の罰金</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	量 刑 の 例	(権限の適正な行使)違反	2年以下の懲役又は禁固	事業者の(秘密保持義務)違反	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	事業者の(報告徴収等)違反	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	地方自治法第14条第3項による量刑の上限  公務員職権濫用罪(刑法第193条)相当 公務員の秘密保持義務違反(地方公務員法第60条)相当 法第55条第1項
対 象	量 刑 の 例									
(権限の適正な行使)違反	2年以下の懲役又は禁固									
事業者の(秘密保持義務)違反	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金									
事業者の(報告徴収等)違反	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金									

検討要素	検討( )・規定内容	留意事項	
	事業者の(行政機関(実施機関)等の長等の指示等)違反	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	法第55条第2項
	事業者の収賄	2年以下の懲役	収賄罪(刑法第197条)相当
	事業者の事後収賄	1年以上2年以下の懲役	事後収賄罪(刑法第197条の3第3項)相当
	事業者の斡旋収賄	1年以上2年以下の懲役	あっせん収賄罪(刑法第197条の4)相当
	事業者の贈賄	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	収賄罪(刑法第198条)相当
	合議制機関の委員の(秘密保持義務)違反	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	公務員の秘密保持義務違反(地方公務員法第60条)相当
	事業者の代理人、従業者等が上記違反を犯した場合の法人への罰則		法第56条

### 3 まとめ

これまでも述べてきたように、地方公共団体では、法が制定される以前から、既にそれぞれの実情に合わせた形での民間活力の活用に取り組んできており、一定の成果を挙げているといえる。こうした国と地方公共団体の状況を鑑みると、この「市場化テスト」の導入の意味は、国と地方公共団体では自ずと異なっていると考えられる。

国にとっての市場化テストは、これまで独占してきた公共サービスを民間にも開放することによって、国の公共サービス体制の方向を抜本的に変えていくという、構造改革のための手段としての意味を持っている。

他方、地方公共団体では、地域住民へのサービスの向上という目標の中で求められる行政改革のための一つの手法として、既に導入されている制度と併存する形で市場化テストは存在しているものにすぎない。

ただし、市場化テストという手法は、これまで官のみが担ってきた公共サービスへの競争原理の導入、公正・透明な手続を前提とした情報の開示や民間提案の活用というように、公共サービスの最適な提供手法と担い手を選択するという新たな視点から民間活力の活用の可能性を検証できる仕組みでもあり、それぞれの地方公共団体の創意工夫の中でうまく使いこなすことによって、公共サービスの質と効率性を向上させるという本来的な目的だけではなく、行政の透明性の確保や、職員の意識改善、住民参加の向上、一層のサービスの向上のための官民協働の促進等の様々な副次的な効果が図られる可能性を持っている。

このような可能性に着目し、法の適用対象となっていない公共サービスにまで広げようとする地方公共団体独自の市場化テストの取組について、PFI、指定管理者制度等の様々な改革手法の導入と相まって新たな公共サービスの担い手の育成につながり、ひいては地方公共団体の公共サービス全体の改革につなげていく手法として注目していきたい。

## 參考資料編





公共サービス改革法対照表

内閣府公共サービス改革推進室編『詳解 公共サービス改革法』を参考に作成

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
第一章 総則						
第一条	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。</p>					<p>内閣は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第三項から第五項まで、第十条第九号及び第十二号（これらの規定を同法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）第十三条第一項（同法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）及び第三項（同法第十五条において準用する場合を含む。）第二十條第二項、第二十一條第三項、第三十一條第三項並びに第四十九條の規定に基づき、この政令を制定する。</p>
第二条	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）</li> <li>二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関</li> <li>三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関</li> <li>四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関</li> <li>五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び司法法第八条の三の特別の機関</li> </ul> <p>2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。</p> <p>3 この法律において「国の行政機関等の長等」とは、国の行政機関の長、独立行政法人の長、国立大学法人の学長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊法人の代表者をいう。</p> <p>4 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 施設の設置、運営又は管理の業務</li> <li>ロ 研修の業務</li> </ul> </li> </ul>					

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>八 相談の業務            二 調査又は研究の業務            ホ イから二までに掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務            二 特定公共サービス</p> <p>5 この法律において「特定公共サービス」とは、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であって、第五章第二節の規定により、法律の特例が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。</p> <p>6 この法律において「官民競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。            一 公共サービス改革基本方針（第七条に規定する公共サービス改革基本方針をいう。次項第一号において同じ。）において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、国の行政機関等と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第一節の規定により行われるもの            二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、地方公共団体と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第三節の規定により行われるもの</p> <p>7 この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。            一 公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第二章第二節の規定により行われるもの            二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第四節の規定により行われるもの</p> <p>8 この法律において「公共サービス実施民間事業者」とは、第二十条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者をいう。</p> <p>9 この法律において「法令の特例」とは、公共サービス実施民間事業者が公共サービスを実施する場合において必要とされる資格、国の行政機関等の長等若しくは地方公共団体の長による監督上の措置、規制の緩和その他の特例に関する第五章に規定する法律の特例及び政令又は主務省令により規定された事項についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例をいう。</p>					
第三条	<p>（基本理念）</p> <p>第三条 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。</p> <p>2 前項の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。</p>					
第四条 第五条	<p>（国の行政機関等の責務）</p> <p>第四条 国の行政機関等は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国の行政機関等の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国の行政機関等の関与その他の規制を必要最小限のものとする事により民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映される</p>		<p>（地方公共団体の責務）</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとする事により民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するととも</p>			

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>よう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>2 国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする。</p>		<p>に、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。</p>		<p>・第五条においては、第四条第二項に該当する規定はない</p>	
第六条	<p>(民間事業者の責務)</p> <p>第六条 公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めなければならない。</p>					
第二章 公共サービス改革基本方針等						
第七条 第八条	<p>(公共サービス改革基本方針)</p> <p>第七条 内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>2 公共サービス改革基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項</p> <p>二 競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p> <p>三 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置(特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下この条において同じ。)についての計画(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>四 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画</p> <p>五 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス(以下「官民競争入札対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項</p> <p>六 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス(以下「民間競争入札対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項</p> <p>七 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項</p>		<p>(地方公共団体における官民競争入札等の実施方針)</p> <p>第八条 地方公共団体の長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を作成するものとする。</p> <p>2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項</p> <p>二 官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容</p> <p>三 民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項</p>		<p>・第八条においては、第七条第二項第二号から四号及び七号に該当する規定はない</p> <p>・第八条においては、第七条第二項第五号、六号の「政府が講ずべき措置に関する事項」に該当する規定はない</p>	

国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備 考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
<p>3 内閣総理大臣は、前項第三号から第七号までに掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、民間事業者の意見を聴くものとする。</p> <p>4 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、国の行政機関等の長等に対し、当該国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、その内容その他の参考となる情報の提出を求め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</p> <p>5 内閣総理大臣は、第二項第四号に掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方公共団体がその特定公共サービスに関しその実施を民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、地方公共団体の意見を聴くものとする。</p> <p>6 内閣総理大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会（第三十七条に規定する官民競争入札等監理委員会をいう。以下第五章までにおいて同じ。）の議を経なければならない。</p> <p>7 内閣総理大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を</p>	<p>3 地方公共団体の長は、前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について、民間事業者の意見を聴くものとする。</p> <p>4 地方公共団体の長は、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</p>	<p>3 地方公共団体の長は、前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について、民間事業者の意見を聴くものとする。</p> <p>4 地方公共団体の長は、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</p>	<p>3 地方公共団体の長は、前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について、民間事業者の意見を聴くものとする。</p> <p>4 地方公共団体の長は、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。</p>	<p>・第八条においては、第七条第三項の「政府が講ずべき措置」に該当する規定はない</p> <p>・第八条においては、第七条第五項から九項に該当する規定はない</p>	<p>（公共サービス改革基本方針の案の作成に係る意見の聴取）</p> <p>第一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による民間事業者からの意見の聴取は、当該意見の聴取のための相当な期間を定めて書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣総理大臣が定めるものをいう。）を含む。次条において同じ。）の提出を受けることにより行うものとする。</p> <p>2 法第七条第五項の規定による地方公共団体からの意見の聴取については、前項の規定を準用する。</p> <p>（公共サービス改革基本方針の案の作成に係る情報の公表）</p> <p>第二条 法第七条第四項の規定による情報の公表は、国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、民間事業者から書面により情報の公表の求めがあった業務について、遅滞なく、その具体的な実施体制及び実施方法その他の同条第三項の規定による意見の聴取を適切に実施するために必要と認められる情報を明らかにすることにより行うものとする。</p>

国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>求めなければならない。</p> <p>8 内閣総理大臣は、前項の見直しに当たっては、<u>第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。</u></p> <p>9 第三項から第六項までの規定は、<u>第七項の公共サービス改革基本方針の変更について準用する。</u></p> <p>10 内閣総理大臣は、<u>第一項又は第七項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、公共サービス改革基本方針を公表しなければならない。</u></p>		<p>5 地方公共団体の長は、<u>実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</u></p>		

第三章 官民競争入札及び民間競争入札

	第一節 国の行政機関等による官民競争入札の実施等	第二節 国の行政機関等による民間競争入札の実施等	第三節 地方公共団体による官民競争入札の実施等	第四節 地方公共団体による民間競争入札の実施等	
<p>第九条</p> <p>第十四条</p> <p>第十六条</p> <p>第十八条</p>	<p>（官民競争入札実施要項）</p> <p>第九条 国の行政機関等の長等は、<u>公共サービス改革基本方針において官民競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく）公共サービス改革基本方針に従って、官民競争入札実施要項を定めなければならない。</u></p> <p>2 官民競争入札実施要項は、<u>官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一 官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項</p>	<p>（民間競争入札実施要項）</p> <p>第十四条 国の行政機関等の長等は、<u>公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく）公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めなければならない。</u></p> <p>2 民間競争入札実施要項は、<u>民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項</p>	<p>（官民競争入札実施要項）</p> <p>第十六条 地方公共団体の長は、<u>第八条に規定する実施方針において官民競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、遅滞なく、官民競争入札実施要項を定めるものとする。</u></p> <p>2 官民競争入札実施要項は、<u>官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項</p>	<p>（民間競争入札実施要項）</p> <p>第十八条 地方公共団体の長は、<u>第八条に規定する実施方針において民間競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、遅滞なく、民間競争入札実施要項を定めるものとする。</u></p> <p>2 民間競争入札実施要項は、<u>民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p>一 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項</p>	

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>二 <u>官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項</u></p> <p>三 次条に定めるもののほか、<u>官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</u></p> <p>四 <u>官民競争入札に参加する者の募集に関する事項</u></p> <p>五 <u>官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項</u></p> <p>六 <u>官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項</u></p> <p>七 <u>官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項</u></p> <p>八 <u>公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する国有財産をいう。第十四条第二項第七号において同じ。）に関する事項</u></p> <p>九 <u>国の行政機関等の職員のうち、第三十一条第一項に規定する対象公共サービス</u></p>	<p>二 <u>民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項</u></p> <p>三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、<u>民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</u></p> <p>四 <u>民間競争入札に参加する者の募集に関する事項</u></p> <p>五 <u>落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項</u></p> <p>六 <u>民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項</u></p> <p>七 <u>公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項</u></p>	<p>二 <u>地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項</u></p> <p>三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、<u>官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</u></p> <p>四 <u>官民競争入札に参加する者の募集に関する事項</u></p> <p>五 <u>地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項</u></p> <p>六 <u>官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項</u></p> <p>七 <u>地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項</u></p> <p>八 <u>公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。第十八条第二項第七号において同じ。）に関する事項</u></p> <p>九 <u>地方公共団体の職員のうち、公共サービス実施民間事業者に使用される者であ</u></p>	<p>二 <u>地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項</u></p> <p>三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、<u>民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</u></p> <p>四 <u>民間競争入札に参加する者の募集に関する事項</u></p> <p>五 <u>落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項</u></p> <p>六 <u>地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項</u></p> <p>七 <u>公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産に関する事項</u></p>	<p>・第十四条及び十八条においては、第九条第二項第六号に該当する規定はない</p> <p>・第十四条及び十八条においては、第九条第二項第九号に該当する規定</p>	

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備 考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p data-bbox="376 288 607 336"><u>従事者となることを希望する者に関する事項</u></p> <p data-bbox="358 421 607 549">十 公共サービス実施民間事業者が<u>官民競争入札対象公共サービス</u>を実施する場合において適用される法令の特例に関する事項</p> <p data-bbox="358 580 607 927">十一 公共サービス実施民間事業者が、<u>官民競争入札対象公共サービス</u>を実施するに当たり、<u>国の行政機関等の長等</u>に対して報告すべき事項、<u>秘密を適正に取り扱うために必要な措置</u>その他の<u>官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置</u>に関する事項</p> <p data-bbox="358 979 607 1353">十二 公共サービス実施民間事業者が<u>官民競争入札対象公共サービス</u>を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し<u>第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任</u>(<u>国家賠償法</u> 昭和二十二年法律第百二十五号)の規定により<u>国の行政機関等</u>が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。</p>	<p data-bbox="645 421 898 549">八 公共サービス実施民間事業者が<u>民間競争入札対象公共サービス</u>を実施する場合において適用される法令の特例に関する事項</p> <p data-bbox="645 580 898 927">九 公共サービス実施民間事業者が、<u>民間競争入札対象公共サービス</u>を実施するに当たり、<u>国の行政機関等の長等</u>に対して報告すべき事項、<u>秘密を適正に取り扱うために必要な措置</u>その他の<u>民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置</u>に関する事項</p> <p data-bbox="645 979 898 1219">十 公共サービス実施民間事業者が<u>民間競争入札対象公共サービス</u>を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し<u>第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任</u>に関する事項</p>	<p data-bbox="956 288 1187 416"><u>って当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに係る業務に従事する者となることを希望する者に関する事項</u></p> <p data-bbox="938 421 1187 576">十 公共サービス実施民間事業者が<u>地方公共団体官民競争入札対象公共サービス</u>を実施する場合において適用される法令の特例に関する事項</p> <p data-bbox="938 580 1187 975">十一 公共サービス実施民間事業者が、<u>地方公共団体官民競争入札対象公共サービス</u>を実施するに当たり、<u>地方公共団体の長</u>に対して報告すべき事項、<u>秘密を適正に取り扱うために必要な措置</u>その他の<u>地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十三条において準用する第二十条第二項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置</u>に関する事項</p> <p data-bbox="938 979 1187 1353">十二 公共サービス実施民間事業者が<u>地方公共団体官民競争入札対象公共サービス</u>を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し<u>第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任</u>(<u>国家賠償法</u>の規定により<u>地方公共団体</u>が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を</p>	<p data-bbox="1223 421 1471 576">八 公共サービス実施民間事業者が<u>地方公共団体民間競争入札対象公共サービス</u>を実施する場合において適用される法令の特例に関する事項</p> <p data-bbox="1223 580 1471 975">九 公共サービス実施民間事業者が、<u>地方公共団体民間競争入札対象公共サービス</u>を実施するに当たり、<u>地方公共団体の長</u>に対して報告すべき事項、<u>秘密を適正に取り扱うために必要な措置</u>その他の<u>地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置</u>に関する事項</p> <p data-bbox="1223 979 1471 1273">十 公共サービス実施民間事業者が<u>地方公共団体民間競争入札対象公共サービス</u>を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し<u>第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任</u>に関する事項</p>	<p data-bbox="1496 288 1554 304">はない</p>	

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>第十四条第二項第十号において同じ。)に関する事項</p> <p><u>十三 官民競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項</u></p> <p>十四 その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項</p> <p>3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施(同項第十二号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。)を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。</p> <p>一 知識及び能力 二 経理的基礎 三 技術的基礎</p> <p>四 その他官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項</p> <p>4 第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次に掲げるものを明らかにするものとする。</p> <p>一 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費 二 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員 三 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備</p>	<p>十一 民間競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項</p> <p>十二 その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項</p> <p>3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施(同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。)を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。</p> <p>一 知識及び能力 二 経理的基礎 三 技術的基礎</p> <p>四 その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項</p> <p>4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。</p> <p>一 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費 二 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員 三 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備</p>	<p>含む。第十八条第二項第十号において同じ。)に関する事項</p> <p>十三 その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項</p> <p>3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施(同項第十二号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。)を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。</p> <p>一 知識及び能力 二 経理的基礎 三 技術的基礎</p> <p>四 その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項</p> <p>4 第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次に掲げるものを明らかにするものとする。</p> <p>一 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費 二 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員 三 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設</p>	<p>十一 その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項</p> <p>3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施(同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。)を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。</p> <p>一 知識及び能力 二 経理的基礎 三 技術的基礎</p> <p>四 その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項</p> <p>4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。</p> <p>一 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費 二 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員 三 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設</p>	<p>・第十六条、第十八においては、第九条第二項第十三号に該当する規定はない。</p>	



	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>四 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度</p> <p>5 国の行政機関等の長等は、<u>官民競争入札実施要項</u>を定めようとするときは、<u>官民競争入札等監理委員会</u>の議を経なければならぬ。</p> <p>6 国の行政機関等の長等は、<u>官民競争入札実施要項</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 前二項の規定は、<u>官民競争入札実施要項</u>の変更について準用する。</p>	<p>四 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度</p> <p>5 国の行政機関等の長等は、<u>民間競争入札実施要項</u>を定めようとするときは、<u>官民競争入札等監理委員会</u>の議を経なければならぬ。</p> <p>6 国の行政機関等の長等は、<u>民間競争入札実施要項</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 前二項の規定は、<u>民間競争入札実施要項</u>の変更について準用する。</p>	<p>及び設備</p> <p>四 地方公共団体<u>官民競争入札対象公共サービス</u>に関する従来の実施における目的の達成の程度</p> <p>5 地方公共団体の長は、<u>官民競争入札実施要項</u>を定めようとするときは、<u>第四十七条第一項に規定する合議制の機関</u>の議を経るものとする。</p> <p>6 地方公共団体の長は、<u>官民競争入札実施要項</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 前二項の規定は、<u>官民競争入札実施要項</u>の変更について準用する。</p>	<p>及び設備</p> <p>四 地方公共団体<u>民間競争入札対象公共サービス</u>に関する従来の実施における目的の達成の程度</p> <p>5 地方公共団体の長は、<u>民間競争入札実施要項</u>を定めようとするときは、<u>第四十七条第一項に規定する合議制の機関</u>の議を経るものとする。</p> <p>6 地方公共団体の長は、<u>民間競争入札実施要項</u>を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 前二項の規定は、<u>民間競争入札実施要項</u>の変更について準用する。</p>		
第十条	<p>(欠格事由)</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>官民競争入札</u>に参加することができない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>三 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p>	<p>【第十五条による準用】</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>民間競争入札</u>に参加することができない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>三 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p>	<p>【第十七条による準用】</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>官民競争入札</u>に参加することができない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>三 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p>	<p>【第十九条による準用】</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>民間競争入札</u>に参加することができない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者</p> <p>三 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p>		

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五 <u>第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者</u></p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者</p> <p>九 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者</p> <p>十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによつて官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそ</p>	<p>(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五 <u>第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者</u></p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者</p> <p>九 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者</p> <p>十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによつて民間競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該民間競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそ</p>	<p>(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五 <u>第二十三条において準用する第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者</u></p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者</p> <p>九 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者</p> <p>十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによつて地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼</p>	<p>(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>五 <u>第二十三条において準用する第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者</u></p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者</p> <p>九 その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者</p> <p>十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによつて地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼</p>		<p>(親会社等)</p> <p>第三条 法第十条第九号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。</p> <p>一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。</p> <p>二 その役員(理事、取締役、</p>

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>れがある者</p> <p>十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者</p> <p>十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者</p>	<p>れがある者</p> <p>十一 法令の特例において定められた当該民間競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者</p> <p>十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者</p>	<p>の確保に支障を及ぼすおそれがある者</p> <p>十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者</p> <p>十二 第四十七条第一項に規定する合議制の機関の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者</p>	<p>の確保に支障を及ぼすおそれがある者</p> <p>十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者</p> <p>十二 第四十七条第一項に規定する合議制の機関の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者</p>		<p>執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。</p> <p>2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。</p> <p>(委員との直接の利害関係)</p> <p>第四条 法第十条第十二号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める直接の利害関係は、委員と次に掲げる者との関係とする。</p> <p>一 委員が代表権を有する役員である法人</p> <p>二 委員が総株主又は総出資者の議決権の過半数を有する法人</p>
第十一条	<p>(官民競争入札への参加)</p> <p>第十一条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従って、次に掲げる事項を記載した書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に</p>	<p>【第十五条による準用】</p> <p>第十一条 民間競争入札に参加する民間事業者は、民間競争入札実施要項に従って、次に掲げる事項を記載した書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に</p>	<p>【第十七条による準用】</p> <p>第十一条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従って、次に掲げる事項を記載した書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に</p>	<p>【第十九条による準用】</p> <p>第十一条 民間競争入札に参加する民間事業者は、民間競争入札実施要項に従って、次に掲げる事項を記載した書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に</p>	<p>・第十五条、第十九条において、第一項のみ準用</p>	

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>よる情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。)を含む。以下同じ。)を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。</p> <p>一 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法</p> <p>二 入札金額</p> <p>2 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従って、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、遅滞なく、前二項の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならない。</p>	<p>よる情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。)を含む。以下同じ。)を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。</p> <p>一 民間競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む民間競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法</p> <p>二 入札金額</p>	<p>よる情報処理の用に供されるものとして当該地方公共団体の長が定めるものをいう。次項において同じ。)を含む。以下同じ。)を地方公共団体の長に提出することにより、申込みを行うものとする。</p> <p>一 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法</p> <p>二 入札金額</p> <p>2 官民競争入札に参加する地方公共団体の長は、官民競争入札実施要項に従って、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。</p> <p>3 第一項の規定により申込みを受けた地方公共団体の長は、遅滞なく、前二項の書類の写しを第四十七条第一項に規定する合議制の機関に送付しなければならない。</p>	<p>よる情報処理の用に供されるものとして当該地方公共団体の長が定めるものをいう。次項において同じ。)を含む。以下同じ。)を地方公共団体の長に提出することにより、申込みを行うものとする。</p> <p>一 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法</p> <p>二 入札金額</p>		
第十二条	<p>（官民競争入札の実施及び落札者等の決定）</p> <p>第十二条 国の行政機関等の長等は、<u>第九条第二項第五号</u>に規定する評価の基準に従って、<u>前条第一項及び第二項</u>の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場</p>	<p>【第十五条による準用】</p> <p>第十二条 国の行政機関等の長等は、<u>第十四条第二項第五号</u>に規定する評価の基準に従って、<u>前条第一項</u>の書類のすべてについてその評価を行うものとする。</p>	<p>【第十七条による準用】</p> <p>第十二条 地方公共団体の長は、<u>第十六条第二項第五号</u>に規定する評価の基準に従って、<u>前条第一項及び第二項</u>の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場</p>	<p>【第十九条による準用】</p> <p>第十二条 地方公共団体の長は、<u>第十八条第二項第五号</u>に規定する評価の基準に従って、<u>前条第一項</u>の書類のすべてについてその評価を行うものとする。</p>	<p>・第十五条、第十九条においては、官民競争入札等監理委員会（合議制機関）の議は必要としない</p>	

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	合において、国の行政機関等の長等は、 <u>官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬ。</u>		合において、地方公共団体の長は、 <u>第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならない。</u>			
第十三条	<p>第十三条 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、<u>国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合）</u>を落札者として決定するものとする。</p> <p>2 <u>国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかった場合は、国の行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。</u></p> <p>3 <u>国の行政機関等の長等は、前二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者</u></p>	<p>【第十五条による準用】</p> <p>第十三条 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、<u>官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で最も有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者が不適当な場合として政令で定める場合）</u>を落札者として決定するものとする。</p>	<p>【第十七条による準用】</p> <p>第十三条 地方公共団体の長は、前条の評価に従い、<u>地方公共団体の長が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合）</u>を落札者として決定するものとする。</p> <p>2 <u>地方公共団体の長は、前条の評価に従い、地方公共団体の長が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかった場合は、地方公共団体の長が当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。</u></p> <p>3 <u>地方公共団体の長は、前二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏</u></p>	<p>【第十九条による準用】</p> <p>第十三条 地方公共団体の長は、前条の評価に従い、<u>地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で最も有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合）</u>であつては、次に有利な者を落札者として決定するものとする。</p>	<p>・第十五条、第十九条においては、第二項は準用していない。また、第三項については、「又は」以下は準用していない。</p>	<p>（最も有利な申込みをした者を落札者として不適当な場合）            第五条 法第十三条第一項（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、独立行政法人の長、国立大学法人の学長、大学共同利用機関法人の機構長、特殊法人の代表者又は地方公共団体の長が落札者を決定する場合において、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により法第二十条第一項（法第二十三条において準用する場合を含む。）の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と同項の契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときとする。</p> <p>（落札者等を決定したときに公表すべき事項）            第六条 法第十三条第三項（法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する申込みの内容に</p>

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるもの又は<u>国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。</u></p>	<p>の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。</p>	<p>名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち<u>規則で定めるもの又は地方公共団体が地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。</u></p>	<p>名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち<u>規則で定めるものを公表しなければならない。</u></p>		<p>関する事項のうち政令で定めるものは、落札者が行った申込みの内容に関する事項のうち法第十一条第一項第一号(法第十五条において準用する場合を含む。)に掲げる事項の概要とする。 2 法第十三条第三項に規定する法第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものは、同条第一項第一号に掲げる事項の概要及び同条第二項に規定する金額とする。</p>
第二節 国の行政機関等による民間競争入札の実施等						
<p>第十五条 第十七条 第十九条</p> <p>第十四、十六、十八条については、第九条参照</p>	<p>(準用) 第十五条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十四条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とある</p>	<p>(準用) 第十七条 第十条から第十三条までの規定は、地方公共団体の長が実施する官民競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第二十二条第一項」と、同条第十二号、第十一条第三項及び第十二条中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、同条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十六条第二項第五号」と、第十三条第一項中「会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「政令」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) 第十九条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、地方公共団体の長が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第二十二条第一項」と、同条第十二号中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十八条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前</p>			

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
		<p>のは「最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。</p>		<p>条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も有利な申込みをした者（最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。</p>		
<p>第四章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等</p> <p>第一節 契約</p>						
第二十条	<p>（契約の締結等）          第二十条 国の行政機関等の長等は、第十三条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。</p> <p>2 国の行政機関等の長等は、前項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。</p>		<p>【第二十三条による準用】          第二十条 地方公共団体の長は、第十七条及び第十九条において準用する第十三条第一項の規定により民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。</p> <p>2 地方公共団体の長は、前項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。</p>			<p>（契約を締結したときに公表すべき事項）          第七条 法第二十条第二項に規定する契約の内容に関する事項のうち政令で定めるものは、次に掲</p>

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
						げる事項とする。 一 契約に係る法第九条第二項第一号、第二号、第十一号及び第十二号に掲げる事項又は法第十四条第二項第一号、第二号、第九号及び第十号に掲げる事項 二 契約に係る前条第一項に規定する概要 三 契約の相手方の住所(法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 四 契約金額
第二十一条	(契約の変更) 第二十一条 国の行政機関等の長等及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、前条第一項の契約を変更することができる。 2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。 3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。		【第二十三条による準用】 第二十一条 地方公共団体の長及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、 <u>第二十三条において準用する前条第二項の契約を変更することができる。</u> 2 地方公共団体の長は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、 <u>第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならない。</u> 3 地方公共団体の長は、前二項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項のうち <u>規則</u> で定めるものを公表しなければならない。			(契約を変更したときに公表すべき事項) 第八条 法第二十一条第三項に規定する契約の変更の内容に関する事項のうち政令で定めるものは、前条各号に掲げる事項のうち変更した事項及びその理由とする。
第二十二条	(契約の解除等) 第二十二条 国の行政機関等の長等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。 一 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。 イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。 ロ 第九条第二項第三号若しくは第十条(第十一号を除く。)の規定による官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件又は第十四条第二項第三号若しくは第十五条において準用する第十条(第十一号を除く。)の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。		【第二十三条による準用】 第二十二条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。 一 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。 イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。 ロ <u>第十六条第二項第三号若しくは第十七条において準用する第十条(第十一号を除く。)</u> の規定による官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件又は第十八条第二項第三号若しくは第十九条において準用する第十条(第十一号を除く。)の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。			



	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>ハ 法令の特例において定められた当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>ニ 第二十条第一項の契約に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。</p> <p>ホ ニに掲げる場合のほか、第二十条第一項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。</p> <p>ヘ <u>第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</u></p> <p>ト <u>第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。</u></p> <p>チ 法令の特例において定められた当該対象公共サービスに係る契約の解除の事由に該当したとき。</p> <p>ニ 公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の対象公共サービスに従事する者が、第二十五条第一項の規定に違反して、<u>対象公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。</u></p> <p>2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は国の行政機関等が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 国の行政機関等の長等は、前項の規定による措置を講じようとするときは、<u>官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。</u></p> <p>4 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。</p>		<p>ハ 法令の特例において定められた当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>ニ 第二十条第一項の契約に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。</p> <p>ホ ニに掲げる場合のほか、第二十条第一項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。</p> <p>ヘ <u>第二十八条において準用する第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</u></p> <p>ト <u>第二十八条において準用する第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。</u></p> <p>チ 法令の特例において定められた当該対象公共サービスに係る契約の解除の事由に該当したとき。</p> <p>ニ 公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービス若しくは地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに従事する者が、第二十五条第一項の規定に違反して、<u>地方公共団体官民競争入札対象公共サービス若しくは地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。</u></p> <p>2 地方公共団体の長は、前項の規定により契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は地方公共団体が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項の規定による措置を講じようとするときは、<u>第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならない。</u></p> <p>4 地方公共団体の長は、前二項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。</p>			
第二十三条			<p>(地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについての準用)</p> <p>第二十三条 前三条の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用する。この場合において、第二十条第一項中「第十三条第一項(第十五条において準用する場合を含む。)」とあるのは「第</p>			

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
			十七条及び第十九条において準用する第十三条第一項」と、同条第二項及び第二十一条第三項中「政令」とあるのは「規則」と、同条第二項及び前条第三項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、同条第一項第一号口中「第九条第二項第三号若しくは第十条」とあるのは「第十六条第二項第三号若しくは第十七条において準用する第十条」と、「第十四条第二項第三号若しくは第十五条」とあるのは「第十八条第二項第三号若しくは第十九条」と、同号へ中「第二十六条第一項」とあるのは「第二十八条において準用する第二十六条第一項」と、同号ト中「第二十七条第一項」とあるのは「第二十八条において準用する第二十七条第一項」と、同項第二号中「対象公共サービス」とあるのは「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス若しくは地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」と読み替えるものとする。			
第二節 公共サービスの実施						
第二十四条	(官民競争入札対象公共サービス等の実施) 第二十四条 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項(前条において準用する場合を含む。)の契約に従って、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。					
第二十五条	(秘密保持義務等) 第二十五条 公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。					
第三節 監督						
第二十六条	(報告の徴収等) 第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。		【第二十八条による準用】 第二十六条 地方公共団体の長は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。			

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。		4 地方公共団体の長は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、第四十七条第一項に規定する合議制の機関に通知しなければならない。			
第二十七条	(国の行政機関等の長等の指示等) 第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。 2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。		【第二十八条による準用】 第二十七条 地方公共団体の長は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。 2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。			
第二十八条			(地方公共団体官民競争入札対象公共サービス等についての準用) 第二十八条 前二条の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用する。この場合において、第二十六条第四項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは、「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と読み替えるものとする。			
第五章 法令の特例						
第一節 通則						
第二十九条	(法令の特例の適用) 第二十九条 公共サービス実施民間事業者が実施する公共サービスについては、法令の特例を適用する。					
第三十条	(財政法の特例) 第三十条 国が対象公共サービスについて債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。					
第三十一条	(国家公務員退職手当法の特例) 第三十一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員(以下この項において「職員」という。)のうち、国の行政機関等の長等が第二十条第一項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの第九条第二項第二号に規定する実施期間又は第十四条第二項第二号に規定する実施期間(以下この項において「実施期間」という。)の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に使用される者(当該対象公共サービスに係る業務に従事するものに限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。)となるための退職(同法第四条第一項又は第五条第一項の規定に該当する退職に限る。次項において「特定退職」という。)をし、かつ、引き続き対象公共サービス従事者として在職した後引き続いて					

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備 考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>実施期間の末日の翌日までに再び職員となった者(以下この条において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する同法第二条の三の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。</p> <p>2 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の三の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間(以下この項において「基礎在職期間」という。)には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当(以下この条において「先の退職手当」という。)の額の計算の基礎となった基礎在職期間を含むものとする。</p> <p>3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の三の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。</p> <p>一 国家公務員退職手当法第二条の三から第六条の四まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四号)附則第三項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)附則第三条から第六条までの規定により計算した額</p> <p>二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額</p> <p>三 前二項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額</p> <p>4 前三項の規定は、再任用職員の退職前に、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、適用しない。</p> <p>5 再任用職員が退職し、その者に対しまだ当該退職に係る退職手当(その額を第三項本文の規定により計算するものに限る。次項</p>					<p>(法第三十一条第三項第二号の利息に相当する額)</p> <p>第九条 法第三十一条第三項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。</p>

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備 考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令								
	において同じ。)が支払われていない場合において、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、第三項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額(次項において「特例加算額」という。)は、支給しない。 6 再任用職員が退職し、その者に対し当該退職に係る退職手当の支給をした後において、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなったとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなったときは、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等は、特例加算額に相当する額の全部又は一部を返納させることができる。この場合においては、同法第十二条の三第二項の規定を準用する。					<table border="1"> <tr> <td>平成十九年三月三十一日以前</td> <td>年二・三パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで</td> <td>年二・六パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで</td> <td>年三・〇パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成二十一年四月一日以後</td> <td>年三・二パーセント</td> </tr> </table>	平成十九年三月三十一日以前	年二・三パーセント	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年二・六パーセント	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント	平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント
平成十九年三月三十一日以前	年二・三パーセント													
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年二・六パーセント													
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント													
平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント													
第二節 特定公共サービス														
第三十二条	<p>(職業安定法の特例)</p> <p>第三十二条 次に掲げる公共職業安定所の業務(以下この条において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者であって特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行うものは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第三十条第一項の許可を受けた者でなければならない。</p> <p>一 事業の経営管理に係る業務又は技術的及び専門的な知識を必要とする業務に就く職業に就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象とする施設において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務</p> <p>二 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、職業の選択及び労働市場の状況に関する理解を深めさせることにより就職活動を行う意欲を増進することを目的とする施設において行う職業指導及びこれに付随する業務</p> <p>2 前項の公共サービス実施民間事業者が、特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行う場合において当該職業紹介事業に関し国以外の者から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第三十二条の十一の規定は適用しない。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>													

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
第三十三条	<p>(国民年金法等の特例)</p> <p>第三十三条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第八十七条第一項に規定する保険料(以下この条において「保険料」という。)の収納に関する業務のうちに掲げるもの(以下この条において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務(以下この条において「納付受託業務」という。)を実施するものとする。</p> <p>一 国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者であつて、保険料を納期限までに納付しないもの(以下この条において「保険料滞納者」という。)に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務</p> <p>二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務</p> <p>三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に報告する業務</p> <p>2 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。</p> <p>3 前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第三項から第五項まで並びに同法第九十二条の四及び第九十二条の五の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項中「第一項第二号の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。</p> <p>4 第二項の公共サービス実施民間事業者が実施する第一項第二号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条の規定は適用しない。</p> <p>5 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する特定業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。</p> <p>6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する</p>					

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備 考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	<p>者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、社会保険庁長官が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7 特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。</p> <p>8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。</p> <p>9 社会保険庁長官は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。</li> <li>二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。</li> <li>三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。</li> <li>四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行ったとき。</li> <li>五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項又は第九十二条の五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</li> <li>ロ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。</li> <li>ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</li> </ul> </li> </ul> <p>10 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>					

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
第三十四条			<p>(戸籍法等の特例)</p> <p>第三十四条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。</p> <p>一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第一百七条の四第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「戸籍謄本等」という。)の交付(当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)又は同法第十二条の二第一項の規定に基づく同項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第一百七条の四第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「除籍謄本等」という。)の交付(当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し</p> <p>二 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第二十条の十の規定に基づく同条の証明書(以下この号において「納税証明書」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し</p> <p>三 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)第四条の第三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書(以下この号において「登録原票の写し等」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し</p> <p>四 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下この号において「住民票の写し等」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し</p> <p>五 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し(以下この号において「戸籍の附票の写し」という。)の交付(当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し</p> <p>六 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。)が作成する印鑑に関する証明書(以下この号において</p>			



	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備 考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
			<p>「印鑑登録証明書」という。)の交付(当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し</p> <p>2 前項各号に掲げる業務(以下この条において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>一 その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。</p> <p>二 特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令・法務省令で定める施設及び設備を備えていること。</p> <p>三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令・法務省令で定める措置が講じられていること。</p> <p>四 その他総務省令・法務省令で定める要件に適合するものであること。</p> <p>3 地方公共団体は、第二十三条において準用する第二十条第一項の契約(以下この条において単に「契約」という。)を締結しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>4 地方公共団体は、第二十三条において準用する第二十条第二項の規定にかかわらず、契約を締結したときは、その旨、当該契約の相手方となる公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称、当該公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務の内容及びその期間を、遅滞なく、告示しなければならない。</p> <p>5 地方公共団体が、第二十三条において準用する第二十一条第一項の規定により契約を変更する場合又は協議により契約を解除する場合には、前二項の規定を準用する。</p> <p>6 地方公共団体の長は、公共サービス実施民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第二項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。</p> <p>二 第二十八条において準用する第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。</p> <p>7 地方公共団体の長は、第二十三条において準用する第二十二条第一項の規定により契約を解除したときは、同条第四項の規定にかかわらず、その旨、その理由及び当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称を、遅滞なく、告示し、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停</p>			

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
			<p>止を命じた特定業務の内容及びその期間を、第四十七条第一項に規定する合議制の機関に通知するとともに、遅滞なく、告示しなければならない。</p> <p>8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務取扱事業所（公共サービス実施民間事業者が特定業務を取り扱う事業所をいう。）に勤務する者が特定業務に関して知り得た情報を当該特定業務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項のうち、第一項第二号、第四号又は第六号に掲げる業務に係るものについては総務省令で、同項第一号又は第三号に掲げる業務に係るものについては法務省令で、同項第五号に掲げる業務に係るものについては総務省令・法務省令で定める。</p>			
第六章 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等						
第三十五条 第三十六条	<p>（官民競争入札対象公共サービスの実施）</p> <p>第三十五条 国の行政機関等は、第十三条第二項の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に従って、官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。</p>		<p>（地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施）</p> <p>第三十六条 地方公共団体は、第十七条において準用する第十三条第二項の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該地方公共団体の長が作成した第十七条において準用する第十一条第二項の書類の内容に従って、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。</p>			
第七章 官民競争入札等監理委員会等						
第一節 官民競争入札等監理委員会						
第三十七条	<p>（設置）</p> <p>第三十七条 国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に、官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>					
第三十八条	<p>（所掌事務）</p> <p>第三十八条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しな</p>					

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	なければならない。この場合において、関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、内閣総理大臣を通じて行うものとする。					
第三十九条	(組織) 第三十九条 委員会は、委員十三人以上をもって組織する。 2 委員は、非常勤とする。					
第四十条	(委員) 第四十条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。					
第四十一条	(委員の任期) 第四十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。					
第四十二条	(委員長) 第四十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。					
第四十三条	(専門委員) 第四十三条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 4 専門委員は、非常勤とする。					
第四十四条	(事務局) 第四十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。					
第四十五条	(報告の徴収等) 第四十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。					

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備 考
第四十六条	(政令への委任) 第四十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。				競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令 政令第二百二十九号 官民競争入札等監理委員会令 内閣は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。 (部会) 第一条 官民競争入札等監理委員会(以下「委員会」という。)は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。  (議事) 第二条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。 4 委員は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「法」という。)の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備 考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
						<p>の姻族又はこれらの者が特定支配関係(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成十八年政令第二百二十八号)第三条の特定支配関係をいう。次項において同じ。)を有する者の利害に関する事項についての審議及び議決に關与することができない。</p> <p>5 専門委員は、法の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族又はこれらの者が特定支配関係を有する者の利害に関する事項についての審議に關与することができない。</p> <p>(資料の提出等の要求)</p> <p>第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(事務局長)</p> <p>第四条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。</p> <p>(参事官)</p> <p>第五条 委員会の事務所に、参事官四人(うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。</p> <p>2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。</p>

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
						<p>(事務局の内部組織の細目)          第六条 前二条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。</p> <p>(委員会の運営)          第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則          この政令は、法の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。</p>
第二節 地方公共団体の審議会その他の合議制の機関						
第四十七条			<p>第四十七条 地方公共団体は、地方公共団体の長が官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、当該地方公共団体の特定公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、当該地方公共団体の<u>条例</u>で定めるところにより、公共サービスに関して優れた識見を有する者により構成される審議会その他の合議制の機関(次項において「合議制の機関」という。)を置くものとする。</p> <p>2 合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該地方公共団体の<u>条例</u>で定める。</p>			
第八章 雑則						
第四十八条	<p>(競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置)          第四十八条 国は、第二十四条の規定により公共サービス実施民間事業者が実施することとなる官民競争入札対象公共サービスの実施に従事していた職員を、定員の範囲内において、他の官職(他の国の行政機関に属する官職を含む。)に任用することの促進その他の競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。</p>					
第四十九条	<p>(事務の委任)          第四十九条 国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該国の行政機関所属の職員又は他の国の行政機関所属の職員に、官民競争入札又は民間競争入札に関する事務を委任すること</p>					<p>(事務の委任)          第十条 国の行政機関の長は、法第四十九条の規定により他の国の行政機関所属の職員に官民競争</p>

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令
	ができる。					<p>入札又は民間競争入札に関する事務を委任する場合には、当該職員及びその官職並びに委任しようとする事務の範囲について、あらかじめ、当該他の国の行政機関の長の同意を得なければならない。</p> <p>2 国の行政機関の長は、法第四十九条の場合において、当該国の行政機関又は他の国の行政機関に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任することができる。</p> <p>3 前項の場合においては、第一項の同意は、その指定しようとする官職及び委任しようとする事務の範囲についてあれば足りる。</p> <p>4 国の行政機関の長は、法第四十九条の規定により当該国の行政機関所属の職員又は他の国の行政機関所属の職員に官民競争入札又は民間競争入札に関する事務を委任したときは、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。</p>
第五十条 第五十一条	( 解釈規定 ) 第五十条 この法律のいかなる規定も、国の行政機関の長が実施する官民競争入札及び民間競争入札に対する会計法第四章の規定の適用を妨げるものと解釈してはならない。		第五十一条 この法律のいかなる規定も、地方公共団体の長が実施する官民競争入札及び民間競争入札に対する地方自治法第二編第九章第六節の規定の適用を妨げるものと解釈してはならない。			
第五十二条	( 主務省令 ) 第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員中央労働委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。					
第五十三条	( 政令への委任 ) 第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。					
第九章 罰則						

	国/官民競争入札	国/民間競争入札	地方公共団体/官民競争入札	地方公共団体/民間競争入札	備考	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令		
第五十四条	第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。							
第五十五条	第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第二十六条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 二 正当な理由なく、第二十七条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者							
第五十六条	第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。							
附則	<p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>3 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第三項第三号の三の次に次の一号を加える。 三の四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。 第三十七条第三項の表民間資金等活用事業推進委員会の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>官民競争入札等監理委員会</td> <td>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律</td> </tr> </table>				官民競争入札等監理委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律		<p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、法の施行の日（平成十八年七月七日）から施行する。 （内閣府本府組織令の一部改正）</p> <p>2 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。 第三条第三号マを同号ケとし、同号ツからヤまでを同号ネからマまでとし、同号ソ中「トからレまで」を「チからソまで」に改め、同号ソを同号ツとし、同号ヘからシまでを同号トからソまでとし、同号ホの次に次のように加える。 ヘ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定に関すること。</p>
官民競争入札等監理委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律							



## 研究チーム名簿等

### 研究チーム名簿

所 属	職 名	氏 名
総務部行政システム改革推進課	主 幹	江 藤 政 克 (チームリーダー)
企画部市町村課	主 査	勝 野 由 紀 子
横須賀市企画調整部企画調整課 (行政経営担当)	主 査	上 之 段 功
藤沢市企画部経営企画課 (政策研究室)	主 任	稲 田 俊
自治総合研究センター研究部	主 幹	山 本 洋 一
自治総合研究センター研究部	主 査	小 川 恵 美
自治総合研究センター研究部	主任主事	西 出 祐 子

(2007年3月現在)

### 指導・助言をいただいた方

所 属	職 名	氏 名
市場化テスト推進協議会	事務局長	大 野 沢 人

(敬称略)

---

報告書名 地方公共団体における市場化テスト  
～ 公共サービス改革法に基づく手続きを中心に～  
(平成18年度部局共同研究チーム報告書)

発行日 2007(平成19)年3月31日

編集・発行 神奈川県自治総合研究センター  
〒247-0007  
横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1-3  
電話 (045) 896-2932 (研究部直通)  
FAX (045) 896-2928

印刷 株式会社 ホンゴ出版  
電話 (045) 895-2712  
FAX (045) 895-4338

---